

山形県の県土整備

令和2年度

山形県県土整備部

目 次

第1章 県土整備部関係行政組織

- 1 令和2年度県土整備部関係行政組織 …… 1

第2章 県土整備部の予算等

- 1 令和2年度一般会計歳出予算
(当初予算) …… 2
- 2 令和2年度県土整備部関係
当初予算概要 …… 3
- 3 細目別事業概要 …… 5
 - (1) 管理課
 - (2) 管理課(県土強靱化推進室)
 - (3) 建設企画課
 - (4) 県土利用政策課
 - (5) 都市計画課
 - (6) 下水道課
 - (7) 道路整備課
 - (8) 道路保全課
 - (9) 河川課
 - (10) 砂防・災害対策課
 - (11) 空港港湾課
 - (12) 建築住宅課
 - (13) 総合支庁直接要求分
 - (14) 特別会計
- 4 公共事業評価の取組み …… 22
 - (1) 目的
 - (2) 構成
 - (3) 実施件数
- 5 山形県県土づくり感謝状贈呈 …… 23
 - (1) 概要
 - (2) 対象者の選定・感謝状の贈呈
 - (3) 実績

第3章 建設業許可状況等

- 1 許可業者数調 …… 24
- 2 資本金階層別許可業者数調 …… 24
- 3 工事種類別許可業者数調 …… 25
- 4 許可業者数の推移 …… 25
- 5 競争入札参加申込者数 …… 26

- 6 建設業者倒産件数及び
負債金額の推移 …… 26

第4章 技術管理

- 1 公共調達スキルアッププログラム …… 27
 - (1) 概要
 - (2) 「公共調達スキルアッププログラム」
の構成
 - (3) 「公共調達スキルアッププログラム」
の実績
- 2 積算基準関係 …… 28
 - (1) 積算基準
 - (2) 労務単価
 - (3) 資材単価、市場単価
 - (4) 機械損料
- 3 公共工事コスト縮減に関する取組み …… 29
- 4 建設リサイクルに関する取組み …… 30
- 5 県産技術の活用・支援 …… 31
- 6 工事の監督・評定及び委託の
監督・検査・評定 …… 31
- 7 多様な入札に関する取組み …… 32
 - (1) 総合評価落札方式
 - (2) 契約後VE方式
 - (3) プロポーザル方式
 - (4) 県内業者優先指名競争入札方式
 - (5) 共同設計方式
- 8 CALS/EC(公共事業支援統合
情報システム)に関する取組み …… 33
 - (1) 電子入札
 - (2) 設計図書電子閲覧
 - (3) 電子納品
 - (4) 情報共有
 - (5) 山形県ホームページの活用
- 9 公益財団法人山形県建設技術センター
…… 37
 - (1) 組織概要
 - (2) 職員数
 - (3) 事業内容

第5章 山形県建設事業情報総合管理システムの 開発利用状況

- 1 システムの概要 …… 38

2	開発の経緯	38
3	利用対象所属	38
4	システムの特徴	38
5	システム処理機能の概要	39
6	システム利用状況	41
7	システム研修	41
	(1) 令和元年度研修計画	
	(2) 研修受講者数	

第6章 用地

1	用地行政の基本方針	42
	(1) 円滑な用地取得の推進	
	(2) 廃川廃道の処分促進及び国有財産の適正管理	
	(3) 収用委員会の運営について	
2	用地取得実績	43
3	山形県土地開発公社	44
	(1) 組織概要	
	(2) 常勤役職員数	
	(3) 令和元年度事業実績	

第7章 土地利用

1	国土利用計画	46
	(1) 概要	
2	土地利用基本計画	47
3	地価公示・地価調査	48
	(1) 地価に関する調査の種類	
	(2) 最近の地価の動向	
4	土地取引に関する届出制度	48
	(1) 国土利用計画法の土地取引規制制度	
	(2) 近年の土地取引件数と国土利用計画法に基づく届出の状況	
5	景観・地域づくりの取組み	49
	(1) 景観を活かした地域づくりの推進	
	(2) 屋外広告物対策	
	(3) 地域づくりの推進	

第8章 都市計画

1	都市計画のあらまし	51
	(1) 都市計画の目的と役割	
	(2) 都市計画区域	

	(3) 都市計画マスタープラン	
	(4) 都市計画の手続き	
2	都市計画の内容	54
	(1) 区域区分	
	(2) 地域地区	
	(3) 都市施設	
	(4) 市街地開発事業	
	(5) 地区計画等	
3	開発許可制度	70
	(1) 開発許可	
	(2) 開発審査会	
4	都市計画を進めるその他の制度等	71
	(1) 都市計画税	
	(2) 都市計画施設等の区域内における建築許可制度	
	(3) 都市計画調査等	
	(4) 都市災害復旧事業	

第9章 下水道

1	下水道の位置づけ	74
2	下水道の整備の現況	75
	(1) 公共下水道	
	(2) 流域下水道	
	(3) 市町村別整備現況	
3	下水道整備の目標と課題	79
	(1) やまがた「県土未来図」推進指針	
	(2) 山形県生活排水処理施設整備基本構想	
	(3) 適正な施設の管理と下水道経営	
	(4) 下水汚泥の有効利用の促進	
4	公益財団法人山形県建設技術センター 下水道事業所	80
	(1) 公益財団法人山形県建設技術センターの組織体制の概要について	
	(2) 下水道事業所の組織体制について	

第10章 道路

1	道路の概要	81
	(1) 概要	
	(2) 道路現況	
	(3) 大規模自転車道	
	(4) 道の駅	

(5) 道路整備の推移	
(6) 山形県道路公社	
2 道路の整備・管理について……………89	
I 県内産業や観光の振興を支える社会基盤 となるみちづくり	
(1) 県土の基盤となる広域道路ネットワーク の整備促進・機能強化と未事業化区間の 着手	
(2) 広域道路ネットワークを活かす追加 I C (スマート I C 含む) 及び I C や拠点へ のアクセス道路の整備推進	
(3) 高速道路から県内各地へのゲートウェイ となる「道の駅」等への支援	
II 災害を未然に防止し安全・安心に利用できる みちづくり	
(1) 防災・減災に向けた道路の機能強化と 災害発生時における対応の迅速化	
(2) 人にやさしく安全・安心な道路整備に向 けた多様な取組みの推進	
(3) 予防保全型維持管理などによる計画的 な道路施設の長寿命化と効率的な道路 維持管理の推進	
III 既存ストックを有効活用し快適な暮らし と地域の活力を生み出すみちづくり	
(1) 生活区域・都市間ネットワーク及び生 活幹線道路の整備促進	
(2) 街なかに賑わいを創出するみちづくり の推進	
(3) 山形の特性を活かした道路ストック (施 設) をかしこく使うみちづくりの推進	

第 11 章 河川

1 河川の概要……………99	
2 河川事業……………101	
(1) 広域河川改修事業	
(2) 流域治水対策河川事業	
(3) 総合流域防災事業	
(4) 特定構造物改築事業	
3 河川の維持管理……………103	
4 海岸事業……………104	
5 ダム事業……………105	
(1) 山形県のダム	
(2) 最上小国川流水型ダム	

6 水防……………108	
--------------	--

第 12 章 砂防

1 本県の概況……………109	
2 土砂災害対策……………109	
(1) 土砂災害防止施設等 (ハード) の整備	
(2) 警戒避難体制の整備等ソフト対策の推進	
3 土砂災害防止法について……………111	
4 各事業の概要 (県関係事業)……………114	
(1) 砂防事業	
(2) 地すべり対策事業	
(3) 急傾斜地崩壊対策事業	
(4) 雪崩対策事業	
5 国直轄事業……………117	
(1) 最上川水系	
(2) 赤川水系	
(3) 荒川水系	
(4) 阿武隈川水系	
6 各指定地の管理……………119	
(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況	
(2) 地すべり急傾斜地等の巡視員の設置	
7 災害復旧事業……………120	
8 改良復旧事業……………121	
(1) 災害関連事業	
(2) 災害復旧助成事業	

第 13 章 空港港湾

1 空港の整備……………123	
(1) 山形空港	
(2) 庄内空港	
(3) 米沢ヘリポート	
2 港湾の整備・振興……………127	
(1) 港湾の概要	

第 14 章 住宅

1 住宅の概要……………131	
(1) 住宅数及び世帯数の推移	
(2) 新設住宅着工利用関係別表	
2 山形県住生活基本計画……………132	

3	やまがた安心住まいづくり総合支援	134
	(1) 住宅リフォーム総合支援事業	
	(2) 山形の家づくり支援事業	
	(3) やまがた木造住宅建設担い手育成事業	
4	空き家対策	138
	(1) 老朽危険空き家対策	
	(2) 空き家の利活用対策	
	(3) 空き家再生等推進事業・ 空き家対策総合支援事業	
5	住宅・建築物安全ストック形成事業	140
	(1) 住宅・建築物耐震改修等事業	
	(2) がけ地近接等危険住宅移転事業	
6	やまがた健康住宅	142
7	被災建築物応急危険度判定	143
8	宅地建物取引業指導の概要	143
9	建築行政の概要	144
	(1) 建築基準法	
	(2) 建築士法	
	(3) エネルギーの使用の合理化等に関する 法律（省エネ法）	
	(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関 する法律（建築物省エネ法）	
	(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エ コまち法）	
	(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律	
	(7) 高齢者等の移動の円滑化の推進に関する 法律（新バリアフリー法）	
	(8) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に 関する法律（住宅瑕疵担保履行法）	
10	建築関係統計調査の概要	149
	(1) 建築着工統計	
	(2) 住宅における工事別対比表	
11	公共賃貸住宅供給事業	150
	(1) 公営住宅	
	(2) 高齢者向け優良賃貸住宅	
	(3) 特定公共賃貸住宅等	
12	新たな住宅セーフティネット制度 の概要	152
13	高齢者居住の安定確保の概要	153
14	市街地再開発事業・優良建築物等 整備事業	154
	(1) 事業概要	
	(2) 近年の実施地区	
	(3) 今年度の実施予定地区	

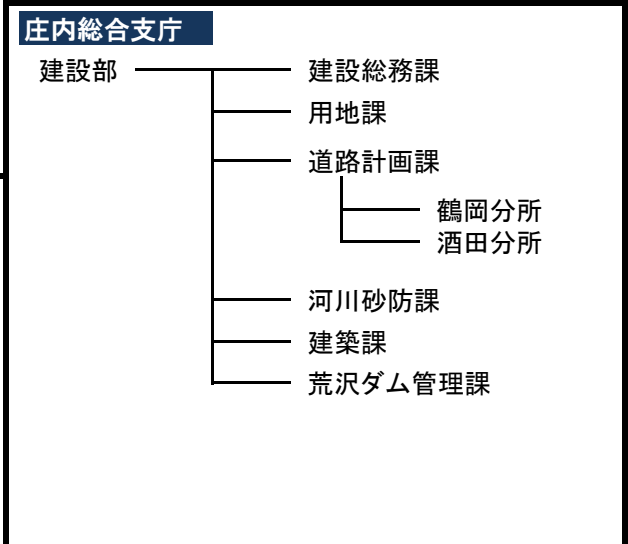
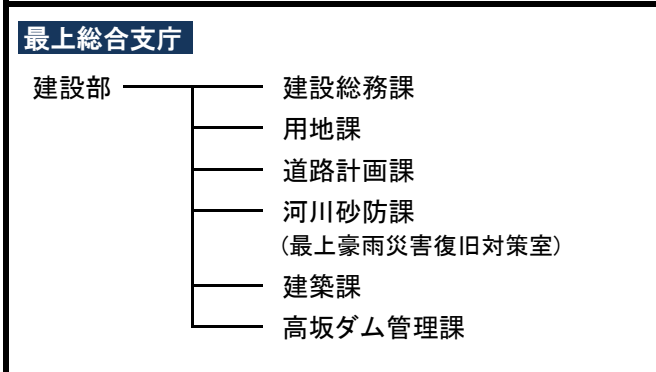
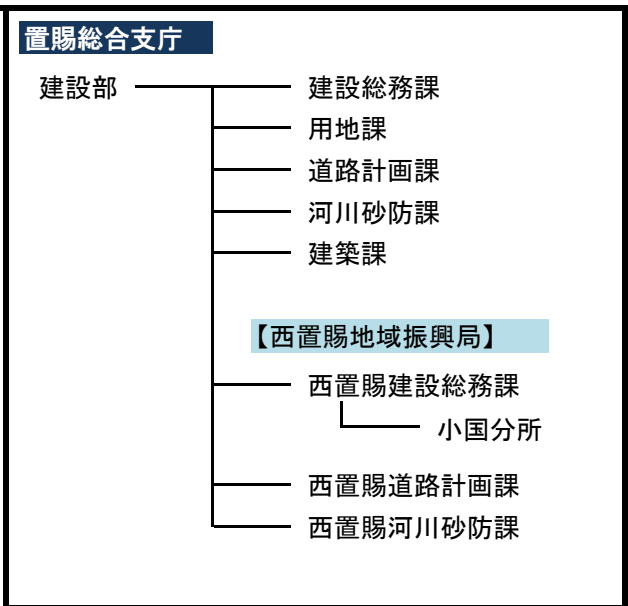
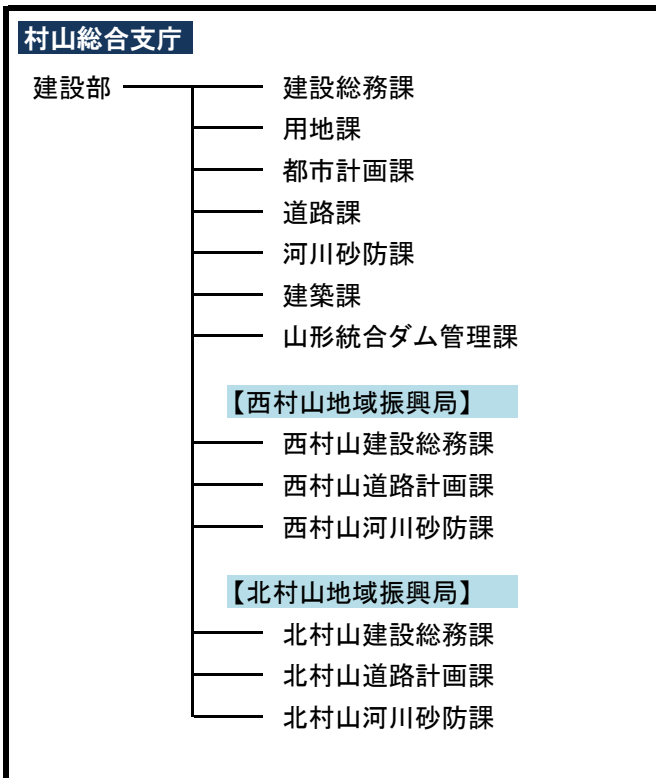
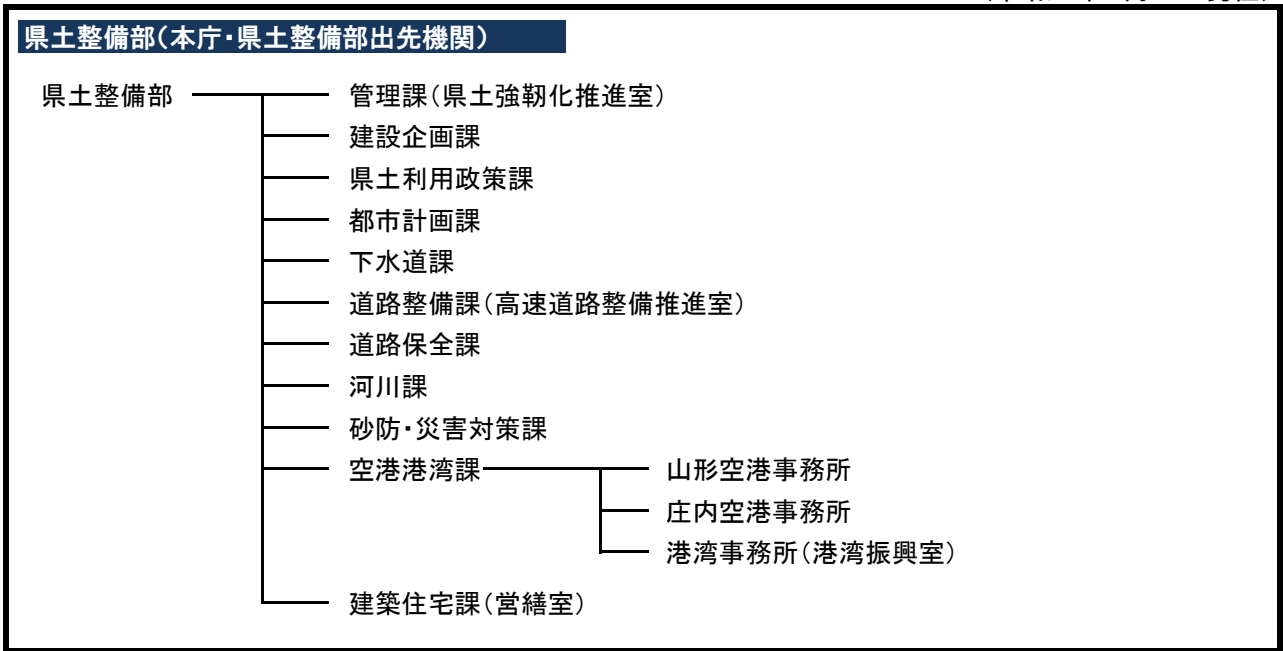
15	街なみ環境整備事業	155
	(1) 事業概要	
	(2) 対象事業	
	(3) 近年の実施地区	
16	山形県住宅供給公社の概要	156
	(1) 機構	
	(2) 組織	
	(3) 出資額	
	(4) 令和元年度事業実績	
	(5) 今後の事業	
17	すまい情報センター・県営住宅の 指定管理者の概要	158
	(1) 業務内容	
	(2) 運営方法	
	(3) 開館時間及び休館日	

第15章 営繕

1	年度別営繕工事・業務委託 (依頼部局別)	159
2	令和元年度の営繕工事実施状況 (総合支庁別)	159
3	令和2年度の主な営繕工事等の概要	160
4	県有施設の維持保全推進事業	162
	(1) 県有施設の維持保全推進会議	
	(2) 県有施設の維持保全定期調査	

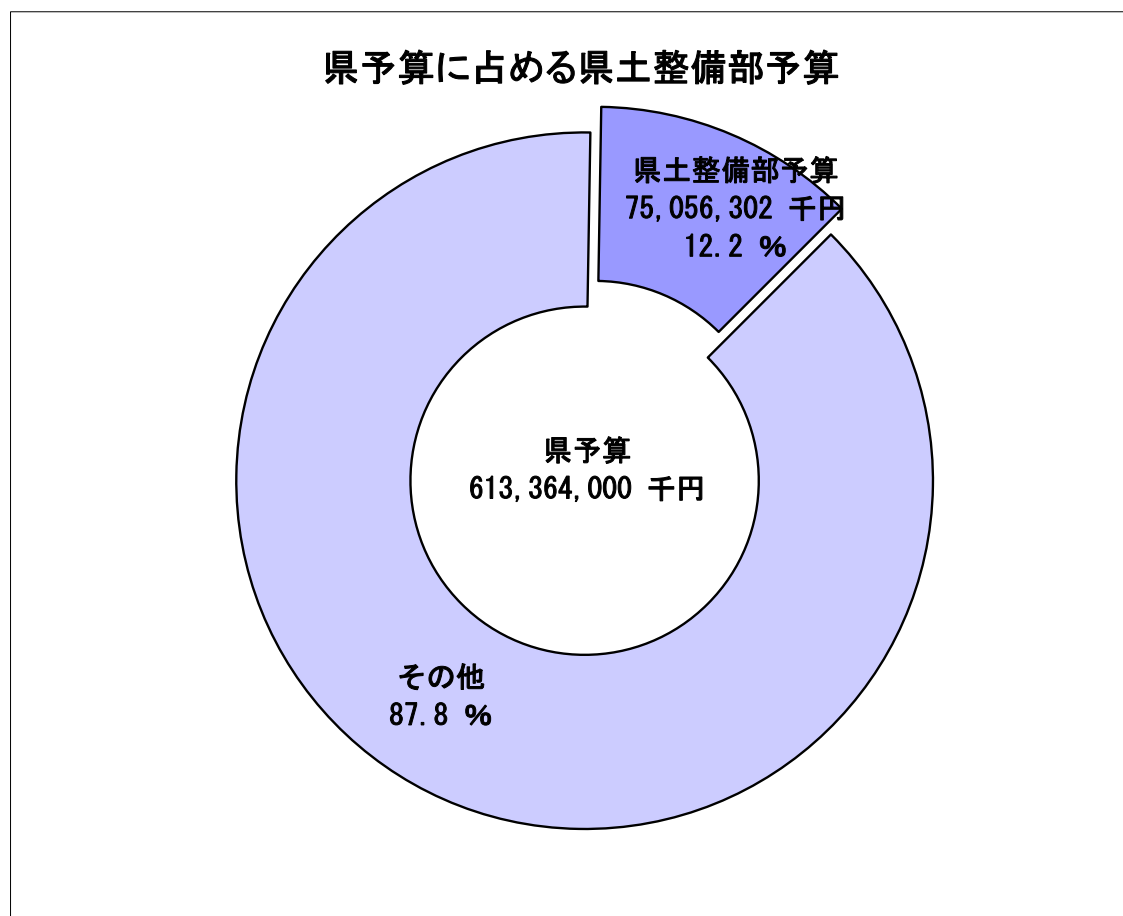
令和2年度 県土整備部関係行政組織

(令和2年4月1日現在)



第2章 県土整備部の予算等

1 令和2年度一般会計歳出予算（当初予算）



単位:千円

区 分	県 全 体		県 土 整 備 部		
	予 算 額	構 成 比(%)	予 算 額	構 成 比(%)	県予算に占める割合(%)
人 件 費	154,647,632	25.21	4,062,706	5.41	2.63
一 般 行 政 費	265,493,881	43.28	9,930,592	13.23	3.74
(維持修繕費)	9,129,950	1.49	8,563,846	11.41	93.80
(貸付金・出資金)	74,318,925	12.12	16,850	0.02	0.02
(補助費等)	130,350,217	21.25	948,263	1.26	0.73
(物件費)	18,954,604	3.09	401,633	0.54	2.12
(扶助費・積立金)	32,740,185	5.34	0	—	—
投 資 的 経 費	95,422,302	15.56	60,312,363	80.36	63.21
(公共事業費)	47,438,340	7.73	26,289,558	35.03	55.42
(単独事業費)	26,936,161	4.39	14,773,143	19.68	54.85
(公共災害復旧事業費)	7,634,272	1.24	6,654,748	8.87	87.17
(単独災害復旧事業費)	204,555	0.03	172,100	0.23	84.13
(国直轄事業負担金)	13,208,974	2.15	12,422,814	16.55	94.05
公 債 費	89,046,079	14.52	0	—	—
そ の 他	8,754,106	1.43	750,641	1.00	8.57
計	613,364,000	100.00	75,056,302	100.00	12.24

2 令和2年度県土整備部関係当初予算概要

単位:千円

区 分	令和元年度 当初予算 A	令和2年度		
		当初予算 B	前年度比 B / A	
一 般 会 計	1. 投資的経費 (うち、強靱化分)	55,653,334 (5,210,859)	60,312,363 (9,363,844)	108.4 % (179.7 %)
	(1) 公共事業費 (うち、強靱化分)	20,773,491 (4,413,959)	26,289,558 (8,414,289)	126.6 % (190.6 %)
	(2) 単独事業費	16,024,350	14,773,143	92.2 %
	(3) 災害復旧事業費	7,160,804	6,826,848	95.3 %
	(4) 直轄事業負担金 (うち、強靱化分)	11,694,689 (796,900)	12,422,814 (949,555)	106.2 % (119.2 %)
	2. 一般行政費	10,031,343	9,930,592	99.0 %
	(1) 維持修繕費	8,522,610	8,563,846	100.5 %
	(2) 貸付金	29,130	16,850	57.8 %
	(3) 補助費等	1,063,962	948,263	89.1 %
	(4) 物件費	415,641	401,633	96.6 %
	3. 繰 出 金	863,022	750,641	87.0 %
4. 人 件 費	4,281,036	4,062,706	94.9 %	
合 計	70,828,735	75,056,302	106.0 %	
特別会計	港湾整備事業	1,268,207	799,535	63.0 %
総 計	72,096,942	75,855,837	105.2 %	

(注) 総合支庁予算を含む。直轄事業負担金については災害復旧分を含む。

【流域下水道事業（公営企業会計）】

		令和元年度 当初予算 A	令和2年度 当初予算 B	前年度比 B / A
業務の予定量(年間総処理水量)			43,930,783m ³	—
収益的収支予算	流域下水道事業収益		4,844,413千円	—
	流域下水道事業費		5,069,650千円	—
資本的収支予算	流域下水道事業資本的収入		1,950,917千円	—
	流域下水道事業資本的支出		2,510,175千円	—

※流域下水道事業費について、減価償却費(R2:2,690,025千円)含む

令和2年度県土整備部関係当初予算概要の内訳

単位:千円

区分	概			要	
	事業内訳			主な新規事業等	
公共事業費	令和元年度 当初予算 A	令和2年度 当初予算 B	比較 B/A	《新規事業》 水害・内水被害軽減緊急対策事業費【公共・単独】 (河川課) 《新たに事業に着手する箇所》【すべて公共】 【道路整備課】 ○道路改築事業費 (国)286号 棒原橋(山形市) ○交通安全道路事業費 (主)山形南陽線 板宮(南陽市) (国)287号 菖蒲(白鷹町) 【都市計画課】 ○街路整備事業費 (都)本町東大町線(酒田市中町) (都)村山駅東沢線(村山市楯岡) (都)羽黒橋加茂線(第2工区)(鶴岡市東原町) (都)赤湯停車場線(第3工区)(南陽市三間通) 【砂防・災害対策課】 ○地域防災力強化型土砂災害対策事業費 芦沢川(山形市山寺) 大沢(南陽市新田) ほか6箇所 ○土砂災害対策事業費(砂防) 塩水沢(朝日町上郷) ○土砂災害対策事業費(地すべり) 槇の代(鶴岡市槇代)	
	都市計画 道路整備 河川保全 砂防 港湾 空港 住宅	2,286,180 7,926,580 1,716,674 3,327,003 4,726,210 283,715 325,180 181,949	2,911,222 10,283,049 3,164,914 4,167,507 4,860,710 275,630 441,630 184,896		127.3 % 129.7 % 184.4 % 125.3 % 102.8 % 97.2 % 135.8 % 101.6 %
	計	20,773,491	26,289,558		126.6 %
	管建設 県土利 都計 道路 河川 砂防 港湾 空港 住宅	1,537 117,426 447,900 1,014,703 5,439,224 4,338,474 2,581,941 1,708,371 136,990 89,900 147,884	1,834 78,051 553,600 793,569 4,519,248 4,296,968 2,229,586 1,714,991 85,770 212,286 287,240		119.3 % 66.5 % 123.6 % 78.2 % 83.1 % 99.0 % 86.4 % 100.4 % 62.6 % 236.1 % 194.2 %
投資的経費	令和元年度 当初予算 A	令和2年度 当初予算 B	比較 B/A		
	災害復旧 単独 計	6,988,704 172,100 7,160,804	6,654,748 172,100 6,826,848		95.2 % 100.0 % 95.3 %
直轄事業負担金	令和元年度 当初予算 A	令和2年度 当初予算 B	比較 B/A		
	道高速(直轄高速) 河川 砂防 港湾 災害復旧 計	3,564,398 4,298,631 688,618 1,167,712 522,330 1,453,000 11,694,689	3,467,000 4,367,761 1,047,573 1,399,336 688,144 1,453,000 12,422,814		97.3 % 101.6 % 152.1 % 119.8 % 131.7 % 100.0 % 106.2 %
一般行政費	令和元年度 当初予算 A	令和2年度 当初予算 B	比較 B/A	除雪オペレーター一担い手確保支援事業	
	管理課 建設企画課 県土利用政策課 都市計画課 下水道課 道路整備課 道路保全課 河川課 砂防・災害対策課 空港港湾課 建築住宅課 総合支庁 計	37,066 14,972 45,377 704,512 2,027 2,972 6,401,999 526,792 60,789 904,722 1,314,289 15,826 10,031,343	22,634 16,886 40,202 706,718 2,729 2,978 6,409,954 561,954 58,337 918,900 1,165,796 23,504 9,930,592		61.1 % 112.8 % 88.6 % 100.3 % 134.6 % 100.2 % 100.1 % 106.7 % 96.0 % 101.6 % 88.7 % 148.5 % 99.0 %

3 細目別事業概要

(1) 管理課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 2,732,641	千円 2,353,540	千円 1,598,704	
補物単	土木諸費	68,738	22,790	22,790	部長交際費等 249千円 給与システム関係帳票出力経費 5千円 例規集の追録経費 8,283千円 土木公所等の公用車に係る車検整備経費 2,242千円 土木事業関係各種団体への諸会負担金等 7,511千円 管理課所管の公用車(H23管財課から移管)2台に係る管理運営経費 850千円 衛星電話の通信料 1,770千円 土木公所等の公用車更新経費〔臨時〕 1,880千円
補他	会計年度任用職員費	-	15,720	380	会計年度任用職員(事業費支弁分)の一般社会保険料(個人負担分)及び児童手当負担金等 ※R1まで土木諸費において予算計上→R2から別事業として整理
職他補	一般職員費	2,663,903	2,315,030	1,575,534	職員381名の給与費、22条職員等一般社会保険料及び児童手当負担金

(2) 管理課(県土強靱化推進室)

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 551	千円 1,118	千円 1,118	
補物	協働型社会基盤管理推進事業費	208	237	237	県土づくり感謝状贈呈制度に係る経費 237千円
補物	公共事業評価システム適正化事業費	343	622	622	山形県公共事業評価監視委員会の開催運営経費 622千円
補物	自転車活用推進計画策定事業費	475	259	259	自転車活用のためのネットワーク計画の策定等に係る経費 259千円

(3) 建設企画課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 134,634	千円 98,675	千円 78,292	
物	建設業指導事業費	6,066	7,741	0	建設業法による許可事務・経営事項審査事務及び入札参加資格審査事務経費
物	建設統計調査費	1,290	1,277	0	国の建設工事統計調査規則に基づく国からの委託調査費
補物単	入札契約システム改善事業費	37,595	45,718	41,461	入札監視委員会運営経費 278千円 公共工事契約協議会旅費 6千円 電子入札システム運用経費 25,537千円 電子閲覧システム運用経費 18,712千円 公共調達評議委員会運営経費 333千円 公共調達スキルアッププログラム経費 340千円 品質確保の推進経費 25千円 コリンズ・テクリス 487千円
単	公共工事管理システム開発運営費	80,515	33,802	27,068	建設事業情報総合管理システム運営経費
物	公共工事適正化指導事業費	3,783	3,894	3,894	県発注建設工事の元請下請関係適正化調査経費 3,869千円 低入札価格調査制度対象工事の完成時確認調査経費 25千円
報物	建設工事紛争審査会運営費	800	777	777	建設工事紛争審査会運営経費

補物	建設産業技術力・経営力強化支援事業費	473	478	478	山形県優良建設工事等知事顕彰経費 建設産業フォーラム開催経費	328千円 150千円
補物	建設業人材確保緊急対策事業費	1,143	1,146	1,146	建設業技能労働者確保支援事業 女性進出促進事業	1,000千円 146千円
補物	社会資本整備理解促進事業費	462	462	462	小中学生を対象とした未来の山形の姿や、河川の安全利用、土砂災害の防止をテーマとした絵画コンクールの実施経費	
報他補	会計年度任用職員費	2,507	3,380	3,006	公共調達スキルアッププログラム業務を担当する嘱託職員の人件費	

(4) 県土利用政策課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 504,691	千円 607,168	千円 47,006		
物	土地計画管理事業費	610	619	619	山形県土地利用基本計画及び山形県国土利用計画の管理運営	
補物	土地取引関係事務費	428	522	478	土地取引に伴う届出等に関する事務 不動産鑑定評価法等事務	478千円 44千円
物	地価調査事業費	18,665	19,003	19,003	地価調査に係る事務経費 地価調査基準地鑑定評価委託	127千円 18,876千円
補物	用地整理費	188	188	0	未登記用地等の登記処理に係る事務指導経費 用地行政事務全般に係る事務指導経費 国有財産管理に係る事務指導経費	24千円 106千円 58千円
補物	屋外広告物行政事務費	535	1,040	0	屋外広告物に関する指導、講習会開催、法令集等作成経費 違反業者の取締指導に係る経費 屋外広告業登録更新経費 屋外広告物規制図更新(臨時)	233千円 17千円 138千円 652千円
報物	山形県土地利用審査会費	73	157	157	土地利用審査会の開催経費及び委員報酬	
物	土地利用計画推進事業費	72	95	95	県国土利用計画の令和2年度改定に向けた検討に係る経費	
報他補	会計年度任用職員費	9,559	10,820	5,750	登記嘱託職員13名分の児童手当負担金等経費 登記嘱託職員2名分の報酬費 登記嘱託職員13名分の一般社会保険料 ※上記13名のうち、11名分の事業主負担経費は事務費で支弁 登記嘱託職員2名分の通勤手当 登記嘱託職員2名分の期末手当	120千円 4,260千円 5,820千円 30千円 590千円
報物	土地収用法施行事務費	2,560	3,021	3,021	収用委員会の開催経費及び委員報酬 収用裁決事件処理に係る経費	2,332千円 689千円
補	代替地取得促進事業費	541	541	541	県土地開発公社に対する代替地取得事務委託経費 県土地開発公社の代替地取得資金借入に対する利子補給	479千円 62千円
補	土地開発公社支援事業費	4,141	4,300	4,300	土地開発公社に対する職員共済費負担金	

物単	公共用地先行取得事業費	463,860	563,031	9,431	国直轄道路事業用地の先行取得に係る事務経費 一般国道13号 金山道路 7,396千円 一般国道7号 遊佐象潟道路 832千円 一般国道7号 朝日温海道路 832千円 日本海沿岸東北自動車道 371千円 H29～R1年度取得用地に係る再取得(土地開発基金への支払) 553,600千円
報補物	美しい景観づくり推進費	1,884	1,912	1,912	「地域づくりのやまがた景観賞」への補助金等 480千円 景観形成審議会等の開催経費及び委員報酬 733千円 景観法に基づく景観形成施策の実施経費 567千円 景観アドバイザーの派遣経費 88千円 景観行政普及啓発費(隔年で要求) 0千円 景観重要建造物等の指定に係る経費 44千円
補物	やまがたの誇れる景観魅力発信事業費	1,383	1,919	1,699	ホームページ運営(外国語表記改修) 571千円 フォトツアーの開催 [企業版ふるさと納税] 220千円 ビューポイントスタンプラリーの実施 506千円 現地標識の改良修繕 73千円 広報運営費 91千円 ビューポイント新規設定(7箇所) 458千円
報物	屋外広告物審議会費	192	-	-	廃止

(5) 都市計画課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 5,400,927	千円 4,412,627	千円 806,731	
物	都市計画指導監督事務費	926	1,269	0	市町村施行国庫補助事業の指導監督に係る経費
補物	都市計画行政事務費	70	98	0	都市計画法に基づく開発許可関係事務に係る経費
維	都市公園維持管理費	693,543	701,495	700,432	総合運動公園、西藏王公園、弓張平公園、中山公園、最上川ふるさと総合公園、悠創の丘、健康の森公園、蔵王みはらしの丘ミュージアムパーク、駅西緑地・広場、県民ふれあい広場、最上中央公園の維持管理に係る経費(施設・付属設備等の管理、庁舎・園内の清掃等業務委託等) ※指定管理者(委託料のうち一部) 総合運動・・・(株)モンテディオ山形、西藏王・・・西藏王公園施設企業共同体、弓張平・・・西川町総合開発(株)、中山・・・青山建設(株)、最上川ふるさと・・・さがえ・ふるさと共同企業体、悠創の丘・・・悠創の丘企業共同体、健康の森・・・健康の森公園管理共同企業体、ミュージアムパーク・・・みはらしの丘ミュージアムパーク管理運営企業体、最上中央・・・一般財団法人新庄市体育協会
報物	都市計画関係審議会費	1,170	1,974	1,382	都市計画審議会、開発審査会の開催経費及び委員報酬
単	都市計画関係調査費	12,944	2,827	2,827	広域連携型区域マスタープラン作成補助業務(庄内広域圏のマスタープランを策定予定)
単	土地区画整理事業費	3,996	9,377	1,077	土地区画整理事業組合等施行の区画整理事業に対する補助 茅原北地区(鶴岡市)
公単	街路整備事業費	3,928,105	2,928,072	66,248	都市計画道路の整備 ・交付金事業 旅籠町八日町線外11路線 1,810,598千円 ・地方道路等整備事業 四日町日月山線外13路線 209,000千円 ・【強靱】交付金事業 豊里十里塚線外4路線 824,474千円 ・受託事業(街路、電線共同溝) 桐町成田線外1路線 21,000千円 ・事業費支弁人件費 63,000千円

単	街路調査費	2,000	2,000	2,000	新規箇所の事業化に向けた測量設計・事業評価等調査経費 長井駅海田線(長井市)
物	街路保全費	7,750	3,000	3,000	取得済み事業用地の維持管理経費(簡易舗装等)
公単	都市公園活用 推進事業費	750,423	762,515	29,765	都市公園の整備、維持修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心対策事業 弓張平公園体育館屋根改築等 224,700千円 ・広域連携事業 県総合運動公園トイレ改築等 51,450千円 ・単独事業 県総合運動公園陸上トラック改修等 474,815千円 ・スポーツ振興くじ助成金事業 県総合運動公園電光掲示機購入 11,550千円

(6) 下水道課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 585,356	千円 601,345	千円 599,289	
物	下水道事業指導監督事務費	1,990	2,056	0	市町村施行下水道事業の指導監督に係る経費
補物	下水道行政事務費	673	673	673	下水道行政に係る事務的経費
繰出	流域下水道事業会計繰出金	582,693	598,616	598,616	流域下水道事業会計への繰出金 ※令和元年度における事業名は、「流域下水道事業特別会計繰出金」である。

(7) 道路整備課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 27,145,129	千円 23,263,636	千円 1,099,145	
物	道路事業指導監督事務費	2,057	2,978	0	市町村施行道路事業の指導監督費
単	みちづくり調査費	58,089	63,000	63,000	<ul style="list-style-type: none"> ・公共事業採択等に向けた測量等の調査 51,370千円 ・道路現況基礎調査 5,000千円 一般調査着手前の課題整理 ・アウトカム指標検討評価 6,000千円
公単	全国道路・街路交通情勢調査費	0	90,000	89,300	道路交通センサス 全国一斉に行われる道路の計画・施工・管理などの基礎資料を得るための調査
単	「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費	9,555	15,210	15,210	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金 15,000千円 「やまがた道の駅ビジョン2020」に沿った機能拡充を対象に、道の駅設置者(市町村)へ補助金を交付 ・「道の駅」連携事業 210千円 各道の駅の連携や質的向上を図るための研修会等を実施
単	高速道路整備推進事業費	1,836	1,866	1,866	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携推進費 1,866千円 高速道路関係各種団体との連携経費
開公単	道路改築事業費	9,876,456	7,608,550	93,405	<p>複数の高速交通施設アクセスや生活圏道路ネットワーク形成による地域の活性化、効率化を図るため、国道や地方道の整備を実施</p> <p>総事業費7,608,550千円(公共:6,314,918千円、単独1,293,632千円)のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IC(インターチェンジ)整備関係 2,086,705千円 (一)大石田土生田線(村山大石田IC土生田) ほか ・緊急輸送道路関係 3,209,171千円 (国)344号(安田バイパス) ほか <p>※単独事業には事業費支弁人件費84,000千円を含む</p>

公単	交通安全道路事業費	2,214,767	2,050,392	180,523	<p>全ての人が安心して通れる道路空間を形成し安全安心な地域づくりを行うための通学路などの歩行空間の整備及び事故危険・交通渋滞箇所の交差点改良</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災・安全交付金(国道・地方道) (国)287号(菖蒲) ほか 1,466,059千円 ・官民連携無電柱化支援事業、無電柱化推進計画支援事業 (主)上山蔵王公園線(蔵王温泉) 208,101千円 ・地方道路等整備事業 203,625千円 (一)西米沢停車場線(中央) ほか ・恒常的単独道路整備事業 42,001千円 通学路対策(全県) ・事故危険区間対策事業(事故0プラン) 全県 60,606千円 ・事業費支弁人件費 70,000千円 															
公単	道路施設長寿命化対策事業費	5,522,422	4,973,279	20,080	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁補修工 2,211,360千円 <ul style="list-style-type: none"> うち交付金事業 229,952千円 単独事業(地債・公適債・恒単) 1,981,408千円 ・橋梁耐震補強工 2,475,899千円 <ul style="list-style-type: none"> うち交付金(=強靱化分)事業 1,775,899千円 単独事業(地債・緊防債) 700,000千円 ・橋梁点検 交付金事業 286,020千円 															
直	国直轄道路事業費負担金	4,327,164	3,467,000	8,700	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>国事業費</td> <td>県負担金</td> </tr> <tr> <td>(1)地域高規格道路</td> <td>6,371,588千円</td> <td>2,236,000千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(うち枠外分 579,387千円)</td> </tr> <tr> <td>(2)改築</td> <td>100,000千円</td> <td>26,000千円</td> </tr> <tr> <td>(3)交通安全・電線共同溝</td> <td>3,110,000千円</td> <td>1,205,000千円</td> </tr> </table>		国事業費	県負担金	(1)地域高規格道路	6,371,588千円	2,236,000千円			(うち枠外分 579,387千円)	(2)改築	100,000千円	26,000千円	(3)交通安全・電線共同溝	3,110,000千円	1,205,000千円
	国事業費	県負担金																		
(1)地域高規格道路	6,371,588千円	2,236,000千円																		
		(うち枠外分 579,387千円)																		
(2)改築	100,000千円	26,000千円																		
(3)交通安全・電線共同溝	3,110,000千円	1,205,000千円																		
直	国直轄高速道路等事業費負担金	4,502,574	4,367,761	3,461	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>国事業費</td> <td>県負担金</td> </tr> <tr> <td>(1)直轄高速</td> <td>3,500,000千円</td> <td>586,250千円</td> </tr> <tr> <td>(2)A'</td> <td>13,151,454千円</td> <td>3,781,511千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(うち枠外分 362,133千円)</td> </tr> </table>		国事業費	県負担金	(1)直轄高速	3,500,000千円	586,250千円	(2)A'	13,151,454千円	3,781,511千円			(うち枠外分 362,133千円)			
	国事業費	県負担金																		
(1)直轄高速	3,500,000千円	586,250千円																		
(2)A'	13,151,454千円	3,781,511千円																		
		(うち枠外分 362,133千円)																		
職	一般職員費	630,209	623,600	623,600	道路関係職員 115名の給与費															

(8)道路保全課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 16,212,371	千円 13,884,766	千円 5,375,037		
職他補物	会計年度任用職員費(道路台帳)	-	3,380	2,990	道路台帳整備業務を行う会計年度任用職員1名に要する経費	
維補物	道路管理費	517,457	506,706	502,883	<ul style="list-style-type: none"> ・道路保険料 3,892千円 道路管理瑕疵による道路事故被害への損害賠償対応 ・道路管理費 <総合支庁より移管> 502,814千円 1 道路照明施設、道路情報板等の光熱水費及び修繕料等の維持管理経費 2 トンネル設備・道路施設の保守点検業務経費 3 大峠トンネル管理費負担金経費 4 (臨時経費)道の駅「よねざわ」管理費 	
補物	ふれあいの道路愛護事業費	20,307	20,947	20,947	<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化活動支援 20,942千円 県管理道路の美化活動を行う団体に対する活動費助成や傷害保険料の負担 など(R2目標団体:520団体←R1:497団体 ※H27から臨港道路も対象) ・道路ふれあい月間啓発経費 5千円 道路愛護等功労者顕彰経費 	
単	道路施設管理事業費	59,762	53,712	32,712	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法にもとづく道路台帳整備 (測量試験費のない単独事業対象) 5,906千円 ・道路施設現況調査 3,025千円 道路施設管理システムの利用料 ・道路維持作業機械の整備 44,781千円 	

維	道路除雪費	4,986,996	5,204,393	2,999,393	事業内容 冬期除雪、春期除雪、除雪機械保守管理、歩道除雪、雪寒施設の維持管理等 公共除雪 3,322,500千円 単独除雪 1,881,893千円
公	除雪機械整備事業費	1,194,965	440,766	4,110	・除雪機械の購入(補助率2/3) 438,766千円 ロータリ除雪車:4台 (うち強除雪グレーダ:3台 除雪ドーザ:3台 (うち強靱イ小型除雪車:4台 ハンドガイド:3台 凍結抑制剤散布車:3台 ・除雪オペレーター担い手確保支援事業(R2~) 2,000千円 大型特殊免許取得や講習に係る経費について、除雪業者へ補助(補助率1/2 上限5万円)
維	道路維持修繕費	745,084	671,914	542,179	舗装道路修繕、砂利道修繕、側溝等路肩構造物修繕、落石土砂等除去、草刈り、路面清掃、道路パトロール作業等に要する経費 <総合支庁より移管>
職他補物	会計年度任用職員費(除雪)	-	10,030	8,920	道路除雪関係業務を行う会計年度任用職員8名に要する経費
公単	災害に強いみちづくり事業費	2,150,576	1,858,334	118,644	緊急輸送道路ネットワークの確保及び防災対策の実施による災害に強い道路整備 ・防災・安全交付金(災害防除) 15,750千円 (主)山形朝日線(大蔵) ・【強靱】防災・安全交付金(災害防除) 1,036,265千円 (国)344号(差首鍋ほか15箇所)ほか ・道路自然災害防止事業 421,000千円 ・地方道路等整備事業(災害防除) 269,600千円 ・恒常的単独道路整備事業(災害防除) 52,719千円 ・事業費支弁人件費 63,000千円
公単	雪に強いみちづくり事業費	1,910,649	1,308,543	95,484	冬期安全で安心して通行できる道路を整備するための防雪柵、雪崩防止柵、流雪溝等の雪寒施設整備及び堆雪幅確保等の道路改良事業 ・防災・安全交付金(雪寒) 78,700千円 ・【強靱】防災・安全交付金(雪寒) 511,425千円 (主)米沢飯豊線(高峰)ほか ・地方道路等整備事業 622,930千円 地方道の小規模な防雪・消雪施設の整備(うち受託事業:94,250千円) ・恒常的単独道路整備事業 26,428千円 主に国道の除雪・凍結対策や吹雪対策に係る施設整備 ・雪寒施設整備 6,060千円 各種対策工法選定に係る事前調査等 ・事業費支弁人件費 63,000千円
公単	道路保全事業費*	3,148,803	2,923,031	1,019,213	・舗装修繕(広域連携) 157,500千円 広域的地域活性化等に効果が期待できる舗装修繕 ・道路施設修繕(防災・安全) 29,400千円 組立歩道の修繕 ・強靱化対策(防災・安全) 248,204千円 道路施設照明LED化等 ・地方道路等整備事業 860,500千円 地方道に係る施設整備 1 側溝整備 (465,000千円) 2 舗装整備 (370,500千円) 3 道路施設修繕 (25,000千円) ・公共施設適正管理推進事業 610,000千円 地方道の舗装のうち表層に係る修繕 ・恒常的単独道路整備 387,632千円 主に国道に係る施設整備 1 側溝整備 (43,600千円) 2 舗装整備 (64,885千円) 交通安全二種 (250,000千円) 区画線やガードレールの整備など 路肩修繕等 <総合支庁より> (56,724千円) ・道路修繕費 491,218千円 歩道の縁石や冬期閉鎖等のゲート等の、側溝・舗装・交安2種以外の道路施設修繕 ・おもてなし山形周遊支援基盤整備事業費 41,000千円 山形県自転車活用推進計画に基づく、自転車環境の整備・改善 ・事業費支弁人件費 70,000千円

補 物 公 単	道路施設長寿命化対策事業費*	1,477,422	882,653	27,205	社会資本の長寿命化対策の推進 ・舗装の補修 ・トンネルの補修、定期点検 うち強靱化分 ・大型構造物の補修、定期点検 ・橋梁点検技術者育成事業 ・東北大学との共同研究	210,394千円 432,602千円 380,102千円 236,500千円 1,147千円 2,010千円
補	道路公社支援事業費	350	357	357	公社職員の共済費負担金	

(9)河川課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 14,342,193	千円 8,671,099	千円 1,206,012		
維 物	河川管理費	57,288	59,453	59,446	山形県河川情報システムの管理運営費、水防用無線局の管理費、樋門等の管理経費等 砂利採取法執行のための経費	
維 補	ダム管理費	222,648	244,895	111,774	県管理の13ダムの維持管理に要する経費	
維	河川維持修繕費	335,195	190,282	115,367	河川管理施設の維持修繕及び堆積土砂浚渫・支障木伐採等の河川の維持管理に要する経費	
報	河川関係報酬職員費	89	79	79	水防協議会委員(8名)の報酬費	
単	河川整備単独事業費	792,218	902,831	132,131	国庫補助事業対象外の箇所において、洪水災害を未然に防止するため施行する比較的小規模な改良等の対策工事(築堤・掘削・護岸等) ・河川自然災害防止事業 大門川(山形市)ほか 726,200千円 ・河川自然災害受託 大門川(山形市) 20,000千円 ・恒常的単独河川整備 倉津川(天童市)ほか 78,604千円 ・河川災害防除(被災箇所)の補修等 25,000千円 ・河川調査費(河川整備計画検討業務等) 14,319千円 ・恒常的単独河川整備(総合支庁) 白水川ほか 17,708千円 ・事業費支弁人件費 21,000千円	
補 物	ふるさとの川愛護活動支援事業費	31,207	31,207	31,207	地域の身近な自然環境である河川等を対象に維持管理活動等を行う団体等に対して必要な支援・負担を行うもの。 (河川愛護活動団体、河川愛護活動支援企業への支援) 県民との協働による河川等の維持管理を目指し、河川等の良好な環境形成と河川愛護意識の醸成を図っていく。	
公 単	河川管理施設長寿命化対策事業費	128,700	250,000	1,800	・水門等河川管理施設の長寿命化計画に基づいた補修・更新 (公共)小牧川水門(酒田市)等の長寿命化(補助率1/2) 27,300千円 (単独)補助対象外の樋門の補修・更新 222,700千円	
公 単	河川流下能力向上緊急対策事業費	1,035,000	857,000	36,978	H30年8月の大雨被害を受け、「河川流下能力向上緊急対策計画(H31～H33)」に基づき、堆積土、支障木対策及び溪流保全対策工等を実施することで、洪水時の土砂堆積による洪水被害の防止と軽減を図る。 ・河川流下能力向上対策 696,412千円 (河川支障木リサイクル推進事業等も含む) ・溪流保全対策(上流溪流部の対策) 150,000千円 ・河川状況把握へのドローンの活用 10,588千円	
開 公	洪水警戒情報提供事業費	210,000	210,000	0	洪水警戒時における住民の迅速な避難を支援するため、河川水位や雨量等の情報提供システム等の整備 ・テレメータ監視装置の更新等 210,000千円	

開 公 単	河川整備補助 事業費	7,470,928	3,566,250	3,650	豪雨等による洪水災害から住民の生命と財産を守るため、県管理区間の 一級河川及び二級河川において、一定計画に基づき施行する改良工事 (築堤・掘削・護岸工等) ・防災・安全社会資本整備 吉野川(南陽市)ほか 448,300千円 ・社会資本整備総合交付金 最上小国川(最上町)ほか 57,750千円 ・大規模特定河川事業費補助 須川(山形市)ほか 892,500千円 ・【強靱】事業関連河川事業費補助 誕生川(米沢市)ほか 476,700千円 ・河川改修事業受託 大旦川(村山市)ほか 95,000千円 ・【強靱】防災・安全社会資本整備 寺田川(酒田市)ほか 1,596,000千円
物 開 単	ダム整備事業 費	1,746,860	371,012	28,848	洪水調節及び流水の正常な機能の維持等を目的にダム建設を行う。 また、管理ダムにおいて適正な運用管理に必要な設備の更新等を行う。 ・ダム情報基盤整備(補助率1/2) 63,000千円 情報処理装置整備・更新 ・ダム洪水調節強化(補助率1/3) 88,200千円 貯砂ダム・ポケット整備等 ・ダム管理施設・関連設備改修事業(単独) 119,437千円 荒沢ダム等のダム管理施設等の改修 ・恒常的単独ダム整備事業(単独) 19,154千円 高坂ダム等のダム管理施設等の修繕 ・最上小国川清流未来振興事業(単独) 5,000千円 漁場環境整備の保全・向上に関する業務委託 ・蔵王ダム管理用発電設備更新 24,360千円 老朽化した発電設備の全面更新 ・【強靱】堰堤改良事業(補助率0.4) 48,057千円 防災・減災・国土強靱化計画に基づくダム管理用設備更新 ・最上小国川流水型ダム竣工式 750千円 ・最上小国川流水型ダム河川環境影響調査 3,054千円 ダム建設事業における河川影響予測・環境保全対策の基礎資料作成
公 単	水害・内水被 害軽減緊急対 策事業費	-	130,000	53,900	R1.10の台風被害を受け、多様化・激甚化する浸水被害に対応するため、 県が管理する樋門操作の確実性確保、内水による浸水被害の軽減を図る各種対策の 実施 ・浸水要因分析を踏まえた総合的な内水被害対策の検討 32,500千円 ・水位標・夜間照明の設置による操作環境の改善 20,500千円 ・可搬式排水ポンプの導入配備 77,000千円
直	国直轄河川事 業費負担金	1,434,553	1,047,573	2,373	国直轄事業費負担金 河川改修(負担率:0.260) 488,427千円 河川工作物関連(負担率:0.260) 55,860千円 総合水系環境整備(負担率:1/2) 36,900千円 強靱分(負担率:0.260) 466,386千円
開 単	海岸保全対策 事業費	167,500	115,000	500	・波浪等による侵食被害から海岸を防護するため、海岸保全施設を整備する。 (補助率1/2) 比子海岸(遊佐町)、宮海海岸(酒田市) 105,000千円 ・海岸自然災害防止事業(単独) 護岸工 温海地区海岸(鶴岡市) 10,000千円
物	海岸漂着物対 策推進事業費	41,600	30,690	6,782	県が管理する建設海岸区域において、ボランティアや地域住民が回収できない 大量、処理困難物や危険物(流木・魚網・家電製品・タイヤ等)を中心に回収及び 処理を実施する。
物	水防活動支援 事業費	497	427	427	・水防協議会経費 ・水防活動費(水防用FAX購入費) ・河川利用における安全確保対策(出前講座、パンフレット・ポスターによる 河川安全利用の啓発等)
職	一般職員費	380,568	380,020	380,020	河川関係職員 61名の給与費
職 他	ダム管理職員 費	287,342	284,380	240,730	ダム管理関係職員 45名の給与費

(10) 砂防・災害対策課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 9,389,270	千円 16,301,422	千円 324,177	
物	水害統計費	237	237	0	国からの委託による水害統計調査費
物	市町村指導監督費	1,320	1,104	0	市町村施行の災害復旧及び災害関連事業の指導監督費
維	砂防指定地管理・施設修繕費	23,655	16,155	16,155	<ul style="list-style-type: none"> ・砂防修繕費 砂防施設の老朽化、破損した箇所への補強・修繕 6,000千円 ・砂防河川障害物除去費 支障木伐採、河床浚渫等 8,155千円 ・砂防指定地管理費 告示標識の修繕等 2,000千円
維	地すべり防止区域管理・施設修繕費	8,141	8,141	8,141	<ul style="list-style-type: none"> ・区域管理費 地すべり防止区域の維持管理(告示標識の修繕等) 1,141千円 ・施設管理費 地すべり防止施設の維持管理(集水・横ボーリング孔洗浄工等) 5,000千円 ・施設修繕費 地すべり防止施設の修繕(集水井関連施設の修繕等) 2,000千円
維	急傾斜地崩壊危険区域管理・施設修繕費	5,757	6,058	6,058	<ul style="list-style-type: none"> ・危険区域管理費 急傾斜地崩壊危険区域の維持管理(雪庇処理、支障木伐採等) 3,358千円 ・施設修繕費 急傾斜地崩壊防止施設の修繕(法枠・落石防護柵の修繕等) 2,700千円
維	砂防・地すべり観測設備維持管理費	24,293	19,895	19,763	砂防情報システム(観測局・中継局等)の維持管理経費 砂防・地すべり観測設備の維持管理経費 地すべり監視施設の維持管理経費、撤去経費
開	建設災害関連改良対策事業費	0	226,800	900	○再度災害を防止するため、被災箇所又は未被災箇所を含む一連の施設について一定計画等に基づき災害復旧事業に加えて実施する改良事業 <ul style="list-style-type: none"> ・過年災 0千円 ・現年災 226,800千円
報維	報酬職員費	6,040	-	-	R2からの会計年度任用職員制度により、報酬→報償に変更。事業名も合わせて変更
維	地すべり・急傾斜地等巡視事業費	-	6,747	6,747	地すべり急傾斜地等巡視員(342名)の報酬職員費等
開公単	土砂災害警戒避難情報提供事業費	102,200	57,657	39,657	○土砂災害警戒時における迅速な避難活動を支援するための土砂災害警戒区域等の指定のための調査等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・警戒区域の基礎調査(補助率1/3) 56,700千円 ・土砂災害モデルの購入 957千円
開公単	土砂災害対策事業費(砂防)	1,689,590	1,970,200	44,700	○山地の荒廃により有害土砂が流出又はその恐れのある溪流若しくは火山地等における火山現象により被害を受ける恐れのある地域に砂防設備を整備する(堰堤工・護岸工・床固工等) <ul style="list-style-type: none"> ・通常砂防 泉田川(新庄市)ほか(補助率1/2) 237,300千円 ・【強靱】通常砂防 平石水沢(山形市)ほか(補助率1/2) 176,600千円 ・火山砂防 酢川(上山市)(補助率5.5/10) 170,100千円 ・事業間連携砂防等事業 下荻下沢(南陽市)(補助率1/2) 304,500千円 ・【強靱】事業間連携砂防等事業 中田(鶴岡市)(補助率1/2) 69,300千円 ○蔵王山・鳥海山の火山噴火緊急減災砂防計画に基づく緊急対策 <ul style="list-style-type: none"> ・【強靱】火山噴火緊急減災対策事業 25,200千円 ○補助事業対象外の土砂災害危険区域において、土砂災害を未然に防止するために施行する比較的小規模な砂防工事(堰堤工・護岸工・床固工等) <ul style="list-style-type: none"> ・砂防自然災害防止 若布沢(白鷹町)ほか 945,200千円 ○事業費支弁人件費 42,000千円

開 単	土砂災害対策 事業費 (地すべり)	199,226	215,369	47,469	<p>○人家及び公共施設等に対する地すべり等による被害を防止するため、地すべり防止施設等の整備を行う。(集水井工・横ボーリング工等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地すべり対策(事業間連携)赤山(南陽市)ほか(補助率1/2) 109,200千円 <p>○補助事業対象外の土砂災害危険区域において、地すべり災害を未然に防止するため施行する比較的小規模な防止工事(集水井工・横ボーリング工等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防自然災害防止 砂沢(戸沢村)ほか 59,500千円 ○地すべり対策事業により概成した箇所の効果判定調査費 ・高野沢(川西町)ほか 1,500千円 ○「砂防関係施設機能改善計画(H24年3月策定)」に基づく定期巡視点検等 3,169千円 ○事業費支弁人件費 42,000千円
公 単	土砂災害対策 事業費 (急傾斜地)	673,300	666,984	3,100	<p>○急傾斜地の崩壊による人家や公共施設等への被害を防止するため、崩壊防止施設を整備する。(法枠工、擁壁工)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急傾斜地崩壊対策 滝野本(鶴岡市)ほか(補助率1/2) 135,400千円 ・【強靱】急傾斜地崩壊対策 岩波(山形市)ほか(補助率1/2) 54,600千円 ○国庫補助事業の新規要望を行うため、地形測量・調査を実施。 1,500千円 ○補助事業対象外の土砂災害危険区域において、急傾斜地の崩壊を未然に防止するため施行する比較的小規模な防止工事(法枠工・擁壁工等) 400,200千円 ○砂防自然災害(急傾斜地)受託 横町(鶴岡市)の急傾斜地崩壊対策 75,284千円
開 公 単	要配慮者利用 施設等保全対 策事業費	520,100	-	-	令和元年度で廃止、他事業費へ箇所引き継ぎ
維 開 単	緊急土砂災害 対策事業費	445,455	253,600	1,600	<p>○H26.7月に発生した広島県の土砂災害を踏まえて、甚大な人的被害を及ぼす人家集中箇所の保全対策を推進するとともに、避難に直結する防災情報を提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常砂防 フクベラヅ(遊佐町)ほか(補助率1/2) 29,400千円 ・火山砂防 上ノ代沢2(山形市)ほか(補助率5.5/10) 168,000千円 ・砂防自然災害防止 鳴沢川2(山形市) 24,700千円 ・【強靱】通常砂防 半郷沢(山形市)(補助率1/2) 31,500千円
開 公 単	砂防関係施設 長寿命化対策 事業費	327,810	254,310	4,105	<p>○老朽化した砂防えん堤等の砂防関係施設について、計画的に補修・更新を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合流域防災事業 塩根川(真室川町)ほか(補助率1/2) 149,410千円 ・単独(砂防・地すべり・急傾斜地) 東又川(最上町)ほか 104,900千円
開 公 単	砂防等災害関 連緊急対策事 業費	6,500	2,660,700	11,006	<p>○当該年発生した風水害・震災等による土砂災害や地すべり等に対し、緊急的にその被害の除去及び軽減を図るための砂防等施設を整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害関連緊急砂防(補助率2/3) 570,701千円 ・災害関連緊急地すべり対策(補助率2/3) 1,616,813千円 ・災害関連緊急急傾斜地崩壊対策(補助率1/2) 249,462千円 ○災害発生時に事業の認可申請用の図面・資料等を緊急に作成するための経費 1,200千円 ○比較的大規模な災害が発生した時の砂防関係施設等の緊急点検経費(外部委託) 5,300千円 ○激甚災害に伴いかけ地の崩壊等が生じた場合に実施する緊急的な崩壊防止工事に対する補助事業(市町村への補助、補助率:国1/2、県1/4) 217,224千円
単	大規模土砂災 害対策緊急調 査費	2,400	2,400	2,400	○大規模な土砂災害が急迫している場合、県民の生命・身体を保護するため緊急調査を実施し、市町村が的確に住民の避難指示等の判断ができるよう情報提供を行う。
単	地域防災力強 化型土砂災害 対策事業費	19,800	267,681	5,981	<p>○保全人家20戸以上の人家集中箇所かつ重要な保全対象を2項目以上含む箇所について、保全対策を実施し土砂災害防止を図る。</p> <p>【重要な保全対象:①要配慮者利用施設 ②緊急輸送道路 ③指定避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常砂防 芦沢川(山形市)ほか 262,500千円 ・砂防事業等調査 5,181千円
直	国直轄砂防等 事業費負担金	1,553,510	1,399,336	436	<p>国直轄砂防等事業費負担金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直轄砂防事業(赤川水系、最上川水系、飯豊山系)負担金 ・直轄地すべり対策事業負担金 <p>負担率 0.260</p>
単 災	建設災害復旧 事業等調査費	130,000	130,000	10,000	災害査定設計書作成のための測量設計委託費

公災・単災	建設災害復旧事業費	3,298,783	6,685,048	90,959	○公共 ・過年度災害復旧費(復旧進度99~100%)(国負担率0.667) ・現年度災害復旧費(国負担率0.667) ○単独 ・現年度災害復旧費	1,363,356千円 5,280,592千円 41,100千円
直災	国直轄建設災害復旧事業費負担金	351,153	1,453,000	5,000	国が施行する災害復旧事業の負担金	負担率0.333

(11) 空港港湾課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要	要
			予算額	うち一般財源		
	計	千円 3,418,190	千円 2,944,470	千円 1,065,847		
補物	港湾調査費	871	865	121	会議負担金、会議・協議会旅費 港湾統計調査費	121千円 744千円
維補物	酒田港管理費	66,614	70,521	70,406	酒田港保安対策費 海洋センター交流広場土地借地料 酒田港指定管理者施設委託料 他 ※指定管理者(委託料の一部) ○酒田北港緑地・・・クリーンサービス㈱ ○酒田北港緑地展望台、海洋センター ・・・庄内海浜さとやまの会共同体(代表団体:NPO庄内海浜美化ボランティア)	48,813千円 1,913千円 19,795千円
維物	地方港湾管理費	4,980	4,178	4,178	加茂港・鼠ヶ関港の電気料、水道料等 加茂港緑地等指定管理者委託料 ※指定管理者(委託料全て) ○加茂緑地、加茂レインボービーチ…(一財)鶴岡市開発公社 ○マリンパーク鼠ヶ関・・・鼠ヶ関自治会	1,443千円 2,735千円
維単	酒田港維持費	63,290	53,433	4,276	酒田港維持管理業務 (道路及び港湾清掃・補修、緑地維持管理業務、臨港道路除雪 他)	
維	地方港湾維持費	11,569	16,517	14,161	加茂港・鼠ヶ関港維持管理業務 (維持修繕委託、泊地維持修繕 他)	
補物単	山形空港管理費	48,472	41,507	41,507	山形空港の管理に要する経費	
補物	庄内空港管理費	68,647	69,483	69,483	庄内空港の管理に要する経費	
維	庄内空港緩衝緑地管理費	92,855	93,707	93,367	庄内空港緩衝緑地の維持管理に要する経費(緩衝緑地管理委託等) ※指定管理者(委託料全て) 庄内園芸緑化㈱	
維物	山形空港施設維持費	211,710	197,484	151,486	山形空港の施設維持に要する経費(消防業務委託、除雪業務委託等) ※指定管理者(委託料の一部) 山形県ふるさと交流広場・・・(株)モンテディオ山形	
維	庄内空港施設維持費	244,168	249,852	137,112	庄内空港の施設維持に要する経費(消防業務委託、除雪業務委託等)	
報他補	報酬職員費	12,243	-	-	R2から会計年度任用職員制度に移行	
報他補物	会計年度任用職員費	-	14,310	12,660	空港港湾課1名、港湾事務所4名非常勤嘱託職員経費	
報物	地方港湾審議会費	1,061	1,059	1,059	審議会委員19名の出席旅費、報酬等 港湾計画変更(策定)に伴う資料の印刷・製本	547千円 512千円
物単	酒田港湾事業調査費	54,431	0	0	R2事業なし	

物	港湾漂着物撤去処理事業費	37,272	38,759	8,246	【地域環境保全対策費補助充当事業】 港湾内に漂着するプラスチック片等の撤去・処理や枯葉の資源化に要する経費	
補物単	港湾施設管理運営費	9,740	5,626	5,556	廃棄物埋立護岸(海面処分場)管理費 海洋センター展示物修繕、子ども向けイベント開催経費等 臨港道路等照明灯更新	3,160千円 466千円 2,000千円
公単	港湾施設長寿命化対策事業費	176,988	73,628	16,783	港湾施設等維持管理計画書策定、定期点検 港湾施設等長寿命化対策工事	15,983千円 57,645千円
開公物単	酒田港整備事業費	191,394	234,721	12,894	酒田臨海線改良 防波堤(南)改良 外航クルーズ船受入関係業務委託(仮設フェンス設置、警備他) 東ふ頭上屋改修詳細設計 船場町緑地改良 泊地浚渫(大浜) 西ふ頭岸壁防舷材更新	補助率 1/2 63,000千円 補助率 1/2 20,580千円 8,809千円 補助率 1/2 75,500千円 補助率 1/3 2,205千円 61,650千円 2,977千円
補物	酒田港リサイクルポート振興事業費	1,353	722	0	山形県リサイクルポート情報センターへの負担金 等	
公	港湾海岸保全対策事業費	50,400	56,700	1,000	港湾海岸における「L1津波対策」のための防潮堤の整備(加茂港) 補助率 1/2	
公物	インバウンド機能強化推進事業費(港湾)	27,000	0	0	R2事業なし	
直	国直轄港湾事業負担金	916,745	688,144	210	酒田港国直轄港湾事業費負担金	
報他補	報酬職員費	41,593	-	-	R2から会計年度任用職員制度に移行	
報他補物	会計年度任用職員費	-	50,920	45,100	山形空港事務所6名、庄内空港事務所11名の非常勤嘱託職員経費	
開単	空港整備事業費	330,918	415,651	3,151	山形空港監視制御装置更新等 山形空港航空灯火更新 庄内空港電源施設改良工事(公) 庄内空港電源施設改良工事(単独) 庄内空港航空灯火更新 庄内空港滑走路端整備事業(R)	補助率5.5/10 270,270千円 6,930千円 補助率1/2 51,660千円 271千円 2,520千円 補助率1/2 84,000千円
公単	空港安全対策事業費	31,960	186,475	3,575	庄内空港航空灯火改良 消防車両更新 空港施設長寿命化対策 庄内空港緩衝緑地長寿命化対策	39,730千円 117,495千円 3,000千円 26,250千円
補	空港保安対策事業費	78,160	69,543	69,543	保安施設検査業務費補助金 保安施設検査機器設置費補助金	69,543千円 0千円
単	空港環境対策事業費	21,988	31,345	31,345	住宅等騒音防止対策事業費補助金 周辺環境整備対策事業費補助金(天童市・東根市)	2,558千円 28,787千円
単	インバウンド機能強化推進事業費(空港)	25,687	20,445	20,445	空港機能強化検討調査(滑走路延長関係)	
公災・単災	港湾災害復旧事業費	200,522	11,300	608	現年度に発生が予想される災害復旧費(単独) 現年度に発生が予想される災害復旧費(公共) 国負担率 0.667	500千円 10,800千円
単災	港湾災害復旧事業等調査費	26,253	500	500	災害発生時における調査業務	

繰出	港湾整備事業特別会計繰出金	274,589	152,025	152,025	港湾整備事業特別会計への繰出金
職	一般職員費	94,717	95,050	95,050	空港・港湾関係職員15名の給与費

(12) 建築住宅課

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概要
			予算額	うち一般財源	
	計	千円 1,594,963	千円 1,653,358	千円 786,789	
補物	営繕管理費	2,825	2,825	2,825	営繕工事の施工に伴う諸経費 2,715千円 県有施設の維持保全支援事業費 110千円
補物	建築行政費	17,913	13,653	0	建築審査指導業務 5,922千円 住宅政策推進に係る経費 824千円 融資住宅審査業務 55千円 長期優良住宅技術審査業務 80千円 低炭素建築物技術審査業務 60千円 建築物エネルギー消費性能適合性判定 6,712千円
補物	宅地建物取引業法事務費	2,770	2,729	0	宅地建物取引に係る免許、登録、業者指導業務等
物	建築動態統計調査費	140	148	0	統計法及び建築基準法に基づく建築動態統計調査
補物	住宅事業市町村指導監督事務費	2,857	4,493	0	市町村施行の住宅事業の指導監督に係る経費
補物	被災建築物等危険度判定体制整備事業費	157	151	151	地震等による建築物の被害拡大の防止を目的とする応急危険度判定体制の整備に係る経費
維補物	県営住宅管理費	405,170	397,864	10,630	県営住宅及びすまい情報センター管理運営委託料(指定管理者) 326,963千円 すまい情報センター施設管理費 951千円 県営住宅維持管理等にかかる経費 66,948千円 新県営住宅管理システムの開発に係る経費 1,818千円 明渡請求訴訟関係費 1,184千円
単	がけ地近接等危険住宅移転事業費	2,038	4,863	4,863	土砂災害特別警戒区域内の住宅の移転経費に対する助成 除却7戸、建物3戸、土地3戸
報物	建築関係審査会費	583	510	0	建築審査会及び建築士審査会の開催経費及び委員報酬
補物	やまがたの木造住宅建設担い手育成事業費	6,886	8,634	7,964	「木造建築伝承の匠」表彰事業 117千円 山形の家づくり「未来の匠」育成事業 116千円 総合的な住宅対策に関するインターネットサイトの運営 1,351千円 若手大工技能習得サポート事業 7,050千円
貸補物	住宅リフォーム総合支援事業費	623,224	498,699	475,619	住宅リフォーム補助(一般:3,670戸、耐震改修:50戸) 481,140千円 住宅リフォーム資金融資(継続分のみ) 16,850千円 パンフレット作成等の啓発経費 709千円
補物	空き家対策推進事業費	3,355	3,362	3,362	中古住宅の売買時における住宅診断費用への補助 2,985千円 山形県空き家対策連絡調整会議の運営等 60千円 空き家等を活用した住み替え支援の検討 317千円
補物	山形の家づくり支援事業費	200,723	211,841	211,841	山形の家づくり利子補給(H31募集戸数:300戸) ・新規受付分 204,648千円 ・過年度受付分 6,561千円 パンフレット作成等の啓発経費 632千円
補物	やまがた中古住宅流通支援事業費	361	1,691	1,691	山形の家づくり利子補給(H31募集戸数:30戸) ・新規受付分 332千円 ・過年度受付分 1,359千円

公	県営住宅耐震等対策事業費	181,287	184,896	51,443	PFIによる十日町団地(旧鈴川団地:山形市)の買取費(H17~37) 30戸 地上7階 14,675千円 PFIによる北新町団地(旧松境・住吉団地:酒田市)の買取費(H19~39)等 66戸 地上8階・地下1階 27,768千円 PFIによる城北団地(旧通町:米沢市)の買取費(H21~41)等 16戸 地上2階 9,000千円 県営住宅外壁等改修工事、解体工事 127,453千円
補	住宅供給公社運営費	3,330	3,489	3,489	地方公務員等共済組合法に基づく長期給付負担金
報	会計年度任用職員費	-	15,570	0	県営住宅等監理補助員(76名)に係る経費
単	中心市街地再開発事業費	129,034	282,377	277	人口減少社会に対応した集約型都市構造を推進するための中心市街地再開発事業への支援(山形市七日町第5ブロック南地区、酒田市駅前地区、酒田市中町地区)
補物	セーフティネット住宅供給促進事業費	12,310	12,549	12,549	新たな住宅セーフティネット制度を活用した、空き家等の改修費用に対する補助 ・補助予定戸数:29戸(うち耐震改修分20戸)
物	監理補助員報償費	-	2,861	0	県営住宅等監理補助員(76名)に係る経費
補物	住宅施策推進事業費	-	153	85	住生活基本法に基づく「山形県住生活基本計画」の改定

(13)総合支庁直接要求分

性質別	事業名	令和元年度 最終予算額	令和2年度		概 要	
			予 算 額	うち一般財源		
	計	千円 215,283		千円 263,191	千円 228,270	
	村山	75,507		92,476	80,374	
	最上	31,927		45,827	40,021	
	置賜	58,150		65,297	58,075	
	庄内	49,699		59,591	49,800	
	管理課関係 小計	35,080		37,544	33,214	
職 他 補 物	(8.1.1.土木総務費)	18,605	村山	20,529	18,147	公用車運転業務、建設部関係の総務・経理事務、用地関係業務を行う 会計年度任用職員の報酬及び一般社会保険料経費等
	報酬職員費	4,563	最上	5,845	5,180	
	→会計年度任 用職員費	9,422	置賜	11,170	9,887	
		2,490	庄内			
	建設企画課関係 小計	9,822		13,199	11,728	
職 他 補 物	(8.1.3.建設業指導監督費)	2,663	村山	3,291	2,914	建設業許可関係及び経営事項審査関係事務に配置する会計年度 任用職員の報酬及び一般社会保険料経費
	報酬職員費	4,670	置賜	6,497	5,798	
	→会計年度任 用職員費	2,489	庄内	3,411	3,016	
	県土利用政策課関係 小計	36,158		47,025	38,901	
補 物	用地整理費	325	村山	312	312	未登記用地及び未整理用地等の登記処理に係る事務経費 国土交通省所管の法定外国有財産である公共物管理处分事務費
		87	最上	83	83	
		882	置賜	277	277	
		88	庄内	135	135	
職 他 補 物	(8.5.1.都市計画総務費)	14,722	村山	20,550	16,768	屋外広告物条例・施行規則等に基づき、都市の美観風致の維持及び公衆に 対する危害の防止を図るため、屋外広告物の掲出の許可、必要な規制、指導等 を行う会計年度任用職員の報酬及び一般社会保険料経費 村山6名 置賜4名 最上2名 庄内2名
	報酬職員費	4,953	最上	6,859	5,839	
	→会計年度任 用職員費	9,910	置賜	11,691	9,689	
		5,063	庄内	6,990	5,798	
物	屋外広告物指 導費	82	村山	82		屋外広告物条例・施行規則等に基づく違反広告物の監視業務・除却指導に係る 経費
		13	最上	13		
		21	置賜	21		
		12	庄内	12		
	道路整備課関係 小計	21,576		30,461	27,139	
職 他 補 物	(8.2.1.道路補りよう総務費)	7,763	村山	9,757	8,631	道路現況データの精査、道路台帳図面の管理等、道路台帳の整備業務及び道路 維持管理業務に係る会計年度任用職員の報酬及び一般社会保険料経費
	報酬職員費	3,088	最上	3,358	2,963	
	→会計年度任 用職員費	5,472	置賜	6,077	5,382	
		5,253	庄内	9,544	8,438	
補	道路情報モニ ター事業費		村山	600	600	道路災害発生率の高い地域に設置する道路情報モニターの報酬 及び一般社会保険料経費 ※R1までは上記報酬職員費で予算化→R2より事業を分けた
			最上	300	300	
			置賜	360	360	
			庄内	465	465	

	河川課 小計	104,004		127,176	109,557	
職他 補物	ダム管理報酬 職員費 →ダム管理会 計年度任用職 員費	2,437 2,597 6,838	村山 最上 置賜 庄内	3,534 3,564 8,150	3,025 2,835 6,527	ダム管理に関する気象等の観測補助業務等を行う会計年度任用職員に係る経費
職他 補物	河川関係報酬 職員費 →河川関係会 計年度任用職 員費	7,153 2,325 4,738 7,452	村山 最上 置賜 庄内	8,383 2,771 5,295 8,605	7,439 2,457 4,686 7,626	河川台帳整備、河川環境保全を行う会計年度任用職員に係る経費
職他 補物	河川維持関係 報酬職員費 →河川維持関 係会計年度任 用職員費	21,757 11,890 14,392 14,859	村山 最上 置賜 庄内	25,438 13,946 16,123 17,224	22,538 12,337 14,265 15,227	河川看視及び河川管理を行う会計年度任用職員に係る経費
職他 補物	(8.3.1.河川総務費) 報酬職員費 →会計年度任 用職員費	2,411	最上	9,088	8,027	災害復旧工事設計業務及び河川総務事務を行う会計年度任用職員に係る経費
維	海岸維持費	5,155	庄内	5,055	2,568	海岸に散在する流木・ゴミ等の除去経費、湯野浜海岸の飛砂撤去経費
	空港港湾課関係 小計	8,643		7,786	7,731	
維	米沢ヘリポート 維持費	8,643	置賜	7,786	7,731	米沢ヘリポートの施設維持に要する経費 ① 指定管理料 6,166千円 (指定管理者… 東北警備保障㈱ H30～R4年度) ② 維持修繕費 234千円 (路面標識修繕 等) ③ ヘリポート除雪費 1,386千円

(14) 空港港湾課【港湾整備事業特別会計】

性質別	事業名	令和元年度	令和2年度		概	要
		最終予算額	予算額	繰入金		
	計	千円 1,284,246	千円 799,535	千円 152,025		
職共	施設管理職員費	36,766	34,090	0		職員5名の給与費
補物	施設運営費	113,187	116,782	0		酒田港・鼠ヶ関港及び加茂港の港湾施設管理経費
物	マリーナ運営費	1,084	1,545	0		鼠ヶ関マリーナの管理経費
維	酒田港施設維持修繕費	5,127	8,222	0		酒田港の港湾施設修繕
維	マリーナ施設維持修繕費	0	983	0		鼠ヶ関マリーナの港湾施設修繕
単	酒田港施設整備費	807,000	386,000	0		酒田港のふ頭用地造成工事、照明灯更新等
公債	公債費 (元金・利子)	321,082	251,913	152,025		公債費の償還金 元金 218,828 千円 利子 33,085 千円

前年度まで掲載していた「流域下水道事業特別会計」は、令和2年4月から地方公営企業法財務規定が適用されているため、本事業概要には掲載しない。

4 公共事業評価の取組み

(1) 目的

本県では公共事業の効果的・効率的な執行及び重点化を図るとともに、計画段階から事業実施後までの各段階において、透明性を確保し、県民への説明責任を果たすことを目的として平成10年度から公共事業評価を実施している。

(2) 構成

- ① 個別事業の事前評価（計画段階）：
事業の妥当性（必要性や効果等）の検証、
優先度の把握
- ② 個別事業の事業中評価（事業実施段階）：
事業継続の是非
- ③ 交付金の整備計画の事後評価：
目標の達成状況、個々の事業の進捗状況、
事業効果の確認



山形県公共事業評価監視委員会の状況

(3) 実施件数

①②個別事業の事前評価・事業中評価

所管 年度	事業中評価					事前評価
	全 体	県土 整備部	(農林 水産部)	(その他) (企業局等)	(市町村)	県土整備部
平成10～15年度まで	273	149	54	2	68	
平成16年度	19	11	1		7	23
平成17年度	15	9	1		5	20
平成18年度	8	5	1		2	29
平成19年度	13	7	5		1	18
平成20年度	64	33	3		28	12
平成21年度	11	9	2			15
平成22年度	55	52	1		2	23
平成23年度	27	25			2	21
平成24年度	15	15				19
平成25年度	32	30	2			15
平成26年度	17	16	1			13
平成27年度	38	37	1			17
平成28年度	27	27				7
平成29年度	38	38				1
平成30年度	43	41	2			0
令和元年度	24	21	3			5
合 計	719	525	77	2	115	238

※事前評価は部局ごとに実施しているため、県土整備部のみ記載。

③ 交付金の整備計画の事後評価

平成25年度1計画、平成26年度：7計画、平成27年度：10計画、平成28年度：4計画、平成29年度3計画、平成30年度：5計画、令和元年度：9計画

5 山形県県土づくり感謝状贈呈

(1) 概 要

公共土木施設等の利用環境の改善、安全の向上のため、活動する民間の団体及び個人のうち、著しい功績のあった者に対して知事感謝状を贈呈することにより、美しく、安全・安心な県土づくりの気運を高める。平成16年度から実施し、令和元年度までに831団体・個人に贈呈している。

(2) 対象者の選定・感謝状の贈呈

県土整備部感謝状贈呈者選定委員会において、各総合支庁長から推薦のあった者の中から対象者を選定し、土木の日（11月18日）頃に知事から感謝状を贈呈する。



(3) 実 績

(件)

部 門	H 16~21	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	計
1 道路美化活動	27	2	3	18	39	21	22	30	51	28	27	268
2 河川・海岸等美化、環境保全、愛護思想啓発活動	18	2	—	9	23	54	30	28	34	22	31	251
3 公園緑地等の保全・美化活動	7	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	10
4 道路情報伝達業務	24	15	16	10	10	3	2	—	2	4	2	88
5 河川海岸監視、水防・防災業務	23	7	5	12	13	2	2	11	5	2	5	87
6 地すべり急傾斜地巡視業務	30	5	10	8	15	5	13	9	7	7	7	116
7 複数功績等	3	—	—	—	—	2	2	1	—	—	3	11
計	132	32	34	58	100	87	71	79	100	63	75	831

第3章 建設業許可状況等

本県の建設業法に基づく許可業者数は、令和2年3月末現在では4,641業者となっており、これを資本金階層別にみると、資本金1億円未満のいわゆる中小企業者が全体の99.7%、そのうち個人業者及び資本金500万円未満の零細業者が47.4%と、中小零細業者が圧倒的多数を占めている。

県内建設業者の倒産状況は、令和元年は11件、負債額1,569百万円となっており、全産業に占める割合は件数で22.9%、負債額で13.8%となっている。

1 許可業者数調

建設企画課調べ(令和2年3月)

公所	許可区分	知事許可	大臣許可	計
	村山総合支庁(本庁舎)		1,318	37
村山総合支庁(西庁舎)		388	2	390
村山総合支庁(北庁舎)		419	5	424
最上総合支庁		408	6	414
置賜総合支庁(本庁舎)		597	6	603
置賜総合支庁(西庁舎)		260	5	265
庄内総合支庁		1,169	21	1,190
計		4,559	82	4,641

2 資本金階層別許可業者数調

建設企画課調べ(令和2年3月)

区分	個人	中小企業 (3,445)					大企業 (15)		計
		200万円未満	200万円 ～ 500万円未満	500万円 ～ 1,000万円未満	1,000万円 ～ 5,000万円未満	5,000万円 ～ 1億円未満	1億円 ～ 10億円未満	10億円以上	
許可別	個人								
知事許可	1,181	141	879	753	1,491	103	9	2	4,559
大臣許可		2		2	53	21	4		82
計	1,181	143	879	755	1,544	124	13	2	4,641
構成比	25.4%	3.1%	18.9%	16.3%	33.3%	2.7%	0.3%	0.0%	100.0%

3 工事種類別許可業者数調

建設企画課調べ(令和2年3月)

工事種類	区分			工事種類	区分		
	一般	特定	計		一般	特定	計
土木一式	1,188	345	1,533	ガラス	160	99	259
建築一式	1,624	209	1,833	塗装	473	238	711
大工	1,088	162	1,250	防水	226	122	348
左官	242	106	348	内装仕上	833	162	995
とび・土工・コンクリート	1,478	352	1,830	機械器具設置	188	9	197
石	661	253	914	熱絶縁	140	89	229
屋根	661	159	820	電気通信	89	6	95
電気	319	49	368	造園	225	55	280
管	776	102	878	さく井	51	9	60
タイル・れんが・ブロック	578	148	726	建具	254	107	361
鋼構造物	644	283	927	水道施設	873	309	1,182
鉄筋	127	106	233	消防施設	139	3	142
ほ装	880	317	1,197	清掃施設	5	0	5
しゅんせつ	441	210	651	解体	362	259	621
板金	266	107	373	合計	14,991	4,375	19,366

※数値は延べ数となっている。

4 許可業者数の推移

全国：国土交通省総合政策局建設業課調べ 山形県：建設企画課調べ

年・月	全 国				山 形 県			
	知事許可	大臣許可	計	対前年比	知事許可	大臣許可	計	対前年比
11.3	586,058	10,815	596,873	105.0%	5,627	66	5,693	102.3%
12.3	590,084	10,899	600,983	100.7%	5,766	66	5,832	102.4%
13.3	575,082	10,877	585,959	97.5%	5,743	63	5,806	99.6%
14.3	560,479	10,909	571,388	97.5%	5,647	66	5,713	98.4%
15.3	541,580	10,630	552,210	96.6%	5,566	71	5,637	98.7%
16.3	548,285	10,572	558,857	101.2%	5,651	69	5,720	101.5%
17.3	552,054	10,607	562,661	100.7%	5,698	69	5,767	100.8%
18.3	531,723	10,541	542,264	96.4%	5,505	74	5,579	96.7%
19.3	514,016	10,257	524,273	96.7%	5,340	68	5,408	96.9%
20.3	497,452	10,076	507,528	96.8%	5,116	68	5,184	95.9%
21.3	499,278	9,896	509,174	100.3%	5,051	64	5,115	98.7%
22.3	503,416	9,780	513,196	100.8%	5,018	65	5,083	99.4%
23.3	489,071	9,735	498,806	97.2%	4,872	68	4,940	97.2%
24.3	473,893	9,746	483,639	97.0%	4,709	74	4,783	96.8%
25.3	460,110	9,790	469,900	97.2%	4,638	82	4,720	98.7%
26.3	460,828	9,811	470,639	100.2%	4,646	82	4,728	100.2%
27.3	463,088	9,833	472,921	100.5%	4,676	79	4,755	100.6%
28.3	457,708	9,927	467,635	98.9%	4,666	81	4,747	99.8%
29.3	455,396	10,058	465,454	99.5%	4,619	83	4,702	99.1%
30.3	454,705	10,184	464,889	99.9%	4,573	83	4,656	99.0%
31.3	458,072	10,239	468,311	100.7%	4,587	81	4,668	100.3%
2.3	462,214	10,259	472,473	100.9%	4,559	82	4,641	99.4%

5 競争入札参加申込者数

建設企画課調べ(令和2年4月)

年度	工事参加者			測量・コンサルタント及び 工事材料参加者			合計
	県内業者	県外業者	計	県内業者	県外業者	計	
22	1,393 (3)	600	1,993 (3)	353	401	754	2,747 (3)
23	1,308 (1)	576	1,884 (1)	340	381	721	2,605 (1)
24	1,339 (1)	613	1,952 (1)	369	406	775	2,727 (1)
25	1,279 (2)	594	1,873 (2)	346	412	758	2,631 (2)
26	1,286 (2)	623	1,909 (2)	349	428	777	2,686 (2)
27	1,238 (1)	603	1,841 (1)	335	400	735	2,576 (1)
28	1,257 (1)	632	1,889 (1)	340	423	763	2,652 (1)
29	1,194	528	1,722	313	357	670	2,392
30	1,221	589	1,810	328	393	721	2,531
1	1,144	510	1,654	294	361	655	2,309
2	1,180	565	1,745	315	382	697	2,442

(() は内数で、共同企業体数)

6 建設業者倒産件数及び負債金額の推移

東京商工リサーチ調べ(負債額1,000万円以上)(単位:百万円・%)

区分 年	全 国						山 形 県					
	全 産 業		建 設 業		建設業/全産業		全 産 業		建 設 業		建設業/全産業	
	件数	負債総額	件数	負債総額	(件数比)	(金額比)	件数	負債総額 (百万円)	件数	負債総額 (百万円)	(件数比)	(金額比)
22	13,321	7,160,773	3,523	527,738	26.4 %	7.4 %	95	9,767	26	3,552	27.4 %	36.4 %
23	12,734	3,592,920	3,391	481,647	26.6 %	13.4 %	60	8,735	16	1,356	26.7 %	15.5 %
24	12,124	3,834,563	3,002	403,047	24.8 %	10.5 %	58	10,051	17	1,219	29.3 %	12.1 %
25	10,855	2,782,347	2,421	807,244	22.3 %	29.0 %	74	14,707	12	725	16.2 %	4.9 %
26	9,731	1,874,065	1,965	235,682	20.2 %	12.6 %	62	20,822	12	6,653	19.4 %	32.0 %
27	8,812	2,112,382	1,686	193,537	19.1 %	9.2 %	58	19,961	10	773	17.2 %	3.9 %
28	8,381	1,950,899	1,581	165,279	18.9 %	8.5 %	53	11,417	9	3,313	17.0 %	29.0 %
29	8,405	3,167,637	1,579	153,569	18.8 %	4.8 %	39	4,209	8	588	20.5 %	14.0 %
30	8,235	1,485,469	1,431	175,334	17.4 %	11.8 %	48	4,313	8	615	16.7 %	14.3 %
1	8,383	1,423,238	1,444	146,398	17.2 %	10.3 %	48	11,343	11	1,569	22.9 %	13.8 %

第4章 技術管理

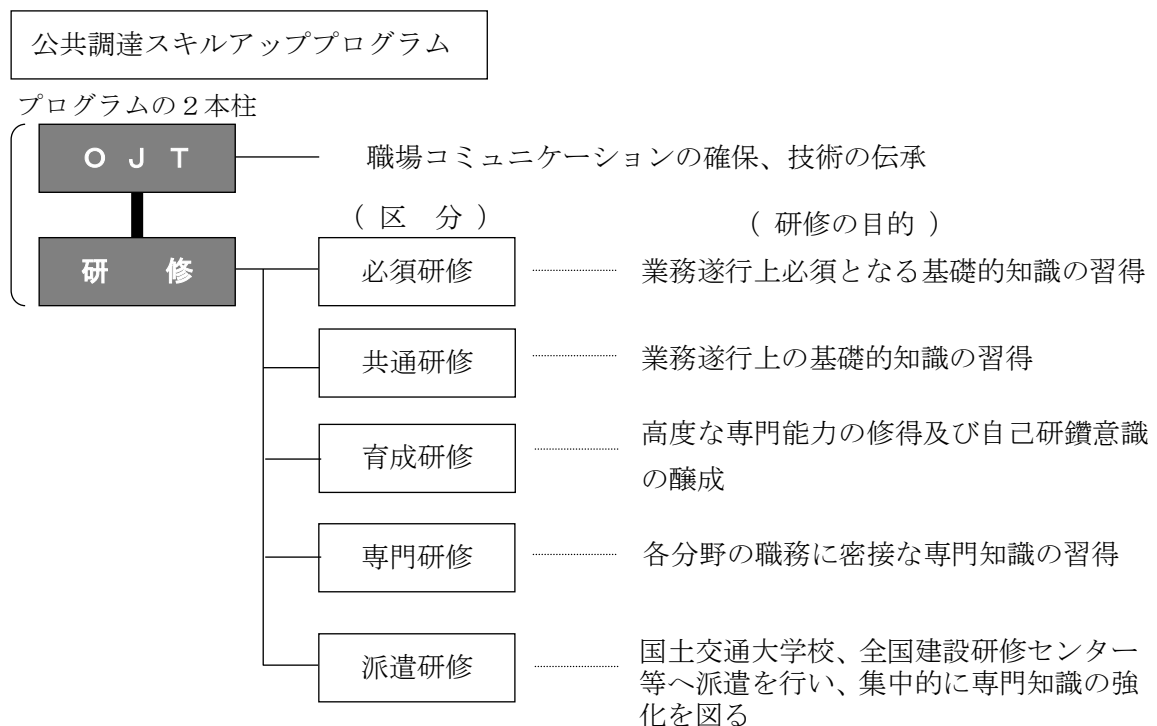
1 公共調達スキルアッププログラム

(1) 概要

近年、建設工事は施工技術・情報技術等が著しく進展する一方で、少子高齢化やアウトソーシングの拡大により、若手技術者への技術・ノウハウの継承などが課題となっている。このことは、土木行政を担う県技術職員においても同様であり、公共工事の品質を確保するため、積算、監督、検査・評定、技術審査などの発注関係事務を適切に実施できる技術力の確保はもとより、県民に対する説明責任や県土景観に対する意識付けなど、多面的な資質向上が求められている。

また、平成19年度にまとめられた「山形県公共調達改善委員会」の報告書において、企業評価を的確に行うためには、コンプライアンス面と技術面の両面にわたった発注者側のスキルアップが必要であると提言されたことから、職員個々の業務執行能力を向上させるため、従来の研修体系の見直しを図り「公共調達スキルアッププログラム」を、平成21年度から実施している。

(2) 「公共調達スキルアッププログラム」の構成



(3) 「公共調達スキルアッププログラム」の実績 (※H19までは、技術職員研修として執行)

研修区分		参加人数等	H18 ~ H19	ス キ ル ア ッ プ プ ロ グ ラ ム へ 移 行	H20 ~ H26	H27	H28	H29	H30	R1 (H31)
必須研修	研修数		—		—	7	7	8	8	9
	人数		—		—	869	817	1,002	776	823
共通研修	研修数				33	6	5	6	6	6
	人数		443		4,547	274	321	385	339	271
育成研修	研修数		—		—	3	4	4	4	4
	人数		—		—	148	214	297	157	158
専門研修	研修数				227	16	18	19	21	20
	人数		1,661		12,716	879	861	1,002	935	787
階層別研修	研修数		2		14	—	—	—	—	—
	人数		17		487	—	—	—	—	—
現場研修	研修数		—		5	—	—	—	—	—
	人数		—		155	—	—	—	—	—
派遣研修	国土交通大学校	人数	7		28	5	5	5	4	6
	建設研修センター	人数	8		53	6	6	7	6	3
	東北地方整備局	人数	12		32	13	11	10	15	3
	下水道事業団	人数	4		9	0	0	0	0	0
	その他	人数	3		9	1	2	2	3	0
建設業務事例発表会 (創意工夫事例発表会)	発表数		21		63	10	10	13	8	11
	人数		310		785	160	195	172	152	192
県・市町村技術職員研修 (現場研修)	人数		—	73	21	—	29	29	35	
受講者合計	人数		2,465	18,894	2,376	2,432	2,911	2,405	2,278	

注)受講者には県土整備部以外の受講者も含まれている。

2 積算基準関係

(1) 積算基準

①標準歩掛

工事と業務委託の積算基準及び標準歩掛については、関係各省庁の積算関係基準等をもとに、毎年改定、制定し、工事費等積算の適正化を図っている。

②施工合理化調査・施工形態動向調査

適正な歩掛作成資料を得るため、国土交通省を中心に全国各県が協力して、昭和50年から原則毎年調査を実施している。

(2) 労務単価

建設労働者の賃金の正確な支払い実態を把握するため、毎年10月に2省(国土交通省、農林水産省)共同で、「公共事業労務費調査」を実施し、調査時点から決定時点までに生じる賃金水準の変動を考慮して公共工事設計労務単価が決定されている。

この調査には各県も協力して昭和45年から実施している。令和元年度は10月調査を実施し、県内120件の県発注工事(県土整備部・農林水産部)について実態調査を行った。

主要12職種における労務単価の推移

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
12職種単純平均(円)	16,308	17,142	18,475	19,367	20,167	20,983	21,642

※12職種……特殊作業員、普通作業員、軽作業員、とび工、鉄筋工、特殊運転手、一般運転手、型枠工、大工、左官、交通誘導警備員A、交通誘導警備員B

(3) 資材単価、市場単価等

適正な予定価格の設定に必要な積算を実施するには、より実勢価格に見合った設計単価の設定が必要であるため、年4回の定期改定を行うとともに、物価変動が大きい場合は柔軟に対応することとしている。

また、4月及び10月の定期改定時には、県土整備部、農林水産部の共同委託で事前の実態を調査し、市場価格を把握しながら、その調査結果及び市販されている物価資料を基本にして、適正な設計単価の設定に努めている。

9月調査……当該年度10月改定の単価改定資料

2月調査……次年度4月改定の単価決定資料

(4) 機械損料

国土交通省総合政策局公共事業企画調整課が制定している機械損料に基づいて設定している。2年ごとに全面改定される。

3 公共工事コスト縮減に関する取組み

厳しい財政状況のもと、限られた財源を有効に活用し、効率的な公共事業の執行による社会資本の整備を着実に進めるため、新技術・新工法の採用など創意・工夫を図り、公共事業のコスト縮減を推進するため、以下の取組みを行っている。

平成9年11月 『山形県公共工事コスト縮減行動計画』

平成11年度のコスト縮減率の目標値等を設定

平成14年3月 『山形県公共工事コスト縮減行動計画(第2次)』

平成15年度のコスト縮減率の目標値等を設定

平成17年3月 『山形県公共工事コスト縮減行動計画(第3次)』

従来の工事コスト縮減に、事業便益の早期発見、将来の維持管理費の縮減を加え、総合コスト縮減率として平成20年度の目標値を設定

平成22年3月 『山形県公共工事コスト縮減・品質向上プログラム』

従来のコスト縮減を重視した取組みから、コストと品質の両面を重視した取組みへの転換を図り、総合的なコスト構造の改善を推進する。

平成27年3月 『山形県公共工事コスト構造改善取組指針』

従来のコスト構造改善の観点を維持しつつ、時限的な取組みでなく継続的なコスト構造改善の取組みを実施するための指針を策定

4 建設リサイクルに関する取組み

建設工事に伴い発生する建設廃棄物や建設発生土などの建設副産物のリサイクルを着実に実施するため、以下の取組みを行っている。

また、平成14年5月から、建設リサイクル法が全面施行され、一定規模以上の建設工事について分別解体及び再資源化等が義務付けられている。

平成6年10月 『リサイクルプランYAMAGATA』

平成12年度のリサイクル目標値等を設定

平成11年4月 『山形県建設副産物情報管理システム』

県機関における建設副産物の情報交換

平成12年4月 『山形県建設リサイクル推進計画』

平成17年度のリサイクル目標値等を設定

平成12年10月 『山形県建設副産物ホームページ』

建設副産物情報を県以外の機関と共有

平成14年4月 『山形県建設リサイクル指針』

建設リサイクル法を受け、建設工事に係る資材の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図るため、関係者の役割及び目標値等を設定

平成18年10月 『山形県建設リサイクル推進計画’06』

平成22年度のリサイクル目標値等を設定

平成19年2月 『山形県建設リサイクル指針』改正

目標年度（平成17年度）を経過したことに伴う改正

平成24年2月 『山形県建設リサイクル推進計画’11』

平成27年度のリサイクル目標値等を設定

平成24年2月 『山形県建設リサイクル指針』改正

目標年度（平成22年度）を経過したことに伴う改正

平成29年2月 『山形県建設リサイクル推進計画’16』

令和2年度のリサイクル目標値等を設定

平成29年2月 『山形県建設リサイクル指針』改正

目標年度（平成27年度）を経過したことに伴う改正

平成30年度の実績及び令和2年度の目標値

対象品目	H30実績	山形県リサイクル推進計画’16 R2目標値
建設廃棄物	99.70%	99%
アスファルト・コンクリート塊	100.00%	99%以上
コンクリート塊	99.99%	99%以上
建設発生木材	97.60%	97%
建設汚泥	99.70%	99%以上
建設混合廃棄物	0.29%	排出率0.3%以下
	60.31%	再資源化縮減率60%以上
建設発生土	82.50%	80%以上

5 県産技術の活用・支援

建設工事に関する新技術(新工法、新製品)の開拓に取り組む地元企業を支援し、地域経済の活性化を図るため、平成17年12月より、『建設やまがた県産技術活用支援事業』として以下の取組みを行っている。ただし、平成27年度からは、事業の在り方等を検討するため、新規登録技術の募集はしていない。

- ① 県内の企業が開発した建設工事に関する新技術を募集し、審査を通過したもの、及び、審査を通過しなくても社会資本整備に大きく貢献できると判断されたものについて、ホームページにて紹介している。

平成19年度からは、「登録技術プレゼンテーション」を開催し、企業が県・市町村職員に対し、技術PRする場を提供している。

- ② 審査を通過した新技術のうち、施工実績が少ないものについて、試行工事を行い、現場見学会を開催している。

登録技術

登録年度	技 術 名 称	開 発 企 業
H17	泥土リサイクル技術 ボンテラン工法	(株)森環境技術研究所
	ボンテラン土を用いた伐採材再利用基盤材	(株)森環境技術研究所
	土砂排除機能付魚道設計技法	(株)庄内測量設計舎
	土嚢製造機『どのうくん』	プッシュ建設(株)
H18	光触媒焼付塗装パネル「ビュークリーン」	(株)山形メタル
	浸透系保護材コンクリート補修工法専用管理テスター	(株)ディバイテック
	バンブー舗装	(株)殖産工務所
H19	砕石微粉末粒状安定処理材「リテライト」	東北砕石(株)
	広角プリズム型反射式案内標識	山形スリーエム(株)
H20	路上工事用標示板(工事看板)向け カプセルプリズム型 高輝度再帰性反射シート	山形スリーエム(株)
H21	全天候型溶融式路面標示材 (All Weather Thermo)	山形スリーエム(株)
H22	繊維質流動化処理土「PBソイル」	(株)森環境技術研究所
H23	耐食・防食を施したダクタイトル鋳鉄製組立枠工法	渡辺塗料産業(株)
H24	FRC (ファイアッシュ・リサイクル・コンクリート) 砕石	酒井鈴木工業(株)
H26	ジオダブルサンド工法	(株)茜谷
計	15 件	

6 工事の監督・評定及び委託の監督・検査・評定

『公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成13年4月）』に基づき、建設工事及び委託業務の監督・評定の適正化・透明化を図るため、以下の要領を定め、HPにて公表を行っている。また、成績評定点については平成21年10月27日から「電子閲覧システム」にて公表を行っている。

また、評定結果については、企業の技術力を示す指標として捉え、入札制度や表彰制度において様々な活用を行っている。

- 平成15年4月1日 『山形県建設工事監督要領、同重点監督実施要領』
『山形県建設工事成績評定要領』
- 平成16年4月1日 『山形県委託業務等監督要領』
『山形県委託業務等検査要領』
『山形県委託業務等成績評定要領』

7 多様な入札に関する取組み

公共工事等の品質確保の促進を図るため、技術力を評価する「多様な入札」として、以下の取組みを行っている。

(1) 総合評価落札方式

価格の他に、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、技術と価格の両面から最も優れたものをもって申込みした者を落札者とする方式。

①取組み経緯

平成16年度に工事で試行を開始。平成20年度に「運用ガイドライン」を策定し、平成21年4月より本格実施した。

平成24年度から土木関係建設コンサルタント業務委託について「ガイドライン（試行版）」を策定し、試行を開始。平成28年7月より業務委託全般で本格実施した。

②平成27年度以降の対象工事

平成27年度以降は、対象工事4千万円以上の一般競争入札の全面実施及び1千万円以上4千万円未満の半数実施を目標に実施した。

令和元年度実施件数

		標準型	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型	計
予定 価格	1億円以上	1	4	75	80
	4千万円以上1億円未満	0	0	170	170
	4千万円未満	0	0	115	115
合 計		1	4	360	365

(2) 契約後VE方式

目的物の機能を低下させずにコストを縮減する、または同等のコストで機能を向上させるため、民間も含めた技術力を活用しようとする方式。（平成12年度より実施）

(3) プロポーザル方式

具体的な実施方針、実施体制、技術者の経験や実績により特定するためより質の高い成果が得られることを可能にする方式。（平成15年度より実施）

(4) 県内業者優先指名競争入札方式

土木関係建設コンサルタント業務及び地質調査業務において、これまで県外業者が指名されてきた業務のうち、指名選定の特性評価で指名業者の絞り込みを行う際

に県内業者が含まれる業務を対象として、優先的に県内業者を指名するという方式を試行実施している。(平成24年度より実施)

(5) 共同設計方式

調査設計業務等において、より品質に優れた業務を実現するとともに、地域の技術水準の向上に資するため、地域の特性等に精通する地域の企業と専門的な技術を有する企業が共同で調査・設計を行う方式。(平成21年度より実施)

8 CALS/EC (公共事業支援統合情報システム) に関する取組み

CALS/ECとは、^{キャルスイーシー}公共事業の執行上、従来、紙で交換されている情報を電子化し、通信ネットワーク等IT技術の活用により、関連情報を連携して利用できる環境を構築し、公共施設の維持管理までを含めた、業務プロセス全体の改善と合理化を図っていくことを目的とする取組みである。

本県では、国土交通省の基本構想や地方展開アクションプログラムを受け、平成14年度に、県における基本指針として「山形県CALS/EC整備基本計画」を策定するとともに、平成15年度にCALS/EC導入推進のため「山形県CALS/EC推進協議会」を組織し、受発注者双方が取り組むアクションプログラムとして「山形県CALS/EC実施計画」を策定し、主に以下の取組みを段階的に推進している。

(1) 電子入札

公共事業の入札を、インターネットを利用して行うものであり、入札手続きの透明性の向上、事務の効率化、コスト縮減及び入札参加者の増加による競争性向上を目的とする取組みである。

①電子入札システムの開発経緯

- 平成13年度 開発検討業務を(財)日本建設情報総合センターに委託。
- 平成14年度 試行用システムの整備を開始。
- 平成15年度 電子入札の試行運用を開始。最初の電子入札を11月に実施。
- 平成16年度 本稼動用システム開発を開始。電子入札の試行運用を継続。
- 平成17年度 本稼動用システム開発を継続。電子入札の試行運用を拡大。
- 平成18年度 4月から本格運用を開始。
- 平成19年度 システムの一部改修(入札参加資格の事後審査方式、質問回答機能に対応)
発注者側の電子認証局を東北インフォメーション・システムズ(株)からLGPKI(地方公共団体組織認証基盤)に変更。
- 平成20年度 システムの一部改修(発注者側の電子認証局(LGPKI)の整理統合に伴い地域認証局から組織認証局へ変更)
- 平成21年度 システムの一部改修(電子閲覧システム運用開始に伴うシステム連携に係る改修)
- 平成22年度 システム再構築に係る基本設計業務委託の実施
- 平成23年度 システム再構築に係る開発運用業務委託の実施
- 平成24年度 現システム稼働開始(平成24年12月～)

②電子入札実施件数（工事・コンサルタント等）

単位：件

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
県土整備部	2,614	2,703	2,497	2,537	2,156	1,863	1,777	1,543	1,531	1,786
農林水産部	439	464	563	540	558	539	588	636	571	596
その他	147	157	184	164	195	178	171	146	148	169
合 計	3,200	3,324	3,244	3,241	2,909	2,580	2,536	2,325	2,250	2,551

③電子入札システムの運用時間

- ・受注者 8:30～20:00
- ・発注者 8:30～21:00

④電子入札の対象

入札区分	一般競争入札	指 名 競争入札	随意契約
建設工事	○	○	△
建設工事に係る調査・測量・ 設計・コンサルタント業務	○	○	△
一般業務委託（除雪・維持修繕）	△	△	△

（凡例） ○:電子入札が原則 △:電子入札ができる ×:システムでの対応不可

⑤電子入札ヘルプデスク

- ・システム操作等に関して、受注者及び発注者からの問合せを、電話・メールで受付。
- ・受付時間 9:00～12:00及び13:00～17:30

⑥ヘルプデスク受付件数

単位：件

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
件 数	1,334	1,167	1,323	1,082	970	836	776	617	556	724

⑦山形県ホームページの活用

- ・山形県電子入札案内ページ（電子入札の受注者向け総合案内）
- ・URL：http://www.pref.yamagata.jp/sr/dbkk2/index.html

⑧電子入札説明会の実施

- ・発注者及び受注者向けの説明会を実施

（2）設計図書の電子閲覧

設計図書の閲覧を、入札参加者が発注機関を訪れることなく、インターネットを利用して行うものであり、入札手続きの透明性の向上、事務の効率化、コスト縮減及び入札参加者の増加による競争性向上を目的とする取組みである。

電子閲覧のためには、閲覧に供する工事発注図面の電子化への対応として、測量・設計段階からの図面電子化(CAD化)が不可欠であることから、次項の電子納品の推進と一体となった取組みが必要となる。

①取組み状況

平成20年度より電子閲覧システム基本設計、詳細設計及び開発に着手、平成21年10月27日よりシステム運用開始。

②電子閲覧実施件数

単位：件

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
県土整備部	2,810	2,946	2,840	2,864	2,366	2,041	1,919	1,707	1,825	1,932
農林水産部	497	526	661	721	622	630	622	635	529	572
その他	110	126	184	162	184	171	182	272	254	326
合 計	3,417	3,598	3,685	3,747	3,172	2,842	2,723	2,614	2,608	2,830

(3) 電子納品

従来、紙ベースで納品されている調査・測量・設計、工事の業務成果品、建設工事における工事写真や工事完成図等を電子データで納品してもらうものであり、省スペース・省資源化、コスト縮減、業務の効率化等を目的とする取組み。

①取組み状況

平成16年2月に「山形県電子納品取扱要領」を策定し、平成16年4月より試行を開始した。その後、運用課題を踏まえた要領の改訂や、平成19年4月には、運用上の取扱いを定めた「山形県電子納品運用マニュアル」を策定する等、課題への対応を図りながら、段階的に試行の拡大を行い、平成22年4月から本格運用へ移行した。

また、令和元年度からは、原則として、建設工事及び建設工事に係る測量・設計・コンサルタント業務の全ての成果品を対象として運用を行っている。

②電子納品実施件数

単位：件

年 度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元
工 事	533	647	627	701	791	633	762	630	498	674
業務委託	319	537	451	444	438	386	434	290	269	392
合 計	852	1,184	1,078	1,145	1,229	1,019	1,196	920	767	1,066

(4) 情報共有

公共事業の調査・計画、設計、施工及び維持管理といった各業務プロセスで発生する書類、図面、写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報の交換・共有を行うことを目的とする取組み。

①取組み状況

平成29年度から当初設計金額2千万円以上（営繕工事を除く）を対象に試行を実施するとともに、その検証を行った。

また、令和2年度から本格運用へ移行し、全ての工事（営繕工事を除く）を対象とした。

②工事情報共有システム利用件数

年 度	29	30	元
件 数	46	128	359

(5) 山形県ホームページの活用

山形県公共事業入札情報（発注見通し、入札公告、入札結果等の公表）

URL: https://ppi.cals.pref.yamagata.jp/PPI/public_portal.html

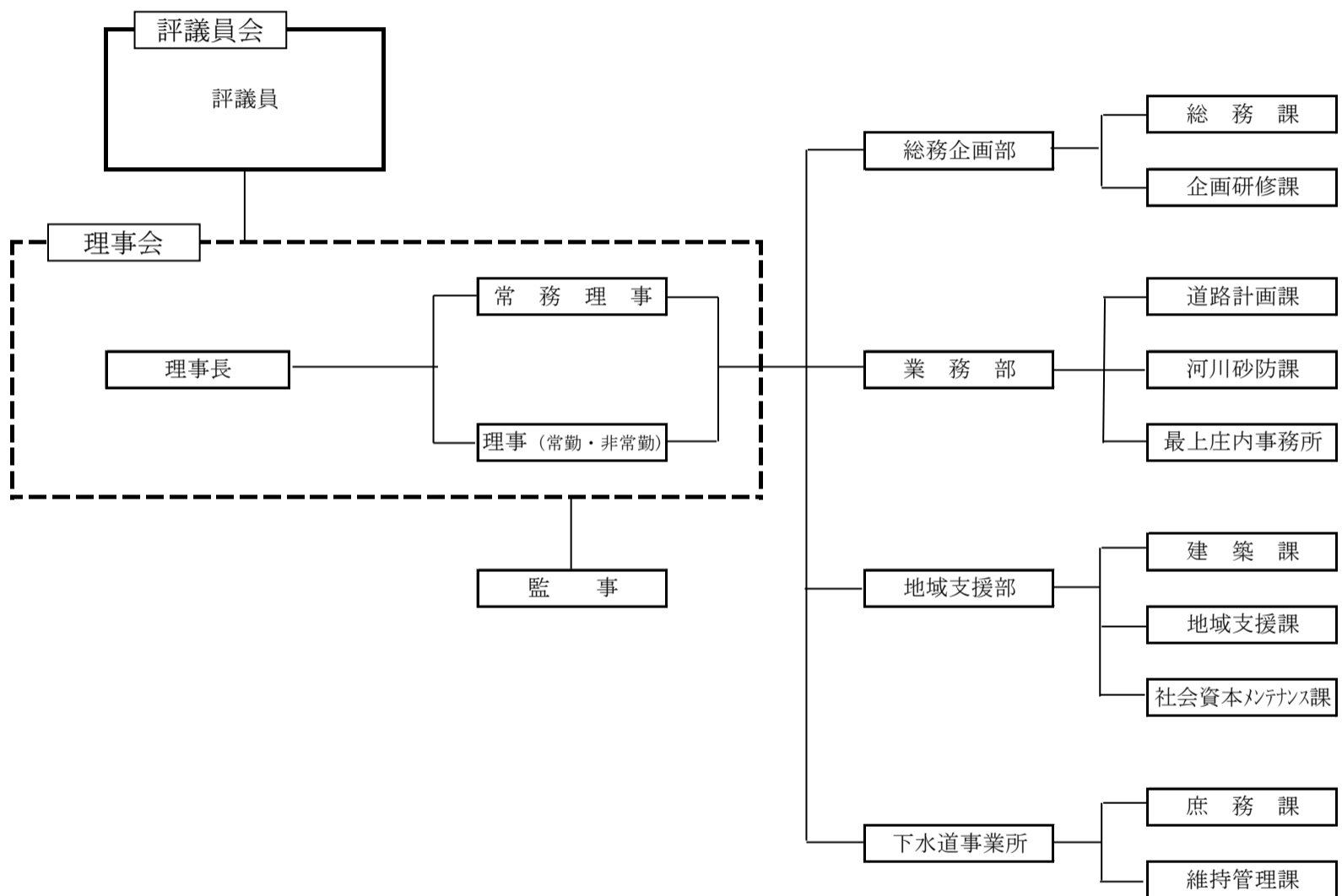
9 公益財団法人山形県建設技術センター

建設技術センターは、建設技術の向上と建設事業の効率的な推進を支援するとともに、下水道事業に係る維持管理の支援等を行うことにより、良質な社会資本の整備並びに生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与し、広く県民の福祉の増進を図ることを目的とする。

○ 設 立 : 昭和54年4月1日 (平成25年4月1日公益財団法人へ移行)

○ 出 資 金 : 72,940千円 (山形県 41,470千円 市町村 31,470千円)

(1) 組織概要 (R2.4.1現在)



(2) 職員数

部長	次長	課長等	補佐等	技術主査等	主査等	一般	小計	臨時職員	合計
3	1	9	11	21	8	11	64	11	75

(3) 事業内容

- ア 公益目的事業
 - ・ 建設技術者の技術力向上及び発注者等への技術支援
 - ・ 流域下水道施設の維持管理支援
- イ 収益事業
 - ・ 積算・工事監理等発注者支援

第5章 山形県建設事業情報総合管理システムの 開発利用状況

1 システムの概要

山形県建設事業情報総合管理システム（以下「建設システム」）は、県が行う建設事業について、事務処理を標準化し、かつ、情報の一元管理を行うことにより、効率的な事務執行を実現することを目的としたオンラインシステムである。

2 開発の経緯

平成5年度より土木部（現 県土整備部）、農林水産部共同により開発に着手し、平成8年4月から予算、工事、業者、用地及び災害の各業務について運用を開始した（一次開発）。その後、引き続き二次開発を進め、用地のうち年間取得計画把握業務及び公共用財産管理業務、積算、副産物管理、施設（台帳）管理についても順次運用を開始し、平成12年4月にすべての機能について運用を開始した。

また、山形県基幹高速通信ネットワークが整備されたことに伴い建設システムの入力作業を一人1台パソコンより行えるようシステムを再構築し、平成17年1月に運用を開始した。

さらに、平成18年4月からの電子入札本格実施に合わせ、電子入札システムとのデータ連携を実現した。また、平成21年10月からの電子閲覧システムの稼働に合わせ、電子閲覧システムとのデータ連携を実現した。

平成23年度よりシステムの再構築を開始し、平成27年7月6日より新システムでの稼働を開始した。

3 利用対象所属

- ① 本庁県土整備部各課
- ② 本庁農林水産部農村計画課、農村整備課、林業振興課及び水産振興課
- ③ 会計局工事検査課
- ④ 各総合支庁建設部
- ⑤ 各総合支庁総務企画部（総務課）
- ⑥ 各総合支庁産業経済部（地域産業経済課、農村整備課、森林整備課、水産振興課等）
- ⑦ 企業局 ※一部機能のみに限定

4 システムの特徴

- ① 制度改正やネットワーク環境の整備等に合わせて適宜機能改善を行うことで、業務に即したシステムを維持
- ② 建設事業の事務処理を標準化。データベースとしてだけでなく、制度面もフォローすることで、ミスを事前に防止する業務支援としての機能も重視
- ③ グラフィカルな画面操作で操作性を統一。作業効率の向上と入力ミスを軽減

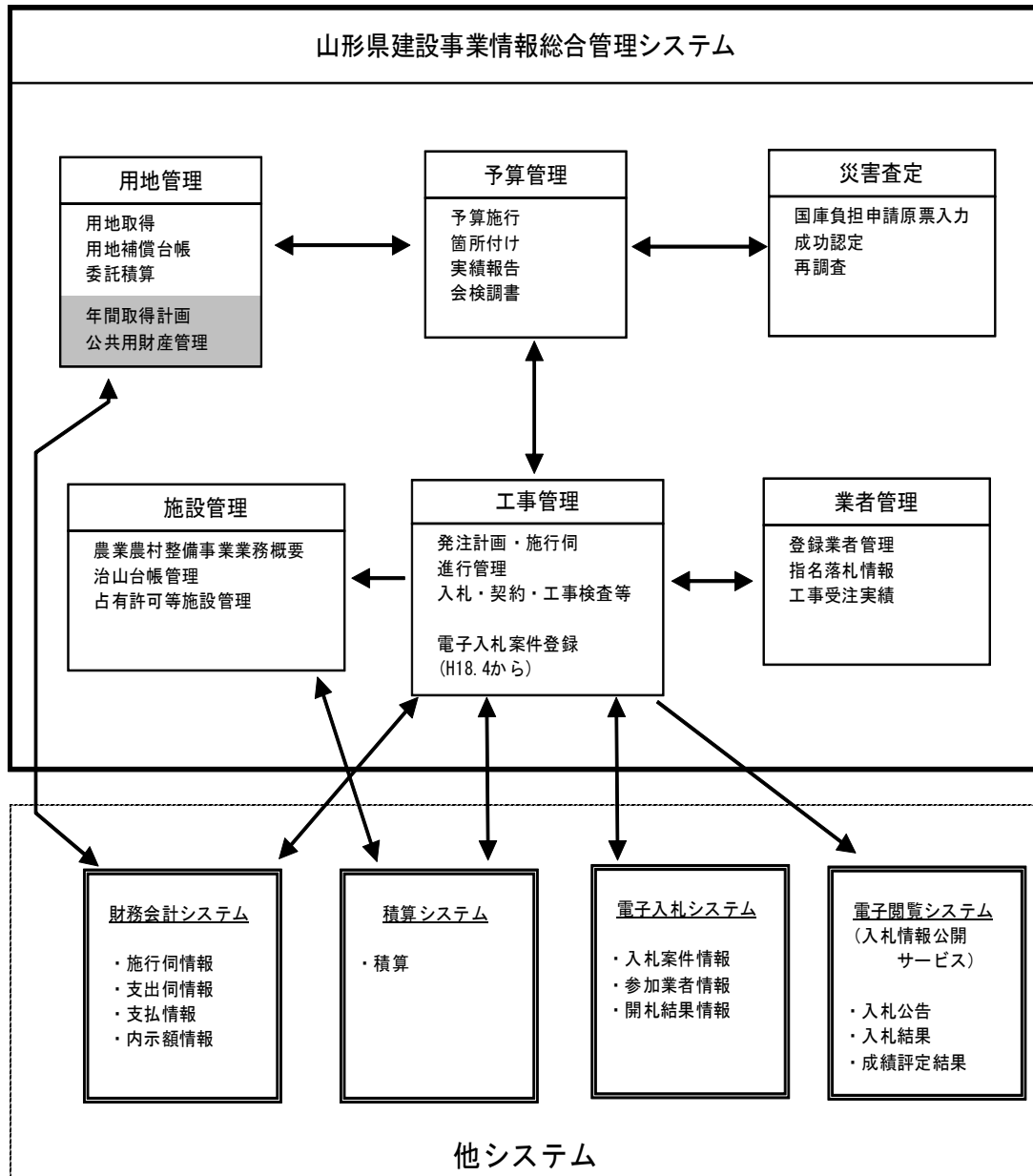
- ④ 平成 17 年 1 月に専用端末を廃止して一人 1 台パソコンへ移行。作業環境の向上と運営コストを削減
- ⑤ 他システムとの連携により、情報の共有と有効活用を実現

5 システム処理機能の概要

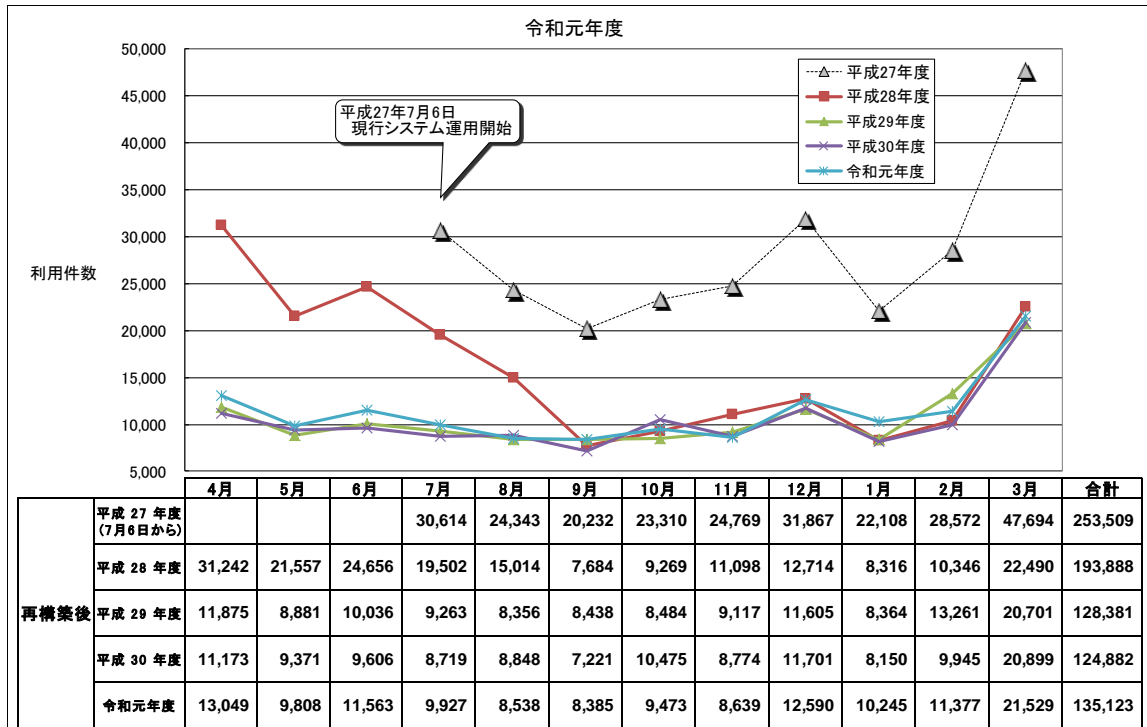
※ 別図「システム業務関連図」参照

サブシステム	処 理 概 要
予算管理	<p>県が実施する建設事業について、事業計画に基づく予算の箇所付け及び経費の配分を行うことで、工事管理及び用地管理サブシステムでの事業の執行を可能とし、その後は契約・支払い実績等の一元管理により、ユーザーに事業の執行状況や精算、繰越といった各種情報を提供する。</p>
工事管理	<p>工事及び業務委託に関する一連の事務処理(工区の設定、施行伺い、入札、契約、検査、支払、監査資料作成等)をシステム化する。特に電子閲覧システムや、電子入札システム・財務会計システムとのデータ連携によって、より効率的な事務執行を実現している。</p>
業者管理	<p>競争入札参加資格者名簿の管理を行う。ここでのデータは、工事管理サブシステムで行う一般競争入札での入札参加資格審査や指名競争入札での業者の選定、並びに電子入札システムでのシステム利用者の照合などに活用されている。</p>
用地管理	<p>各種契約書、事業実施伺い、税務署提出書類、台帳及び実績報告書の作成などをシステム化する。特に財務会計システムとのデータ連携機能によって、より効率的な事務執行を実現している。また、年間取得計画の情報を登録し、情報の積み上げを行い、計画に対する進捗状況の把握を可能とする。</p>
災害査定	<p>災害査定に関する各種帳票を画面登録により作成し、これを基礎情報として予算管理及び工事管理サブシステムでの事業実施を可能とする。また、工事執行の実績を年災ごとに管理し、成功認定及び再調査に関する各種帳票を作成する。</p>
施設(台帳)管理	<p>他のサブシステムで作成されたデータを有効利用することを目的に、主として各種台帳の管理検索業務及び集計業務を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占用許可業務 ・農業農村整備事業概要作成業務 ・治山台帳作成業務

山形県建設事業情報総合管理システム業務関連図



6 システム利用状況（令和2年3月末現在）



※ 平成27年7月6日新システムの運用開始に伴い平成27年7月以降の件数のみ記載。
 （関連システムに機能を切り分けたので、旧システムと比較する事が出来ないため。）

7 システム研修

(1) 令和2年度研修計画

初任者（新任担当者）を対象とした業務別基礎研修を実施する。

研修コース	開催月	日程 (日間)	開催 回数 (回)	定員 (人)	主催者
予算・工事管理 経理事務編	4月	1	2	24	建設企画課、農村整備課、森林ミクス推進課
予算・工事管理 事業担当編	5月	1	2	24	建設企画課、農村整備課、森林ミクス推進課

- 研修会場：県庁 15F e-ラーニングルーム
- 研修環境：端末機 24 台（受講者一人につき端末機 1 台）

(2) 研修受講者数

		H21 以前	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	累計
予算管理 工事管理	経理事務編	1,745	24	28	23	19	12	44	13	18	20	18	2,325
	事業担当編		26	28	28	34	27	95	39	31	27	26	
用地 管理	土木	478	11	18	13	11	11	16					558
	農林	95	5	5	6		2	11					124
積算・副産物管理		304	26	31	30	16	16	75	41	53	42	48	682
その他		1,230						40					1,270
合計		3,852	92	110	100	80	68	281	93	102	89	92	4,959

第6章 用 地

1 用地行政の基本方針

(1) 円滑な用地取得の推進

近年の公共事業は、効果的かつ効率的な予算執行による事業の重点化と、事業効果の早期発現が求められている。そのためには、適切な事業計画に基づく用地取得業務のスピードアップが必要である。一方、価値観の多様化、地権者の権利意識の高揚などとともに、情報公開、個人情報の保護、説明責任などに対する的確な対応が求められており、用地取得業務はこれまで以上に困難になってきている。このため、次により計画期間内での円滑な用地取得の推進に努める。

①適正で計画的かつ効率的な用地取得業務の推進

- (i) 事業実施部門との緊密な連携のもと、事業施行の見通し等について早期に調整し、計画的かつ効率的な用地取得業務の推進を図る。なお、用地取得難航案件については、土地収用制度の活用を検討する。
- (ii) 新任用地職員研修会をはじめとして各種研修や意見交換の機会を充実し、用地職員のスキルアップを図り、適正な補償と業務執行体制の強化を図る。
- (iii) 山形県用地対策連絡協議会事務局として公共事業用地取得機関等の適切な損失補償基準の運用指導を行うとともに、東北の関係諸機関と相互に連携し、円滑な用地取得に努める。

② 県土地開発公社と諸制度の活用

- (i) 専門的な知識と経験を有する県土地開発公社に、補償金算定や用地交渉などの用地取得業務の一部を委託し、円滑な用地取得を図る。
- (ii) 国土交通省からの依頼を受け、事業促進を図るため用地国債による用地の先行取得を行う。具体的には土地開発基金を活用した用地先行取得とし、その業務の一部を土地開発公社に委託する。
- (iii) 円滑な用地取得に向け、県土地開発公社を活用して「公有地の拡大の推進に関する法律」による代替地取得を推進する。

(2) 廃川廃道の処分促進及び国有財産の適正管理

①廃川廃道敷地の処分の促進

公共事業の施行に伴い生じた廃川廃道敷地については、国から譲与を受け、「廃川廃道等敷地売払実施計画」に基づき、公共事業の用地提供者等に売り払うなど早期処分に努め、独自財源の確保と土地の有効活用を図る。

②国有財産（法定外公共物）の適正な管理事務の助言

機能を有する里道・水路等の法定外公共物は、地方分権一括法の施行に伴い、市町村が財産管理・機能管理を行っており、県は市町村の財産管理等の事務の適正化のための助言を行う。

(3) 収用委員会の運営について

今年度、裁決申請が予定されている国土交通省起業「高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道新設工事」及び山形県起業「山形広域都市計画道路事業四日町山家町線」について、土地収用法に基づき適切な手続きを行うとともに、効率的な委員会の運営を図る。

2 用地取得実績

過去5年間の土木公共及び単独事業に係る用地取得実績は、次の表及び図のとおり推移している。

平成29年度から、現年の用地取得実績に加え、「先行取得」として東北地方整備局から委託を受け、山形県土地開発基金を活用して国土交通省事業（東北中央自動車道及び日本海沿岸自動車道整備事業）の用地取得を行っている。

表 用地取得実績の推移

項目 年度	現年公共		先行取得		計	
	取得面積	用地補償費	取得面積	用地補償費	取得面積	用地補償費
	㎡	千円	㎡	千円	㎡	千円
H27	306,435	3,847,520	0	0	306,435	3,847,520
H28	280,268	4,248,730	0	0	280,268	4,248,730
H29	196,969	2,582,349	166,768	678,953	363,737	3,261,302
H30	222,370	3,024,832	330,067	848,949	552,437	3,873,781
R 1	231,296	4,706,187	115,492	403,698	346,788	5,109,885

図 用地取得実績の推移（面積） 単位：千㎡

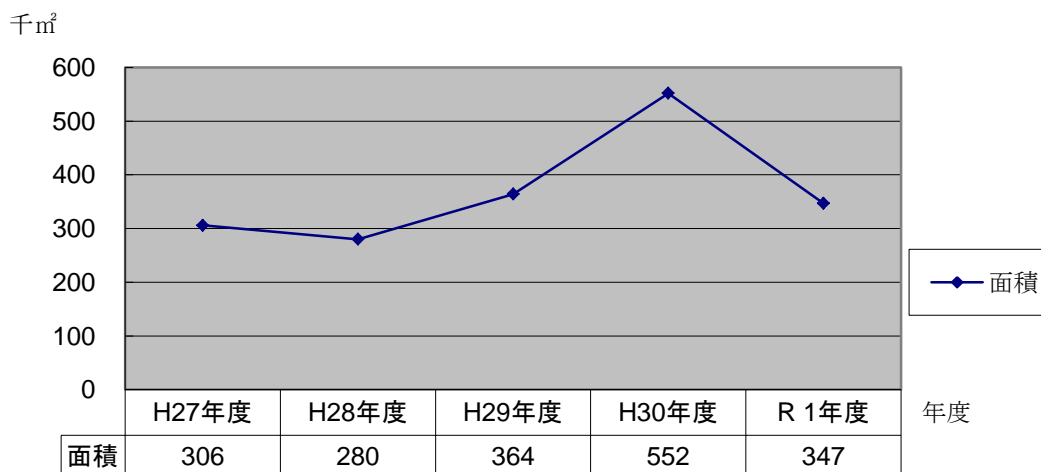
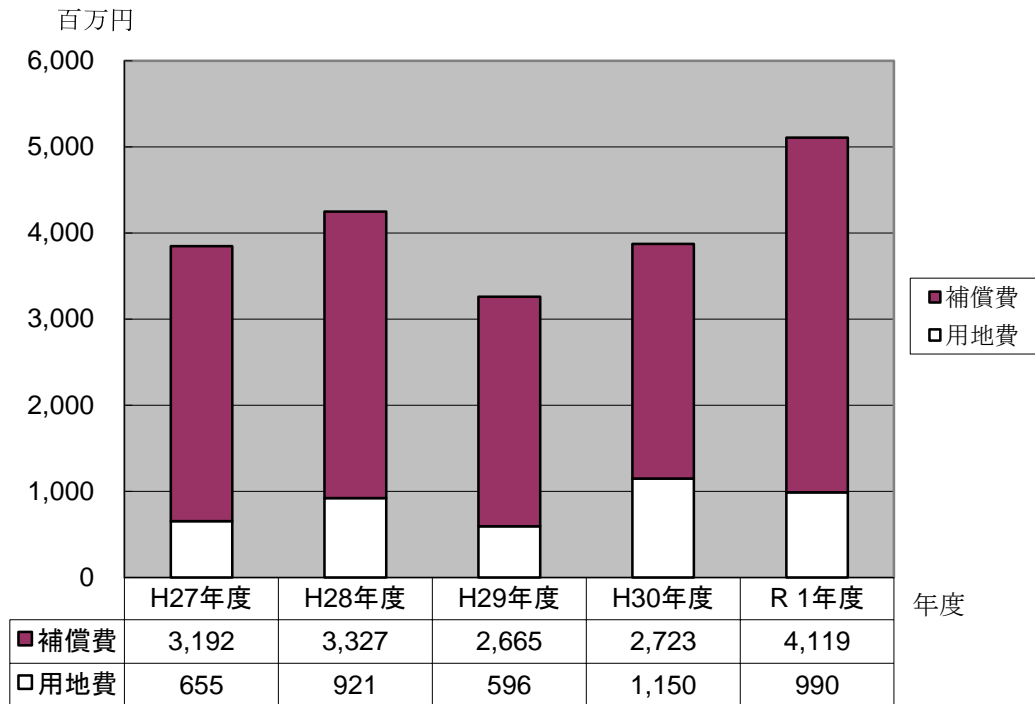


図 用地取得実績の推移（金額） 単位：百万円



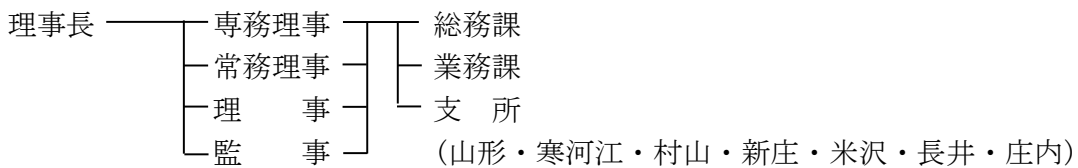
3 山形県土地開発公社

山形県土地開発公社は、公共用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与することを目的としており、県及び国土交通省等の公共事業用地の先行取得事業、公共事業用地の取得業務の受託事業等を行っている。

(1) 組織概要

設 立 昭和 48 年 3 月 31 日

基本財産 3,000 万円



(2) 常勤役職員数

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

区分	役員	本 社			支 社								合計
		総務課	業務課	計	山形	寒河江	村山	新庄	米沢	長井	庄内	計	
役員	3												3
職員			4	4	4	1	1	1	2	1	2	12	16
派遣													0
嘱託		1		1	1	1	1	1	1	1	3	9	10
計	3	1	4	5	5	2	2	2	3	2	5	21	29

(3) 令和元年度事業実績

①公有用地取得事業

事業名	取得面積(m ²)	取得額(千円)
公有用地取得事業	0	0
代行用地取得事業	0	0
代替地取得事業	362.50	7,765
計	362.50	7,765

(注)公有用地 公社が所有権を取得した土地

代行用地 公社が地方公共団体等に所有権を取得させた土地

②用地取得受託事業(用地取得業務の受託)

事業名	取得面積(m ²)	用地補償費(千円)
県土整備部事業	214,527	2,910,086
県土整備部外事業	0	0
計	214,527	2,910,086

第7章 土地利用

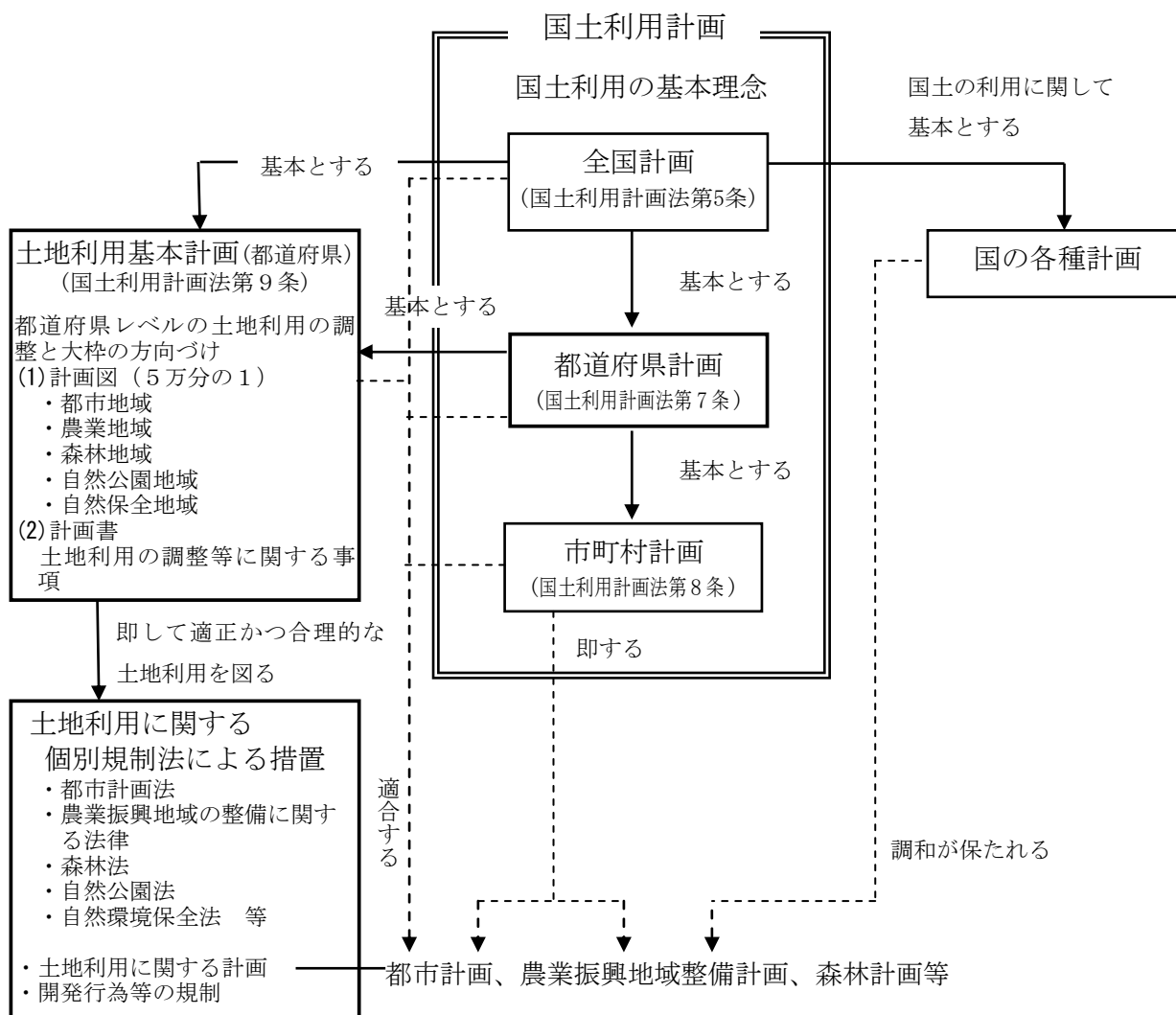
1 国土利用計画

(1) 概要

国土利用計画は、全国計画、都道府県計画及び市町村計画からなり、それぞれ計画において、国土の利用に関する基本構想、国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要等について定める。

- ① 全国計画は、国土形成計画（全国計画）と一体的に策定することとされており、都道府県知事と国土審議会の意見を聴いて、国土交通大臣が案を作成し、閣議の決定を経て定める。
- ② 都道府県計画は、全国計画を基本に、市町村長と都道府県の審議会の意見を聴いて、知事が定めることができる。
- ③ 市町村計画は、都道府県計画を基本に、住民の意向を十分反映させたいうで、市町村長が定めることができる。

○国土利用計画の体系



国土利用計画に定める事項は次のとおりである。

- (1) 国土の利用に関する基本構想（国土の総合的・計画的な利用の基本方針）
- (2) 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別概要
- (3) (2) を達成するために必要な措置の概要

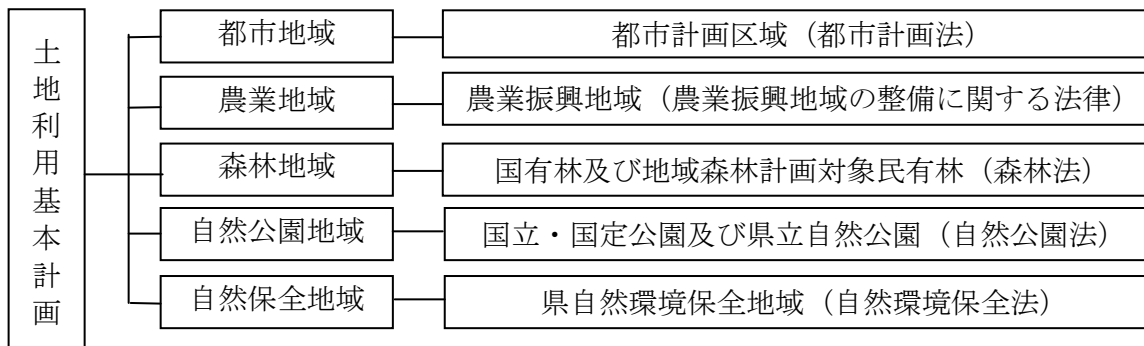
○山形県国土利用計画の策定状況

- 第一次山形県国土利用計画：昭和52年3月県議会議決、目標年次：昭和60年
- 第二次山形県国土利用計画：昭和61年3月県議会議決、目標年次：昭和70年
- 第三次山形県国土利用計画：平成8年3月県議会議決、目標年次：平成17年
- 第四次山形県国土利用計画：平成22年3月県議会議決、目標年次：平成31年

2 土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画法第9条に基づき、国土利用計画（全国計画及び県計画）を基本として定めているもので、県土について、①都市地域、②農業地域、③森林地域、④自然公園地域、⑤自然保全地域の5地域（下図参照）を具体的に図面（1/50,000）上に表示した『計画図』と、5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針等を記載した『計画書』とで構成されている。

この計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するにあたっての基本となる計画である。この計画の策定及び変更を行う場合は、あらかじめ総合政策審議会土地利用部会や市町村長、国土交通大臣の意見を聴くこととされている。これまで、社会情勢を取り巻く変化等に対応して、ほぼ毎年変更を行っている。



(参考) 山形県土地利用基本計画の地域別状況

地域区分	面積 (ha)	割合 (%)
都市地域	126,662	13.6
農業地域	337,371	36.2
森林地域	669,310	71.8
自然公園地域	153,520	16.5
自然保全地域	4,892	0.5
5地域計	1,291,755	138.5
白地地域	5,919	0.6
県土面積	932,315	100.0

(注)

- ・令和2年2月現在の面積である。
- ・5地域間には重複がある。
- ・割合は県土面積に対するものである。

3 地価公示・地価調査

(1) 地価に関する調査の種類

- ① 地価調査 国土利用計画法施行令に基づき、各都道府県が、毎年7月1日現在における調査地点の正常価格を9月に公表するもの。令和元年度地価調査の県内の調査地点は、県内全域を対象として260地点。
- ② 地価公示 地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が、毎年1月1日現在における調査地点の正常価格を3月に公表するもの。令和2年地価公示の県内の調査地点は、都市計画区域のある県内30市町の198地点。

(2) 最近の地価の動向

- ① 令和元年度地価調査（令和元年7月1日現在）
 - (i) 住宅地及び商業地の地価は、前年度と比較して、住宅地が0.7%の下落、商業地が1.1%の下落であったが、住宅地、商業地ともに下落率は8年連続で縮小した。
 - (ii) 住宅地の29地点、商業地の13地点、工業地の7地点で、地価が上昇した。
- ② 令和2年地価公示（令和2年1月1日現在）
 - (i) 住宅地の地価は、前年と比較して、0.1%の上昇となり、20年ぶりに上昇に転じた。
 - (ii) 商業地の地価は、前年と比較して、0.5%の下落であったが、下落率は10年連続で縮小した。
 - (iii) 住宅地の49地点、商業地の16地点、工業地の6地点で地価が上昇した。

4 土地取引に関する届出制度

(1) 国土利用計画法の土地取引規制制度

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価の高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、土地取引について届出制を設けている。一定面積以上の規模の土地について土地の取引をしたときは、当事者のうち権利取得者は、契約締結後2週間以内に、知事に対し利用目的、取引価格等を届け出なければならないことになっている。

(2) 近年の土地取引件数と国土利用計画法に基づく届出の状況

	山形県内の土地取引		国土利用計画法に基づく届出	
	件数 (件)	面積 (ha)	件数 (件)	面積 (ha)
平成27年	11,385	1,780.3	169	260.2
平成28年	11,612	1,950.8	155	1,531.4
平成29年	11,085	2,601.7	196	344.6
平成30年	10,759	1,387.3	135	174.4
令和元年	10,709	1,418.7	147	163.8

資料：国土交通省「土地取引規制基礎調査概況調査」

5 景観・地域づくりの取組み

美しくうるおいのある景観づくりをすすめるため、平成7年度に「山形県景観ガイドプラン」を策定し、景観形成の推進に関する事項をまとめた。

平成19年度には、良好な景観の将来の世代への継承並びに心豊かな県民生活及び多様な交流による活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした山形県景観条例を定め、県土の景観づくりを進めている。

<景観形成施策の5つの柱>

(i) 地域づくり・まちづくり	市町村と連携した景観回廊モデル事業等の実施
(ii) 普及・啓発	景観セミナー等の開催、景観アドバイザーの派遣
(iii) 屋外広告物	屋外広告物条例との連携
(iv) 規制・誘導	景観法に基づく届出制度の実施
(v) 公共事業	公共事業景観形成基準に基づく県事業の実施

(1) 景観を活かした地域づくりの推進

① やまがたの誇れる景観の魅力発信

車で容易にアクセスでき、県内の優れた景観をその歴史や文化等とあわせて体感できる視点場「やまがた景観物語おすすめビューポイント」について、国内外に情報を発信し、交流の拡大と地域の振興を図る。

- ビューポイントを対象としたフォトコンテスト
- ビューポイントを巡るフォトツアー
- スマートフォンによるスタンプラリー

② 景観法に基づく届出制度の運用

届出制度を運用し、良好な景観の保全・形成を図るための規制・誘導を行う。

③ 公共事業による良好な景観の形成

良好な景観形成を図るため、県が実施する公共事業については、「公共事業景観形成基準」の遵守を求め、良好な景観の形成に努める。

④ 景観形成審議会の運営

【景観法に基づく届出等の件数】

年度	H27	H28	H29	H30	R 1	
届出件数	72	103	114	107	86	
内 訳	建築物	29	29	42	46	24
	工作物	24	52	51	40	40
	開発行為	16	18	19	16	19
	その他	3	4	2	5	3
国の機関又は 地方公共団体からの 通知	20	21	18	24	24	

(2) 屋外広告物対策

屋外広告物法及び屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成、風致の維持、公衆への危害防止を図る。

① 違反広告物への対応

継続して違反広告の是正を行うとともに、未許可広告物について重点的に是正に努める。

② 安全管理や規制内容の普及啓発

屋外広告物の安全管理の徹底や規制内容について、県民や業界団体と協働で周知に取り組む。

③ 屋外広告業登録制度の運用

優良業者の育成による良好な景観形成を図るための登録制度を運用する。

④ 市町村との連携

中核市に移行した山形市や権限移譲している酒田市と屋外広告物に関する課題に連携して取り組む。

【屋外広告物許可件数】(総合支庁のみ)

年度	H27	H28	H29	H30	R 1
件数	1,975	1,877	2,360	1,896	1,226

(3) 地域づくりの推進

○景観回廊モデル地区への支援

良好な景観、風景を活かした地域づくり・まちづくりを進める以下のモデル地区の取組みを支援する。

置賜景観回廊 (長井市、南陽市、川西町、白鷹町)

庄内景観回廊 (鶴岡市 加茂・大山・鶴岡・羽黒)

第8章 都市計画

1 都市計画のあらまし

(1) 都市計画の目的と役割

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画であり、土地利用については、長期計画に基づき、都市全体として適正な土地利用を進めるための規制や誘導を行うもので、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を誘導するため市街化区域・市街化調整区域の区域区分の選択と、住宅、店舗、工場などの混在を防止し、良好な都市環境をつくるための用途地域等を決定する地域地区がある。

都市施設とは、道路、公園、下水道等の都市生活の基盤となるもので、市街地開発事業とは土地区画整理や市街地再開発事業等の宅地の供給を目的とした事業のことである。これらを、都市計画に定め、計画的に整備することにより、理想的なまちづくりを行うことが都市計画の役割である。

現行の都市計画法は、都市への急激な人口集中等による市街地の無秩序な外延化が全国的な課題となった高度成長期に区域区分(線引き)、開発許可制度の導入を骨格として昭和43年に制定された。

しかしながら、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、厳しい財政的制約などにより、都市を取り巻く環境は大きく変化しており、現在は、こうした社会情勢の変化に的確に対応した都市計画が求められている。

(2) 都市計画区域

都市計画区域は、市町村の行政区域にとらわれず、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤、通学等の日常生活圏、主要な道路、鉄道等の交通施設の配置状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断して、実質上一体の都市として整備、開発及び保全する必要がある区域として定めるべきこととしている。

都市計画区域が指定されると、①一定規模以上の開発行為について許可を受けなければならない(都市計画法第29条)、②目的税としての都市計画税を徴収することができる(地方税法第702条)、③建築行為につき確認を受けなければならない範囲が強化され、建築基準法第3章の規定が適用される(建築基準法第41条の2)など法律的に制約を受けることになる。

本県においては、昭和3年9月10日山形市、鶴岡市で都市計画法が初めて適用されて以来、平成25年4月12日に13市17町の計30市町(27都市計画区域)まで適用範囲が拡大し、現在に至っている。都市計画区域人口は、平成31年3月末で約91万人で県総人口の約83%、区域面積は、124,853haで県土の約13%となっている。

都市計画法適用市町一覧表

平成31年3月31日現在

都市計画区域名	市町名	行政区域		都市計画区域		法適用年月日	最終決定年月日
		面積(ha)	人口(千人)	面積(ha)	人口(千人)		
山形広域	山形市	38,130	245.6	15,990	242.5	S3.9.10	S44.12.5
	上山市	24,093	30.3	2,180	22.0	S22.12.3	
	天童市	11,301	61.9	7,180	61.0	S22.9.8	
	山辺町	6,145	14.3	1,320	13.6	S35.11.25	
	中山町	3,115	11.2	1,800	11.2	S43.12.28	—
東南村山地区(山形広域)計		82,784	363.3	28,470	350.3		
寒河江	寒河江市	13,903	41.2	5,109	40.7	S22.12.3	H14.5.7
河北	河北町	5,245	18.4	3,511	18.4	S22.9.5	H11.4.6
西川	西川町	39,319	5.3	5,844	5.3	S49.7.29	S56.1.23
朝日	朝日町	19,681	6.8	606	4.7	S32.5.14	S43.9.17
大江	大江町	15,408	8.1	785	6.2	S11.7.13	H20.4.1
西村山地区計		93,556	79.8	15,855	75.3		
村山	村山市	19,698	24.6	1,754	12.4	S22.9.5	H21.5.22
東根	東根市	20,694	47.6	6,233	46.5	S27.8.14	H21.5.22
尾花沢	尾花沢市	37,253	16.1	870	6.4	S27.12.24	S43.10.4
大石田	大石田町	7,954	7.1	487	3.9	S22.9.5	S43.9.24
北村山地区計		85,599	95.4	9,344	69.2		
新庄	新庄市	22,285	35.5	4,938	29.8	S17.3.4	S50.6.27
金山	金山町	16,167	5.5	1,236	2.6	S25.5.23	S43.7.24
最上	最上町	33,037	8.5	3,017	6.7	S49.7.29	S56.1.21
真室川	真室川町	37,422	7.6	1,053	3.5	S25.5.23	S60.1.22
最上地区計		108,911	57.1	10,244	42.6		
米沢	米沢市	54,851	80.3	8,830	74.1	S8.5.10	S47.11.10
南陽	南陽市	16,052	31.4	2,025	27.1	S22.9.5	S46.3.29
高畠	高畠町	18,026	23.3	2,515	15.3	S22.9.5	S60.1.22
川西	川西町	16,660	15.1	1,982	6.9	S26.5.24	H26.6.13
東南置賜地区計		105,589	150.1	15,352	123.4		
長井	長井市	21,467	26.7	2,313	18.4	S14.5.22	H22.3.30
小国	小国町	73,756	7.5	768	4.7	S14.8.7	S43.7.24
白鷹	白鷹町	15,771	13.7	1,053	6.5	S34.2.16	H13.5.25
西置賜地区計		110,994	47.9	4,134	29.6		
鶴岡	鶴岡市	131,153	126.2	25,281	114.9	S3.9.10	H25.4.12
酒田	酒田市	60,297	102.1	11,568	79.8	S8.5.10	H30.2.2
	遊佐町	—	—	574	0.8	S47.7.7	—
八幡	酒田市	—	—	625	3.3	S35.11.25	S43.7.24
余目	庄内町	24,917	21.2	884	9.4	S22.9.5	S43.12.23
三川	三川町	3,322	7.4	1,475	5.2	S44.3.20	H1.4.28
遊佐	遊佐町	20,839	13.8	1,047	5.7	S23.5.23	S43.10.4
庄内地区計		240,528	270.7	41,454	219.1		
27都市計画計〔13市17町〕		827,961	1,064.3	124,853	909.5	↑旧法における「法適用の指定」も含まれています。	
山形県全体〔13市19町3村〕		932,315	1,093.2				

注)・東根都市計画区域面積には、河北町(209ha)を含む。

・遊佐都市計画区域面積には、酒田都市計画区域分(547ha)を含まず。

※ 鶴岡、藤島、榎引、温海都市計画区域は、H25. 4. 12に統合し、鶴岡都市計画区域となった。

(3) 都市計画マスタープラン

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであり、あらかじめ長期的な視点に立って都市の将来像を明確にし、その実現に向けて道筋を明らかにしておくことが重要であることから、県及び各市町においてそれぞれ都市計画のマスタープランを策定している。

県が策定するマスタープランは、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)で、通常「都市計画区域マスタープラン」と呼ばれている。これは、広域的課題の調整を図りながら、中長期的な視点に立った都市計画区域における都市計画の基本的な方向性を示すものである。

市町が策定するマスタープランは、市町村の都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第18条の2)で、通常「市町村マスタープラン」と呼ばれている。これは、県が定める都市計画区域マスタープランに即し、各市町の区域を対象として、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、都市計画の方針を定めるものである。

また、「立地適正化計画」は市町村マスタープランの一部として、平成26年度の都市再

生特別措置法の改正により制度化された。立地適正化計画は、すべての住民が出歩きやすく健康・快適な生活を確保し、魅力的なまちにすることや、財政面・経済面で持続可能な都市経営を可能とすることなどを目的として、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりとこれと連携した公共交通のネットワークを形成するための制度である。

(4) 都市計画の手続き

都市計画の決定、変更は、都市計画の種類や規模に応じて、県、市町が役割を分担し、公聴会、説明会等による住民の意見の反映、関係行政機関との協議、都市計画案の縦覧等の一連の手続の後、県の都市計画審議会、又は市町の都市計画審議会の議を経て行われる。

都市計画の決定・変更件数

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
山形県	4	2	6	6	11	4	2	7	10
市町	19	24	16	18	27	4	26	24	20

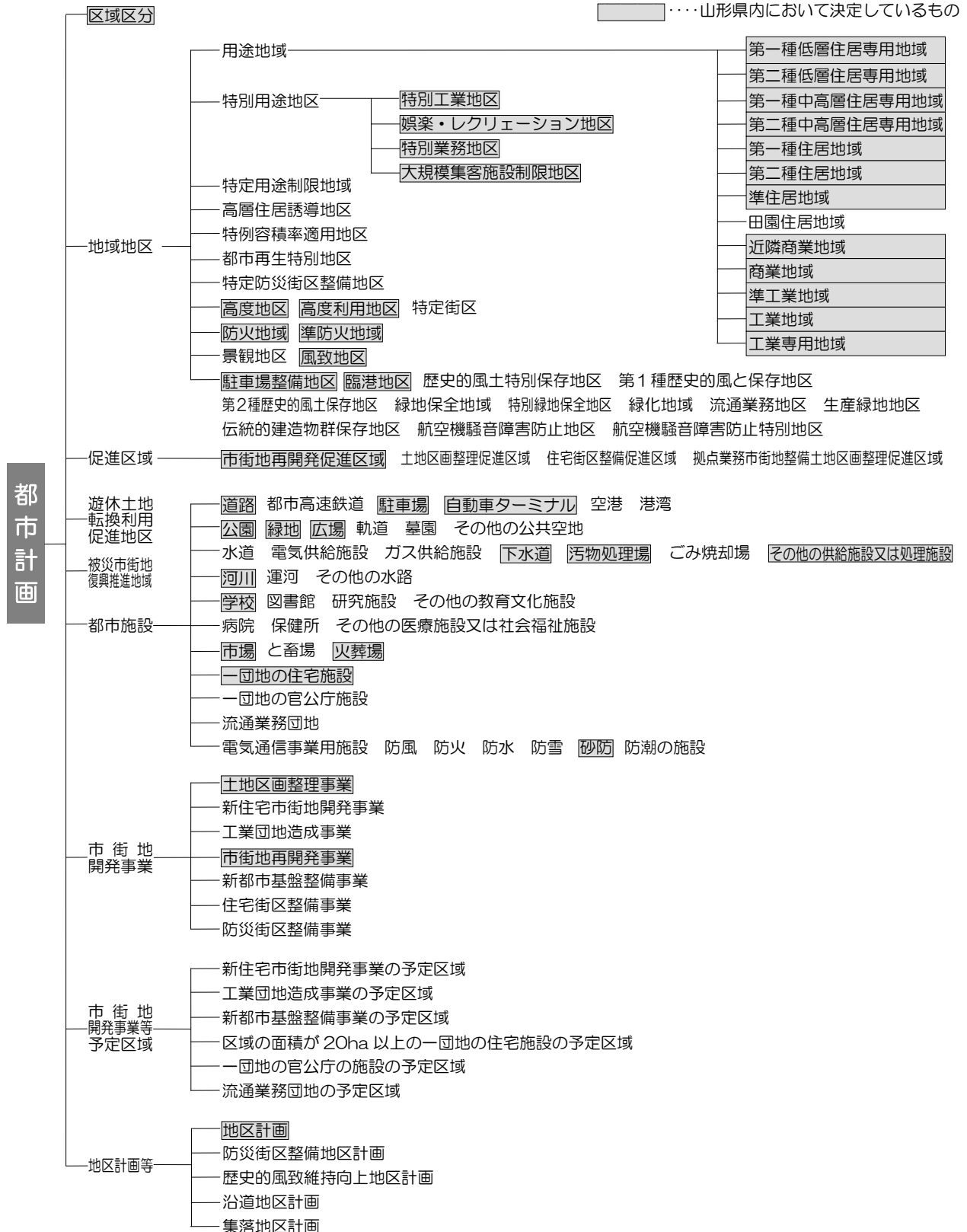
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
山形県	3	1	4	3	2	6
市町	12	15	14	15	12	6

2 都市計画の内容

都市計画は、

- ①土地利用に関する計画
- ②都市施設の整備に関する計画
- ③市街地開発事業に関する計画

の3本の柱で構成され、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、必要なものを一体的、総合的に定めている。



を前提としてきたが、平成12年5月の都市計画法改正により区域区分は都道府県が判断して選択することとなり、都道府県が定める都市計画区域マスタープランの中で位置づけることとなった。

本県では全国に先がけ、山形市、上山市、天童市、山辺町及び中山町からなる山形広域都市計画区域を昭和45年3月30日に決定している。更に、その後の社会経済的な変化をとらえ16回にわたり区域の変更を行っている。

酒田市と遊佐町の一部を含む酒田都市計画区域では、昭和59年3月30日に決定し、その後6回にわたり区域の変更を行っている。

鶴岡都市計画区域では、平成16年5月14日に決定した。なお、平成25年4月12日には、鶴岡、藤島、櫛引及び温海都市計画区域を1つに統合するとともに、旧羽黒町及び旧朝日村の一部まで区域の拡大を行っている。

なお、区域区分は「線引き」とも呼ばれている。

市街化区域の現況

平成31年3月31日現在

		都市計画区域 面積(ha)	市街化区域 面積(ha)	都市計画区域 人口(千人)	市街化区域 人口(千人)
山 形 広 域	合 計	28,470	6,290	350.3	255.6
	山形市	15,990	4,093		
	上山市	2,180	720		
	天童市	7,180	1,063		
	山辺町	1,320	218		
	中山町	1,800	196		
酒 田	合 計	12,142	2,875	83.9	67.2
	酒田市	11,568	2,732		
	遊佐町	574	143		
鶴 岡	鶴岡市	25,281	2,327	114.9	75.5

(2) 地域地区

用途地域などの地域地区は、都市計画区域内における土地の自然的条件と土地利用の動向を勘案し、土地の利用形態に適正な規制、誘導を加えることにより、快適で能率的な市街地を形成することを目的として定められる。

① 用途地域

用途地域は、都市計画マスタープランに示される地域ごとの市街地の将来像に適合する積極的に望ましい市街地の形成を誘導するため、建築物の用途を規制し、土地利用の純化を図るもので、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域の13地域がある。

用途地域が指定されると、建築基準法により建築物の用途が規制され、更に容積率、建蔽率等の制限を行うことによって土地利用計画を段階的に実現することができる。

令和2年3月31日現在、本県では、三川を除く26の都市計画区域において用途地域が

指定されている。

用途地域決定一覧

上段：面積 (ha)
下段：構成比 (%)

平成31年3月31日現在

都市計画 区域名	都市名	住居系								商業系		工業系			合計	決定年月日 当初/最終
		一低	二低	一中高	二中高	一住	二住	準住	田住	近商	商業	準工	工業	工専		
山形広域	山形市	336.0 (8.2)	529.5 (12.9)	167.0 (4.1)	450.0 (11.0)	929.0 (22.7)	197.0 (4.8)	256.0 (6.3)		134.0 (3.3)	201.0 (4.9)	519.0 (12.7)	204.0 (5.0)	170.0 (4.2)	4,092.5 (100.0)	S7.1.23 H25.3.27
	上山市	69.0 (9.6)		40.0 (5.6)	76.0 (10.6)	181.0 (25.2)	144.0 (20.0)	7.5 (1.0)		12.8 (1.8)	46.0 (6.4)	51.0 (7.1)	69.0 (9.6)	23.0 (3.2)	719.4 (100.0)	S43.6.7 H25.3.27
	天童市	42.0 (4.0)	46.0 (4.3)	126.0 (11.9)		286.0 (26.9)	152.0 (14.3)	10.0 (0.9)		12.0 (1.1)	97.0 (9.1)	148.0 (13.9)	32.0 (3.0)	112.0 (10.5)	1,063.0 (100.0)	S39.3.21 H22.1.8
	山辺町					72.8 (33.4)	105.2 (48.3)					12.0 (5.5)	28.0 (12.8)		218.0 (100.0)	S45.12.25 H13.5.25
	中山町					75.0 (38.3)	81.0 (41.3)	16.0 (8.2)				3.0 (1.5)	8.0 (4.1)	13.0 (6.6)	196.0 (100.0)	S45.12.25 H8.5.21
		447.0 (7.1)	575.5 (9.2)	333.0 (5.3)	526.0 (8.4)	1543.8 (24.5)	679.2 (10.8)	289.5 (4.6)		158.8 (2.5)	344.0 (5.5)	733.1 (11.7)	341.0 (5.4)	318.0 (5.1)	6,288.9 (100.0)	S45.12.25 -
寒河江	寒河江市	68.3 (7.6)	69.0 (7.7)	159.1 (17.6)	73.0 (8.1)	110.0 (12.2)	45.6 (5.1)	17.5 (1.9)		32.3 (3.6)	24.0 (2.7)	113.0 (12.5)	22.0 (2.4)	168.1 (18.6)	901.9 (100.0)	S40.3.17 H25.5.31
河北	河北町		33.0 (9.6)	9.0 (2.6)	15.0 (4.4)	105.3 (30.6)	53.5 (15.6)	2.6 (0.8)		14.3 (4.2)	16.0 (4.7)	54.1 (15.7)	17.0 (4.9)	24.0 (7.0)	343.8 (100.0)	S47.8.1 H19.10.5
西川	西川町					105.2 (66.0)	20.0 (12.5)			7.1 (4.5)	4.6 (2.9)	6.5 (4.1)	16.0 (10.0)		159.4 (100.0)	S51.3.29 H27.12.1
朝日	朝日町				14.0 (14.2)	44.0 (44.6)	7.8 (7.9)			8.7 (8.8)		8.0 (8.1)		16.2 (16.4)	98.7 (100.0)	S49.9.2 H14.10.24
大江	大江町			13.9 (4.9)	34.6 (12.3)	113.9 (40.4)	25.9 (9.2)	13.1 (4.6)		17.0 (6.0)	10.0 (3.5)	25.8 (9.1)	27.8 (9.9)		282.0 (100.0)	S58.2.1 H26.4.4
村山	村山市	16.4 (3.8)		54.8 (12.8)	10.6 (2.5)	174.5 (40.7)	41.3 (9.6)			11.8 (2.8)	19.0 (4.4)	41.6 (9.7)	43.0 (10.0)	16.0 (3.7)	429.0 (100.0)	S42.12.22 H23.8.1
東根	東根市	48.0 (4.7)		122.0 (11.9)		356.0 (34.7)	101.0 (9.8)	18.0 (1.8)		28.0 (2.7)	45.0 (4.4)	103.0 (10.0)	14.0 (1.4)	192.0 (18.7)	1,027.0 (100.0)	S28.5.29 H16.3.18
尾花沢	尾花沢市	19.0 (6.3)		39.5 (13.1)		68.5 (22.7)	54.0 (17.9)			12.0 (4.0)	19.0 (6.3)	10.0 (3.3)	80.0 (26.5)		302.0 (100.0)	S47.4.1 H27.3.10
大石田	大石田町			38.0 (17.9)		106.0 (50.0)	8.2 (3.9)			17.0 (8.0)	6.0 (2.8)	37.0 (17.4)			212.2 (100.0)	S49.9.10 H17.10.2
新庄	新庄市	24.0 (3.4)	53.0 (7.6)	102.0 (14.6)	9.5 (1.4)	241.0 (34.5)		13.0 (1.9)		7.8 (1.1)	52.0 (7.4)	41.0 (5.9)	42.0 (6.0)	113.0 (16.2)	698.3 (100.0)	S40.11.16 H28.7.26
金山	金山町	6.7 (8.2)				55.0 (67.0)				4.5 (5.5)		5.9 (7.2)	10.0 (12.2)		82.1 (100.0)	S47.6.30 H25.12.20
最上	最上町					75.0 (82.4)				1.8 (2.0)	3.2 (3.5)	11.0 (12.1)			91.0 (100.0)	S56.11.13 H7.10.3
真室川	真室川町					84.0 (94.4)				3.3 (3.7)			1.7 (1.9)		89.0 (100.0)	S47.12.23 H7.11.20
米沢	米沢市	132.0 (5.6)	31.0 (1.3)	334.0 (14.3)	195.0 (8.3)	617.0 (26.4)	183.0 (7.8)	14.0 (0.6)		63.0 (2.7)	78.0 (3.3)	307.0 (13.1)	137.0 (5.9)	246.0 (10.5)	2,337.0 (100.0)	S12.4.22 H22.3.30
南陽	南陽市	71.0 (8.6)		100.0 (12.1)	117.0 (14.1)	254.0 (30.7)	47.0 (5.7)			33.0 (4.0)	57.0 (6.9)	96.0 (11.6)	52.0 (6.3)		827.0 (100.0)	S47.11.15 H29.6.20
高畠	高畠町			16.0 (3.8)	28.0 (6.7)	204.0 (49.0)	14.0 (3.4)			18.0 (4.3)	10.0 (2.4)	30.0 (7.2)	74.0 (17.8)	22.0 (5.3)	416.0 (100.0)	S48.4.10 H28.2.3
川西	川西町				13.0 (8.2)	109.0 (68.8)				13.0 (8.2)		3.4 (2.1)	20.0 (12.6)		158.4 (100.0)	S50.8.1 H7.7.31
長井	長井市	22.0 (3.9)		135.0 (23.9)	10.0 (1.8)	219.0 (38.8)	19.0 (3.4)			7.0 (1.2)	31.0 (5.5)	33.0 (5.9)	65.0 (11.5)	23.0 (4.1)	564.0 (100.0)	S44.4.21 H13.5.25
小国	小国町			16.9 (7.3)		87.0 (37.8)	46.6 (20.2)			4.2 (1.8)		13.8 (6.0)	27.2 (11.8)	34.5 (15.0)	230.2 (100.0)	S47.5.1 H19.8.1
白鷹	白鷹町		21.0 (8.6)	26.0 (10.7)	23.0 (9.5)	90.0 (37.0)	23.0 (9.5)			6.0 (2.5)		37.2 (15.3)	7.3 (3.0)	9.5 (3.9)	243.0 (100.0)	S49.4.1 H27.2.27
鶴岡	鶴岡市	224.6 (9.6)	8.5 (0.4)	258.0 (11.1)	515.0 (22.1)	196.3 (8.4)	374.8 (16.1)			76.1 (3.3)	137.3 (5.9)	285.4 (12.3)	194.9 (8.4)	56.7 (2.4)	2,327.6 (100.0)	S7.7.13 H30.9.13
酒田	酒田市	174.0 (6.4)	12.0 (0.4)	684.0 (25.0)	28.0 (1.0)	324.0 (11.9)	184.0 (6.7)	20.0 (0.7)		57.0 (2.1)	114.0 (4.2)	326.0 (11.9)	206.0 (7.5)	603.2 (22.1)	2,732.2 (100.0)	
	遊佐町											28.0 (19.6)		115.0 (80.4)	143.0 (100.0)	S12.4.22 H30.2.2
		174.0 (6.1)	12.0 (0.4)	684.0 (23.8)	28.0 (1.0)	324.0 (11.3)	184.0 (6.4)	20.0 (0.7)		57.0 (2.0)	114.0 (4.0)	354.0 (12.3)	206.0 (7.2)	718.2 (25.0)	2,875.2 (100.0)	
八幡	酒田市		4.4 (3.7)	3.2 (2.7)	22.4 (18.7)	45.0 (37.5)	9.6 (8.0)			7.3 (6.1)		6.1 (5.1)	22.0 (18.3)		120.0 (100.0)	S48.7.20 H7.6.26
余目	庄内町			51.0 (19.2)		98.0 (37.0)	26.0 (9.8)			10.0 (3.8)	12.0 (4.5)	27.0 (10.2)	41.0 (15.5)		265.0 (100.0)	S49.11.1 H22.12.17
遊佐	遊佐町			12.3 (11.2)	11.7 (10.7)	32.9 (30.0)	32.1 (29.3)			14.0 (12.8)		1.0 (0.9)	5.6 (5.1)		109.6 (100.0)	S49.7.27 H7.11.29
合計		1,253.0 (5.8)	807.4 (3.8)	2,507.7 (11.7)	1,645.8 (7.7)	5,458.4 (25.4)	1,995.6 (9.3)	387.7 (1.8)		633.0 (2.9)	982.1 (4.6)	2,383.9 (11.1)	1,466.5 (6.8)	1,957.2 (9.1)	21,478.3 (100.0)	
線引き都市計画計		845.6	596.0	1,275.0	1,069.0	2,064.1	1,238.0	309.5		291.9	595.3	1,372.5	741.9	1,092.9	11,491.7	
非線引き都市計画計		407.4	211.4	1,232.7	576.8	3,394.3	757.6	78.2		341.1	386.8	1,011.4	724.6	864.3	9,986.6	

②特別用途地区

特別用途地区は、用途地域に加えて更に用途規制の緩和や強化を行おうとするもので、本県では7市2町において定めている。米沢市、山辺町及び河北町では、絹織物等の地

場産業を育成するため、用途地域の規制を緩和する方向で特別工業地区を決定している。また、規制を強化するものとしては、山形市等で沿道サービスや卸売業の用途を強化するために特別業務地区を定めている。平成10年からは、地域の実情に的確に対応したまちづくりの推進を図るため、特別用途地区の種類を市町村が自由に定めることができるようになった。最近では、郊外での開発等に対する規制を強化するため、山形市、上山市、米沢市、酒田市で準工業地域において、鶴岡市で工業地域や準工業地域において、一定規模の大規模集客施設制限地区を定めている。

③特定用途制限地域

市街化調整区域を除く用途白地地域(用途地域が指定されていない区域)において、その良好な環境の形成等を行うために、多人数が集中することにより周辺の公共施設に著しく大きな負荷を発生させる建築物や、騒音、振動、煤煙等の発生により、良好な住居環境にそぐわないおそれのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定めることが考えられる。

④高度地区

都市の合理的土地利用計画に基づき、将来の適正な人口密度、交通量その他都市機能に適應した土地の高度利用及び居住環境の整備を図ることを目的として定める地域地区である。

平成16年12月9日、鶴岡都市計画区域において、建築物の高さの最高限度を定める高度地区「最高限高度地区」が本県で初めて定められ、平成21年度には山形市においても定められた。

⑤高度利用地区

高度利用地区は、市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため建築物の容積率の最高及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、更に必要に応じて壁面の位置の制限を定めるものである。

この地区は、一般的に市街地の中心部であり、かつ、適正な建築密度を保ちつつ、小規模宅地の発生を防止するなど、建築物の統合促進と土地の高度利用の促進を図る必要がある地域などに指定されている。本県においては5市で定められている。

⑥防火地域及び準防火地域

防火地域及び準防火地域は、中心市街地など特に土地の利用が高く建築の密度が密集している地区を対象に、防火機能の向上の観点から定めるものである。これらの地域では、建築基準法に基づき、一定規模以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならないとされている。本県では6市において定められている。

⑦風致地区

風致地区は、樹林地、溪谷、水辺等を主体とする良好な自然環境を形成している区域において、都市環境の保全を図るために定められる地区である。

本県では、山形市において2地区を指定しており、「山形市風致地区内における建築等の規制に関する条例」(平成27年3月25日山形市条例第4号)に基づき、建築行為や土地の形質変更等の行為が制限されている。(平成27年3月31日以前は、山形県条例に基づき制限されていたが、政令改正により、条例制定の権限が山形市に移譲されたもの。)

⑧駐車場整備地区

駐車場整備地区は、中心市街地など自動車交通が著しく輻輳している地区及び周辺地域において、駐車場法に基づき路上駐車場について設置計画を定め、計画的に整備していくために都市計画で定めるものである。また、この地区内及び商業地区、近隣商業地区等においては、建築物の用途や規模に応じ、円滑な自動車交通の確保に努めるべく、市町の条例で駐車場の附置義務を定めることができる。本県では、現在、山形市のみ指定している。

⑨臨港地区

港湾での船舶の係留、荷役作業、旅客の乗降などのための施設(港湾法第2条)及びこれらの機能を利用するために立地する工場、倉庫、事務所等の利便の向上と港湾の管理運営の円滑化を図るために、必要な地域に限って定めるものである。また、地区内を商港区、特殊物資港区、工業港区、鉄道連絡港区、漁港区、バンカー港区、保安港区、マリーナ港区、修景厚生港区に分区して指定し、港湾法に基づく条例を制定した場合には、用途地域が指定されている臨港地区であっても建築制限と関係なく独自に建築物の用途規制を行うことができる。本県では2市の3港において指定している。

(3) 都市施設

①都市計画道路

都市における基本的な施設である道路は、交通機能のほかに、街区や住区を構成し、良好な生活環境を形成するため必要な空間確保、上下水道等の供給処理施設設置、更には、災害発生時の防災空間や避難路としての機能など多面的な機能を有している。

本県における都市計画道路は、平成31年3月31日現在総計492路線、延長約1,284km計画決定されており、改良済延長は約749kmで計画延長の約58.3%となっている。

都市計画道路一覧表 平成31年3月31日現在 ()は実路線数

都市名	路線数	都市計画道路延長(m)	改良済延長(m)	計画延長に対する整備率(%)
山形市	68	236,730	155,950	65.9
上山市	20	55,520	39,145	70.5
天童市	30	80,175	67,900	84.7
山辺町	8	14,990	5,627	37.5
中山町	9	16,320	6,460	39.6
山形広域計	(117) 135	403,735	275,082	68.1
寒河江市	22	58,060	35,070	60.4
河北町	12	16,270	12,700	78.1
西川町	1	2,800	2,800	100.0
朝日町	3	4,600	3,900	84.8
大江町	9	9,220	3,830	41.5
西村山地区計	47	90,950	58,300	64.1
村山市	9	29,840	16,521	55.4
東根市	24	66,180	43,272	65.4
尾花沢市	11	27,270	19,941	73.1
大石田町	7	8,140	6,470	79.5
北村山地区計	(48) 51	131,430	86,204	65.6
新庄市	22	48,930	22,410	45.8
金山町	4	3,850	3,850	100.0
最上町	1	2,250	2,250	100.0
真室川町	8	8,190	5,000	61.1
最上地区計	35	63,220	33,510	53.0
米沢市	32	118,790	49,530	41.7
南陽市	27	65,750	25,770	39.2
高畠町	16	37,130	19,945	53.7
川西町	6	11,310	3,770	33.3
置賜地区計	81	232,980	99,015	42.5
長井市	14	22,580	9,986	44.2
小国町	9	6,690	4,940	73.8
白鷹町	6	13,490	6,740	50.0
西置賜地区計	29	42,760	21,666	50.7
鶴岡市	63	139,560	74,772	53.6
酒田市	44	106,670	70,094	65.7
酒田市(八幡町)	7	8,090	4,520	55.9
庄内町	9	26,960	11,710	43.4
三川町	3	13,200	5,260	39.8
遊佐町	11	24,830	8,605	34.7
庄内地区計	(135) 137	319,310	174,961	54.8
合計	(492) 515	1,284,385	748,738	58.3

② 駐車場

都市内(特に中心業務地区、商業地区)における駐車場需要に対応するため、自転車駐車場を含め16カ所の都市計画駐車場のほか、山形市及び天童市においては、附置義務条例の制定により合わせて117カ所の駐車場を確保している。届出駐車場は県内67カ所となっている。

都市計画駐車場一覧表

平成31年3月31日現在

都市名	駐車場名	計画面積(m ²)	形式	計画台数	供用面積(m ²)	当初決定年月日	最終決定年月日
山形広域 (山形市)	山形市香澄駐車場	4,900	地下1層自走式	141	4,900	S47.4.6	S58.6.17
	くみあい駐車場	1,100	地上4階5層自走式	171	1,100	S47.10.30	—
	山形市中央駐車場	2,000	地上6階7層自走式	425	2,000	S58.6.17	—
	山形市大手町駐車場	5,600	地下1層自走式	182	5,600	S60.6.11	—
	山形県営駐車場	2,800	地上5階6層自走式	300	2,800	H1.9.8	H1.12.13
	山形市済生館前駐車場	2,300	地上5階6層自走式	444	2,300	H3.12.25	—
	山形市山形駅東口駐車場	4,200	地上4階5層自走式	500	4,200	H5.1.6	—
	山形駅西口駐車場	1,500	地上8階地下1階9層自走式	345	1,500	H9.7.25	—
	山形市済生館前地下駐輪場	(1,000)	地下1層	(290)	(1,000)	H3.12.25	—
	山形市山形駅東口駐車場(自転車駐車場)	(4,200)	地上1階	(1,300)	(4,200)	H5.1.6	—
	山形駅西口駐車場(自転車駐車場)	(1,500)	地下1階	(2,000)	(1,500)	H9.7.25	—
米沢市	米沢市営中央駐車場	1,000	地上4層自走式	153	1,400	S47.6.26	—
	米沢市営駅前自転車駐車場	(2,100)	地上2階	(1,230)	(2,100)	H4.9.21	—
鶴岡市	鶴岡駅前再開発ビル駐車場	6,600	地上6階7層自走・機械併用式	768	6,600	S62.6.8	—
	鶴岡駅前公共自転車駐車場	(400)	地上2階	(420)	(400)	S58.2.28	—
酒田市	中央地下駐車場	2,500	地上1層、地下1層自走式	99	2,500	S53.3.25	—
計	16ヶ所	34,500 (9,200)		3,528 (5,240)	34,900 (9,200)		

注)1 ()内は自転車駐車場

附置義務駐車施設

平成31年3月31日現在

都市名	箇所数	収容台数	条例最終制定年月日
山形市	107	4,919	H9.3.31
天童市	10	2,555	H2.3.23
計	117	7,474	

届出駐車場 平成31年3月31日現在

都市名	箇所数	収容台数
山形市	28	6,324
上山市	1	863
天童市	3	407
寒河江市	1	70
新庄市	3	480
米沢市	11	1,413
長井市	3	207
酒田市	5	696
鶴岡市	12	3,482
計	67	13,942

③都市計画公園及び緑地

公園緑地は、道路、広場と一体となって都市の骨格を形成し、また市街地の外周にあつては、都市の無秩序なスプロールを防止し、あるいは良好な風致、景観を備えた地域環境を形成し、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツ、レクリエーションの場の提供、公害・災害の発生の緩和、災害時の被害の緩衝、また、避難・救護活動の場の提供、さらには大気浄化、浮遊ばいじんの捕捉、防音、ヒートアイランドの緩和等、非常に多くの複合した機能を有する都市の根幹的施設である。

平成31年3月31日現在、都市計画決定している公園緑地は634箇所、面積約3,872ha、このうち開設は約1,641haで都市計画区域内1人当たりでは約17.7㎡となっている。また、都市公園法に基づき開設している都市公園は854箇所、面積約1,876haで、都市計画区域内1人当たりでは約20.6㎡となっている。

④公園施設長寿命化対策

県土整備部で所管している蔵王みはらしの丘ミュージアムパークを除く9つの都市公園は、ほとんどが昭和55年から平成12年の間に完成しており、供用開始後15年以上経過している公園施設が多いことから老朽化がいたるところで見られ、維持管理に掛かる経費が年々増大している。

このことにより、公園利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト削減の観点から、公園施設長寿命化計画を平成21年度に策定した。これに橋梁を加え、また、他の施設についても再点検を行い平成25年度に公園施設長寿命化計画を改定している。

今後、公園施設の適切な修繕及び改築について、国の交付金などを活用しながら、計画的な予防保全的取組みを推進していく。

都市名	住区基幹公園												都市基幹公園								特殊公園				大規模公園				都市計画公園 合計				1人当り面積 (㎡)	都市計画緑地・広場				都市計画公園 + 都市計画緑地・広場				1人当り面積 (㎡)
	街区公園				近隣公園				地区公園				総合公園				運動公園				風致・歴史公園等				広域公園・レク都市※1																	
	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積		箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	箇所	計画面積	開設箇所	開設面積	
山形市	141	35.39	137	34.57	19	23.0	19	22.9	3	15.1	3	15.1	2	51.5	2	51.5					1	199.0	1	49.8	1	75.4	1	72.5	167	399.39	163	246.37	10.1	9	85.72	8	31.29	176	485.11	171	277.66	11.4
上市	4	1.06	4	1.06	1	1.6			2	13.1	2	11.8																7	15.76	6	12.86	5.8					7	15.76	6	12.86	5.8	
天童市	50	13.07	50	13.02	8	6.8	8	6.8					1	65.3	1	17.2									1	50.6	1	50.3	60	135.77	60	87.29	14.3	4	4.31	4	3.68	64	140.08	64	90.97	14.9
山辺町	5	0.63	5	0.63	1	2.1	1	2.1									1	10.4	1	10.4								7	13.13	7	13.13	9.1					7	13.13	7	13.13	9.1	
中山町																	1	17.4	1	17.4								1	17.40	1	17.40	14.9	1	14.00	1	8.00	2	31.40	2	25.40	21.7	
山形広域計	200	50.15	196	49.28	29	33.5	28	31.8	5	28.2	5	26.9	3	116.8	3	68.7	2	27.8	2	27.8	1	199.0	1	49.8	2	126.0	2	122.8	242	581.45	237	377.05	10.7	13	104.03	12	42.97	255	685.48	250	420.02	11.9
寒河江市	23	5.39	22	4.99	4	4.5	3	3.6					2	83.0	2	61.3												29	92.89	27	69.89	16.9	6	49.07	5	28.17	35	141.96	32	98.06	23.7	
河北町	11	2.82	11	2.82	2	1.7	2	1.7	1	5.0	1	5.0															14	9.52	14	9.52	4.9	1	282.90	1	35.90	15	292.42	15	45.42	23.5		
西川町					1	2.2	1	2.2																	1	138.1	1	114.4	2	140.30	2	116.60	212.0	2	15.80	2	15.80	4	156.10	4	132.40	240.7
朝日町									1	3.4	1	3.2																1	3.40	1	3.20	6.8					1	3.40	1	3.20	6.8	
大江町	2	0.33	2	0.33																								2	0.33	2	0.33	0.5					2	0.33	2	0.33	0.5	
村上市	5	1.11	5	1.10									1	145.2	1	80.9												6	146.31	6	82.00	67.2	1	0.41	1	0.41	7	146.72	7	82.41	67.5	
東根市	18	4.40	18	4.40	1	0.97	1	0.97	2	21.8	2	19.8	1	64.6	1	16.6												22	91.77	22	41.73	9.0	2	15.10	2	13.10	24	106.87	24	54.83	11.8	
尾花沢市	1	0.35	1	0.35													1	16.9	1	16.9								2	17.25	2	17.25	26.1					2	17.25	2	17.25	26.1	
大石田町	2	0.39	2	0.39	2	1.0	1	0.5																			4	1.39	3	0.89	2.2	1	53.20	1	6.60	5	54.59	4	7.49	18.3		
新庄市	14	3.27	14	3.27	1	2.8	1	2.8	1	8.4	1	7.7	2	87.4	2	27.6												18	101.87	18	41.37	13.5	1	110.10	1	83.20	19	211.97	19	124.57	40.7	
金山町	3	0.92	3	0.92																								3	0.92	3	0.92	3.3					3	0.92	3	0.92	3.3	
最上町													1	15.5	1	15.5													1	15.50	1	15.50	21.8					1	15.50	1	15.50	21.8
真室川町	1	0.48											1	16.2	1	15.8	1	15.3	1	15.3									3	31.98	2	31.10	84.1					3	31.98	2	31.10	84.1
米沢市	19	4.70	17	4.06	2	3.8	2	3.8	3	17.3	3	16.5	2	28.4	2	28.4	1	1.7			1	122.2	1	11.9				28	178.10	25	64.66	8.5	2	419.50	2	47.80	30	597.60	27	112.46	14.7	
南陽市	3	0.64	3	0.64	1	5.0	1	5.0					1	9.8	1	9.8	1	5.9	1	5.9	2	15.4	2	15.4				8	36.74	8	36.74	13.4	1	0.35	1	0.35	9	37.09	9	37.09	13.5	
高島町	1	0.34	1	0.34									1	14.4	1	12.9												2	14.74	2	13.24	8.4	3	12.95	3	10.95	5	27.69	5	24.19	15.4	
川西町													1	9.0	1	9.0	1	6.3	1	6.3								2	15.30	2	15.30	21.9					2	15.30	2	15.30	21.9	
長井市	10	2.41	4	1.18					1	6.3	1	5.6	1	8.9	1	8.9	1	9.1	1	9.1								13	26.71	7	24.78	13.4	1	242.20	1	4.70	14	268.91	8	29.48	15.9	
小国町	6	1.82	5	1.22	1	3.1	1	3.1									1	10.7	1	10.7	1	21.0	1	13.0				9	36.62	8	28.02	58.4					9	36.62	8	28.02	58.4	
白鷹町													1	11.9	1	10.9													1	11.90	1	10.90	16.3					1	11.90	1	10.90	16.3
鶴岡市	56	10.3	54	9.96	4	6.9	4	6.9					1	12.8	1	12.0	1	22.9	1	22.6	2	15.1	1	7.4				64	68.03	61	58.86	5.0	7	150.83	7	61.73	71	218.86	68	120.59	10.2	
酒田市	88	21.54	88	21.54	6	15.3	6	13.7					2	71.6	2	66.7					1	3.4						97	111.84	96	101.94	12.3	7	667.15	5	118.54	104	778.99	101	220.48	26.5	
酒田市(八幡)	7	1.92	6	1.67	1	2.0	1	1.96																				8	3.92	7	3.63	10.7					8	3.92	7	3.63	10.7	
庄内町					1	1.5	1	1.5																				1	1.50	1	1.50	1.6					1	1.50	1	1.50	1.6	
三川町	1	0.25	1	0.25	1	0.9	1	0.9					1	6.6	1	2.2												3	7.75	3	3.35	6.4					3	7.75	3	3.35	6.4	
遊佐町	1	0.45	1	0.45																								1	0.45	1	0.45	0.8					1	0.45	1	0.45	0.8	
合計	472	114.01	454	109.16	57	85.2	54	80.4	14	90.4	14	84.7	22	702.1	22	447.1	10	116.6	9	114.6	8	376.1	6	97.5	3	264.1	3	237.2	586	1,748.48	562	1,170.72	12.6	48	2,123.59	44	470.22	634	3,872.07	607	1,640.94	17.7

【平成31年3月31日現在】

1人当り面積 = 開設面積 / 都市計画区域内人口
山形広域都市計画緑地において複数の都市計画区域にわたる施設があるので合計と一致しない。

(4) 市街地開発事業

① 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画に沿った土地の有効利用と道路、公園、水路等の公共施設の整備を図るため土地の区画形質の変更と公共施設の新設、変更を同時に行う事業であり、都市のスプロールを未然に防止して、健全な市街地形成を図るため最適な手法である。

本県では戦後の混乱期が一段落した昭和24年から来るべき都市への人口集中に対応するため、いち早く公共団体施行として既成市街地と新市街地の区画整理事業に取り組み、昭和36年からは建設省所管の国庫補助事業を積極的に推進して来たところである。

一方、組合施行は昭和3年に山形市で初めて施行されて以来、その歴史は古く、特に地方中心都市近郊農家の農業経営に対する意識の変化や急激な都市化現象が押し寄せ、山形、酒田の両市を初めとして最近では、地方都市でも実施されるようになり、これまで12市9町、206組合、面積約3,635haの新市街地が形成された。

また、昭和51年10月29日に発生した酒田火災の復興は、各関係機関の援助、協力によって県施行の区画整理事業として実施され、昭和56年度に完成した。

これまで県内で認可した区画整理事業は278地区、面積約5,293haに及んでいるがそのうち、公共団体施行、組合施行、個人・共同施行、都市再生機構施行を合わせて276地区、面積約5,194haが整備済みであり、令和2年3月31日現在、天童市、鶴岡市において2地区、面積約98.2haを整備中である。

(土地区画整理事業費補助)

土地区画整理事業に対する国庫補助の基本的な仕組みは、地域内における原則として幅員 12m 以上の都市計画道路を直接買収により整備した場合に要する費用を限度に、保留地処分金等他の財産を差し引いた残額を対象に一定の率で補助を行うというものである。

このうち、公共団体施行は、5ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2ha以上)、組合施行は10ha以上(既成市街地内で実施される事業又は被災市街地復興土地区画整理事業においては2ha以上)が補助の対象となる。

本県における国庫補助事業は、昭和36年の山形市施行六十里越地区から始まり、昭和46年には組合等施行も始まって、公共団体施行32地区約981ha、組合等施行61地区約2,017.4haで行われてきている。

土地区画整理事業費補助一覧 R2. 4. 1現在

年度	土地区画整理事業費						住宅市街地基盤整備事業		交付金		合計
	公共団体		組合等		小計		箇所	事業費	箇所	事業費	
	箇所	事業費	箇所	事業費	箇所	事業費					
62	10	(1,679.55) 3,202.5	8	(539.375) 1,046	18	(2,218.925) 4,248.5			7	(224.5) 449	(2,443.425) 4,697.5
63	9	(1,060.15) 2,006.5	8	(531.25) 1,030.1	17	(1,591.4) 3,036.6	1	(115.5) 220	13	(886.4) 1,692	(2,593.3) 4,948.6
1	9	(1,029.45) 1,956.0	7	(396.55) 768	16	(1,426) 2,724	1	(131.25) 250	13	(679.5) 1,298	(2,236.75) 4,272
2	8	(526.575) 1,003	9	(502.25) 965	17	(1,028.825) 1,968	2	(94.5) 180	17	(663.55) 1,284	(1,786.875) 3,432
3	5	(375.65) 693	9	(716.225) 1,339	14	(1,091.875) 2,032	1	(44) 80	13	(681.65) 1,320	(1,817.525) 3,432
4	5	(403.7) 734	8	(833.45) 1,597	13	(1,237.15) 2,331	4	(360.25) 664	12	(765.75) 1,482	(2,363.15) 4,477
5	5	(468.5) 917	9	(1,483) 2,952	14	(1,951.5) 3,869	2	(168) 336	19	(988.85) 1,916	(3,108.35) 6,121
6	7	(470) 940	13	(924) 1,848	20	(1,394) 2,788	1	(50) 100	21	(1,159.35) 2,242	(2,603.35) 5,130
7	7	(1,200.5) 2,401	11	(745) 1,490	18	(1,945.5) 3,891	4	(187) 374	22	(1,371.6) 2,667	(3,504.1) 6,932
8	8	(837) 1,674	11	(480) 960	19	(1,317) 2,634	5	(186) 372	23	(1,732.05) 3,369	(3,235.05) 6,375
9	7	(750.5) 1,501	9	491.5 983	16	(1,242) 2,484	6	(664) 1,328	19	(2,024.65) 3,929	(3,930.65) 7,741
10	7	(2,185) 4,370	9	(1,004) 2,008	16	(3,189) 6,378	6	(766) 1,532	19	(1,581.55) 3,041	(5,536.55) 10,951
11	8	(958.5) 1,917	8	(408) 816	16	(1,366.5) 2,733	5	(443.5) 887	15	(2,513.95) 4,852	(4,323.95) 8,472
12	8	(724) 1,448	9	(226) 452	17	(950) 1,900	4	(289) 578	18	(2,949.25) 5,700	(4,188.25) 8,178
13	8	(510) 1,020	7	110.5 221	15	(620.5) 1,241	4	(954.5) 1,909	18	(2,891.65) 5,505	(4,466.65) 8,655
14	7	(258) 516	6	(167) 334	13	(425) 850	3	(626) 1,252	15	(2,441.3) 4,624	(3,492.3) 6,726
15	5	(61.5) 123	7	(70) 140	12	(131.5) 263	3	(608) 1,216	13	(2,337.5) 4,250	(3,077) 5,729
16	4	(62) 124	7	(50) 100	11	(112) 224	1	(303) 606	14	(2,004.8) 3,645	(2,419.8) 4,475
17	4	(16) 32	2	(20) 40	6	(36) 72	2	(115) 230	11	(1,879.7) 3,254	(2,030.7) 3,556
18	1	(8) 16	4	(20) 40	5	(28) 56	2	(201.5) 403	10	(1,485.6) 2,701	(1,715.1) 3,160
19	1	(10) 20	3	(27) 54	4	(37) 74	1	(237.5) 475	9	(1,292) 2,349	(1,566.5) 2,898
20			2	(20) 40	2	(20) 40	1	(102.5) 205.0	5	(964.6) 1,484	(1,087.1) 1,729
21			1	(10) 20	1	(10) 20			5	(702) 1,080	(712) 1,100
22									3	(464.8) 715	(464.8) 715
23									2	(304.2) 468	(304.2) 468
24									2	(349.1) 537	(349.1) 537
25									1	(371.8) 572	(371.8) 572
26									1	(74.1) 114	(74.1) 114
27									1	(42.9) 66	(42.9) 66
28									2	(112.2) 180.5	(112.2) 180.5
29									2	(129.071) 222.5	(129.071) 222.5
30									1	(104.030) 202.0	(104.030) 202.0
R1									1	(20.900) 33.9	(20.900) 33.9
R2									1	(30.678) 59.5	(30.678) 59.5

()内は国費分

②市街地再開発事業

都市の機能と環境を整備していく手段としては、街路事業、公園事業、土地区画整理事業等の事業があるが、家屋の密集した既成市街地を整備改善していく場合、これら平面的な手法では事業の実施が困難であり、また土地の合理的高度利用の面で不適切な場合が多くなってきている。このような場合、建築物と道路、公園その他の都市施設を一体的に整備し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る立体的手法が必要となる。これが、市街地再開発事業といわれる手法であり、都市防災、市街地環境整備改善、商店街振興等の地区の機能向上等を目的とするものである。

市街地再開発事業 事業決定地区一覧表

平成31年3月31日現在

都市名	名称	施行面積 ha	建築敷地面積 m ²	建築物		主要用途	建蔽率 %	容積率 %	当初・最終 計画決定 年月日	事業完了 年月日
				建築面積 m ²	のべ面積 m ²					
山形広域 山形市	七日町第1 ブロック	0.31	2,476	2,186	16,813	店舗・公民館	88	679	-	S62.3.5
山形広域 山形市	七日町第1 ブロック南地区	0.15	1,060	827	2,481	店舗	78	234	-	H1.1.25
山形広域 山形市	七日町第4 ブロック北地区	0.3	1,559	北棟682 南棟472	2,409 1,447	店舗・事務所 店舗・事務所	68 86	239 262	-	H16.2.13
山形広域 山形市	七日町第5 ブロック北地区	0.4	3,000	1,600	15,100	店舗・事務所 駐車場	53	503	H28.12.27	-
山形広域 上山市	二日町地区	0.8	4,590	4,100	18,400	店舗・事務所・ 駐車場	89	321	S54.10.15 H5.1.27	H8.3.8
山形広域 天童市	天童駅東口 地区	0.76	5,599	5,022	16,668	パスターミナル・ 店舗・公共施設	89	297	-	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前地区	1.70	3,180 3,560	2,500 2,500	9,700 14,500	店舗・ホテル等 店舗・駐車場	78 70	305 325	S58.2.28	S62.12.5
鶴岡市	鶴岡駅前 A街区	0.55	4,606	3,278	16,661	店舗	71	362	-	S60.4.1
鶴岡市	鶴岡駅前 B街区	0.57	4,287	2,274	13,375	店舗・駐車場	53	312	-	S60.4.1
酒田市	酒田駅前地区	1.4	8,900	6,200	23,200	公共施設・ホテル・ 店舗・駐車場・集合住宅	69	260	S48.12.21 S56.4.1 H29.3.27	S57.7.20 -
酒田市	中町地区	1.5	10,402	8,803	38,178	店舗・住宅 駐車場	85	367	-	S54.3.20
酒田市	中町二丁目 地区	0.43	2,900	2,300	4,600	事務所・銀行 店舗・駐車場	79	158	H29.3.27	-
酒田市	中町三丁目 地区	1.2	4,300 5,300	2,800 3,800	12,600 16,700	店舗・診療所等 店舗・病院等	70 70	240 310	H14.8.1	H18.2.15 H16.10

○促進区域

本制度は地域地区の1つであり、市街地再開発促進区域は高度利用地区の中で再開発事業の機運は盛り上がっているが実施までには至らない地区について、行政側からの積極的な指導、助言を行い、再開発を誘導するものである。これが決定されると建造物の建築は知事の許可が必要となり、促進区域の都市計画に適合しないものは許可されないこととなる。

平成31年3月31日現在

都市名	地区名	面積 (ha)	事業化 の有無	当初決定 年月日	最終決定 年月日	事業完了 年月日
山形広域(山形市)	七日町第1ブロック	0.3	有	S59.12.13	-	S62.3.5
山形広域(山形市)	七日町第1ブロック南	0.2	有	S59.12.13	-	H1.1.25
山形広域(山形市)	七日町第4ブロック北	0.3	有	H14.12.13	-	H16.2.13
山形広域(天童市)	天童駅東口	0.7	有	H1.9.8	-	H4.9.4
鶴岡市	鶴岡駅前B街区	0.6	有	S58.2.28	-	S60.4.1
酒田市	中町	2.1	有	S52.6.1	S53.3.25	S54.3.20

(5) 地区計画等

地区計画及び沿道整備計画は、昭和55年に新設された制度である。地区計画では、それまでの都市計画による統一的・標準的な規制に加えて、各地区の特性に応じたきめの細かい計画づくりと、良好な都市環境の整備や保全を行うものであり、その内容として、当該区域の整備・開発・保全に関する方針と、道路・公園等の地区施設及び建築物等の整備並びに土地利用に関する計画(地区整備計画)を定めることができる。

県内における地区計画制度の導入は、昭和59年の酒田市大多新田地区に始まり、平成31年3月31日現在8市6町の75地区で策定され、市街地整備が図られている。

地区計画決定状況一覧(1/2)

平成31年3月31日現在

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初/ 最終変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築物等		建築条例 (当初/変更)
						敷地面積 L(m ²)	壁面位置 道路境界/隣地境界 (m)	
1	山形市	土樋地区	H3.9.24 H8.8.5	62.0	62.0	200	1.5 1.2	H3.12.24 H8.9.25
2	山形市	白山地区	H5.11.9 H8.8.5	18.1	18.1	200	1.5 1.2	H5.12.24 H8.9.25
3	山形市	馬上台地区	H6.10.12 H8.8.5	14.0	14.0	200	1.5 1.2	H6.12.26 H8.9.25
4	山形市	南館地区	H7.6.28 H8.8.5	22.8	22.8	200	1.5 1.2	H7.9.25 H8.9.25
5	山形市	吉原地区	H9.7.25	79.4	79.4	200	1.5 1.2	H9.9.22
6	山形市	山形駅西地区	H9.7.25	29.9	29.9	100 商500	2.0(商業地区沿道)	H9.9.22
7	山形市	成沢地区	H10.2.6	40.0	40.0	200	1.5 1.2	H10.3.26
8	山形市	芸工大前地区	H11.6.21	40.3	40.3	200	1.5 1.2(低住地区1.5)	H11.9.22
9	山形市	高原地区	H11.6.21	9.8	9.8	200	1.5 1.2	H11.9.22
10	山形市	十日町地区	H12.8.14 H15.12.25	10.1	10.1	100	3.0(商業・業務地区R112沿線)	H12.9.22 H16.3.19
11	山形市	嶋地区	H14.1.23 H19.10.17	96.7	96.7	200	1.5 1.2(低住地区1.5)	H14.3.25
12	山形市	坂巻地区	H14.1.23	5.9	5.9	200	1.5 1.2	H14.3.25
13	山形市	村木沢地区	H14.7.31	2.2	2.2	200	1.5 1.5	H14.9.30
14	山形市	下反田地区	H15.1.15	0.5	0.5	400	1.5 1.5	H15.3.24
15	山形市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H24.2.1	147.0	147.0	200	1.5 1.5	H15.3.24 H22.3.23
16	山形市	七日町地区	H15.7.29	0.8	0.8	100	3.0 5.0 0.75(広場公園界)	H15.9.25
17	山形市	船町メ張地区	H15.8.5	2.1	2.1	250	1.5 1.5	H15.9.25
18	山形市	東中野地区	H16.1.15	0.4	0.4	400	1.5 1.5	H16.3.19
19	山形市	県立中央病院東地区	H16.10.14	2.6	2.6	250	1.5 1.5	H16.12.22
20	山形市	権沢産業団地地区	H26.3.28	12.4	12.4	200	5.0 3.0	H26.3.28
21	上市市	金生地区	H10.3.27	32.7	32.7	200	1.5 1.2	H10.6.30
22	上市市	蔵王みはらしの丘地区	H14.12.13 H24.2.1	37.6	37.6	200	1.5 1.5	H15.3.26 H24.2.1
23	上市市	金瓶地区	H20.1.9	11.5	11.5		3.0 3.0	H20.3.14
24	上市市	金瓶第2地区	H24.2.1	4.9	4.9	200	3.0 3.0	H24.3.22
25	天童市	天童駅西地区	S63.9.9 H17.2.25	45.0	45.0	200	1.5 1.5	H1.3.23 H17.3.24
26	天童市	天童北部地区	H3.6.11 H17.2.25	44.1	44.1	住180 工280	1.5 1.5	H3.9.11 H17.3.24
27	天童市	南小畑地区	H8.5.22 H17.2.25	32.4	32.4	230	1.5 1.5	H8.9.25 H17.3.24
28	天童市	天童南部地区	H8.5.22 H17.2.25	45.6	45.6	200 沿500	1.5, 3.0(沿道施設地区、R13沿い) 1.5	H8.9.25 H17.3.24
29	天童市	北目地区	H9.3.25 H17.2.25	24.2	24.2	230 沿500	1.5, 3.0(沿道施設地区、R13沿い) 1.5	H9.6.27 H17.3.24
30	天童市	老野森地区	H12.10.18	6.0	6.0	200	0.5, 2.0(山形老野森線沿い)	H12.12.26
31	天童市	天童温泉南地区	H14.1.15 H17.2.25	15.5	15.5	商200 住230 観500	1.5, 3.0(R13沿い) 1.5, 1.0(住宅地区以外)	H14.3.29 H17.3.24
32	天童市	天童くのもと地区	H16.5.16 H17.2.25	1.6	1.6	200	1.5 1.5	H16.7.15 H17.3.24
33	天童市	天童ひがしはら地区	H17.2.18	1.0	1.0	250	1.5 1.5	H17.3.24
34	天童市	乱川山神地区	H17.12.19	0.9	0.9	250	1.5 1.5	H18.3.27
35	天童市	成生金谷地区	H17.12.19	0.5	0.5	300	1.5 1.5	H18.3.27
36	天童市	貫津石橋地区	H19.2.19	0.7	0.7	250	1.5 1.5	H19.3.28
37	天童市	東長岡工業地区	H20.12.8	5.0	5.0	1000	5.0 3.0	H21.3.27
38	天童市	荒谷小才勝地区	H20.12.8	0.7	0.7	400	1.5 1.5	H21.3.27
39	天童市	山口原ノ前地区	H21.4.7 H27.2.10	2.2	2.2	250	1.5 1.5	H22.3.31
40	天童市	荒谷西工業地区	H21.11.13	18.5	18.5	1000	5.0 3.0	H22.3.31
41	天童市	芳賀地区	H23.7.15	73.2	73.2	200	1.5 1.5	H23.9.20
42	天童市	乱川東原地区	H24.1.31	1.7	1.7	250	1.5 1.5	H24.3.30
43	天童市	天童IC周辺工業地区	H25.1.30 H26.11.21	14.4	14.4	200	5.0 3.0	H25.3.21
44	天童市	一目町四丁目地区	H30.3.30	2.4	2.4	200	1.5 1.5	H30.8.31
45	天童市	山口西工業地区	H30.11.29	22.7	22.7	1000	5.0 3.0	

地区計画決定状況一覧(2/2)

平成31年3月31日現在

番号	市町名	地区名	都市計画 決定年月日 (当初/ 最終変更)	地区面積 (ha)	地区整備 計画面積 (ha)	建築物等		建築条例 (当初/変更)
						敷地面積 L(m ²)	壁面位置 道路境界/隣地境界 (m)	
46	中山町	中川原東地区	H12.2.10	16.0	16.0	230	1.5 1.3	
47	山辺町	嶋ノ前地区	H14.8.8	25.8	22.4	220	1.5 1.5	
48	山辺町	近江南地区	H14.8.8 H18.12.22	5.3	5.3	220	1.5 1.2	
49	寒河江市	寒河江駅前地区	H12.11.17	7.0	7.0	100	0.5,1.0(都計道沿線)0.1	H12.12.11
50	寒河江市	東部地区	H15.10.10 H18.8.11	46.7	16.7	200	1.5 1.2	H18.9.29
51	寒河江市	寒河江みずき団地地区	H17.3.1	8.1	8.1		1.0 1.0	H17.3.18
52	寒河江市	美原町地区	H30.4.11	16.5	16.5			
53	河北町	ひな市通り東地区	H14.8.15 H20.3.24	25.3	25.3	230	1.5 1.0	
54	村山市	駅西地区	H12.4.12	16.1	16.1	200 沿300	1.5 1.2, 1.0(駅西地区)	H12.4.21
55	東根市	一本木地区	H7.9.29	55.0	55.0	住200 業250	1.5 1.5, 1.0(業務)	H7.12.21
56	東根市	一本木南地区	H11.4.9	5.5	5.5	300	1.5 1.5	H11.6.17
57	東根市	神町北部	H18.6.15	31.7	31.7	200 沿250	1.5 1.5	H18.9.22
58	大石田町	大石田駅前地区	H13.7.13	6.6	6.6		1.0 1.0~2.5	
59	白鷹町	鮎貝地区	H15.2.20 H23.10.14	23.2	23.2	265	1.5 1.5	H14.12.10
60	鶴岡市	伊勢横内地区	H2.11.28	25.1	25.1	230	1.5 1.2(業務1.0 1.0)	H2.12.26
61	鶴岡市	茅原地区	H5.11.30	6.1	6.1	230	1.5 1.2	H5.12.24
62	鶴岡市	南部地区	H7.12.1	40.1	40.1	230	1.5 1.2	H7.12.25
63	鶴岡市	大山向町地区	H7.12.1	6.3	6.3	230	1.5 1.2	H7.12.25
64	鶴岡市	西部地区	H10.7.16 H13.8.24	34.4	34.4	230 500	1.5 1.2	H10.9.25
65	鶴岡市	遠賀原地区	H14.11.19	9.1	9.1	230	1.5 1.2	H14.12.26
66	鶴岡市	北部地区	H17.4.7 H20.7.1	7.2	7.2	B,C230 A,D 300	1.5 1.2	H17.6.20
67	鶴岡市	小真木原地区	H17.11.14 H28.10.27	4.4	4.4	230	1.5 1.2	H18.3.27
68	鶴岡市	茅原北地区	H30.4.16	35.3	35.3	200	1.5 1.2	H30.7.2
69	酒田市	大多新田地区	S59.12.25 H9.3.26	39.0	39.0	120,180, 230,240, 250,330	1.5 1.0, 1.5(AB地区)	
70	酒田市	大町地区	H7.11.1	8.1	8.1	住200 沿250	1.5 1.0	
71	酒田市	大宮地区	H7.11.1	18.9	18.9	住200 沿230	1.5, 1.0(沿道地区)	
72	酒田市	亀ヶ崎南部地区	H7.11.1	12.9	12.9	住200 沿250	1.5, 1.0(沿道地区)	
73	酒田市	古荒新田地区	H7.11.1	30.5	30.5	住230 沿250 業330	1.5 1.0	
74	酒田市	酒井新田地区	H7.11.1 H13.10.29	50.9	50.9	住230 沿330 業500	1.5 1.0	
75	遊佐町	上藤崎地区	H30.9.18	16.4	16.4	200		H30.9.14
76	遊佐町	青塚地区	H30.9.18	8.3	8.3	200		H30.9.14
77	遊佐町	白木地区	H30.9.18	6.6	6.6	200		H30.9.14
78	遊佐町	服部興野地区	H30.9.18	5.5	5.5	200		H30.9.14
79	遊佐町	茂り松地区	H30.9.18	1.5	1.5	200		H30.9.14
合 計				1,697.4	1,664.0			

3 開発許可制度

(1) 開発許可

都市における工業用地や住宅用地等の乱開発を防止し、健康的で文化的な都市生活及び機能的な都市生活を確保するため、都市計画区域内での一定規模以上の開発行為に対して規制を加えており、このような行為をする場合、中核市である山形市内の案件を除き県(一部市に権限移譲)の許可が必要である。

(都市計画法第29条第1項、第2項、第34条の2)

平成31年度許可件数

事 項		開発面積1ha未満		開発面積1ha以上		合 計		
		件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	件数(件)	面積(ha)	
法第29 条第1項	許 可	市街化区域	1	0.52	0	0	1	0.52
		市街化調整区域	4	0.34	0	0	4	0.34
		その他の都計区域	13	6.83	8	16.62	21	23.45
		計	18	7.69	8	16.62	26	24.31
	不許可	0	0	0	0	0	0	
	取下げ	0	0	0	0	0	0	
法第29 条第2項	許可	/		0	0	0	0	
	不許可			0	0	0	0	
	取下げ			0	0	0	0	
合計		18	7.69	8	16.62	26	24.31	

※山形市及び権限移譲市(米沢市、鶴岡市、酒田市、天童市)除き

(2) 開発審査会

都市計画区域内で、市街化を抑制すべき区域である「市街化調整区域」における開発行為については、スプロール化を防ぐ観点から、特に厳しい制限が加えられており、この中でも例外的に許可をする場合、開発審査会の議を経ることが必要とされている。

(都市計画法第34条第14号、同法施行令第36条第1項第3号ホ)

平成31年度開発審査会付議件数

事 項		付議案件	同意	不同意
1 開発行為に係るもの	法第34条第14号に基づくもの	1	1	0
2 建築行為に係るもの	令第36条第1項第3号ホに基づくもの	1	1	0

4 都市計画を進めるその他の制度等

(1) 都市計画税

都市計画税は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業及び土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税である。都市計画区域の全部及び一部の区域について当該市町村の条例で定める区域内に所在する土地及び家屋に対して、税率0.3/100を限度として課税することができ、本県においては、平成25年度末現在、13市9町で徴収されている。

(2) 都市計画施設等の区域内における建築許可制度

都市計画法第53条に基づき、都市施設の区域は市街地開発事業の施行区域内において建築物の建築をしようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならないことになっている。

なお、当該許可の権限は、山形県事務処理の特例に関する条例の規定により、各市町村長へ移譲されている。

(3) 都市計画調査等

①都市計画基礎調査

都市計画法第6条第1項により、人口規模、産業分類別の就業人口の規模、市街地の面積、土地利用、交通量、その他の事項に関する現況及び将来の見通しについて調査を行うものであり、都市計画決定及びその実施などのほか、諸施策の基礎資料として活用される。

②緑のマスタープラン・緑の基本計画

緑の基本計画は、平成6年の都市緑化保全法の改正により創設されたもので、それまでの都市緑化推進計画で主として対象としている公共公益施設の緑化と共に、私有地の緑化推進等、都市計画制度によらない緑化に関する事項についても併せて定め、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に講じることを目的としており、平成10年度に山形市、平成11年度には鶴岡市において策定されている。

また、市町村が緑の基本計画を定める際に必要となる、広域的な観点からの緑地等に関する計画として、平成9年度に山形県広域緑地計画を策定している。

③総合都市交通体系調査

土地利用計画とも整合をとり、都市圏の将来の総合的な交通計画を策定するもので、都市圏の将来像や計画目標、将来都市圏構造、道路の施設整備などのあり方をまとめたマスタープラン等を策定するもの。

本県では、全国街路交通情勢調査の結果をもとに山形、米沢、庄内、新庄の各地区で実施してきている。

(4) 都市災害復旧事業

都市計画区域内における都市施設が災害を受けた場合、又は、市街地（都市計画区域外を含む。）が堆積土砂による災害を受けた場合は、都市災害復旧事業を施行することができる。

都市別土地地区画整理事業施行状況

令和2年3月31日現在

都市名	個人・共同施行			組合施行			公共団体施行			都市再生機構施行			合計			用途地域に対する割合
	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	施行済	施行中	計	
山形市	[2] 12.7ha		[2] 12.7ha	[66] 1,592.5ha		[66] 1,592.5ha	[15] 272.3ha		[15] 272.3ha	[1] 137.6ha		[1] 137.6ha	[84] 2,015.1ha	[0] 0.0ha	[84] 2,015.1ha	49.2%
上山市			[0] 0.0ha	[4] 47.7ha		[4] 47.7ha	[1] 32.7ha		[1] 32.7ha	[1] 33.5ha		[1] 33.5ha	[6] 113.9ha	[0] 0.0ha	[6] 113.9ha	15.8%
天童市			[0] 0.0ha	[12] 373.9ha	[1] 73.2ha	[13] 447.1ha	[7] 247.2ha		[7] 247.2ha			[0] 0.0ha	[19] 621.1ha	[1] 73.2ha	[20] 694.3ha	65.3%
山辺町			[0] 0.0ha	[3] 28.9ha		[3] 28.9ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[3] 28.9ha	[0] 0.0ha	[3] 28.9ha	13.3%
中山町			[0] 0.0ha	[2] 23.6ha		[2] 23.6ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[2] 23.6ha	[0] 0.0ha	[2] 23.6ha	12.0%
寒河江市	[1] 1.2ha		[1] 1.2ha	[8] 130.1ha		[8] 130.1ha	[4] 77.8ha		[4] 77.8ha			[0] 0.0ha	[13] 209.1ha	[0] 0.0ha	[13] 209.1ha	23.2%
河北町			[0] 0.0ha	[6] 111.2ha		[6] 111.2ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[6] 111.2ha	[0] 0.0ha	[6] 111.2ha	32.3%
西川町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
朝日町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
大江町			[0] 0.0ha	[1] 9.5ha		[1] 9.5ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[1] 9.5ha	[0] 0.0ha	[1] 9.5ha	3.4%
村山市			[0] 0.0ha	[2] 21.1ha		[2] 21.1ha	[1] 16.1ha		[1] 16.1ha			[0] 0.0ha	[3] 37.2ha	[0] 0.0ha	[3] 37.2ha	8.7%
東根市			[0] 0.0ha	[2] 37.5ha		[2] 37.5ha	[5] 167.4ha		[5] 167.4ha			[0] 0.0ha	[7] 204.9ha	[0] 0.0ha	[7] 204.9ha	20.0%
尾花沢市			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[2] 39.1ha		[2] 39.1ha			[0] 0.0ha	[2] 39.1ha	[0] 0.0ha	[2] 39.1ha	12.9%
大石田町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[3] 38.9ha		[3] 38.9ha			[0] 0.0ha	[3] 38.9ha	[0] 0.0ha	[3] 38.9ha	18.3%
新庄市			[0] 0.0ha	[6] 51.6ha		[6] 51.6ha	[1] 51.0ha		[1] 51.0ha			[0] 0.0ha	[7] 102.6ha	[0] 0.0ha	[7] 102.6ha	14.7%
金山町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
最上町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
真室川町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
米沢市	[5] 31.7ha		[5] 31.7ha	[5] 74.2ha		[5] 74.2ha	[2] 86.3ha		[2] 86.3ha			[0] 0.0ha	[12] 192.2ha	[0] 0.0ha	[12] 192.2ha	8.2%
南陽市			[0] 0.0ha	[1] 5.0ha		[1] 5.0ha	[1] 30.7ha		[1] 30.7ha			[0] 0.0ha	[2] 35.7ha	[0] 0.0ha	[2] 35.7ha	4.3%
高島町			[0] 0.0ha	[1] 10.4ha		[1] 10.4ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[1] 10.4ha	[0] 0.0ha	[1] 10.4ha	2.5%
川西町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
長井市			[0] 0.0ha	[2] 4.0ha		[2] 4.0ha	[2] 100.2ha		[2] 100.2ha			[0] 0.0ha	[4] 104.2ha	[0] 0.0ha	[4] 104.2ha	18.5%
小国町			[0] 0.0ha	[2] 15.4ha		[2] 15.4ha	[2] 20.6ha		[2] 20.6ha			[0] 0.0ha	[4] 36.0ha	[0] 0.0ha	[4] 36.0ha	15.6%
白鷹町			[0] 0.0ha	[2] 25.3ha		[2] 25.3ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[2] 25.3ha	[0] 0.0ha	[2] 25.3ha	10.4%
鶴岡市	[1] 1.3ha		[1] 1.3ha	[20] 189.2ha	[1] 25.0ha	[21] 214.2ha	[6] 88.7ha		[6] 88.7ha			[0] 0.0ha	[27] 279.2ha	[1] 25.0ha	[28] 304.2ha	13.1%
酒田市	[5] 8.3ha		[5] 8.3ha	[57] 848.9ha		[57] 848.9ha	[3] 64.1ha		[3] 64.1ha			[0] 0.0ha	[65] 921.3ha	[0] 0.0ha	[65] 921.3ha	32.3%
庄内町			[0] 0.0ha	[3] 10.8ha		[3] 10.8ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[3] 10.8ha	[0] 0.0ha	[3] 10.8ha	4.1%
三川町			[0] 0.0ha	[1] 24.1ha		[1] 24.1ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[1] 24.1ha	[0] 0.0ha	[1] 24.1ha	
遊佐町			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha			[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	[0] 0.0ha	0.0%
合計	[14] 55.2ha	[0] 0.0ha	[14] 55.2ha	[206] 3,634.9ha	[2] 98.2ha	[208] 3,733.1ha	[55] 1,333.1ha	[0] 0.0ha	[55] 1,333.1ha	[1] 171.1ha	[0] 0.0ha	[1] 171.1ha	[276] 5,194.3ha	[2] 98.2ha	[278] 5,292.5ha	24.5%

上段〔 〕書き：地区数
下段：施行面積

年度	施行者別事業認可数及び面積									
	公共団体		組合		共同・個人		公団		計	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
S.38まで	22	398.7	23	246.4	3	14.7			48	659.8
S.39	3	102.1	6	68.8					9	170.9
S.40	1	52.9	6	28.0	1	4.0			8	84.9
S.41			9	91.3					9	91.3
S.42	1	36.3	7	132.5					8	168.8
S.43	1	65.3	7	60.8	1	0.3			9	126.4
S.44			10	239.6					10	239.6
S.45			8	81.6					8	81.6
S.46	1	22.0	15	238.5					16	260.5
S.47			9	228.1	1	0.4			10	228.5
S.48	2	66.3	17	344.3					19	410.6
S.49	1	16.6	5	104.9					6	121.5
S.50	1	32.4	4	27.2					5	59.6
S.51	2	56.3	1	19.7					3	76.0
S.52	1	53.9	1	4.4	1	8.1			3	66.4
S.53			9	322.5					9	322.5
S.54			3	40.1					3	40.1
S.55			6	83.7	1	15.9			7	99.6
S.56	2	120.0	2	18.7					4	138.7
S.57	2	34.2							2	34.2
S.58	1	15.9	5	31.4					6	47.3
S.59			2	17.3	2	6.3			4	23.6
S.60	2	35.7	2	17.7	1	1.2			5	54.6
S.61			4	93.6					4	93.6
S.62	1	15.1	2	5.5					3	20.6
S.63			4	96.0					4	96.0
H.1			3	38.9	1	1.5			4	40.4
H.2			5	173.3					5	173.3
H.3	1	16.4	3	33.9					4	50.3
H.4			2	7.5					2	7.5
H.5	3	89.2	6	178.8					9	268.0
H.6	1	6.3	5	176.4					6	182.7
H.7	2	39.8	3	59.8					5	99.6
H.8	1	32.7	3	57.0					4	89.7
H.9	※1	1.5								1.5
H.10	2	22.7	2	137.6					4	160.3
H.11			※2 1	0.6 24.2					1	24.2
H.12									0	0.0
H.13	1	0.8	3	53.8			1	171.1	5	225.7
H.14									0	0.0
H.15			1	16.7					1	16.7
H.16			1	31.7	1	1.2			2	32.9
H.17									0	0.0
H.18			1	2.0					1	2.0
H.19			※3 1	0.1 73.2					1	73.2
H.20～H22									0	0.0
H23.					1	1.6			1	1.6
H24～H26									0	0.0
H27			1	25.0					1	25.0
H28～R1									0	0.0
H.27まで計	55	1,333.1	208	3,733.1	14	55.2	1	171.1	278	5,292.5

※1:寒河江駅前地区(寒河江市)変更認可

※2:北目地区(天童市)変更認可

※3:四ツ興野地区(庄内町)変更認可

第9章 下水道

1 下水道の位置づけ

下水道は、私達県民の快適な生活環境の確保や、最上川をはじめとする河川等の水環境の保全に欠かすことのできない施設である。

また、重要なライフラインのひとつである下水道には、持続的にサービスを提供することが求められている。このため、山形県では、老朽施設の長寿命化対策や耐震対策、災害時等の業務継続計画の策定を進めているほか、安全安心な生活環境を整備するため、令和7年度を目途とした未普及地区の汚水処理の概成・早期解消に重点的に取り組んでいるところである。

さらに、下水道の特性を活かし、汚水処理の過程で生じる下水汚泥を原料としたコンポストなどの肥料や燃料へのリサイクル、汚泥処理過程で発生する消化ガスによる発電、緩衝緑地等を利用した太陽光発電など再生可能エネルギーの導入供給が進められている。



最上川流域下水道山形浄化センター全景

2 下水道の整備の現況

(1) 公共下水道

県内35市町村のうち、32市町村において事業に着手し、平成15年3月31日からは下水道事業を実施している全ての市町村で供用開始している。

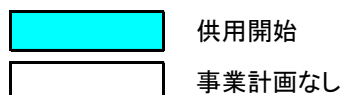
公共下水道実施状況(令和元年度末現在)

●供用開始 ○事業着手

地域名	市町村	処理区	事業種別	処理場名	事業着手	供用開始	備考
東南村山	山形市	●浄化センター	公共	山形市浄化センター	S36	S40.11	
		●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S62	H 4. 2	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 2	〃	
	天童市	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	S61	H 4. 2	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 4	H 5. 3	
		●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H21	H24. 3	
	山辺町	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H 1	H 4. 3	
中山町	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 1	H 4. 3		
上市市	●上山	公共	上市市浄水センター	S49	S56.11		
	●【流域】山形	公共	山形浄化センター	H13	H21. 4		
西村山	寒河江市	●寒河江	公共	寒河江市浄化センター	S52	S58.10	
		● 〃	特環	〃	H 9	H13. 5	
	西川町	●西川	公共	西川浄化センター	H 6	H13. 3	
	大江町	●大江	公共	大江町浄化センター	H 6	H13. 3	
	朝日町	—					
河北町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	S55	S63. 9		
北村山	東根市	●【 〃 】 〃	公共	〃	S51	S62. 7	
		●【 〃 】 〃	公共	〃	S52	S62.10	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 7	H13. 3	
	尾花沢市	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 7	H14.11	
		●銀山	特環	銀山温泉浄化センター	H 9	H15.12	
大石田町	●【流域】村山	公共	村山浄化センター	H 7	H14. 3		
	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 9	H14. 3		
最上	新庄市	●新庄	公共	新庄市浄化センター	S56	H 1.10	
		●舟形	特環	舟形浄化センター	H 8	H15. 3	県代行
	最上町	●向町	公共	向町浄化センター	H 6	H13. 3	
	金山町	●金山	公共	金山浄化センター	H 7	H14. 3	
	真室川町	●真室川	公共	真室川浄化センター	H 9	H14.10	
	鮭川村	—					
	戸沢村	●古口	特環	古口浄化センター	H 7	H13. 3	県代行
	大蔵村	●肘折	特環	肘折下水処理場	S52	S59. 4	
●清水		特環	清水浄化センター	H 9	H16. 3	県代行	
東南置賜	米沢市	●米沢	公共	米沢浄水管理センター	S49	S61. 3	
	南陽市	●【流域】置賜	公共	置賜浄化センター	S55	S62.10	
	高畠町	●【 〃 】 〃	公共	〃	S48	S62.10	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H 3	H 5. 6	
川西町	●【 〃 】 〃	公共	〃	S57	H 1.10		
	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 7	H 8. 3		
西置賜	長井市	●長井	公共	長井市公共下水道管理センター	S51	S63. 4	
		● 〃	特環	〃	H17	H19. 3	
	白鷹町	●白鷹	公共	白鷹浄化管理センター	S51	S62. 3	
		● 〃	特環	〃	H 5	H 7. 3	
	飯豊町	—					
小国町	●小国	公共	小国浄化センター	H 4	H11. 4		

庄 内	鶴岡市	●鶴岡	公共	鶴岡浄化センター	S47	S55. 5	
		●湯野浜	公共	湯野浜浄化センター	H 1	H 4.10	
		●小堅	特環	小堅浄化センター	H25	R 2. 4	
	(旧)藤島町	●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H 5	H11. 3	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H13	H14. 3	
	(旧)羽黒町	●羽黒	特環	羽黒浄化センター	S53	S60. 6	
	(旧)櫛引町	●櫛引	公共	櫛引浄化センター	H 3	H 7.11	
	(旧)朝日村	●朝日	特環	あさひ浄化センター	H 6	H12. 7	県代行
	(旧)温海町	●温海	公共	温海浄化センター	S58	H 1. 4	
		●鼠ヶ関	公共	鼠ヶ関浄化センター	H 6	H11. 4	
	酒田市	●酒田	公共	酒田市クリーンセンター	S45	S54.10	
		●【流域】庄内	公共	庄内浄化センター	H11	H13. 3	
		●西谷地（遊佐）	特環	遊佐浄化センター	H20	H22. 3	
	(旧)八幡町	●八幡	公共	八幡浄化センター	H 2	H 6.10	
		● 〃	特環	〃	H13	H15. 2	
	(旧)松山町	●松山	特環	松山浄化センター	H 6	H12. 7	県代行
	庄内町 (旧)立川町	●【流域】庄内	特環	庄内浄化センター	H 5	H11. 3	
	(旧)余目町	●【 〃 】 〃	公共	〃	H 5	H11. 3	
		●【 〃 】 〃	特環	〃	H17	H18.12	
三川町	●【 〃 】 〃	特環	〃	H 5	H11. 3		
遊佐町	●遊佐	公共	遊佐浄化センター	H 2	H 7.10		
	● 〃	特環	〃	H12	H13. 3		

公共下水道事業位置図



(2) 流域下水道

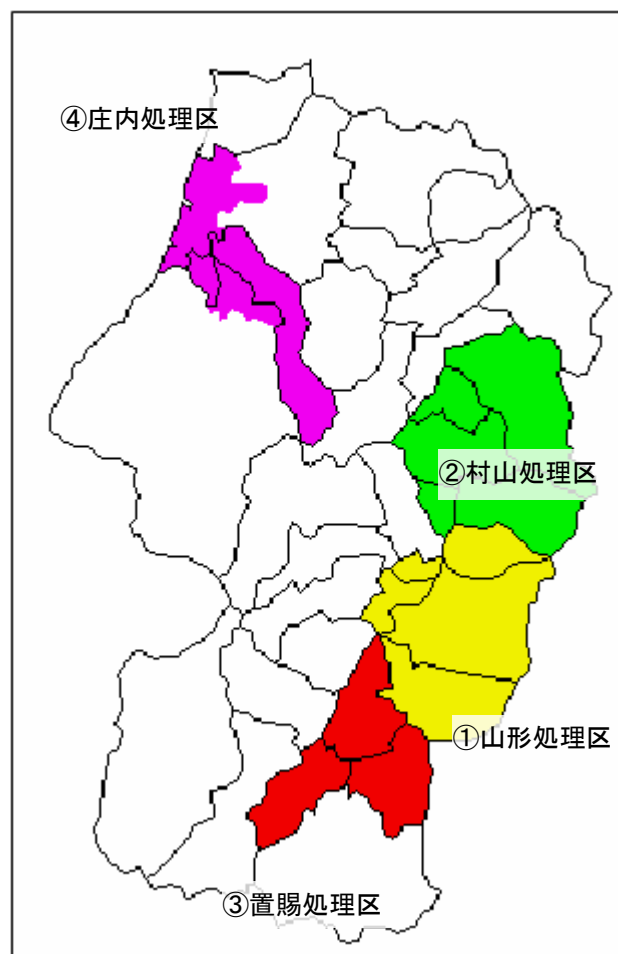
本県の流域下水道は上位計画である「最上川流域別下水道整備総合計画」に基づき、最上川流域下水道として、昭和54年度に村山処理区の事業に着手したのを皮切りに、55年度には置賜処理区、58年度には山形処理区の事業に着手した。供用開始はそれぞれ昭和62年7月、昭和62年10月、平成4年2月である。

また、最上川下流流域下水道として、平成4年度に庄内処理区の事業に着手し平成11年3月に供用を開始した。

流域全体の計画処理人口は約41万人で単独を含めた下水道処理人口全体の約50%を占める。

今年度は、各処理区において老朽化した設備の改築更新を行うとともに、施設の耐震化を進める。

流域下水道事業位置図



流域下水道の処理区別事業計画(全体計画)概要

令和元年度末現在

事業名	最上川流域下水道			最上川下流流域下水道
	①山形処理区	②村山処理区	③置賜処理区	④庄内処理区
処理区名	山形市 上山市 天童市 山辺町 中山町	村山市 天童市 東根市 尾花沢市 河北町 大石田町	南陽市 高島町 川西町	鶴岡市(旧藤島町) 酒田市 三川町 庄内町
事業着手年度	S58	S54	S55	H4
供用開始年月	H4.2	S62.7	S62.10	H11.3
処理区域面積(ha)	8,073	4,505	2,448	2,161
計画処理人口(人)	244,070	86,800	40,100	36,200
計画処理水量(m ³ /日)	112,555	44,769	19,400	15,491
流域幹線管渠延長(km)	52.9	39.6	20.1	44.1
中継ポンプ場(箇所)	1	10	1	2
浄化センター 処理方式 現有処理能力 水量(m ³ /日) 池数(現有/全体)	(山形浄化センター) 標準活性汚泥法 91,000 10/12	(村山浄化センター) 標準活性汚泥法 28,400 6/10	(置賜浄化センター) 標準活性汚泥法 19,500 4/4	(庄内浄化センター) 標準活性汚泥法 15,300 3/4

(3) 市町村別整備現況

本県の下水道は、県内各地で整備がすすめられ、平成30年度末の処理人口普及率は前年度に比べ0.6ポイント増加し、77.0%となった。

普及率は全国中位に位置しているが、今後より一層の整備促進が必要である。

市町村別下水道普及率

平成30年度末現在

番号	市町村名	事業名	着手年度	供用年度	行政人口 (住基台帳) ① (人)	処理区域 内人口 ② (人)	水洗化 人口 ③ (人)	普及率 ②/① (%)	水洗化率 ③/② (%)	H29年度末 普及率 (参考) (%)
1	山形市	(公・特)	S36	S40.11	245,554	239,869	223,230	97.7	93.1	97.7
2	米沢市	(公・)	S49	S61.3	80,314	52,041	45,925	64.8	88.2	64.2
3	鶴岡市	(公・特)	S47	S55.5	126,195	97,886	90,546	77.6	92.5	75.6
4	酒田市	(公・特)	S45	S54.10	102,105	80,662	71,436	79.0	88.6	78.6
5	新庄市	(公・)	S56	H1.10	35,465	18,938	15,357	53.4	81.1	53.3
6	寒河江市	(公・特)	S52	S58.10	41,135	31,609	28,171	76.8	89.1	76.6
7	上山市	(公・)	S49	S56.11	30,289	22,381	20,599	73.9	92.0	73.4
8	村山市	(公・特)	S52	S62.10	24,070	19,250	16,865	80.0	87.6	79.9
9	長井市	(公・特)	S51	S63.4	26,740	15,568	13,773	58.2	88.5	57.9
10	天童市	(公・特)	S45	S49.4	61,914	61,164	56,652	98.8	92.6	98.8
11	東根市	(公・)	S51	S62.7	47,662	42,877	39,217	90.0	91.5	88.9
12	尾花沢市	(公・特)	H7	H14.11	16,072	5,279	4,543	32.8	86.1	31.1
13	南陽市	(公・)	S55	S62.10	31,400	20,610	17,358	65.6	84.2	65.2
14	山辺町	(公・)	H1	H4.3	14,303	13,609	11,801	95.1	86.7	95.0
15	中山町	(公・)	H1	H4.3	11,262	9,246	8,139	82.1	88.0	77.0
16	河北町	(公・)	S55	S63.9	18,524	15,798	12,947	85.3	82.0	84.2
17	西川町	(公・)	H6	H13.3	5,340	2,823	2,346	52.9	83.1	52.8
18	朝日町	(未着手)	—	—	6,811	0	0	0.0	0.0	0.0
19	大江町	(公・)	H6	H13.3	8,172	4,268	3,386	52.2	79.3	51.8
20	大石田町	(公・特)	H7	H14.3	7,068	4,794	4,582	67.8	95.6	67.1
21	金山町	(公・)	H7	H14.3	5,483	2,170	1,835	39.6	84.6	39.0
22	最上町	(公・)	H6	H13.3	8,567	3,025	2,439	35.3	80.6	35.2
23	舟形町	(・特)	H8	H15.3	5,328	2,427	2,126	45.6	87.6	45.3
24	真室川町	(公・)	H9	H14.10	7,676	1,884	1,196	24.5	63.5	24.1
25	大蔵村	(・特)	S52	S59.4	3,234	1,819	1,522	56.2	83.7	55.4
26	鮭川村	(未着手)	—	—	4,197	0	0	0.0	0.0	0.0
27	戸沢村	(・特)	H7	H13.3	4,534	562	459	12.4	81.7	12.3
28	高畠町	(公・特)	S48	S62.10	23,367	17,314	15,743	74.1	90.9	73.9
29	川西町	(公・特)	S57	H1.10	15,119	5,724	4,660	37.9	81.4	37.7
30	小国町	(公・)	H4	H11.4	7,508	4,550	3,611	60.6	79.4	60.2
31	白鷹町	(公・特)	S51	S62.3	13,675	8,281	7,526	60.6	90.9	60.4
32	飯豊町	(未着手)	—	—	7,082	0	0	0.0	0.0	0.0
33	三川町	(・特)	H5	H11.3	7,384	4,751	4,286	64.3	90.2	63.9
34	庄内町	(公・特)	H5	H11.3	21,219	16,462	14,372	77.6	87.3	77.4
35	遊佐町	(公・特)	H2	H7.10	13,853	11,078	7,968	80.0	71.9	78.5
県計					1,088,621	838,719	754,616	77.0	90.0	76.4
(うち着手市町村計)					1,070,531	838,719	754,616	78.4	90.0	77.7

※ 県内において下水道事業に着手しているのは、32市町村、朝日町、鮭川村、飯豊町は計画なし。

※ 行政人口は住民基本台帳人口調べ

3 下水道整備の目標と課題

(1) やまがた「県土未来図」推進指針

やまがた「県土未来図」推進指針（平成23年3月策定）は、県政運営の基本的方針である「第3次山形県総合発展計画」（平成22年3月策定）における県土整備分野での個別指針であり、「県土未来図」（平成18年3月策定）が示す目指すべき次世代の県土のすがた（2030年）「活力があり・美しく・楽しい山形」の実現に向けた施策を効率的・効果的に展開するため、「第3次山形県総合発展計画」の計画期間（概ね10カ年）における社会資本整備の推進のあり方や県土整備部が取り組む施策の基本的な考え方を示すものである。

下水道施設は、同指針に基づき以下により整備等を進めている。

【推進指針】誰もが暮らしやすい住環境の整備→【具体的な展開】生活排水処理対策の推進

【推進指針】低炭素社会・循環型社会の構築→【具体的な展開】資源循環システムづくりの推進

【推進指針】使い続ける維持管理の推進→【具体的な展開】長寿命化対策の推進

(2) 山形県生活排水処理施設整備基本構想

生活排水処理施設の整備については、下水道事業（国土交通省）、農業集落排水事業等（農林水産省）、合併処理浄化槽事業（環境省）により実施されている。

平成26年1月に新たに3省合同で「都道府県構想マニュアル」が策定されたのを受け、本県は平成28年3月に「第3次山形県生活排水処理施設整備基本構想（以下「第3次県構想」という。）」を策定した。これまでの経済比較を基本としたものに加え、「今後10年程度を目途に汚水処理施設の概成」を目指す時間軸の観点や既整備地区の改築・修繕や運営管理の観点を盛り込んだ内容となっている。

また、5省庁連名の通知により、令和4年度までに汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」を策定することとされたことを受け、庁内関係課にて第3次県構想の中間見直しを行っている。

(3) 適正な施設の管理と下水道経営

下水道の普及に伴い、県内では平成30年度末で管路延長約5,704km、処理場数33箇所と膨大なストックを有しており、それらの老朽化が課題となっている。

下水道施設のストックの増大に伴う維持管理・更新等については、急速な人口減少、厳しい財政状況等を踏まえ長期的な観点から下水道経営を計画的に進める必要がある。そこで、令和2年度より地方公営企業会計を適用し、中長期的な経営戦略の中でストックマネジメント計画を策定するなど、下水道経営の適正化を図っていく。

また、施設の耐震性を確保するために、耐震診断の結果を踏まえた「最上川流域下水道総合地震対策計画（第2期）」を令和2年3月に策定したところであり、今後もこの計画に基づき施設の耐震化を図っていく。

(4) 下水汚泥の有効利用の促進

下水道整備の着実な進展に伴い増加する下水汚泥の処理について、これまで埋立処分により処理されてきた量を徐々に減らし、最終的に100%有効利用するゼロエミッションの理念に近づけるために、今後も下水汚泥リサイクルを推進していく。

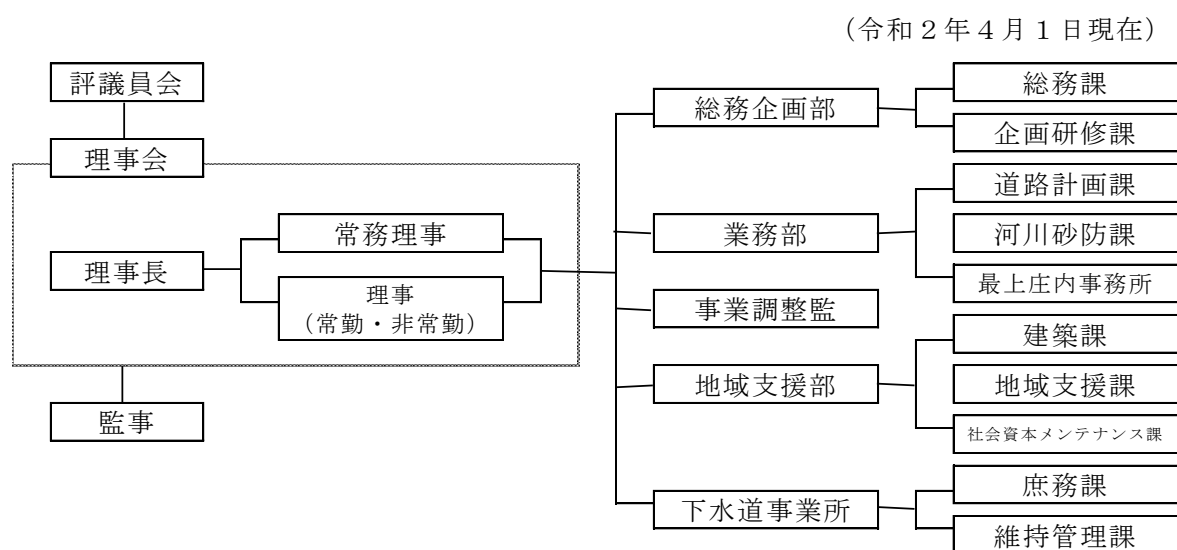
また、山形浄化センターにおいては、低炭素社会の構築に貢献できるよう、汚泥消化工程により発生するメタンガスを用いた消化ガス発電設備を平成24年度に導入し、現在、定格出力300kWでの運用を行っている。

4 公益財団法人山形県建設技術センター下水道事業所

(1) 公益財団法人山形県建設技術センターの組織体制の概要について

流域下水道事業の維持管理業務については、財団法人山形県下水道公社に委託していたが、行革の流れで同公社は平成 23 年 4 月に財団法人山形県建設技術センターに統合され、センター内に下水道事業所が組織された。

なお、山形県建設技術センターは、平成 25 年 4 月 1 日に財団法人から公益財団法人に移行した。



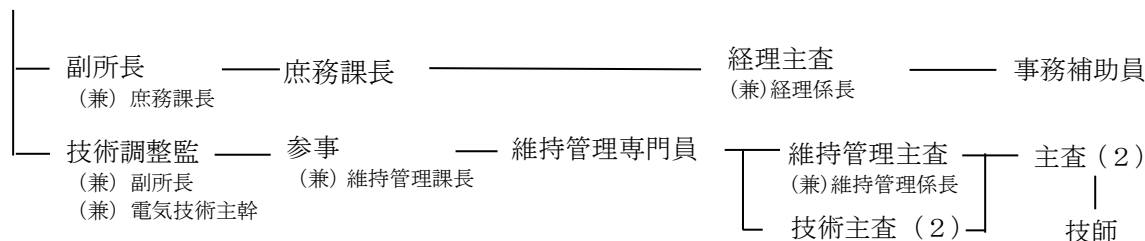
(2) 下水道事業所の組織体制について

- 事業所・山形浄化センター（天童市大字大町字西原1915）
- 村山浄化センター（村山市大字大久保字寄込3876）
- 置賜浄化センター（南陽市宮崎248-2）
- 庄内浄化センター（東田川郡庄内町大字家根合字大下11）

○組織図

下水道事業所長

(理事兼務)



○職員数 13名（他に兼務センター職員2名）

第10章 道 路

1 道路の概要

(1) 概要

本県の道路は、県土を南北に縦貫する一般国道7号及び一般国道13号を基軸として高速自動車国道3路線、一般国道15路線、県道252路線で基幹道路網を形成している。

さらに、市町村道28,239路線を含めるとこれらの延長は16,953.2kmに及んでいる。

これを道路種別毎に分けると、高速自動車国道は191.5kmで全体の1.1%、一般国道は1,117.5kmで6.6%、県道は2,596.3kmで15.3%を占め、市町村道は13,047.9kmで77.0%となっている。

これらの道路の整備状況を県が管理する国県道についてみると、国道567.5km、県道2,596.3kmでこれらの改良率は89.7%、舗装率は92.3%となっている。

(平成31年4月1日)

(2) 道路現況

国・県管理 平成31年4月 1日
市町村管理 平成31年3月31日

道路種別	路線数	総延長	重用延長	未供用延長	実延長	実延長の内訳								
						改良・未改良別				路面別				
						改良済延長	未改良延長	自不能延長	改良率	舗装済延長	未舗装延長	舗装率		
高速道路	3	191,473	0	0	191,473	191,473	0	0	100.0	191,473	0	100.0		
一般道路	一般国道	国管理	1	8,800	0	0	8,800	8,800	0	0	100.0	8,800	0	100.0
		県管理	(2) 6	572,870	22,825	0	550,045	550,045	0	0	100.0	550,045	0	100.0
		小計	11	627,874	60,379	0	567,495	518,361	49,134	0	91.3	544,869	22,626	96.0
	県道	主要地方道	61	1,275,826	96,700	20,109	1,159,017	1,067,078	91,939	8,319	92.1	1,086,726	72,291	93.8
		一般県道	188	1,560,579	156,208	33,496	1,370,875	1,186,455	184,420	0	86.5	1,223,087	147,788	89.2
		小計	249	2,836,405	252,908	53,605	2,529,892	2,253,533	276,359	8,319	89.1	2,309,813	220,079	91.3
	国道	国管理	1	8,800	0	0	8,800	8,800	0	0	100.0	8,800	0	100.0
		県管理	(2) 6	572,870	22,825	0	550,045	550,045	0	0	100.0	550,045	0	100.0
		小計	260	3,464,279	313,287	53,605	3,097,387	2,771,894	325,493	8,319	89.5	2,854,682	242,705	92.2
	市町村道	一級	911	1,730,217	20,517	20,830	1,688,870	1,432,746	256,124	9,419	84.8	1,582,703	106,167	93.7
		二級	1,084	1,605,488	20,962	4,555	1,579,971	1,181,966	398,005	28,473	74.8	1,375,833	204,138	87.1
		幹線計	1,995	3,335,705	41,479	25,385	3,268,841	2,614,712	654,129	37,892	80.0	2,958,536	310,305	90.5
		その他	25,809	9,939,439	138,525	70,247	9,730,522	6,199,752	3,530,770	411,837	63.7	7,538,261	2,192,261	77.5
		小計	27,804	13,275,144	180,004	95,632	12,999,363	8,814,464	4,184,899	449,729	67.8	10,496,797	2,502,566	80.7
		計	1	8,800	0	0	8,800	8,800	0	0	100.0	8,800	0	100.0
小計		28,068	17,312,293	516,116	149,237	16,646,795	12,136,403	4,510,392	458,048	72.9	13,901,524	2,745,271	83.5	
独立専用	県道	3	77,980	11,608	0	66,372	66,372	0	0	100.0	66,372	0	100.0	
自歩道	市町村道	435	49,095	510	0	48,585	48,585	0	0	100.0	47,355	1,230	97.5	
合計	28,509	17,630,841	528,234	149,237	16,953,225	12,442,833	4,510,392	458,048	73.4	14,206,724	2,746,501	83.8		

2段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
 路線数の()は内書きで一部県管理のものである。
 自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
 単位：m・%

国・県管理 平成31年4月 1日
市町村管理 平成31年3月31日

道路種別		橋梁		橋の内訳				トンネル		鉄道交差		立体横断施設		渡船場		歩道設置 道路延長	歩道延長		
				木橋		永久橋													
		数	延長	数	延長	数	延長	数	延長	立体	平面	歩道橋	地下道	数	延長				
高速道路		279	22,055	0	0	279	22,055	32	32,043	11	0	0	0	0	0	0	0		
一般 道	一般 国道	国管理	18	1,206	0	0	18	1,206	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
		県管理	547	35,580	0	0	547	35,580	36	25,527	43	0	46	44	0	0	381,586	606,661	
		小計	486	17,757	0	0	486	17,757	24	13,275	14	5	8	8	0	0	337,335	494,634	
	県道	主要地方道	18	1,206	0	0	18	1,206	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
		一般県道	1,033	53,337	0	0	1,033	53,337	60	38,802	57	5	54	52	0	0	718,921	1,101,295	
		小計	817	30,307	0	0	817	30,307	24	8,112	38	14	7	13	0	0	580,672	820,816	
	国 県道	一般県道	916	27,400	0	0	916	27,400	14	5,074	30	47	10	6	0	0	574,783	787,773	
		小計	1,733	57,707	0	0	1,733	57,707	38	13,186	68	61	17	19	0	0	1,155,455	1,608,589	
		国管理	18	1,206	0	0	18	1,206	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
	市 町村道	国 県道	県管理	547	35,580	0	0	547	35,580	36	25,527	43	0	46	44	0	0	381,586	606,661
			小計	2,219	75,464	0	0	2,219	75,464	62	26,461	82	66	25	27	0	0	1,492,790	2,103,223
			小計	18	1,206	0	0	18	1,206	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
		市 町村道	一級	2,766	111,044	0	0	2,766	111,044	98	51,988	125	66	71	71	0	0	1,874,376	2,709,884
			二級	1,018	23,122	5	44	1,013	23,078	9	4,717	33	88	2	1	0	0	432,057	580,325
			幹線計	827	12,541	8	76	819	12,465	4	344	12	60	0	1	0	0	157,015	217,348
その他	1,845		35,663	13	120	1,832	35,543	13	5,061	45	148	2	2	0	0	589,072	797,673		
小計	4,022	51,664	47	646	3,975	51,018	10	2,791	69	172	2	12	1	145	607,651	855,420			
計	5,867	87,327	60	766	5,807	86,561	23	7,852	114	320	4	14	1	145	1,196,723	1,653,093			
独立専用 自歩道	計	18	1,206	0	0	18	1,206	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0		
県道	8,633	198,371	60	766	8,573	197,605	121	59,840	239	386	75	85	1	145	3,071,099	4,362,977			
市町村道	35	1,382	0	0	35	1,382	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0			
合 計	19	720	0	0	19	720	0	0	11	1	0	0	0	0	0	0			
合 計		8,966	222,528	60	766	8,906	221,762	153	91,883	263	387	75	85	1	145	3,071,099	4,362,977		

2段書きの上段は内書きで有料道路のものである。
路線数の()は内書きで一部県管理のものである。
自不能は、未改良延長のうち自動車交通不可能延長のことである。
単位：m・%

(3) 大規模自転車道

大規模自転車道とは、自転車交通の安全を確保し、あわせて心身の健全な発達に資することを目的とした、いわゆるレクリエーションサイクリング道路であり、本県には下記の3路線がある。

① さくらんぼサイクリングロード

- ・路線名 一般県道間沢寒河江山形自転車道線
- ・区間 西川町間沢～山形市山寺
- ・延長 L=37.3km
- ・幅員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和51年度～昭和59年度(S60.3月完成)

② 置賜自転車道

- ・路線名 一般県道米沢県南公園自転車道線
- ・区間 米沢市金池～高島町蛭沢
- ・延長 L=23.9km(うち、まほろば緑道5.9km)
- ・幅員 W=2.0(3.0)m
- ・事業年度 昭和60年度～平成4年度(H5.3月完成)
(まほろば緑道は昭和51年度～昭和61年度に高島町が都市公園事業で整備)

③ 庄内自転車道

- ・路線名 一般県道立川鶴岡自転車道線
- ・区間 庄内町木の沢の一部 及び 鶴岡市羽黒町手向～鶴岡市日の出
- ・延長 L=16.8km
(全体計画延長は40.8km(庄内町清川～鶴岡市日の出)だが、H16より整備を休止)
- ・幅員 W=3.0(4.0)m
- ・事業年度 平成5年度～平成15年度(H16.7月一部供用)

(4) 道の駅

「道の駅」とは、道路利用者がいつでも自由に休憩し、清潔なトイレを利用できる「休憩機能」と、地域においては、人と人、人と地域との交流により、地域がもつ魅力を知ってもらい、人・歴史・文化・風景・産物等の地域に関する情報を提供する「情報発信機能」、「道の駅」をきっかけとして活力ある地域づくりを行うための「地域の連携機能」を備えた施設である。整備手法としては、道路管理者が交通安全事業の簡易パーキングエリアとして休憩施設を整備して市町村等が各種の地域振興施設を整備する「一体型」と、市町村等が単独で休憩施設や地域振興施設を整備する「単独型」がある。

<近年の供用状況>

平成28年10月8日、一般国道47号沿いに道の駅「しょうない」が供用。

平成29年4月21日、一般国道287号沿いに道の駅「川のみなと長井」が供用。

平成30年4月20日、主要地方道米沢高島線沿いに道の駅「米沢」が供用。

山形県内においては、次の21箇所が「道の駅」として登録されている。

(平成30年5月1日現在)

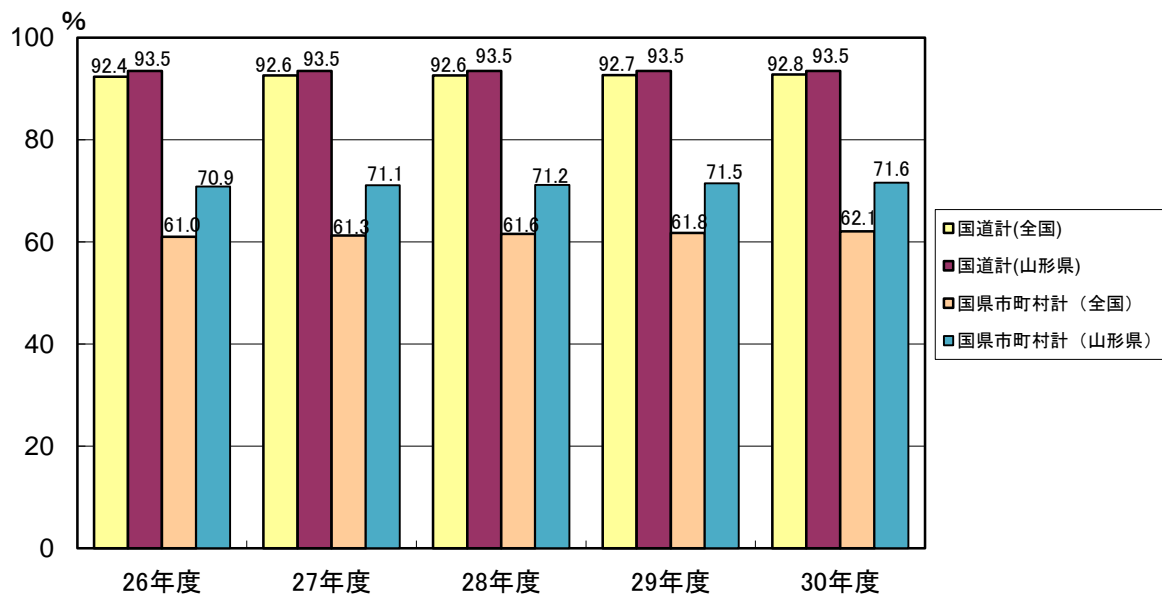
	駅名	路線名 地名	整備手法		設置主体 (道路管理者)	登録	供用 開始
			一体型	単独型			
1	月山 【月山あさひ博物村】	国道112号 鶴岡市(旧朝日村) 越中山		○	朝日村 (建設省)	H5.4.22	H4.10.20
2	河北 【ぶらっとびあ】	国道287号 河北町谷地	○		河北町 (山形県)	H5.4.22	H6.4.2
3	寒河江 【チェリーランド】	国道112号 寒河江市八鉢		○	寒河江市 (建設省)	H5.4.22	H4.5.2
4	あつみ 【夕陽のまち しやりん】	国道7号 鶴岡市(旧温海町) 早田		○	鶴岡市 (建設省)	H5.4.22	H3.7.24
5	にしかわ 【月山銘水館】	国道112号 西川町水沢		○	西川町 (建設省)	H7.4.11	H16.11.9
6	いいで 【めざみの里観光物産館】	国道113号 飯豊町松原	○		飯豊町 (建設省)	H8.4.16	H9.3.30
7	むらやま 【村山市故里交流施設】	国道13号 村山市楯岡	○		村山市 (建設省)	H9.4.11	H10.4.27
8	とざわ 【モモカミの里「高麗館」】	国道47号 戸沢村蔵岡		○	戸沢村 (建設省)	H9.4.11	H9.8.1
9	鳥海 【(森のエリア)ふらっと, (海のエリア)遊楽里】	国道7号 遊佐町菅里		○	遊佐町 (建設省)	H9.4.11	H9.4.5
10	田沢 【なごみの郷】	国道121号 米沢市入田沢	○		米沢市 (山形県)	H9.4.11	H10.4.9
11	白い森おぐに 【ぶな茶屋】	国道113号 小国町 小国小坂町		○	小国町 (建設省)	H10.4.17	H10.10.9
12	おおえ 【テルメ柏陵】	国道287号 大江町藤田	○		大江町 (山形県)	H10.4.17	H10.10.24
13	庄内みかわ 【いろいろ火の里】	(一)鶴岡広野線 三川町横山		○	三川町 (建設省 →山形県)	H11.8.27	H12.3.5
14	たかはた 【まほろばステーション】	国道113号 高島町安久津		○	高島町 (山形県)	H12.8.18	H12.4.29
15	天童温泉 【わくわくランド】	国道13号 天童市鉢ノ町		○	天童市 (国交省)	H16.8.10	H16.11.3
16	尾花沢 【花笠の里「ねまる」】	国道13号 尾花沢市芦沢	○		尾花沢市 (国交省)	H19.3.1	H19.8.6
17	白鷹ヤナ公園 【最上川あゆとびあ】	国道287号 白鷹町下山		○	白鷹町 (山形県)	H19.3.1	H19.4.25
18	あさひまち 【りんごの森】	国道287号 朝日町和合		○	朝日町 (山形県)	H27.4.15	H27.10.1
19	しょうない 【風車市場】	国道47号 庄内町狩川		○	庄内町 (国交省)	H28.5.10	H28.10.8
20	川のみなと長井	国道287号 長井市東町		○	長井市 (山形県)	H28.10.7	H29.4.21
21	米沢	(主)米沢高島線 米沢市川井	○		米沢市 (山形県)	H29.11.17	H30.4.20
	合計	21箇所	7箇所	14箇所			

※一体型：道路管理者と市町村・第三セクター等が一体的に整備
単独型：市町村・第三セクター等の公的な団体が単独で整備

(5) 道路整備の推移

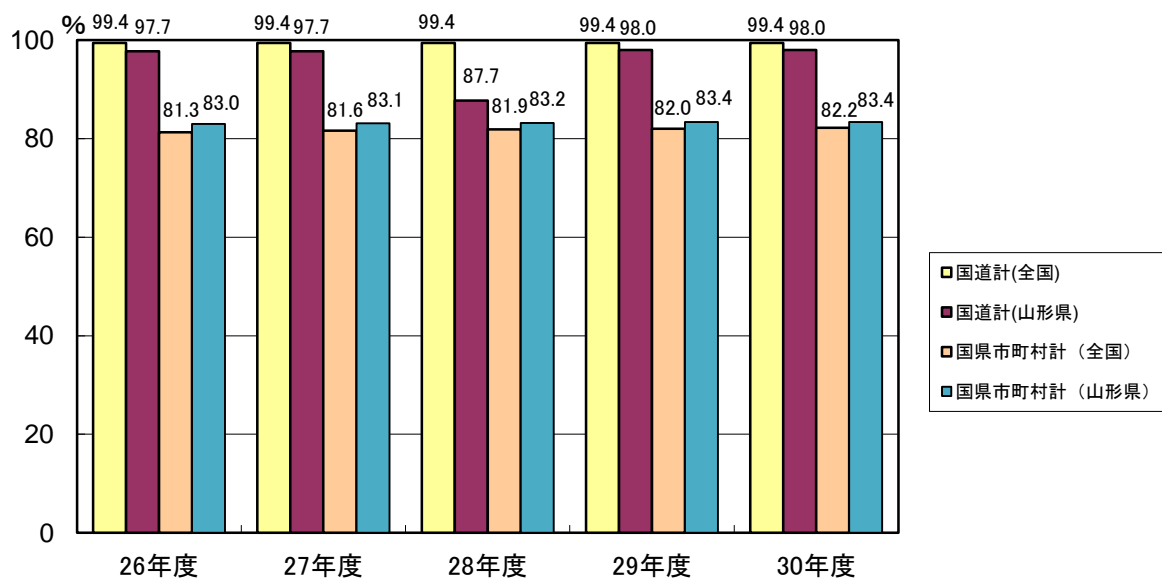
① 改良率(4月1日現在。国・都道府県道は車道幅員5.5m以上のもの)

[出典：道路統計年報2015～2019]

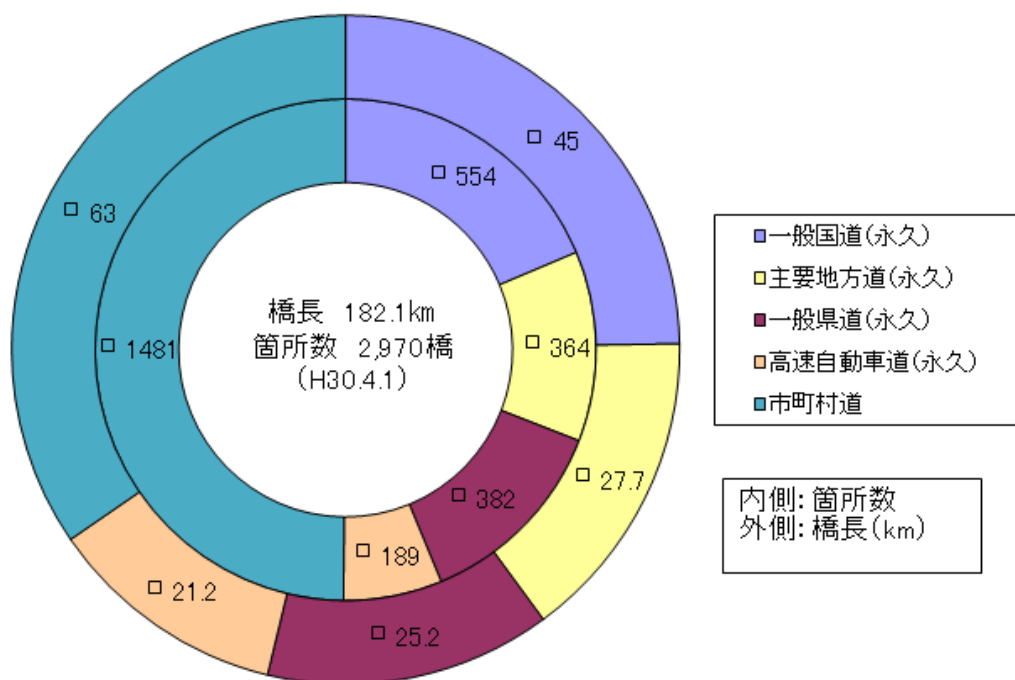


② 舗装率(4月1日現在。簡易舗装含む)

[出典：道路統計年報2015～2019]



③ 橋りょう(橋長15m以上)の現状 [出典：道路統計年報2019]

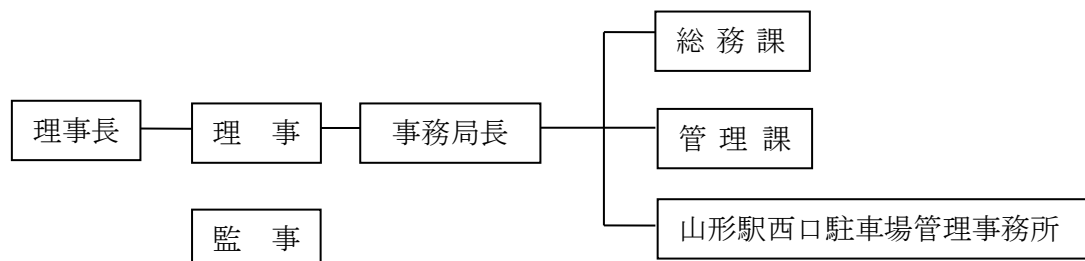


(6) 山形県道路公社

山形県道路公社は、有料道路の建設、管理を総合的かつ効果的に行うこと等により、幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的としており、山形駅西口駐車場の経営等を行っている。

① 組織(令和2年4月1日現在。以下同じ)

設立：昭和46年4月1日、基本財産：366,000千円(山形県出資)



※理事長及び監事は知事が任命する。

② 役員数 理事長1、理事3、監事2

③ 職員数

区分	本 所		管理事務所		計
	事務職	嘱託職員 日々雇用職員	事務職	嘱託職員 日々雇用職員	
固有職員	1	3	—	4	8
併任職員	3	2	—	—	5
計	4	5	—	4	13

④ 有料駐車場の概要

駐車場名	路線名	区 間	事業費 (千円)	営業 開始	収容 台数	備 考
山形駅 西口 駐車場	市道 駅西 3号 4号 幹線	山形市 城南町 一丁目	1,220,000	H12. 12.14	345台	霞城セントラル内 鉄骨耐火構造8階8層 延床面積11,364㎡ 料金:最初の30分まで210円、以後30分毎に 100円。1日上限料金1,230円(H18.4.1新設)

2 道路の整備・管理について

◆山形県道路中期計画2028（H31.03策定）

みちづくりの3つの柱と9つの施策

I. 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ① 県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手 ② 広域道路ネットワークを活かす追加IC(スマートIC含む)及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進 ③ 高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援
II. 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ④ 防災・減災に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化 ⑤ 人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進 ⑥ 予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進
III. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ⑦ 生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進 ⑧ 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進 ⑨ 山形の特性を活かした道路ストック(施設)をかしこく使うみちづくりの推進

I 県内産業や観光の振興を支える社会基盤となるみちづくり

(1) 県土の基盤となる広域道路ネットワークの整備促進・機能強化と未事業化区間の着手

①高速自動車国道

高速自動車国道は、国土開発幹線自動車道建設法に基づき、産業の発展及び生活領域の拡大等を目的として建設される高速幹線自動車道である。

(a) 東北横断自動車道酒田線(山形自動車道)

仙台市を起点とし、東北縦貫自動車道の村田ジャンクションから分岐、山形市、寒河江市、鶴岡市などを経由して酒田市に至る総延長約158km(県内延長約131km)の高速道路である。

県内においては、平成元年の山形北IC～寒河江IC間の開通以来、順次供用区間が延長され平成13年8月酒田IC～酒田みなとIC間が供用したことにより、月山道路を介して、太平洋沿岸部と日本海沿岸部を最短時間で結ぶルートが完成した。

交通量の増加に伴う4車線化については、平成10年9月に関沢IC～山形蔵王IC間の開通以来、順次開通され平成14年11月に笹谷IC～関沢IC間(笹谷トンネル)が開通したことにより、村田ジャンクションから山形ジャンクションまでが4車線で繋がった。

また、平成14年11月に上り線に救急車専用退出路が完成し、救命救急センターのある県立中央病院まで、西村山地域からの搬送時間がこれまでより約10分短縮され、さらに東北中央自動車道との連結により、西村山に加え、北村山、上山などからの広域的な利用が可能となった。平成18年10月に寒河江SAスマートICが恒久化(平成26年6

月から24時間運用)したことにより、西村山地域の高速道路の利便性が向上するとともに、救急搬送にも寄与している。

(b) 日本海沿岸東北自動車道(日本海東北自動車道)

新潟市を起点とし、鶴岡市、酒田市、秋田市、能代市を經由して青森市に至る総延長約322km(県内延長約53km)の高速道路で、北陸自動車道、関越自動車道、東北横断自動車道いわき新潟線、同酒田線、同釜石秋田線、東北縦貫自動車道と連絡し、東北日本海沿岸の縦貫軸を形成する重要な路線である。

また、本県にとっては庄内空港、酒田港及び東北横断自動車道酒田線に連絡する庄内地域の開発上大きな役割を果たす路線である。

平成25年度に「朝日温海道路」、「遊佐象潟道路」が事業に着手され、未開通区間の全線が事業化されている。

<開通区間>

区間/箇所名等	開通年月	開通延長
あつみ温泉IC～鶴岡JCT	平成24年3月	25.8km

<事業中区間>

区間/箇所名等	事業着手	開通見込み時期
酒田みなと～遊佐	平成21年度	令和2年内 酒田みなとIC～(遊佐比子IC) 令和5年度 (遊佐比子IC)～(遊佐鳥海IC)
朝日温海道路 〔朝日まほろばIC ～あつみ温泉IC〕	平成25年度	未定
遊佐象潟道路 〔(遊佐鳥海IC) ～象潟IC〕	平成25年度	令和7年度(小砂川IC)～象潟IC 令和8年度(遊佐鳥海IC)～(小砂川IC)

() 書きICは仮称

(c) 東北中央自動車道

相馬市を起点とし、本県内陸部を經由して横手市に至る総延長約268km(県内延長約157km)の高速道路で、福島・秋田・山形の3県の内陸部の主要都市を結ぶとともに、常磐自動車道、東北縦貫自動車道、東北横断自動車道酒田線及び同釜石秋田線と連絡し、東日本地域の太平洋沿岸部、日本海沿岸部との縦横の高規格道路網を形成する重要な路線である。

南陽高島IC～山形上山IC間が平成31年4月に開通したことで、東根市から南側が高速道路で首都圏と直結するとともに、南東北エリアに環状ネットワークが形成された。

また、平成30年度に「金山道路」が事業に着手され、未開通区間の全線が事業化されている。

<開通区間>

区間/箇所名等	開通年月	開通延長
米沢北IC～南陽高島IC	平成9年11月	8.8km
尾花沢新庄道路 〔川原子IC～新庄IC〕	平成11年11月	8.1km

山形上山IC～東根IC	平成14年 9 月	27. 1km
主寝坂道路 〔中田IC～真室川町及位〕	平成17年11月	5. 0km
尾花沢新庄道路 〔野黒沢IC～川原子IC〕	平成18年11月	6. 1km
主寝坂道路 〔(金山北IC)～中田IC〕	平成20年 3 月	4. 9km
新庄北道路 〔新庄IC～(新庄北IC)〕	平成23年 3 月	4. 7km
尾花沢新庄道路 〔尾花沢IC～野黒沢IC〕	平成26年11月	4. 0km
福島大笹生IC～米沢北IC	平成29年11月	34. 4km
大石田村山IC～尾花沢IC	平成30年 4 月	5. 3km
東根IC～東根北IC	平成31年 3 月	4. 3km
南陽高畠IC～山形上山IC	平成31年 4 月	24. 4km

() 書きICは仮称

< 事業中区間 >

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
東根北IC～大石田村山IC	平成10年度	令和 4 年内
泉田道路 〔(新庄北IC)～(昭和IC)〕	平成24年度	令和 4 年度
新庄金山道路 〔(昭和IC)～(金山IC)〕	平成27年度	令和 7 年度
真室川雄勝道路 〔真室川町及位～(上院内IC)〕	平成29年度	未定
金山道路 〔(金山IC)～(金山北IC)〕	平成30年度	未定

() 書きICは仮称

②地域高規格道路

地域高規格道路は、高規格幹線道路網と一体となって、地域の連携による地域集積圏の形成、集積圏相互の交流の促進、交通拠点等との連結を図るための道路である。

本県においては、平成 6 年12月に 2 路線が計画路線に、平成10年 6 月に 1 路線が候補路線に指定された。

< 計画路線：H6. 12指定 >

(a) 新庄酒田道路

新庄市を起点とし、酒田市に至る延長約50kmの道路であり、新庄地域集積圏と庄内地域集積圏とを連結し、東北中央自動車道、日本海沿岸東北自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

< 開通区間 >

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
新庄南バイパス 〔新庄市鳥越～本合海〕	平成14年 5 月	4. 0km
新庄古口道路 〔新庄市本合海～升形〕	平成27年11月	2. 4km
余目酒田道路 〔酒田市新堀～酒田市東町〕	平成27年11月	5. 9km
余目酒田道路 〔庄内町廻館～酒田市新堀〕	平成30年 3 月	6. 8km
新庄古口道路 〔戸沢村津谷～古口〕	平成30年 7 月	2. 2km

< 事業中区間 >

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
新庄古口道路 〔新庄市升形～戸沢村津谷〕	平成17年度	令和 4 年度
高屋道路 〔戸沢村古口地内〕	平成18年度	令和 6 年度
高屋防災 〔戸沢村古口地内〕	令和 2 年度	未定

< 未事業化区間 >

区間／箇所名等	進捗状況
戸沢～立川 〔戸沢村草薙～庄内町狩川〕	平成 8 年 8 月調査区間に指定、令和元年度より計画段階評価を進めるための調査に着手
庄内町狩川～廻館	調査区間未指定

(b) 新潟山形南部連絡道路

新潟県村上市を起点とし、東置賜郡高島町に至る延長約80km（うち県内区間約50km）の道路であり、新潟地域集積圏内の村上地方生活圏と米沢地域集積圏とを連結し、日本海沿岸東北自動車道、東北中央自動車道、東北横断自動車道酒田線等とあわせて格子状骨格道路ネットワークを形成する路線である。

< 開通区間 >

区間／箇所名等	開通年月	開通延長
赤湯バイパス 〔南陽市竹原～高島町深沼〕	平成21年 3 月	7. 2km

< 事業中区間 >

区間／箇所名等	事業着手	開通見込み時期
梨郷道路 〔長井市今泉～南陽市竹原〕	平成20年度	令和 5 年度
小国道路 〔関川村金丸～小国町松原〕	平成31年度	未定

＜未事業化区間＞

区間／箇所名等	進捗状況
長井市今泉～小国町松岡	調査区間未指定

＜候補路線：H10.6指定＞

(c) 石巻新庄道路

宮城県石巻市を起点とし、新庄市に至る道路であり、「新庄酒田道路」と一体となつて、重要港湾を持つ石巻市と酒田市を結ぶことにより、日本海側と太平洋側との経済・物流活動や観光等の交流を促進するものである。

※候補路線；地域高規格道路として整備を進めることの妥当性・緊急性等について検討を進める路線

(2) 広域道路ネットワークを活かす追加IC(スマートIC含む)及びICや拠点へのアクセス道路の整備促進

県民及び来訪者が高速道路を利用しやすい環境を整えるため、追加IC・スマートICの整備を促進する。加えて、産業や観光の振興を図るため、ICに接続するアクセス道路の整備を促進する。

また、重要物流道路の一種として指定される基幹道路同士や物流拠点を結ぶ「アクセス路」の整備を推進する。

(3) 高速道路から県内各地へのゲートウェイとなる「道の駅」等への支援

圏域の様々な観光、地域情報を発信し、各圏域内の隅々に県外からの来訪者を導くゲートウェイとなる「道の駅」等の整備促進に向けた市町村の取組を支援する。また、「やまがた道の駅ビジョン」に示す山形らしい魅力ある「道の駅」への機能強化を支援していく。

① 「やまがた道の駅」緊急整備支援事業費補助金

1駅あたり上限500万円を限度に、県が以下の内容を支援

- ・観光案内所の機能向上整備
- ・道路交通情報提供機器の機能向上整備
- ・車中泊専用エリアの整備
- ・既設トイレの改修
- ・防災設備の整備
- ・自転車に関する施設の整備
- ・子育て支援に関する施設の整備
- ・ビジョン達成に資するその他の施設の整備

② 「道の駅」の活性化支援

- ・「道の駅」連絡会の開催等による道の駅間の連携促進
- ・フリーペーパー等広報紙を活用し、自動車による県内の周遊観光の情報発信

II 災害を未然に防止し安全・安心に利用できるみちづくり

(1) 防災・減災に向けた道路の機能強化と災害発生時における対応の迅速化

災害発生直後から避難・救助や物資供給等の応急活動のために緊急車両通行を確保すべき重要な路線である「緊急輸送道路」や重要物流道路のぜい弱区間に対する「代替路」、災害時の物流拠点へアクセスする「補完路」及び孤立集落アクセスルート等について、橋梁の耐震化を優先的に実施する。

① 緊急輸送道路等における耐震化・老朽橋梁の架替

山形県が管理する道路のうち、第1次緊急輸送道路101km、第2次緊急輸送道路957kmについて耐震性等の強化を行い、地震時の緊急輸送道路ネットワーク機能強化を推進する。

② 道路における防災対策の推進

局地的な豪雨など、自然災害の多発化・凶暴化に対応するため、既存道路の斜面对策や冠水対策等を推進するとともに、雪国である山形県にとって必須である冬期の交通空間確保のための堆雪幅の拡幅、流雪溝の整備、及び防雪柵整備による地吹雪対策等を引き続き推進する。

特に平成30年度に実施した重要インフラ緊急点検結果に基づき、対策が必要とされた箇所のうち、緊急輸送道路について、防災対策工事を優先して実施するほか、緊急輸送道路において老朽化や機能不足等が著しい橋梁の架替更新を実施することとし、震災時の緊急輸送道路の確保に努める。

(a) 防雪

防雪工実績延長 令和元年12月1日現在

種 別	延 長
スノーシェット等	3.7km
散水消雪（車道）	87.7km
無散水消雪（車道）	7.3km
無散水消雪（歩道）	36.3km
流 雪 溝	110.9km
防 雪 柵	229.5km

(2) 人にやさしく安全・安心な道路整備に向けた多様な取組みの推進

「山形県通学路安全確保対策プログラム」及び「市町村版通学路交通安全プログラム」に掲げるPDCAサイクルのもとで、学校関係者、警察、地域、道路管理者が連携して通学路の点検を行い、歩道設置や交差点改良等の交通安全対策を優先的に実施する。

また、進行する高齢化を見据えて、限られた予算内で広く効果発現できるよう、通学路点検結果や事故データを基に多様な交通安全対策を実施し、子どもだけではなく高齢者や障がい者にも優しい歩行空間を創出する。

① 交通安全対策

(a) 特定交通安全施設等整備事業指定道路延長(平成29年3月指定) (単位: km)

道路種別	1号該当区間		2号該当区間		3号該当区間		4号該当区間		計	
		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路		うち 通学路
高速自動車 国道	0.0	0.0	0.0	0.0	79.8	0.0	0.0	0.0	79.8	0.0
一般国道 (指定区間内)	197.0	42.4	0.0	0.0	370.6	50.9	0.0	0.0	567.6	93.3
一般国道 (指定区間外)	123.1	34.9	0.0	0.0	306.5	59.5	0.0	0.0	429.6	94.4
主要地方道	164.2	63.3	0.9	0.9	659.3	193.1	0.0	0.0	824.4	257.3
一般 都道府県道	110.3	58.9	0.0	0.0	818.7	271.5	0.0	0.0	929.0	330.4
市町村道	0.0	0.0	22.2	5.7	1675.2	914.9	2122.5	9.2	3,819.9	929.8
計	594.6	199.5	23.1	6.6	3,910.1	1,489.9	2,122.5	9.2	6,650.3	1,705.2

※ 各号は、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第1条に規定する指定の基準による

1号 交通量に応じた交通事故死傷率が一定の数値以上である区間

2号 単位面積当たりの人の死傷に係る交通事故の発生が特に多いと認められる地区内の道路

3号 付近に幼稚園、小学校等があること、市街地を形成している地域内にあり、且つ交通が著しく輻輳していること、またその他特殊な事情により交通事故が多発する恐れが大きいと認められる区間

4号 交通の円滑化を図ることにより効果的に交通事故を防止することができると思われる地区内の道路

※ 法指定通学路とは、交通安全施設等整備事業の促進に関する法律施行規則第4条に規定する通学路

(b) 歩道等の設置状況(県管理道路)

平成31年4月1日現在

幅の広い歩道	歩道のべ延長	2,103 km
	総幅員3m以上の歩道延長 (幅広率)	1,008 km (47.9%)
立体横断施設	歩道橋	26橋
	地下道	24カ所

(3) 予防保全型維持管理などによる計画的な道路施設の長寿命化と効率的な道路維持管理の推進

① 予防保全型維持管理による道路施設の長寿命化

高度成長期に集中的に整備された橋梁の老朽化が進行し、対策が必要な橋梁が今後急速に増加することを踏まえ、長期的な維持管理コスト縮減、予算の平準化を推進する。

また、トンネル等の大型構造物について、健全性の維持と第三者被害防止の観点から定期点検を実施し、効率的な維持管理を実施する。

② 的確な維持管理の実施

道路の構造を保全し円滑な交通を確保するため、的確な維持管理、除雪を実施する。

また、限られた予算の中で維持管理水準を維持するため、道路監視、維持修繕業務や除雪業務の受託者との役割分担のもと、地域や企業、団体、NPO等の力を活かした県民協働による効率的な維持管理を実施する。

(a) 道路の維持管理

山形県が管理している道路延長は、一般国道、主要地方道、一般県道(独立専用自歩道除く)を合わせて3,082.4kmで、外に一般国道の指定区間は、国土交通省山形、酒田の各河川国道事務所が管理している。

令和元年度の維持管理体制は、4総合支庁が担当し、維持管理にあたっている。

除雪 令和元年12月1日現在(単位延長: km)

道路種別	管理延長(A)	雪寒指定延長	平成30年度除雪延長	令和元年度除雪延長			(B)のうち消雪道路延長	管理延長に対する除雪率(B)/(A)	除雪延長に対する委託率(%)
				公共	単独	計(B)			
一般国道	567.5	567.3	499.4	501.4	0.0	501.4	9.1	88.4	100
主要地方道	1,159.3	1,133.5	1,054.3	1,054.5	0.0	1,054.5	42.6	91.0	100
一般県道	1,368.0	1,285.8	1,199.4	1,202.1	0.0	1,202.1	43.3	87.9	100
計	3,094.8	2,986.6	2,753.1	2,758.0	0.0	2,758.0	95.0	89.1	100

※自転車道を含まない。

(b) 道路情報連絡

道路における災害、または工事による交通規制、その他異常事態発生等による情報を道路利用者に提供し、交通の安全を図るため総合支庁単位に道路情報連絡所を設けているほか、(公財)日本道路交通情報センターに委託している。

路面内訳、その他 平成31年4月1日現在

種別	延長(km)	道路監視員 道路情報連絡所 パトロールカー	72人 59箇所 19台
砂利道	70.3		
舗装道	2,854.7		
防じん	172.4		
計	3,097.4		

注)延長欄は、自転車道を含まない。

平成31年4月1日現在

機 械 名	台 数
維持作業車(Wキャブ)	10
ダンプトラック	13
散水車	8
路面清掃車	8
リフト車	1
草刈装置(アタッチ)	13

③ 県民協働による維持管理の推進

(a) ふれあいの道路愛護事業

県が管理する道路の美化活動、歩道除雪等を積極的に行う自治会や企業等の団体に対し、活動費の助成や、活動表示板の給付を通じて支援している。

(i) 県の支援内容

- ・ 団体への活動負担金
団体は、作業道具（草刈鎌、軍手、ゴミ袋など）購入、除雪機燃料、傷害保険料などに使用している。
- ・ 団体活動PRのための表示板の設置
- ・ 活動団体との意見交換会の開催
- ・ 県ホームページによる活動紹介
- ・ 団体向けの広報紙作成

(ii) 支援の条件

- ・ 協定の締結（団体の役割、県の役割と支援、連絡体制、団体の保険加入）
- ・ 団体は、次の業務のいずれかを原則年間を通じて実施
清掃 側溝清掃 除草、草刈 樹木剪定 植栽活動 歩道除雪（冬季のみ）

(iii) 活動団体

平成 29 年度 484 団体（清掃・草刈など：427 団体 歩道除雪：57 団体）

平成 30 年度 483 団体（清掃・草刈など：421 団体 歩道除雪：62 団体）

令和元年度 497 団体（清掃・草刈など：432 団体 歩道除雪：65 団体）

（※新規 26 団体、継続 471 団体）

(iv) 事業の効果

- ・ 道路愛護意識の醸成と地域コミュニティの形成への寄与（県民意識の変化）
- ・ 良好な道路環境の保全（不法投棄の防止）
- ・ 県が行う道路維持管理費の軽減

Ⅲ. 既存ストックを有効活用し快適な暮らしと地域の活力を生み出すみちづくり

(1) 生活圏域・都市間ネットワーク及び生活幹線道路の整備促進

① 生活圏間・都市間ネットワークの整備推進

生活圏間・都市間の交流連携、生活関連サービスの確保、地域社会の維持等のため、一般国道や主要な県道において道路の改築・拡幅やバイパスの整備を推進する。

② 地域の実情に応じた効果的な整備の推進

限られた予算の中で、事業箇所を選択と集中を図りながら、部分的な拡幅や待避所の設置、視距改良等地域の実情に応じた効果的な整備を推進する。

(2) 街なかに賑わいを創出するみちづくりの推進

① 無電柱化の推進

沿線住民や観光客に親しまれる良好な景観を創出するため、道路改良等を契機とした無電柱化を推進する。

② 渋滞解消対策の推進

道路改良や交差点改良等を行い、渋滞箇所の解消を図っていく。

(3) 山形の特性を活かした道路ストック(施設)をかしこく使うみちづくりの推進

① 自転車の利用環境の整備

平成29年の自転車活用推進法の施行を踏まえ、安全な自転車の利用環境を確保するため、道路の拡幅等に合わせて整備した堆雪幅を自転車の利用空間として活用する“山形らしい”みちづくりを推進する。

② 分かりやすい道路標識の整備

県内周遊の利便性向上、非幹線道路への大型観光バス等の進入の抑制等のため、県外、国外からの来訪者にも分かりやすい道路標識の整備を推進する。



第11章 河 川

1 河川の概要

本県の面積は、9,323km²で、西方は日本海、他の三方は山に囲まれている。宮城、福島県境に連なる奥羽山脈は、本県の東側に障壁を作り、西側の出羽丘陵から越後山脈にかけての長大な山なみは、本県を庄内と内陸に分け、さらに新潟との県境を区切る。北側の出羽丘陵と奥羽山脈からなる秋田県境は、標高2,236mの鳥海山を除いては、標高は余り高くないが、南側の福島県境には、吾妻、飯豊など標高1,000mから2,000mに及ぶ連峰を望見することができる。このように、本県は内陸地方(6,918km²)と庄内地方(2,405km²)とに大別され、内陸地方は、また、これらの山脈の支脈によって最上地方(1,803km²)、村山地方(2,619km²)、置賜地方(2,496km²)に細分される。出羽丘陵と越後山脈から庄内地方を流れる赤川や小河川は、直接日本海に注ぎ、内陸地方の河川は新潟県に流下している荒川水系を除き、いわゆる法河川としては、すべて最上川に集中する。南部吾妻山に源を発する最上川は、内陸地方を北に向かって貫流し、その間、米沢・長井・山形・新庄盆地を拓き、庄内地方では、広大な庄内平野を潤して、遠く日本海に注ぐ、東北では北上川に次ぐ大河川である。

以上の地形的環境に支配された本県の河川は、一級水系としては、最上川水系、赤川水系、荒川水系の3水系で、498河川(大鳥池を含む)、河川延長2,931km、二級水系としては、月光川水系、日向川水系等17水系で、59河川、河川延長270kmである。また、県内の一級二級河川の総延長は3,201kmにおよび、内訳は表1のとおりである。(他に市町村長が管理する準用河川が167河川、河川延長229kmあり、本県のいわゆる法河川の延長は3,430kmである。)

流路は、東西に流れるものと、南北に流れるものとに大別される。東西に流れるものは、山地より短距離で本流に合流するか海に注ぐため、一般に河床勾配が急で、その流域面積は狭小である。平地部の出口附近は扇状地帯をなし、この現象は特に村山盆地の河川で多くみられる。南北に流れる河川は、前者に比して流程が大であるため、概して河床勾配がゆるく、蛇行性のものが多い。また、多くの支川は、合流点付近では河積が小さく、かつ、最上川本流の背水現象によって、洪水時、大きな災害を被ることがある。最上川は、流域面積7,040km²を有し、本県の幹川と

して各地方を流下しながら、農耕、水道、工業、発電、水産等あらゆる産業の水資源となっており、県民生活の基盤を成している。

(表1)

山形県河川総括表

令和元年6月1日現在

級別	水系名	河川数	流路延長	適要
一 級 河 川	最上川	431	2,484,520m	1 国土交通大臣管理区間 323,825m 幹川……1河川 205,988m 山形河川国道事務所 114,988m 新庄河川事務所 60,000m 酒田河川国道事務所 31,000m 支川……27河川の一部と 117,837m 3河川の全部 2 知事管理区間 428河川 2,160,695m
	赤川	44 (大鳥池を含む)	277,340m (大鳥池1,125m を含む)	1 国土交通大臣管理区間 48,006m 幹川……1河川 33,016m 酒田河川国道事務所 33,016m 支川……4河川の一部 14,990m 2 知事管理区間 44河川 (1池を含む) 229,334m
	荒川	23	168,995m	1 国土交通大臣管理区間 支川……2河川の一部 9,200m 2 知事管理区間 23河川 159,795m
	計 (3水系)	498	2,930,855m	国土交通大臣管理区間延長 381,031m 知事管理区間延長 2,549,824m
二 級 河 川	月光川	11	49,540m	知事管理区間
	日向川	15	74,724m	〃
	新井田川	6	35,330m	〃
	岡町川	1	750m	〃
	油戸川	1	920m	〃
	楯下川	1	660m	〃
	三瀬川	4	15,331m	〃
	五十川	6	27,600m	〃
	温海川	3	18,300m	〃
	庄内小国川	4	26,100m	〃
	巖沢川	1	1,200m	〃
	出口沢川	1	1,200m	〃
	早田川	1	1,100m	〃
	鼠ヶ関川	1	15,700m	〃
	村上川	1	250m	〃
	長者川	1	475m	〃
	天竜川	1	530m	〃
計 (17水系)	59	269,710m	〃	
合計 (20水系)	557	3,200,565m		

2 河川事業

(1) 広域河川改修事業

(大規模特定河川事業、事業間連携河川事業、防災・安全交付金：国費率 1/2)

河川改修事業の実施において、水系、支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、重点的に整備を実施する事業をいう。

須川（山形市）を始め、13河川（一級河川 11河川、二級河川 2河川）において実施している。

特に、人口の集中している市街部を貫流する須川（山形市）や馬見ヶ崎川（山形市）等においては、これまでの河道の整正や拡幅・築堤により流下能力が向上し、冠水や浸水被害の軽減が図られており、今後益々の工事の進捗が望まれている。

また、これまでの治水や利水だけでなく、良好な環境の整備や保全についての要望が年々高まっており、県内の各河川において生態系や景観などに配慮した川づくりにも努めている。

(2) 流域治水対策河川事業（大規模特定河川事業、防災・安全交付金：国費率 1/2)

流域治水対策河川事業は、地球温暖化に伴って激化する集中豪雨に対して、河道の効率的な整備と併せて流域対策のさらなる充実を図るため、流域対策と一体となって効果的かつ効率的な河川整備を図ることを目的とする。

大旦川（村山市）において、河道改修と併せて計画目標相当の洪水を安全に流下させるため調節池を計画し抜本的な治水安全度の向上を図る。



一級河川大旦川（平成14年7月浸水被害状況）

(3) 総合流域防災事業

流域単位を原則とした一定の計画に基づき、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備（河川改修、堤防の質的強化対策など）や災害関連情報の提供等のソフト対策（情報基盤整備、ハザードマップ調査など）を行ない、流域一体となった総合的な防災対策を推進するための事業で、河川では以下の事業を展開している。

① 河川改修事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

羽黒川（米沢市）を始め、12河川（一級河川 12河川）で実施している。

また、指首野川（新庄市）や沼川（寒河江市）においては、地域整備と一体となった地元から親しまれる水辺空間の形成を図っている。

② 情報基盤整備事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

洪水、土砂災害などの自然災害発生時の危機管理体制を強化するために、降雨、水位、土砂災害等の各種観測施設とそこで得られる情報の収集・処理・伝達システムを整備する事業である。インターネットや携帯電話での情報配信提供を平成15年6月から開始しており、平成19年4月からは、一般利用者向けに気象・洪水情報等のメール配信を実施している。

また、洪水時に県民に適切な避難行動を促すため、既存の水位計を補完する危機管理型水位計を85基、さらには洪水時の切迫感のある画像を提供する簡易型河川監視カメラを91基設置し、それぞれ平成31年4月、令和2年4月に運用を開始した。

あわせて、システムの関連設備の整備・改良を行い、情報提供のさらなる充実を図っていく。

(4) 特定構造物改築事業（防災・安全交付金：国費率 1/2）

水門等の河川管理施設について、その機能を恒久的に確保するため、計画的に補修していく事業。平成21年度から事業化され、赤川水系青竜寺川丸岡分水堰（鶴岡市）、最上川水系小牧川水門（酒田市）の2箇所について対応している。

3 河川の維持管理

県単独事業として、護岸や床止等の修繕、河床浚渫、支障木伐採、堤防の除草等を行っている。

支障木伐採や河床掘削では、公募型事業により民間との連携を進めるとともに、河川流下能力向上緊急対策計画の選定基準に基づき、集中的な対策を実施している。また、樋門・樋管等の河川管理施設については、効率化とライフサイクルコストの縮減を図るため長寿命化計画を策定し、計画的に修繕・更新を進めている。

河川・海岸愛護については、県民意識の醸成を図り、美しく快適で豊かな県土の形成を目指して、昭和52年度以来「きれいな川で住みよいふるさと運動」を継続して実施している。令和元年度においては、県民・河川海岸愛護デーを2回（7月7日及び9月8日）設定し、県民多数の参加を得て、県内の河川及び海岸において早朝2時間程度の空き缶等のゴミの収集及び除草作業等を展開した。第1回目は、県民約11万3,000人の参加により、河川449、海岸18を対象として、延長で1,382km、面積では1,704haに上り、また第2回目は、県民約3万6,000人の参加により、河川100、海岸7を対象に、延長で294km、面積で464haを行う実績を上げている。

さらに、河川管理への積極的な住民参画を進めるため、平成14年度からアダプト・プログラム（里親制度）により、行政とボランティア団体が連携した「河川アダプト導入モデル事業」を実施し、3年間で延べ288団体21千人の参加をいただいた。この成果を踏まえ平成17年度からは「ふるさとの川アダプト事業」として発展させ、住民と行政の協働による河川管理を引続き実施すると共に、人力では困難な伐木、伐根作業等を企業が建設機械等で手助けを行う「河川管理アシスト企業制度」も合わせて実施している。平成27年度からは、事業名を「ふるさとの川愛護活動支援事業」に変更し、引き続き将来を展望した住民との協働による河川管理の継続的制度の構築を目指していく。令和元年度の活動状況は、河川愛護活動は518団体2万3,000人、197河川・海岸・砂防区域、認定延長446km、河川愛護活動支援企業は186企業で取り組まれた。

河川愛護活動団体（～H26名称：アダプト団体）等の推移

年度	河川愛護活動 団体数 (団体)	会員数 (人)	認定延長 (km)	河川愛護活動 支援企業数 (企業)
H21	326	14,876	221	118
H22	380	18,579	275	178
H23	427	20,882	360	188
H24	467	21,904	381	189
H25	476	21,577	382	191
H26	497	22,166	399	191
H27	510	22,610	404	193
H28	519	24,817	402	199
H29	513	23,588	416	190
H30	516	23,486	436	189
R1	518	23,000	446	186

4 海岸事業

本県の海岸は日本海に面し、南は新潟県境から北は秋田県境まで、出入りの少ないほぼ直線的な海岸線を形成している。

岩礁海岸と砂浜海岸では、海岸線に沿って人家、道路、鉄道が張りついているところが多く、越波による侵食に悩まされ続けていた。これらを解消するため、海岸保全事業として護岸の整備を進め、現在では人家連担地域についてはほぼ概成している。さらに越波ならびに汀線の後退が続いていた、主に集落付近の海岸については、護岸・突堤等の整備を進め効果をあげている。

平成15年12月に策定した「山形沿岸海岸保全基本計画」(H28.4変更)に基づき、海岸侵食が顕著な海岸「菅里地区(H6～H17)」「宮海地区(S62～H27)」「比子地区(H7～R10)」について侵食対策事業を実施している。

また、東日本大震災を受け、津波対策を構築するにあたり、これからの想定津波の考え方として、中央防災会議地震津波専門調査会において2つの津波レベルが示された。

- 発生頻度は極めて低いものの、甚大な被害をもたらす最大クラスの津波:「**最大クラスの津波**」
住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立【**減災**】
- 発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波:「**頻度の高い津波**」
人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備【**防災**】

この分類に基づき、施設管理者(海岸管理者、河川管理者および港湾管理者等)は「頻度の高い津波」を想定し、既存施設等による防護効果を検証し、必要に応じ海岸保全施設等の整備を実施する。

さらに、老朽化対策として、宮海地区海岸の長寿命化計画を平成27年度末に策定、令和元年度には堤防・護岸を有するその他の12地区海岸について長寿命化計画を策定しており、長寿命化計画策定後は計画に基づき点検・修繕、対策工事を進めていく。

山形県海岸総括表

平成31年3月31日現在

所管	海岸線延長 (m)	左のうち 海岸保全区域延長 (m)	左のうち 海岸保全施設の 有効延長 (m)
国土交通省 水管理・国土保全局	68,826	49,103	22,269
国土交通省 港湾局	35,032	10,657	7,248
農林水産省 水産庁	30,960	12,325	6,307
計	134,818	72,085	35,824

5 ダム事業

本事業は、下流の洪水による災害の防除、下流耕地に対するかんがい用水の補給、都市用水の補給等を目的としたダムを構築し、その効用をすみやかに、かつ、十分に発揮させて、県民経済の成長と県民生活の向上に寄与することを目的とするものである。

本県は、戦前から野川ダム、荒沢ダム建設の計画があつて調査をしてきたが、戦争のため中止され、戦後、国土総合開発法の公布により再び野川総合開発計画がとりあげられ、管野ダム（長井ダムの完成にともない、平成21年9月に国土交通省へ管理引継ぎ）の竣工をみた。その後、多目的ダムとして、荒沢ダム、木地山ダム、高坂ダム、蔵王ダム、温海川ダム、白水川ダム、神室ダム、田沢川ダム及び綱木川ダム、また、治水ダムとして、月光川ダム、前川ダム及び留山川ダムがそれぞれ完成した。

また、平成20年度に最上小国川流水型ダム（最上町）の建設事業に着手し、令和元年度に完成した。



留山川ダム（平成23年7月竣工）

(1) 山形県管理のダム一覧

山形県管理のダム一覧表

令和2年4月現在

ダム名	水系名	河川名	位置	目的	型式	堤高 (m)	堤頂長 (m)	堤体積 (m ³)	集水面積 (km ²)	湛水面積 (km ²)	総貯水容量 (千m ³)	有効貯水容量 (千m ³)	完成年度
菅野ダム(※)	最上川	置賜野川	長井市 平野	F,N,P	G	44.5	81.8	36,420	98.0	0.26	4,470	3,042	S28
荒沢ダム	赤川	赤川	鶴岡市 (旧朝日村)荒沢	F,N,P	G	63.0	195.5	156,000	162.0	1.89	41,420	30,870	S30
木地山ダム	最上川	置賜野川	長井市 平野	N,P	HG	46.0	168.2	62,000	63.0	0.60	8,200	6,400	S35
高坂ダム	最上川	鮭川	真室川町 差首鍋	F,P	G	57.0	118.7	68,700	68.2	1.10	19,050	12,750	S41
蔵王ダム	最上川	馬見ヶ崎川	山形市 上室沢	F,N,W	HG	66.0	273.8	276,000	21.0	0.24	7,300	5,200	S44
月光川ダム	月光川	月光川	遊佐町 吉出	F	GR	48.0	205.0	50,000 ロックリフト: 122,500	27.6	0.15	1,780	1,670	S53
前川ダム	最上川	前川	上市市 川口	F,N	R	50.0	265.5	690,000	21.2	0.35	4,400	4,100	S57
温海川ダム	温海川	温海川	鶴岡市 (旧温海町)一霞	F,N,P	G	60.0	167.0	135,000	31.6	0.39	5,700	4,400	S61
白水川ダム	最上川	白水川	東根市 泉郷	F,N,A	G	54.5	367.0	314,000	15.2	0.30	5,300	4,600	H2
神室ダム	最上川	金山川	金山町 有屋	F,N,W,P	G	60.6	257.0	307,000	22.5	0.40	7,400	5,800	H5
田沢川ダム	最上川	田沢川	酒田市 (旧平田町)山元	F,N,W	G	81.0	185.0	217,000	23.2	0.35	9,100	7,900	H13
綱木川ダム	最上川	綱木川	米沢市 築沢	F,N,W	R	74.0	367.5	2,155,000 ロックリフト: 155,400	40.5	0.49	9,550	8,300	H19
留山川ダム (生活貯水池)	最上川	留山川	天童市 山口	F,N	G	46.0	115.0	57,000	7.2	0.09	1,120	1,000	H23
最上小国川 流水型ダム	最上川	最上小国川	最上町 富沢	F	G	41.0	143.0	39,800	37.4	0.28	2,300	2,100	R元

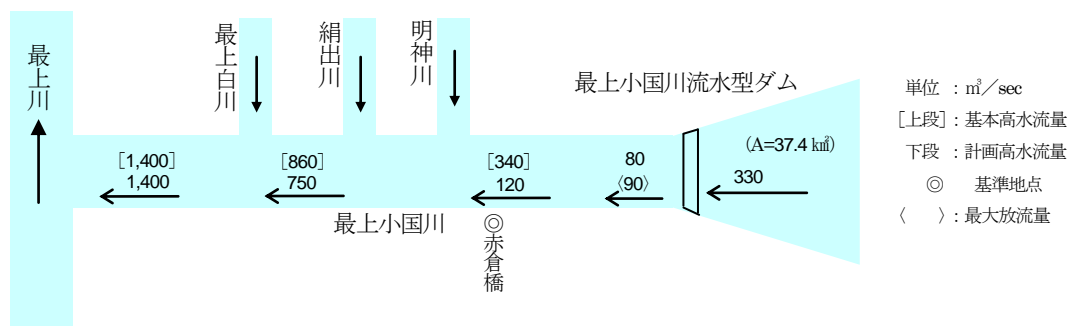
目的
F: 洪水調節 流水の正常な機能の維持 N: (既得取水の安定化及び 河川環境の保全等) A: かんがい W: 上水道用水 I: 工業用水 P: 発電

ダム型式
R: ロックフィル G: 重力式コンクリート HG: 中空重力式コンクリート GR: 複合(重力式コンクリート +ロックフィル)

(2) 最上小国川流水型ダム

最上川水系最上小国川沿川地域では、急流河川のため古くよりたびたび被害を受けており、昭和49年8月の集中豪雨では浸水家屋339戸、浸水農地716ha、総額14.6億円の被害を受けた。最近では平成10年9月の台風5号により浸水家屋18戸、浸水農地7.8ha、総額1億5千万円の被害を受け、平成18年12月や平成27年9月の出水等たびたび河岸の決壊、氾濫を繰り返している。また、沿川の中でも特に赤倉温泉地区は両岸に旅館が建ち並び、通常の河道拡幅による治水対策は困難が予想されたため、洪水調節を目的とし、最上町大字富澤地先に最上小国川流水型ダムを建設した。

ダムの型式は重力式コンクリートダム、高さ41.0m、総貯水量2,300,000 m³、有効貯水量2,100,000 m³で、ダム地点における計画高水流量330m³/sを80m³/sに調節し、洪水による被害を防ぐダムとして整備を行っている。平成24年度より、用地取得及び工事用道路工事等を進め、平成26年度より堤体工事に着手し、令和2年3月に完成した。



ダム名	最上小国川 流水型ダム	位置	最上町	目的	F	かんがい	補給内容	—
貯水池	集水面積(ダム 地点流域面積)	37.4 km ²	ダム	型式	重力式 コンクリート		発電	補給面積
	湛水面積	0.28 km ²		堤高	41.0 m	最大発電力		—
	総貯水容量	2,300 千 m ³		堤頂長	143.0 m	常時発電力	—	
	有効貯水容量	2,100 千 m ³	治水	計画高水流量	330 m ³ /s	都水	給水区域	—
	洪水調節容量	2,100 千 m ³		計画放流量	80 m ³ /s		給水量	—
	利水容量	0 千 m ³		調節流量	250 m ³ /s	施工期間	H20 年度～ R 元年度	

※ F：洪水調節

6 水防

県庁河川課及び砂防・災害対策課に水防本部を置き、各総合支庁及び分庁舎に水防支部を置く。水防本部及び支部では、気象予警報発令の際に水防要員が待機して、通報・連絡等の業務を行っており、特に水防支部においては管内市町村の避難勧告等の判断にかかる支援のための情報提供等を行っている。

また、各水防支部の管内に地区連絡会を設け、地区内の各消防本部・警察署・管理団体・出先関係官庁の協力を得て地区内水防計画の樹立および水防に関する事項について対策協議を行っている。

第12章 砂 防

1 本県の概況

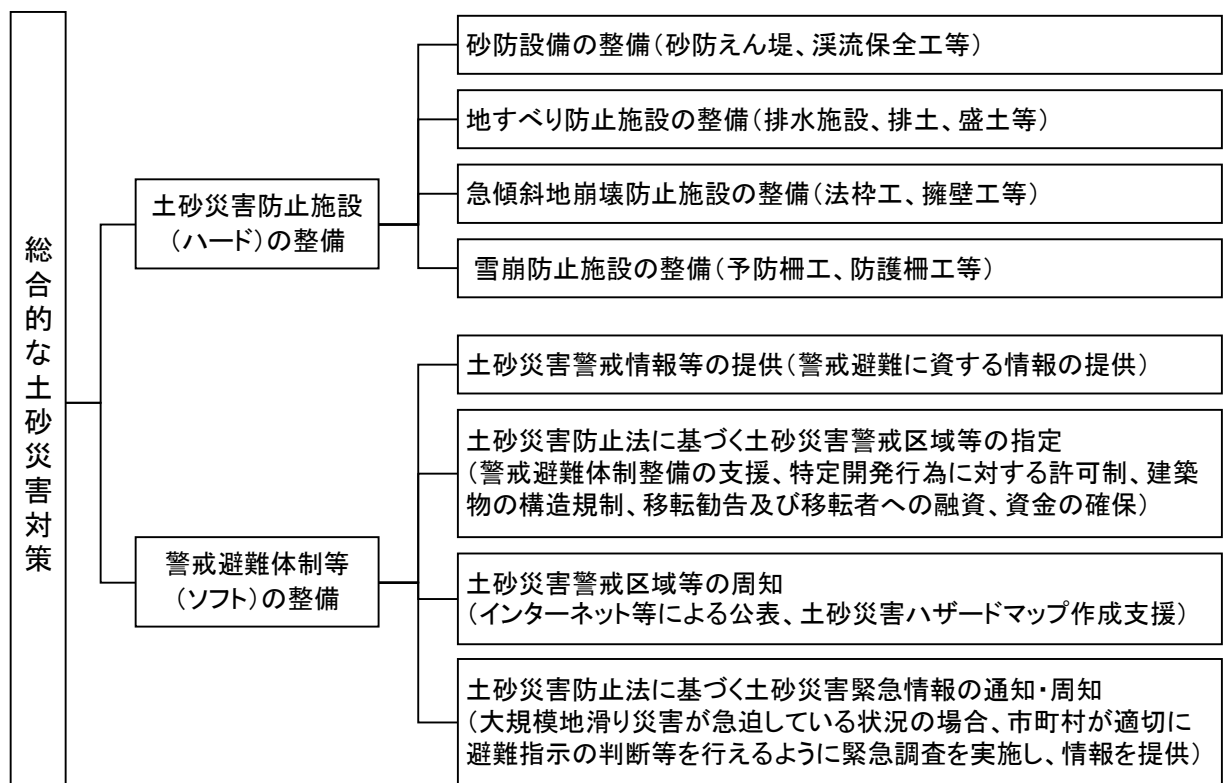
奥羽山脈と出羽丘陵が中央を並行して縦断する本県は、県土のおよそ7割を山地が占め、しかも急峻で複雑かつ脆弱な地形・地質構造となっている。

本県特有のこの地形・地質により、例年融雪期、梅雨期の長雨や台風期の集中豪雨時に、しばしば各地で土石流・地すべり・がけ崩れ等の「土砂災害」が発生しており、ときには人身の損傷や人家の倒壊など被害を及ぼしている。

このような土砂災害の防止、被害の軽減を図るため、「やまがた水害・土砂災害対策中期計画2019～2028」に基づき、「人命第一の緊急避難体制の強化」、「確実に効果的な砂防関係施設の整備」、「効率的・効果的な維持管理」の三つの柱を掲げ、総合的な土砂災害対策を推進していく。

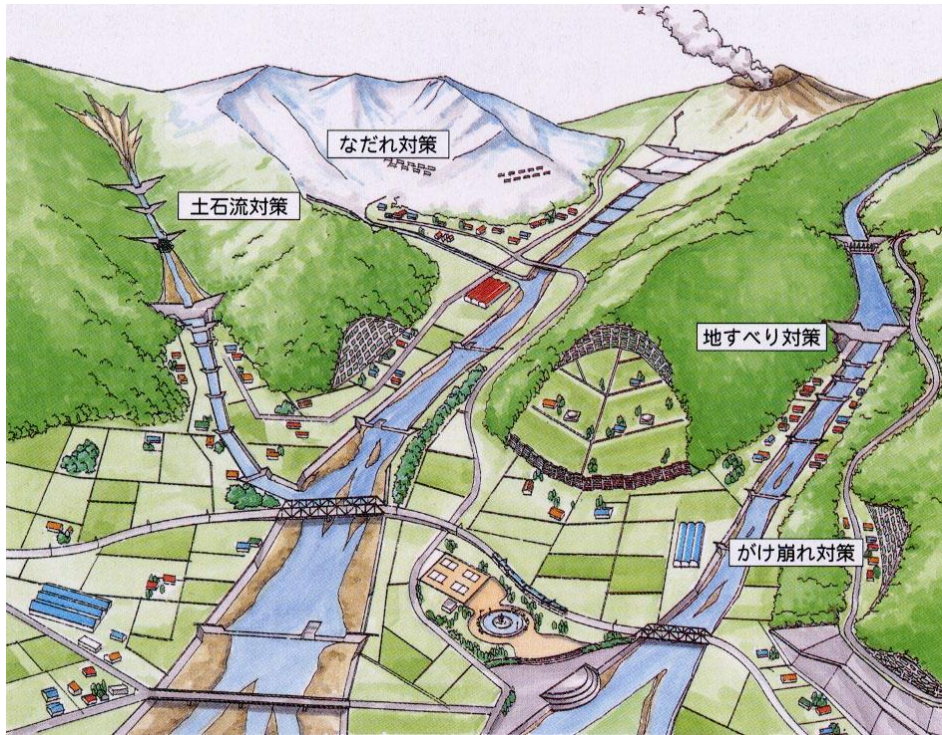
2 土砂災害対策

本県の土砂災害対策の取組みとしては、これまでも、土砂災害危険箇所の把握に努め、着実に土砂災害対策を推進してきた。しかし、現在においても整備率が27%と依然として低い整備水準にとどまっている状況であり、今後とも土砂災害から県民の生命と財産を守るため、関係機関と連携を図り、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた総合的な土砂災害対策の推進が必要である。



(1) 土砂災害防止施設等（ハード）の整備

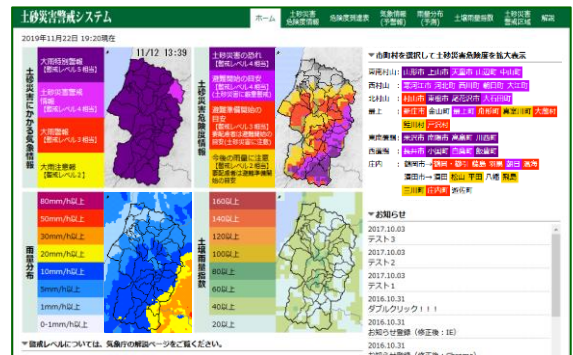
砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業及び雪崩対策事業の実施により、県民の生命と財産を守るため、効率的・計画的に土砂災害対策を推進する。



(2) 警戒避難体制の整備等ソフト対策の推進

土砂災害から県民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

平成28年3月に公開した「土砂災害警戒システム」では、土砂災害危険度情報や土砂災害警戒区域等を分かりやすく情報提供しており、市町村による適切な避難勧告等の発令や住民の自主避難の判断を支援している。



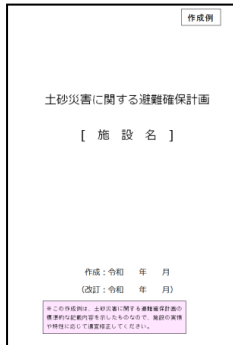
土砂災害警戒システム(インターネットで公開)

また、関係機関との連携のもとに、自主的な防災活動の活性化に向けた住民参加によるハザードマップの作成支援として、手引きを策定し、市町村や地域住民へのアドバイス等を行っている。



「住民参加によるハザードマップ作成の手引き(H21 策定)」及びハザードマップ作成状況

要配慮者利用施設に対しては、避難確保計画の作成例（ひな形）作成、避難訓練の実施による警戒避難体制づくりの支援を行っている。また、土砂災害に関する学習支援として、小学校を対象にした出前授業を実施し、防災意識の向上を図っている。



避難確保計画の作成例



避難訓練の実施状況

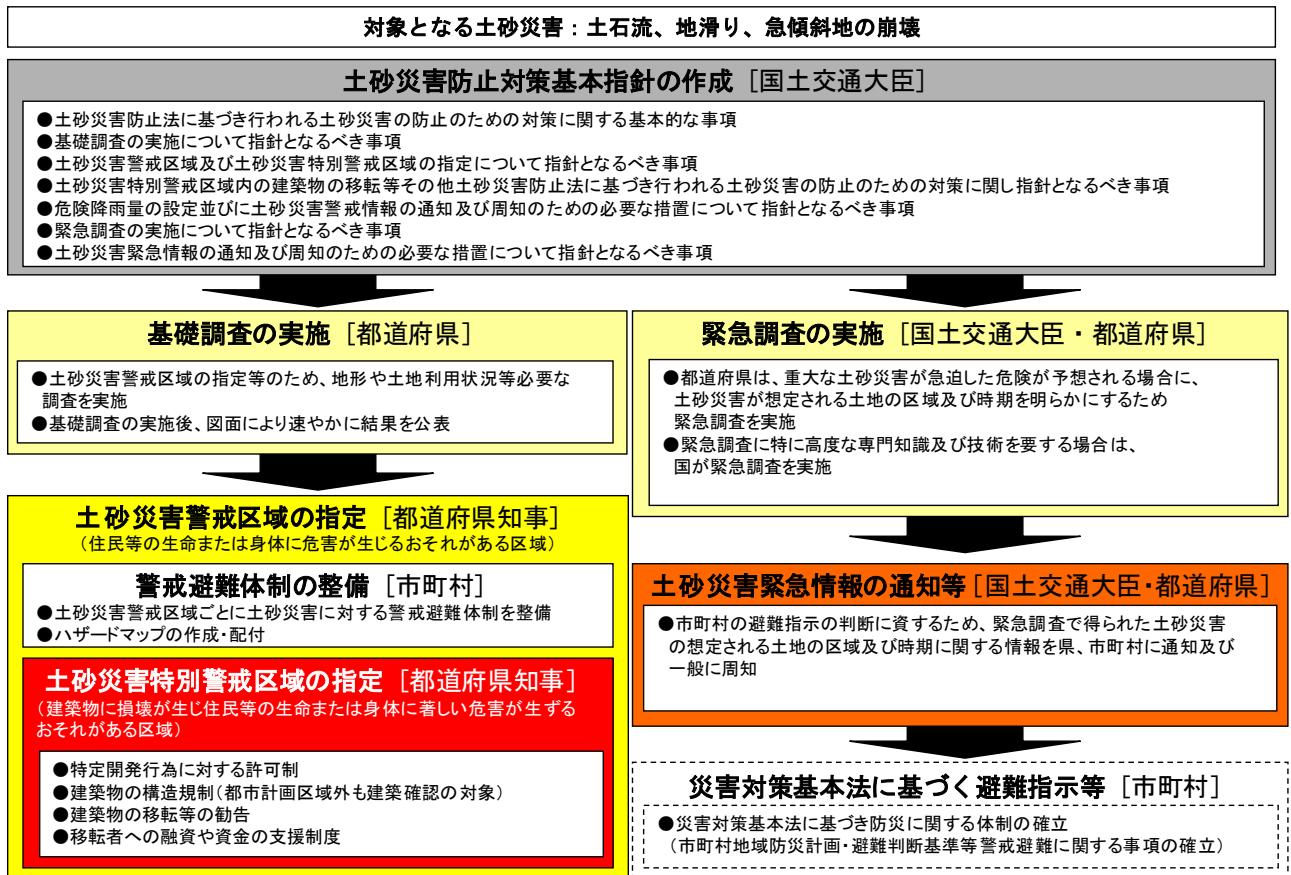


出前授業の実施状況

3 土砂災害防止法について

正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」で、平成13年4月1日から施行されている。

本法の目的は、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある土地の区域において一定の開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等により、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることにある。



【対象となる土砂災害】

本法は、がけ崩れ、土石流、地すべりを対象としている。

【基礎調査】

土砂災害の発生するおそれがある土地に関する地形、地質等の状況、土地の利用状況等を調査し、警戒区域等の指定や警戒避難体制の整備等に必要な基礎的な情報を収集する。

【区域の指定】

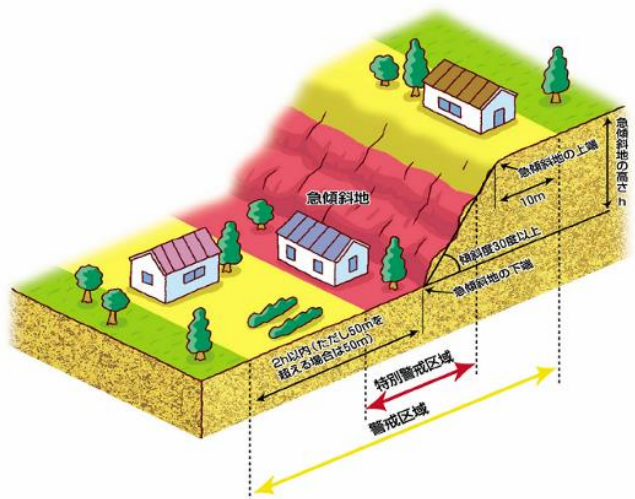
基礎調査に基づき、土砂災害のおそれがある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、警戒区域のうち、土砂災害により建築物に損壊が生じ住民等に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

【土砂災害警戒区域】

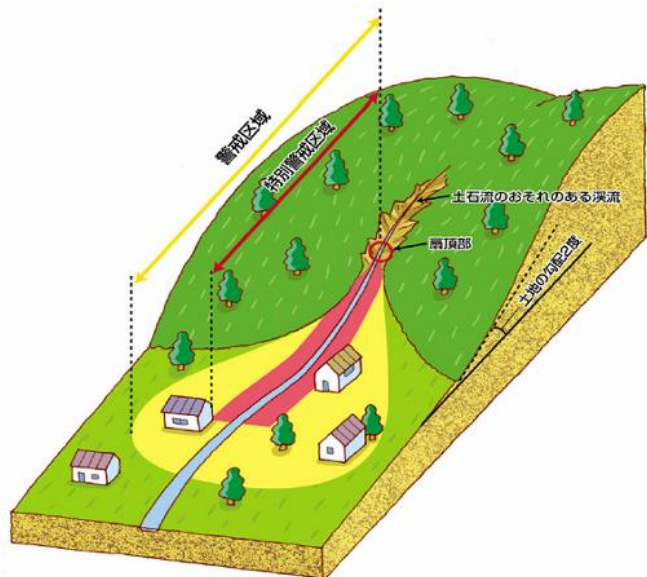
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域であり、市町村地域防災計画への記載、危険の周知、警戒避難体制の整備を行う。

【土砂災害特別警戒区域】

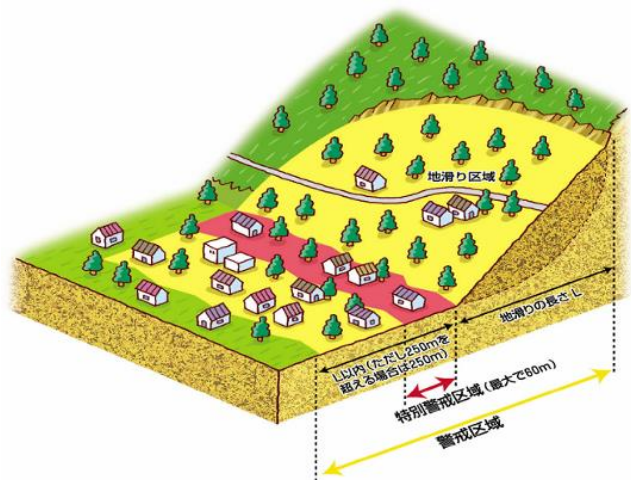
土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制、建築物の移転等の勧告及び支援措置（住宅金融支援機構の融資、土砂災害等危険住宅移転促進事業による補助）、宅地建物取引における措置等を行う。



区域指定のイメージ(がけ崩れ)



区域指定のイメージ(土石流)



区域指定のイメージ(地すべり)

【緊急調査】

重大な土砂災害の急迫している状況において、土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、特に高度な技術を要する場合は国土交通省が、その他の場合については都道府県が緊急調査を行う。

なお、都道府県が緊急調査を行う対象は、地すべりであり、地割れや建築物等に亀裂が発生又は広がりつつある場合かつおおむね10戸以上の人家に被害が想定される場合である。



緊急調査のイメージ(地すべり)

【土砂災害緊急情報】

国土交通省又は都道府県は、緊急調査の結果に基づき当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を、関係自治体の長に通知するとともに、一般に周知する。

令和2年3月31日現在の山形県内における土砂災害警戒区域等指定状況

市町村名	指定箇所数							
	土石流		地すべり		急傾斜地		計	
		うち特別		うち特別		うち特別		うち特別
山形市	93	67	25	0	133	130	251	197
上山市	93	68	44	0	91	88	228	156
天童市	28	20	1	0	29	29	58	49
山辺町	20	15	14	0	20	20	54	35
中山町	3	0	0	0	4	4	7	4
寒河江市	34	13	14	0	84	79	132	92
河北町	9	5	2	0	15	14	26	19
西川町	54	32	36	0	85	82	175	114
朝日町	52	26	41	0	96	90	192	119
大江町	33	22	20	0	50	49	104	72
村山市	38	16	19	0	39	34	96	50
東根市	38	25	0	0	35	33	73	58
尾花沢市	29	19	4	0	36	36	69	55
大石田町	21	11	14	0	8	6	43	17
新庄市	17	7	5	0	24	19	46	26
金山町	38	21	1	0	46	46	85	67
最上町	55	35	3	0	39	38	97	73
舟形町	28	17	27	0	40	36	95	53
真室川町	59	30	54	0	148	139	261	169
大蔵村	3	0	53	0	38	38	94	38
鮭川村	39	20	52	0	46	43	137	63
戸沢村	36	23	56	0	71	70	163	93
米沢市	152	118	9	0	90	89	251	207
南陽市	91	75	38	0	74	73	203	148
高島町	51	47	1	0	39	39	91	86
川西町	36	32	17	0	9	9	62	41
長井市	47	35	0	0	22	22	69	57
小国町	149	104	9	0	51	50	209	154
白鷹町	116	70	12	0	53	52	181	122
飯豊町	48	31	5	0	12	12	65	43
鶴岡市	468	264	101	0	444	430	1,014	695
酒田市	182	96	76	0	200	193	458	289
三川町	0	0	0	0	0	0	0	0
庄内町	31	10	9	0	40	40	80	50
遊佐町	12	10	0	0	20	20	32	30
山形県	2,175	1,362	750	0	2,224	2,145	5,154	3,512

※区域が市町村境界を跨ぐ場合があるため、市町村の区域数の和と「山形県」の数値が一致しないことがある。

4 各事業の概要(県関係事業)

(1) 砂防事業

本県は総面積9,323km²のうち山地、丘陵部等の面積が約7割を占め、最上川、赤川、荒川、阿武隈川水系などの各支流は、流路が短く急勾配を呈しており、地質も脆弱で土砂の流出が多い。

本県における砂防事業は、大正5年、尾花沢市丹生川支川河原沢川（現中沢川）及び米沢市大樽川流域で植林を中心とした山腹工により始まり、以来逐年施行を続けてきた。

本県における土石流危険渓流数は2,216渓流（うち県土整備部所管は1,842渓流）であるが、整備率（整備土砂量換算）は25.0%（令和2年3月末現在）と未だ低いことから、通常砂防事業、火山砂防事業を主体としてハード対策を推進している。また、自然環境に配慮すべく、平成11年度までに本県における渓流環境整備計画を策定し、その基本理念・方針に基づき生態系にやさしい砂防事業を展開している。なお、砂防事業は、砂防法第2条の規定に基づき、砂防指定地内で実施することとされており、令和2年3月末現在、砂防指定地は1,993箇所、その面積は18,707haに及んでいる。

災害対策については、昭和62年8月の集中豪雨による温海町災害に対して実施した砂防激甚災害対策特別緊急事業（鶴岡市[旧温海町]S63～H2年度）や災害関連緊急砂防事業（鶴岡市[旧温海町]H7、山辺町H8、朝日町H9、南陽市他H10、山形市H11、大江町H12・寒河江市他H14、朝日町他H17、米沢市H18、山形市H19、鶴岡市H21、朝日町H22等）において復旧対策を実施した。

また、ソフト対策については、土砂災害情報周知（土砂災害危険箇所図、火山防災マップ等）のための情報基盤緊急整備事業を実施し、ハード・ソフト一体となった総合的な土砂災害防止対策の推進を展開している。



志平沢砂防えん堤(最上町)

最近10年における砂防事業費の推移

(単位：千円)

年度	直轄	補助	単独	計
H23	3,658,970	812,687	495,183	4,966,840
H24	4,249,880	1,626,170	864,700	6,740,750
H25	3,649,500	1,107,425	1,571,000	6,327,925
H26	3,971,000	868,349	1,092,900	5,932,249
H27	4,309,000	1,060,661	820,800	6,190,461
H28	4,805,000	1,989,256	815,400	7,609,656
H29	4,795,000	2,449,242	831,600	8,075,842
H30	4,707,000	1,701,900	778,700	7,187,600
R1	5,603,000	1,999,900	554,700	8,157,600
R2	4,908,900	1,571,310	1,034,800	7,515,010

(注1) 令和元年度までの事業費は最終額、令和2年度は当初予算額である。

(注2) 総合流域防災事業(施設調査)はすべて砂防に計上。

(2) 地すべり対策事業

本県における地すべり現象は、古来より各所に発生していたがその記録は少なく、また現在その移動を休止している箇所も多く、その形態が地すべりとも山崩れとも判別のつかないものもある。平成10年度に総点検を実施した結果、県土整備部所管の地すべり危険箇所は230箇所となっており、平成31年3月末まで地すべり防止区域として指定されているのは99箇所、面積は約5,240haとなっている。

これを水系別に見ると銅山川・角川水系に一番多く分布し、次に立谷沢川・赤川・梵字川水系、さらに県南の白川・荒川水系に数多く分布しており、その他白鷹山系の一部、出羽丘陵摩耶山系の北西部などに散在している。

公共地すべり対策事業としては、昭和27年に飯豊町菅沼及び戸沢村古口地区において、総額200万円をもって地下水排除工、杭柵工を施行したのが最初である。

以来、公共地すべり対策事業費(補助)は令和元年度末までおよそ492億円に達している。地すべり防止工法としては、集水井工・横ボーリング工・排水トンネル工等の抑制工および鋼管杭工・アンカー工・擁壁工等の抑止工を実施しており、本県においては抑制工の占める割合が大きい。

また公共事業(国庫補助)の他に昭和36年度から県単独地すべり対策事業を実施している。

最近10年における地すべり事業費の推移

(単位:千円)

年度	直轄	補助	県単	計
H23	1,042,585	393,138	169,000	1,604,723
H24	1,120,000	390,164	240,400	1,750,564
H25	1,077,000	466,997	335,000	1,878,997
H26	1,121,000	165,901	188,900	1,475,801
H27	901,000	754,284	139,000	1,794,284
H28	1,101,000	115,500	157,800	1,374,300
H29	1,001,000	136,400	144,000	1,281,400
H30	931,000	178,500	249,763	1,359,263
R1	888,000	197,400	75,426	1,160,826
R2	922,000	113,400	84,169	1,119,569

(注) 令和元年度までの事業費は最終額、令和2年度は当初内示額である。



上絵馬河災害関連緊急地すべり対策事業(鮭川村)

(3) 急傾斜地崩壊対策事業

わが国においては、豪雨のたびに急傾斜地の崩壊（いわゆるがけ崩れ）が発生し、多くの人命、財産が失われている。このような事態に対処し、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を守るため、昭和44年7月「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定された。この法律に基づき本県においても昭和44年12月「山形県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則」が施行され、急傾斜地災害に対し、行政上必要な措置がとられており、その成果をあげつつある状況である。

県内には、急傾斜地崩壊危険箇所が1,325箇所あり、これらの箇所の対策として急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定促進、周辺の土地利用規制、警戒避難体制の整備、がけ崩れ災害防止意識の啓発、がけ地近接危険住宅移転事業等の諸対策を促進する一方、急傾斜地崩壊防止工事について整備を促進していく計画である。

急傾斜地崩壊危険区域として指定された箇所は、令和2年3月末現在324箇所となっているが、今後さらに指定を促進する。

急傾斜地崩壊危険区域として指定した箇所のうち、昭和45年度から過去に被害のあった箇所等危険度の高いものから擁壁工、法面工等の工事を進めており、令和元年度まで公共事業及び、県単独事業で321箇所概成している。



大淀 急傾斜地崩壊対策事業（村山市：完了後 撮影）

最近10年における急傾斜地崩壊対策事業費の推移

（単位：千円）

年度	補助	県単	計
H23	451,902	393,500	845,402
H24	621,660	647,200	1,268,860
H25	358,365	724,950	1,083,315
H26	321,300	622,300	943,600
H27	183,485	438,600	622,085
H28	596,773	392,200	988,973
H29	325,278	335,012	660,290
H30	281,400	406,200	687,600
R1	445,200	448,800	894,000
R2	253,000	421,700	674,700

（注）令和元年度までの事業費は最終額、令和2年度は当初内示額である。

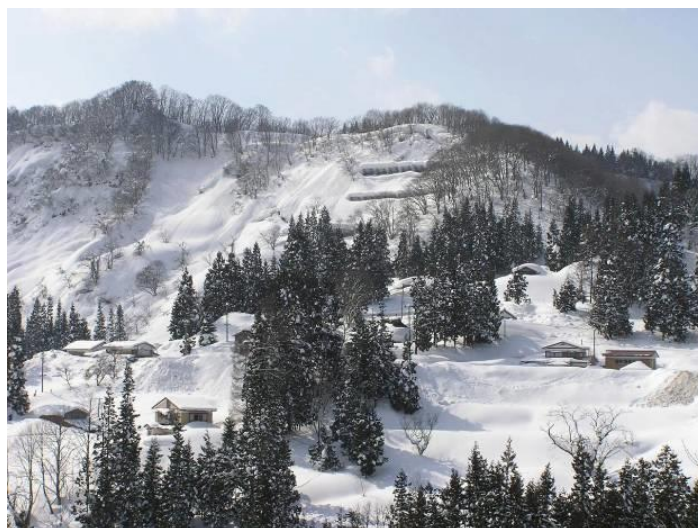
(4) 雪崩対策事業

本県は豪雪地帯に指定されており、特に山間部の集落は大雪にみまわれ、雪崩の危険を感じている人々は少なくない。雪崩はひとたび発生すると、その破壊力、災害規模の大きさの面から甚大な被害を与え、住民にとって大きな脅威である。これに対処するため、本県では昭和62年度より事業を実施しており、平成28年度までに雪崩発生危険性が高い箇所の対策が完了している。

雪崩対策事業費の推移 (単位:千円)

年度	補助
H23	33,599
H24	27,300
H25	26,200
H26	21,000
H27	23,100
H28	21,000
H29	0
H30	0
R1	0
R2	0

(注) 令和元年度までの事業費は最終額
令和2年度は当初内示額である



柳瀨雪崩対策事業(大蔵村)H22 概成

5 国直轄事業

国直轄砂防事業は、砂防設備が他府県に跨る場合、或いは工事規模が大きい場合等に実施されるものである。県内では現在、最上川、赤川、荒川、阿武隈川の4水系において実施されており、担当する国の機関は次のとおりである。

水系名	国の機関名
最上川・赤川	国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所
荒川	国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所
阿武隈川	国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所

(1) 最上川水系

最上川水系の直轄砂防事業は、昭和12年立谷沢川に着手以来、銅山川、寒河江川、角川、鮭川、立谷沢川の各河川で実施されている。

地すべり対策事業は、黒瀨地区(戸沢村)、平根地区(戸沢村)及び豊牧地区(大蔵村)の直轄地すべり防止工事が完了しており、月山地区(西川町志津)が事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和元年度		令和2年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	21	3,290	21	2,835	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	21	3,290	21	2,835	

(注) 事業費は、令和元年度は精算額、令和2年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分は赤川水系に計上している。

(2) 赤川水系

赤川水系は従来県施行として実施されていたが、国において流域全体について総合的な砂防基本計画を策定し、昭和58年国直轄施行区域に編入され、昭和62年度より着工された。

また、平成21年度には直轄地すべり対策事業として、月山地区(鶴岡市田麦俣)が採択され事業実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和元年度		令和2年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	6	1,145	8	1,072	砂防堰堤工
地すべり	1	888	1	922	集水井工
計	7	2,033	9	1,994	

(注) 事業費は、令和元年度は精算額、令和2年度は当初内示額である。

(注) 月山地区地すべり(田麦俣、志津)について、志津分も赤川水系に計上している。

(3) 荒川水系

荒川水系は、昭和42年8月28～29日発生羽越豪雨による大災害を契機として、昭和44年に国直轄施行区域に編入された。同年4月砂防工事事務所が設置され、直ちに砂防工事を実施し、現在に至っている。荒川水系のうち本県に係る主な幹川は、荒川本川、玉川、横川である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和元年度		令和2年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	6	1,066	6	865	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	6	1,066	6	865	

(注) 事業費には、新潟県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和元年度は精算額、令和2年度は当初内示額である。

(4) 阿武隈川水系

阿武隈川水系のうち本県に係る松川は、昭和25年国直轄に編入され、松川支川前川において砂防工事を実施中である。

〈事業実施状況〉

(単位:百万円)

事業別	令和元年度		令和2年度		摘要
	箇所数	事業費	箇所数	事業費	
砂防	1	102	1	94	砂防堰堤工
地すべり	-	-	-	-	
計	1	102	1	94	

(注) 事業費には、福島県負担分を含む。

(注) 事業費は、令和元年度は精算額、令和2年度は当初内示額である。

6 各指定地の管理

地すべり防止施設等の施設管理に万全を期すとともに、砂防指定地・地すべり防止区域・急傾斜地崩壊危険区域内における掘削、切土など不法行為による人的災害を防止するため監視体制の強化を図る等管理の徹底に努める。

(1) 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の指定状況(令和2年3月末現在)

(面積単位:ha)

公 所 別	砂 防		地すべり		急傾斜地		合 計	
	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積	箇所数	面積
村山総合支庁	226	1,725.64	12	462.46	20	27.35	258	2,215.45
村山総合支庁(西村山)	236	1,210.82	15	892.79	53	106.30	304	2,209.91
村山総合支庁(北村山)	173	1,014.91	7	153.43	23	42.50	203	1,210.84
最上総合支庁	379	2,502.73	28	1,951.66	67	105.09	474	4,559.48
置賜総合支庁	166	1,238.46	11	363.41	21	37.35	198	1,639.22
置賜総合支庁(西置賜)	282	2,541.35	9	396.53	15	29.49	306	2,967.37
庄内総合支庁	531	8,473.42	17	1,020.03	125	170.99	673	9,664.44
計	1,993	18,707.33	99	5,240.31	324	519.07	2,416	24,466.71
面積比	76.5%		21.4%		2.1%		100.0%	

(注) 地すべり防止区域は農林水産省所管、林野庁所管分を除く。

(2) 地すべり急傾斜地等の巡視員の設置

指定地の適正な管理の一環として、巡視・点検活動は不可欠なものである。付近の居住者で、かつ地元の実情に精通している方を巡視活動に活用することは、適正な管理につながるものである。

この趣旨により、昭和54年より「山形県地すべり急傾斜地等巡視員設置要綱」を定め、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域の巡視の強化を図っている。

令和2年度においては、地すべり防止区域99箇所(直轄を除く)、急傾斜地崩壊危険区域324箇所を対象として、342名の巡視員を委嘱している。

7 災害復旧事業

本県における国土交通省所管の公共土木施設災害については、毎年融雪や豪雨等により発生しているが、特に被害が大きかったものとしては、昭和42年の羽越水害、44年の8. 8災害、49年の8. 1災害、50年の県北水害及び51年の8. 6災害、62年の温海災害、平成7年の温海災害、13年の異常低温災害、16年の豪雨及び台風災害、18年・24年の異常低温災害、25年・26年2年続けての豪雨災害、30年の8月豪雨災害がある。

過去10年の主な災害復旧の決定工事（別表1）をみると、平成24年は、冬型の気圧配置が強く寒気の影響を受けやすかったため、冬の平均気温が低く、低温により道路の地盤が凍結した結果、道路のひび割れ、盛り上がり、沈下など凍上災害が発生した。その他、4月低気圧の影響による風浪災害、大蔵村南山地内（肘折）での地すべり災害による主要地方道戸沢大蔵線の崩壊・一級河川銅山川の一部埋塞などにより決定額が129億99百万円となった。

平成25年は、7月に入り低気圧や梅雨前線の影響から断続的に雨が降り、県内全域で甚大な被害が生じ、県民生活や経済活動に多大な影響が及んだ。この一連の豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、西川町、大江町で局地激甚災害に指定された。

平成26年は、7月9～10日にかけて、東北地方に停滞する梅雨前線に向かって、台風第8号から暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、雷を伴う非常に激しい雨が降り、2年続けて記録的な豪雨に見舞われ、県南部を中心に河川の氾濫や土砂災害等が発生した。

平成27年は、9月6～11日にかけ、台風18号及び豪雨により、奥羽山系沿いの最上・北村山・村山・置賜で災害が発生した。

平成28年は、8月22～23日にかけて県内を縦断した台風9号により、西村山を除く全域で大雨となり、最上地域を中心に災害が発生した。このうち、大蔵村が激甚災害に指定された。

平成29年は、融雪並びに台風による災害の発生が少なく、平成に入ってから最少の箇所数となった。

平成30年は、8月に東北地方に停滞する前線に向かって、暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、非常に激しい雨が降り、記録的な豪雨に見舞われ、最上地域を中心に甚大な災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、舟形町、大蔵村が局地激甚災害に指定された。

令和元年は、6月18日に山形県沖を震源とする地震が発生し、鶴岡市において震度6弱を記録するなど、庄内地域で被害を受けた。また、10月12～13日にかけ、台風19号及び豪雨により非常に激しい雨が降り、記録的な豪雨に見舞われ、奥羽山系沿いの最上・北村山・村山・置賜を中心に災害が発生した。この豪雨により、公共土木施設に大きな被害が出たとして、大蔵村が激甚災害の指定により補助率が嵩上げされた。

また、負担法の対象外である小規模な災害については県単独の災害復旧事業を実施している。河川環境の保全については、平成9年に河川法が改正され、河川管理の目的に「河川環境の整備と保全」が位置づけられたことにより、災害復旧事業の施工に際しても自然の生態系、水と緑の景観、川と人の触れ合い等の環境に配慮することとなった。このため、平成10年に国土交通省河川局はコスト縮減も考慮しつつ自然の回復力によって、自然環境の保全が可能となるような工夫を選択する技術指針として「美しい山河を守る災害復旧基本方針」を策定（平成30年6月改訂）した。本県でも11年災からは、基本方針の理念を尊重し、地域特性等に配慮する県版基本方針を策定して復旧工事を実施している。

8 改良復旧事業

被害が激甚で災害復旧事業のみではその効果が十分でない場合には、未被災施設を含む一連の施設について、一定の計画に基づき災害復旧費に改良費を加えて改良復旧事業を行い、再度災害の防止を図ることとしている。改良復旧事業はその規模や工種により災害関連事業と災害復旧助成事業に大別される。

改良復旧事業は、通常の治水事業とは別枠で予算措置され、しかも短期間に工事を完成させることができるものであることから、現下の厳しい財政状況のなか、社会資本の整備を図っていくうえで積極的に制度を活用していく必要がある。

(1) 災害関連事業

災害関連事業の制度は昭和29年8月に創設されたが、本県では昭和31年に発生した災害から採択を受けている。現在までに実施した災害関連事業は、県工事と市町村工事とを合わせて388箇所になっており、県土の安全と環境の保全に寄与している。

(2) 災害復旧助成事業

災害復旧助成事業は、河川又は海岸に係る災害関連事業で改良費が6億円を超えるものである。本県では昭和23年に升形川で発生した災害から採択されて以来、54年の大山川での災害まで32件が採択されている。採択箇所の多かった年としては、昭和46年(田沢川ほか4箇所)、49年(升形川ほか4箇所)、50年(真室川下流ほか4箇所)及び51年(角川ほか3箇所)がある。

別表1 過去10年の主な災害復旧の決定工事（国土交通省所管補助災害分）

（単位：千円）

年 災	県 工 事			市町村工事			合 計			摘 要
	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	箇所数	決定工事費	初年度復旧進捗	
H22	77	659,450	77.8%	46	221,255	96.0%	123	880,705	82.4%	豪雨 119件、梅雨前線豪雨 3件、地すべり1件
H23	176	2,174,015	84.9%	102	464,903	80.9%	278	2,638,918	84.1%	地震災29件凍上災9件降雪災19件豪雨災等221件(内転属額除く)
	(1)	(5,283)					(1)	(5,283)		()は、港湾災害で内数
H24	254	8,546,490	80.2%	296	4,452,312	94.2%	550	12,998,802	85.2%	雪崩災1件、凍上災 490件、風浪災9件、下水道災(大蔵村)1件
	(3)	(581,217)					(3)	(581,217)		()は、港湾災害で内数
H25	334	5,898,008	87.9%	266	1,724,656	78.4%	600	7,622,664	86.0%	雪崩災 2件、地すべり1件、7月豪雨596件、台風1件
H26	166	5,872,565	86.6%	77	1,301,099	78.7%	243	7,173,664	86.0%	地すべり5件、7月豪雨230件、豪雨6件、落雷1件、港湾1件(内未成を含む)
	(1)	(6,573)					(1)	(6,573)		()は、公園災害で内数
H27	(1)	(162,796)					(1)	(162,796)		()は、港湾災害で内数
	51	1,755,327	88.4%	17	114,629	69.9%	68	1,869,956	86.9%	港湾1件、地すべり3件、豪雨64件
	(1)	(314,707)					(1)	(314,707)		()は、港湾災害で内数
H28	105	2,553,806	85.9%	42	390,495	81.0%	147	2,944,301	85.0%	豪雨4件、台風7号3件、台風9号90件、台風10号8件
H29	9	208,135	85.0%	5	46,295	113.1%	14	254,430	89.8%	融雪1件、地すべり1件、梅雨前線豪雨8件、台風21号2件
H30	419	8,827,376	85.1%	203	1,678,902	83.4%	622	10,506,278	84.8%	地すべり1件、豪雨621件
				(1)	(5,418)	(100.0%)	(1)	(5,418)	(100.0%)	()は、下水道災害で内数
R01	88	2,098,620	85.0%	43	448,150	100.0%	131	2,546,770	85.0%	港湾3件、地震13件、豪雨115件
	(3)	(189,208)					(3)	(189,208)		()は、港湾災害で内数

別表2 災害関連事業推移表〔県・市町村工事の計〕

(単位:千円)

年災	種 別	本 数	事 業 費	内 訳		
				災 害 費	関 連 費	他 費
2	河 川	2	164,435	97,063	67,372	
3	河 川	4	633,115	344,435	288,680	
4	河 川	1	435,384	250,495	184,889	
5	河 川	2	320,523	187,908	132,615	
	道 路	1	231,662	157,013	74,649	
	地すべり	1	239,078	115,357	123,721	
6	河 川	1	87,229	44,126	43,103	
7	河 川	1	1,220,883	757,340	463,543	
10	河 川	2	519,880	278,887	240,993	
11	河 川	4	1,228,017	616,199	611,818	
16	河 川	2	260,283	140,633	119,650	
17	河 川	1	193,276	127,099	66,177	
25	河 川	3 (吉野川はH26災へ移属)	818,455	415,030	403,425	
26	河 川	2 []は内未成	1,432,375 [259,773]	699,873 [147,191]	653,215 [112,582]	79,287
	道 路	1	862,424	386,519	384,789	91,116
28	河 川	1	1,167,401	608,806	558,595	

※事業費は、当初決定額である。

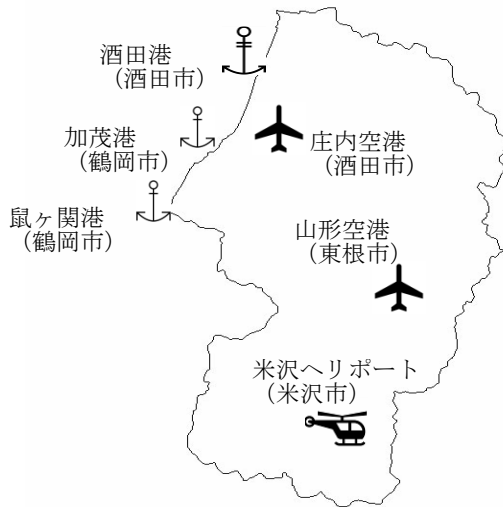
別表3 災害助成事業推移表

(単位:千円)

年災	種 別	河 川 名	事 業 費	内 訳	
				災 害 費	関 連 費
49	河 川	牛房野川	746,117	375,117	371,000
	河 川	野尻川	967,775	426,775	541,000
	河 川	荒沢川	446,983	211,983	235,000
	河 川	升形川	1,121,730	471,730	650,000
	河 川	新田川	1,106,085	500,085	606,000
50	河 川	真室川(下)	1,889,891	829,891	1,060,000
	河 川	真室川(上)	705,687	335,687	370,000
	河 川	小又川	1,374,213	614,213	760,000
	河 川	戸沢川	610,935	310,935	300,000
	河 川	猪の沢川	597,224	317,224	280,000
51	河 川	角川	2,249,735	1,199,735	1,050,000
	河 川	京田川	693,710	413,710	280,000
	河 川	藤島川	1,589,122	779,122	810,000
	河 川	大戸川	770,933	390,933	380,000
53	河 川	黒川	2,516,715	1,048,915	1,468,000
54	河 川	大山川	1,871,193	580,193	1,291,000

※事業費は、当初決定額である。

第 1 3 章 空港港湾



1 空港の整備

(1) 山形空港

昭和 39 年 6 月に開港した山形空港は、その後の需要の増大に対応して、整備拡充が進められてきた。

特に、昭和 51 年度に施工した我が国で最初のグルーピング(滑走路の滑走方向と直角に切られた溝)滑走路は、1,500m 級滑走路としては初めてジェット機の就航が可能となり注目を集めた。



その後、昭和 54 年には 5 月に大阪便、10 月に札幌便が開設されて利用客が大幅に増大したほか、7 月には県管理の第二種空港に指定されるなど、山形空港にとって画期的な飛躍の年となった。

さらに、国の第 3 次・第 4 次空港整備 5 箇年計画に合わせて、昭和 56 年 4 月に行った 2,000m への滑走路延長によって、9 月から B-727 型機が就航するとともに、昭和 59 年 7 月にはエプロン、誘導路、駐車場等ターミナル地区が滑走路の東側から西側へ移転した。また、昭和 61 年度には滑走路改良に伴い中型ジェット機対応になっている。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災においては、使用不能となった仙台空港や新幹線等の太平洋側交通網の代替として震災翌日より 24 時間運用を開始し、多くの臨時旅客便を受け入れるとともに、防災ヘリや米軍機等の災害救援機が多数飛来するなど、交通拠点、災害救援拠点としての機能を大いに発揮した。

また、平成 30 年 3 月 25 日から東京便の機種が E170 型機(76 席)から E190 型機(95 席)に大型化され、これに伴い、運用時間が 30 分延長されて 8 時から 20 時までとなった。

①位置及び規模

山形空港は、東根市に位置し(標点 北緯 38° 24' 43" 東経 140° 22' 16" 標高 105.15m)、国土交通大臣が設置して山形県が管理する公共用飛行場である。

(i) 空港の種類 陸上空港 特定地方管理空港

(ii) 空港の規模 用地面積 914,943 m²
着陸帯 2,120m×300m

滑走路 2,000m×45m
 誘導路 230m×30m
 エプロン 220m×110m (4バース)
 小型機エプロン 5,541 m² (6バース)

- (iii) 照明施設 滑走路灯火(滑走路灯 66 灯、同中心線灯 66 灯、同末端灯 36 灯、同距離灯 12 基等)
 誘導路灯火(誘導路灯 48 灯、同中心線灯 28 灯、転回灯 18 灯)
 進入灯火 (進入灯 37 基(217 灯)、進入角指示灯 8 基、連鎖式閃光灯 29 基(29 灯)、進入灯台 2 基(10 灯)等)
 飛行場灯台 (1 基)
 風向灯 (2 基)
 航空障害灯 (4 基)
 エプロン照明灯 (エプロン照明灯 6 基)
 電源設備 (電源局舎 814 m²、受配電制御機器 1 式、予備発電機 1 基)
- (iv) 消防施設 大型化学消防車 2 台、救急医療用搬送車 1 台
- (v) その他 駐車場 (759 台収容)
 山形空港事務所
 空港旅客ターミナルビル
 貨物ターミナルビル
 ひこうき公園 (展望広場、多目的広場、四阿、公衆便所、駐車場(20 台))

②就航便

	山形－東京	山形 - 大阪(伊丹)	山形 - 名古屋(小牧)	山形 - 札幌(新千歳)
往復便数	2	3	2	1
機種	E190	E170	E170/E175	E170/E175

③定期便の利用状況

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	01年
搭乗者数 (人)	156,231	221,371	115,788	115,776	184,770	219,267	251,106	296,628	319,433	331,718
搭乗率 (%)	55.8	65.0	62.2	64.9	67.4	67.4	69.8	70.3	68.0	69.2
運行回数 (回)	4,112	4,224	2,897	2,773	3,985	4,352	4,865	5,590	5,733	5,773
就航率 (%)	99.5	99.2	98.9	99.0	98.9	99.3	98.6	98.6	98.2	98.9
航空貨物取扱数量 (kg)	158,378	11,212	0	0	0	0	21,242	16,572	17,397	15,113

※ 23年は、東日本大震災に伴う臨時便を含む。

※ 就航率は、他空港へのダイバート便を含む。

※ 航空貨物取扱数量のうち、28年は6/10～7/10、29年は6/14～30、30年は6/10～29、01年は6/10～30の期間限定。

④山形県ふるさと交流広場

山形県ふるさと交流広場は、山形空港の南部天童市乱川地内に、県民の交流を推進し、活力ある県民の育成に資するため、平成2年4月に設置された。

広場は、ゲートボール、サッカー等多目的に活用できるものであり、県民の健康増進と生活の質の向上及びスポーツの底辺拡大に寄与している。

名称 山形県ふるさと交流広場

位置 天童市乱川地内

施設 運動施設（多目的広場1面、テニスコート3面(利用停止中)）、公衆便所、駐車場

(2) 庄内空港

庄内空港は平成3年10月1日、中型ジェット機の就航を念頭に、2,000mの滑走路を有する本県2つ目の空港として開港した。これは、全国的な高速交通網の空白地帯となった庄内への長年にわたる地元の設置運動が実り、国の第5次空港整備5箇年計画に組み入れられたためである。



A320型機による東京・大阪それぞれ1往復/日でスタートしたが、東京便は、高い搭乗率が続いたことから平成4年11月に2往復/日に増便された。その後中型ジェット機が就航できるよう平成5、6年にターニングパット（180度回転部）・誘導路の拡幅、エプロンを拡幅し、平成6年度から中型ジェット機B767-200型機が就航した。

平成18年度から、運用時間を延長して7時から22時までとし、東京便の夜間駐機を実施している。平成23年4月には第3駐車場（137台）が完成し、利便性向上を図っている。

①位置及び規模

庄内空港は、鶴岡市及び酒田市に位置し（標点 北緯38°48′44″ 東経139°47′14″ 標高22.0m）、山形県が設置管理する公共用飛行場である。

(i) 空港の種類 陸上空港 地方管理空港

(ii) 空港の規模 用地面積 1,074,806 m²
着陸帯 2,120m×300m
滑走路 2,000m×45m
誘導路 150m×30m
エプロン 150m×225m（4バース）

(iii) 照明施設 滑走路灯火（滑走路灯66灯、同中心線灯66灯、同末端灯36灯、同距離灯12灯等）

誘導路灯火（誘導路灯40灯、同中心線灯25灯、転回灯18灯）

進入灯火（進入灯202灯、連鎖式閃光灯26灯、進入灯台2基等）

飛行場灯台（1灯）

風向灯（2基）

航空障害灯（2基）

エプロン照明灯（エプロン照明灯33灯）

電 源 設 備（電源局舎 623 m²、受配電制御機器 1 式、
予備発電機 1 式）

(iv) 消 防 施 設 大型化学消防車 3 台、救急医療用搬送車 1 台

(v) そ の 他 駐 車 場（488 台収容）
庄内空港事務所
空港旅客ターミナルビル
貨物ターミナルビル

②就航便

	庄内－東京	庄内－成田
往復便数	4	1
機 種	B767、B737、A320、A321	A320

③定期便の利用状況

	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	01年
搭乗者数 (人)	354,949	352,491	352,595	349,589	367,347	363,282	379,310	390,297	385,477	429,442
搭乗率 (%)	64.1	67.9	62.0	61.0	65.5	68.4	67.1	66.5	72.7	69.9
運行回数 (回)	2,890	3,080	2,898	2,881	2,876	2,898	2,906	2,872	2,835	3,188
就航率 (%)	99.0	99.0	99.0	98.7	98.5	99.2	99.2	98.4	97.1	98.8
航空貨物取扱数量 (kg)	667,718	609,578	593,832	680,706	727,347	534,828	502,109	565,025	524,517	597,332

④庄内空港緩衝緑地

庄内空港緩衝緑地は、庄内空港を取り囲むように計画された約 60.7 ha の都市公園で、平成元年度に着工し、平成 6 年度に完成した。

当緩衝緑地は、庄内空港を設置する際伐採した防風林の代わりに新たに防風林帯を設置し、強風及び飛砂被害を防ぐことと、各種運動施設、修景施設、広場等を整備することで、騒音、ブラスト、排気ガス等の航空機公害を緩和し、空港周辺の住民や就業者並びにその他の利用者により良い居住環境、レクリエーションの場を提供することを目的として整備された。

また、当緑地は、地方管理空港では初めての大規模緑地で、「前庭ゾーン」、「緑の散策ゾーン」、「花のゾーン」、県内初の本格的なオートキャンプ場を有する「ファミリーピクニックゾーン」及び「スポーツゾーン」の 5 つのゾーンから成っており、多機能な利用が可能な庄内地域で唯一の総合的な緑地である。

(3) 米沢ヘリポート

米沢ヘリポートは、電子機器関連企業の集積が高い米沢市八幡原工業団地内に東北初の公共用ヘリポートとして平成 4 年 4 月に開港した。測量調査や写真撮影など民間企業の業務や警察・消防による山岳救助のベース基地として活用されており、置賜地域における大規模災害発生時には、救助物資の輸送拠点、捜索救助活動、取材活動の拠点としての役割が期待される。また、平成 24 年 11 月より就航した山形県ドクターヘリの臨時離着陸場（ラ

ンデブーポイント) に指定されている。

名 称	米沢ヘリポート
位 置	米沢市八幡原工業団地内
エプロン面積	2,288 m ² (44m×52m)
バ ー ス 数	中型機 2バース
供 用 開 始	平成4年4月1日
施 設 面 積	20,656 m ²
着 陸 帯	(A) 長さ25m 幅20m (B) 長さ25m 幅20m
滑 走 路	(A) 長さ25m 幅20m (B) 長さ25m 幅20m
誘 導 路	(B) 長さ12m 幅8m



2 港湾の整備・振興

(1) 港湾の概要

山形県は日本海に面し、その海岸線延長は約135km(離島含む)で、この海岸線に山形県管理の港湾3港が位置している。海辺は鶴岡市加茂から北が砂浜海岸、南が磯海岸になっており、風光明媚な箇所も多く点在している。港湾のうち、重要港湾は酒田港、地方港湾は加茂港、鼠ヶ関港であるが、鼠ヶ関港は避難港の指定を受けている。

酒田港は、工業地域、さらに背後地域の流通の拠点となっているが、その勢力圏は、山形県はもちろん、新潟、秋田、宮城県の一部にまたがり、取扱品目によっては関西、九州まで及んでいるものもある。昭和44年度に着工し、昭和49年11月に開港した酒田北港は、5万トン岸壁の整備を完了し、昭和58年度より供用を開始している。



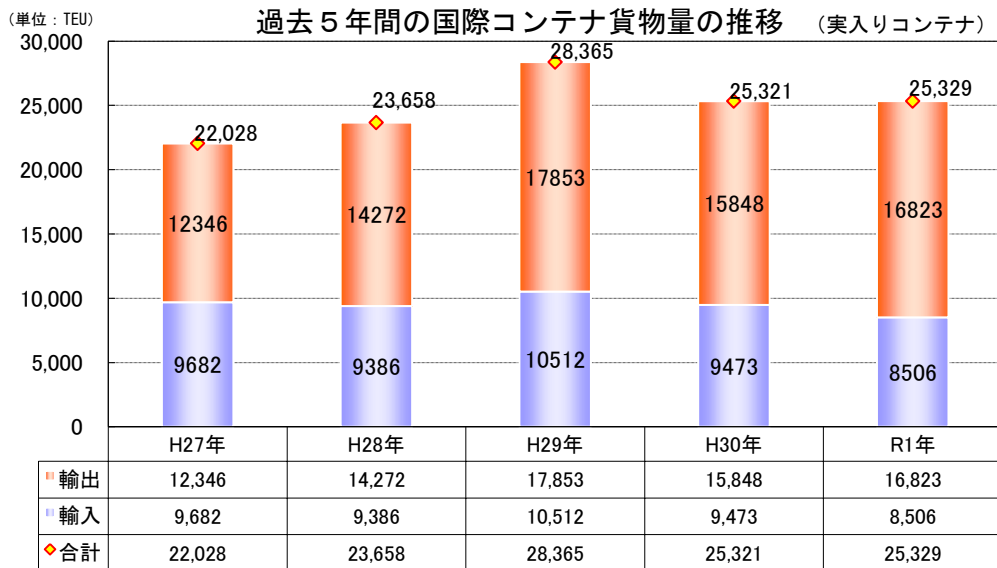
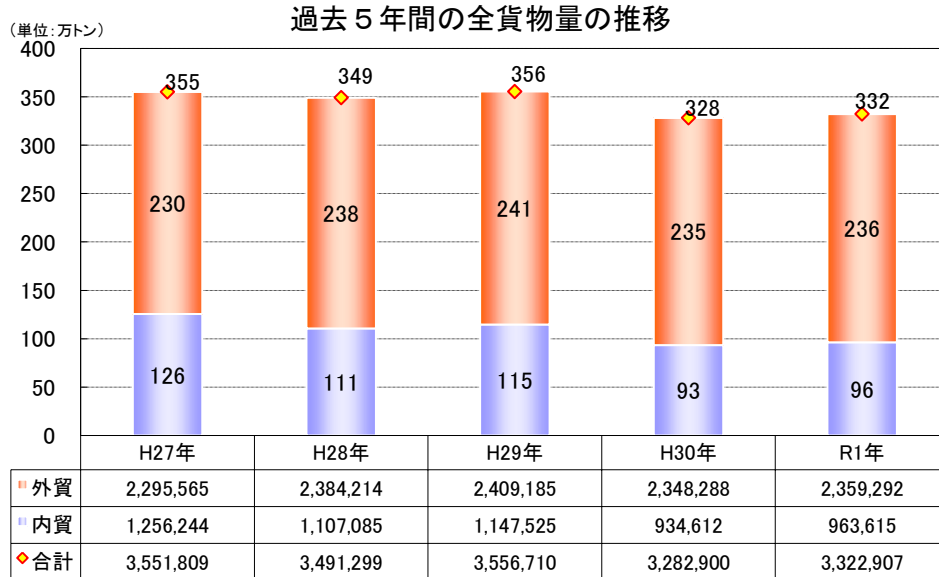
平成7年5月には、韓国・釜山港との間にコンテナ定期航路が開設され、平成25年にはコンテナクレーンを1基増設し、コンテナクレーンが2基体制となったことや民間企業の精力的な事業展開等から、近年ではコンテナ貨物取扱量が急増している。そのため、それに対応したコンテナヤード拡張、コンテナターミナル設備の拡充、コンテナクレーンの更新・大型化、臨港道路の拡幅等の施設整備を推進している。

このように酒田港は北東アジアを取り巻く経済活動の一翼を担う港として期待され、平成22年8月には、新規の直轄港湾整備事業の着手対象とする港湾(いわゆる「重点港湾」)に選定されている。

平成15年4月には総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)として国土交通省から指定を受けており、循環型社会の構築のため、船舶輸送を活用した広域的なリサイクル物流ネットワークの拠点づくりを推進している。平成23年11月には日本海側拠点港(リサ

イクル貨物機能)の選定を受け、国際資源循環の拠点化も目指しており、さらなる飛躍が期待されている。

また、東日本大震災の際には、被害を受けた太平洋側港湾を利用していた貨物が、日本海側港湾の利用へ転換され、酒田港は太平洋側港湾の代替機能の役割を担った。



コンテナクレーン(2基)とコンテナ貨物船



金属スクラップ貨物船

酒田港における賑わいの創出としては、酒田港本港地区において、「海鮮市場」(H15 オープン)を核施設とした周辺環境整備が完成し、平成 17 年 7 月にこの周辺が「みなとオアシス酒田」に認定され、平成 22 年には「みなと市場」がオープンするなど地元酒田市の観光拠点となっており、さらなる賑わいが期待されている。



みなと市場と海洋センター



みなと市場

また、平成 28 年度に大型クルーズ船対応として、国直轄事業による係船柱及び防舷材の増設工事や県事業による航行安全調査を行うなど、大型船舶が安全に入出港できる環境整備を推進している。クルーズ船の寄港拡大に向け、国、県、市等が一体となった取組みを実施し、平成 29 年 8 月の外航クルーズ船初寄港以降、寄港するクルーズ船は増加しており、新たな賑わいの創出や観光振興に寄与するものと期待されている。



外航クルーズ船「MSC スプレンドィダ」(令和元年 9 月)

港湾施設の維持管理については、長寿命化の対象施設は 432 施設(うち県管理施設 396 施設)となっており、建設後 50 年以上経過している施設は、令和 2 年 3 月時点で 23%、20 年後(令和 22 年)には 77%に増加するため、今後の維持管理コストが増大する問題を抱えている。そのため、限られた予算において、各施設の必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストを抑制するため、「壊れてから直す」対処療法型から「壊れる前に対策を講じる」予防保全型の修繕を進めている。全ての施設において維持管理計画を策定し、老朽化状況等を踏まえ、計画的に対策工事を実施している。

加茂港は鶴岡市加茂地区において、港内の静穏を図るため、外郭施設の整備を実施し平成25年度に完成した。平成23年度から県立加茂水産高校の漁業実習船鳥海丸が利用を開始している。

なお、平成14年7月に快適な海岸環境づくりを目指して人工海浜・人工磯を整備した「加茂レインボービーチ」を供用開始しており、近接する県立加茂水産高校や県水産試験場、市立加茂水族館と連携した海洋学習・教育やレクリエーションに活用されている。

また、クラゲの展示種類数が世界一位を誇る「鶴岡市立加茂水族館」、海水浴場として利用される「加茂レインボービーチ」、イベント広場を備えた「加茂緑地」を構成施設として、平成29年7月に「みなとオアシス加茂」が認定された。この加茂地区では、みなとオアシス加茂と連携したイベント活動等による地域住民の交流促進、地域活性化に取り組んでいる。



加茂水族館



加茂港大漁フェスティバル

鼠ヶ関港は、マリンレジャーを核とした海洋性レクリエーションの基地として、また、避難港としての役割を担う港となっている。

港内には「ねずがせきマリーナ」、人工海浜・遊歩道を備える「マリンパーク鼠ヶ関」が整備され、平成18年7月には「みなとオアシス」に認定された。みなとオアシス鼠ヶ関と連携したイベント活動等による地域振興や賑わいの創出が期待されている。平成28年8月には、鼠ヶ関港を会場に「第36回全国豊かな海づくり大会」が開催された。

また、鼠ヶ関港は、古くから避難港として利用され、より安全度の高い避泊水域確保のための防波堤（西）の整備を実施し、平成30年度に終了した。



第14章 住 宅

1 住宅の概要

本県の総住宅数は、住宅・土地統計調査(総務省)によると平成25年から平成30年までの5年間で約17,000戸の増加となっている。人口減少の反面、普通世帯数も増加しているが、住宅総数と普通世帯数の差が大きくなっており、空き家の増加につながっている。

令和元年度における新設住宅着工戸数は、平成30年度の6,207戸から5,697戸と減少(−8%)した。

近年は、住宅の新規建設に加え、既存住宅の住環境向上を図るリフォーム工事の促進など住宅ストック対策の重要性が増してきている。

(1) 住宅数及び世帯数の推移

区 分	単 位	H5	H10	H15	H20	H25	H30
全国住宅総数	千戸	45,879	50,246	53,890	57,593	60,628	62,407
県住宅総数	戸	360,700	394,200	415,000	432,700	431,900	449,000
県普通世帯数	世帯	338,600	365,300	373,800	384,100	384,600	394,200

(出典) 住宅・土地統計調査 (総務省)

(2) 新設住宅着工利用関係別表

区分 年度	総数(機構利用)	持 家	貸 家	給与住宅	その他 (分譲住宅)
22	4,224 (194)	2,566	1,212	35	411
23	4,247 (150)	2,935	1,062	8	242
24	4,884 (70)	3,189	1,300	91	304
25	5,879 (47)	3,765	1,610	77	427
26	4,641 (47)	2,636	1,491	26	488
27	5,414 (23)	2,991	1,787	15	621
28	5,517 (23)	3,035	1,808	30	644
29	5,968 (16)	3,005	2,152	49	762
30	6,207 (23)	3,211	2,114	14	868
R1	5,697 (38)	2,804	1,894	25	974

(出典) 建築動態統計調査 (国土交通省)

2 山形県住生活基本計画

住生活基本計画については、住生活基本法（平成18年法律第61号）に基づき、県民の住生活の安定の確保と向上の促進のための基本的施策を定めるもので、全国計画と都道府県計画が策定されている。

本県では、最初の計画を平成19年3月に策定し、その後、平成23年度に第1回の見直しを行い、平成29年3月に第2回の見直しを行った。令和3年度に第3回の見直しを予定している。

[山形県住生活基本計画の概要]

①基本方針

人口減少社会においても「すべての人が健康で安心して暮らせる居住環境」の実現

【重点分野】 i 若者・子育て対策、 ii 安全・安心対策、 iii 省エネ・健康対策、
iv 雪対策、 v 空き家対策、 vi 林工連携

②基本目標及び成果指標

居住者の視点	目標 1	「やまがた創生」に向けた若者世帯や子育て世帯が安心して結婚・子育てができる住生活の実現 【若者・子育て】
	目標 2	すべての方が希望する住宅で暮らすことができる住生活の実現 【高齢者等】
	目標 3	県民が安心して生活できる住まいの整備・確保 【安全・安心】
	目標 4	県民が健康で暮らすことができ環境にもやさしい住まいの整備促進 【健康・省エネ】
地域づくりの視点	目標 5	新たな視点を加えた総合的な雪対策の推進 【雪対策】
	目標 6	空き家の除却・利活用と発生を抑制する取り組みの推進 【空き家】
	目標 7	持続可能なまちの形成に向けた住環境の整備 【まちづくり】
	目標 8	人の温もりがあふれる地域コミュニティの形成 【コミュニティ】
産業の視点	目標 9	経済波及効果が大きい住宅関連産業の成長 【産業振興】
	目標 10	やまがた森林（モリ）ノミクスの推進による県産木材の利用促進 【県産木材】

③計画期間

平成28年度から令和7年度までの10年間（全国計画と同じ）

④成果指標と主要事業

居住者の視点	<p>目標1 若者・子育て</p> <p>[成果指標] 「新たな住宅セーフティネット制度」を活用し、公営住宅及び公的支援のある民間住宅に入居する子育て世帯等を倍増させます 2,400戸(H28) → 5,000戸(H37)</p> <p>[主要事業] 新たな住宅セーフティネット制度※[新規] ※制度概要(予定) ・一定の基準を満たす空き家やアパートの空き室を子育て世帯等向けの住宅として登録 ・登録住宅については改修費補助及び家賃補助を実施</p>	<p>目標2 高齢者等</p> <p>[成果指標] 安心して暮らせる住宅(サービス付き高齢者向け住宅など)の居住者を増やします 883戸(H28) → 1,500戸(H37)</p> <p>[主要事業] サービス付き高齢者向け住宅登録制度[継続] ※登録基準の見直し等により利便性の高い場所への立地を誘導し、入居の促進を図る</p>
	<p>目標3 安全・安心</p> <p>[成果指標] 耐震改修や減災対策(部分補強や防災ベッドの設置など)を実施した住宅を増やします 76.5%(H25) → 概ね100%(H37)</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム総合支援事業[継続]</p> <p>[減災対策のイメージ]  防災ベッド</p>	<p>目標4 健康・省エネ</p> <p>[成果指標] 身体への負担が少ない省エネ性能の高い住宅(新築持家)を増やします 21.9%(H27) → 40%(H37)</p> <p>[主要事業] やまがた省エネ・健康住宅(仮称)認定制度[新規]</p> <p>[高断熱住宅のイメージ] </p>
地域への視点	<p>目標5 雪対策</p> <p>[成果指標] 雪下ろし負担が軽減される融雪型克雪住宅を増やします 3,400戸(H28) → 5,000戸(H37)</p> <p>[主要事業] 山形の家づくり利子補給制度[継続] 住宅リフォーム総合支援事業[継続]</p> <p>[融雪型克雪住宅のイメージ] </p>	<p>目標6 空き家</p> <p>[成果指標] 老朽危険空き家の半減に向け、危険空き家の解体や利活用を促進します 約1,400戸(H28) → 700戸(H37)</p> <p>[主要事業] 空き家再生等推進事業(国土交通省)[継続] まちの再生支援事業(すまい・まちづくり公社)[継続]</p> <p>[解体事例]  解体前  解体後</p>
	<p>目標7 まちづくり</p> <p>[成果指標] 立地適正化計画を策定した市町村を増やします -%(H28) → 70%(H37)</p> <p>[主要事業] 立地適正化計画策定ガイドラインの普及[継続]</p> <p>[計画のイメージ] </p>	<p>目標8 コミュニティ</p> <p>[成果指標] 人口減少が著しい中心市街地等の居住人口を増やします 住宅施策の実施による新たな居住人口 -人(H28) → 5,600人(H37)</p> <p>[主要事業] 市街地再開発事業等の実施[継続] 新たな住宅セーフティネット制度の実施[再掲]</p> <p>[再開発事業のイメージ(山形市)] </p>
産業の視点	<p>目標9 産業振興</p> <p>[成果指標] 住宅リフォーム市場の規模を拡大します 415億円(H26) → 520億円(H37)</p> <p>[主要事業] 住宅リフォーム総合支援事業[継続] ※人口減少に伴い新築住宅建設市場の縮小が予想されることからリフォーム市場の拡大を図る</p>	<p>目標10 県産木材</p> <p>[成果指標] 品質や性能が証明されたJAS製品の出荷量を増やします 2万8千㎡(H26) → 8万5千㎡(H37)</p> <p>[主要事業] 山形の家づくり利子補給制度[継続]</p> <p>[県産木材使用住宅のイメージ] </p>

3 やまがた安心住まいづくり総合支援

本県における住宅対策は、新築住宅への支援、住宅リフォームに対する融資による支援を中心に取り組んできたが、住宅の耐震化や省エネ化が十分に進まない状況にある。

一方、住宅工事は経済波及効果が高いと言われており、県内経済の活性化を図るために住宅関係工事を活性化させる必要がある。

以上のことから、住宅リフォーム補助の創設など、住宅に対する支援策を充実させるとともに県民の利便性の点から既存の事業を統合し、平成23年度から「総合的な住宅対策」として実施しており、平成29年度より名称を「やまがた安心住まいづくり総合支援」に変更し、更なる事業の推進を図っている。

(1) 住宅リフォーム総合支援事業

住宅建設着工戸数が減少している中で、既存住宅のリフォームは今後重要な位置を占めてくるため、住宅リフォームに対する補助（市町村を経由する間接補助）を行い、県民の幅広いニーズに対応するようにしている。

① 支援制度の利用条件

- ・県内に本店を有する事業者（個人・法人問わず）が施工すること
- ・住宅リフォーム工事の中に5要件工事※のいずれかひとつ以上を含んでいること

※5要件工事とは

部分補強		寒さ対策・断熱化（ヒートショック対策）	
			
筋交いなどを設置	防災ベッドの設置 等	浴室暖房機の設置	二重サッシに交換 等
バリアフリー化		県産木材使用	克雪化
	手摺の設置等		
		増築部分に県産木材を使用	融雪屋根設備 等

② 住宅リフォーム補助の内容（市町村により県の補助金への上乗せ補助あり）

世帯要件		一般リフォームタイプ	県産木材多用タイプ (県産木材3㎡以上使用)	空き家活用タイプ (中古住宅診断が必要)
一般世帯	なし	補助率10%上限12万円	補助率10%上限30万円	
	三世帯※・近居 新婚・多子	補助率20%上限30万円	補助率20%上限40万円	
移住世帯	なし	補助率20%上限30万円	補助率20%上限40万円	
	新婚・多子	補助率30%上限40万円	補助率30%上限50万円	

※三世帯世帯は「三世帯同居リフォーム工事」を行う必要あり

○これまでの実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
補助件数 件	2,972	3,568	4,104	3,663	3,743	3,649	3,736	3,291	3,342
補助金額 千円	447,826	532,235	623,787	567,389	636,274	617,055	615,586	558,635	576,199

(2) 山形の家づくり支援事業・やまがた中古住宅流通支援事業

県産木材を使用した性能の高い住宅を新築又は良質な中古住宅を購入する場合、住宅ローンの利子の一部を県が負担して支援する。

①支援対象

山形の家づくり支援事業（新築住宅）				
	県産木材使用量※1	耐久性基準 省エネ基準	世帯要件	その他の基準
県産木材多用型	10割以上かつ15㎡以上	劣化対策 等級3以上 断熱等性能等級 又は 一次エネルギー 消費量等級 等級4以上	—	—
寒さ対策・断熱化型 （やまがた健康住宅）	5割以上		—	やまがた 健康住宅認証※3
子育て支援型 （三世代同居・近居）			三世代同居又は 近居世帯※2	—
移住促進型			移住世帯	—
子育て支援型 （一般）	7割以上		子育て世帯※2	—
耐震建替型			—	旧耐震住宅の解体

※1) 住宅の延べ床面積（㎡）×0.1×上記割合以上かつ上記数量以上（㎡）

※2) 平成14年4月2日以降に生まれた子がいる世帯（三世代同居又は近居世帯を除く）

※3) 「やまがた健康住宅の普及促進に関する要綱」に基づき認定証の交付を受けた住宅

やまがた中古住宅流通支援事業（中古住宅）
<p>○令和2年4月1日以降に購入する住宅</p> <p>○竣工後2年超の住宅又は居住実績がある住宅</p> <p>○既存住宅売買瑕疵保険に加入する住宅又は住宅瑕疵担保保険の保険期間中である住宅</p>

②支援内容

	新築住宅	中古住宅
対象ローン	融資期間が10年以上の住宅ローン（変動金利を含む）、フラット35等	
融資額	制限なし	
利子補給額	最大約80万円／10年 （子育て支援型（一般）・耐震建替型は約50万円）	移住世帯：最大約50万円／10年 一般世帯：最大約25万円／10年
負担する期間	10年間	

○これまでの募集戸数と申込実績

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
募集戸数	500	500	500	350	400	400	350	350	300
申込実績	363	354	471	350	341	310	329	300	219

(3) やまがたの木造住宅建設担い手育成事業

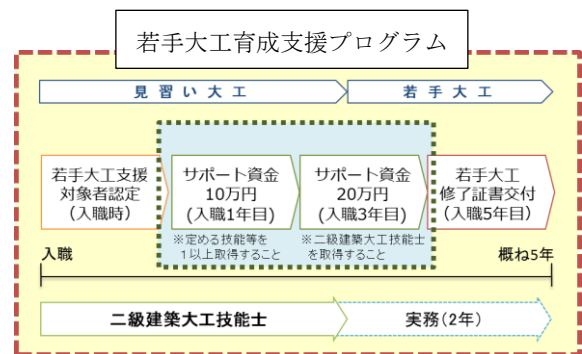
①山形の家づくり「未来の匠」育成事業

学生（高校、専門校、大学校等）を含む未就職者の若者を対象に、大工技能者の魅力を発信することにより、新規大工入職者の増加につなげるため、山形の家づくり「未来の匠」育成協議会が主催するセミナーの開催支援を平成24年度から行っている。



②若手大工技能習得サポート事業

新規入職から概ね5年間で「若手大工育成支援プログラム」として位置づけ、支援対象者の認定、資格取得や技能習得を条件としたサポート資金による支援、プログラム修了証を交付し、継続的に大工技能者の入職促進、離職防止に向けた取り組みを平成30年度から行っている。



③木造建築「技能の匠・熟練の匠」認定

高い技術と経験を有する大工技能者を「技能の匠」として知事が認定し、さらに技術研鑽した「技能の匠」を「熟練の匠」として認定し、県の広報媒体などを利用して周知することで、大工技能者の魅力向上を図る。

○平成26年度から令和元年度までの実績（平成29年度は休止）

	大工職人の認定
熟練の匠	67人*
技能の匠	96人

*熟練の匠67人は技能の匠と重複

④山形県「木造建築伝承の匠」知事表彰

木造建築技能者の社会的評価の確立と、後継者の育成促進を図るため、木造住宅建築技能者として高い技術を持ち、かつ、多年にわたり後継者を育成している方を、平成3年度から毎年表彰している。



⑤住宅建築情報交流事業

県民の持家取得や住環境の向上、県内住宅産業の活性化を図ることを目的とした山形県住宅情報総合サイト「タテッカーナ」を平成23年8月に開設し、以下の情報を発信している。

- ◎県・市町村が行う様々な住宅建設関連支援策
- ◎山形の住宅建築に関する伝統的な技術や職人
- ◎リフォームや新築住宅の事例

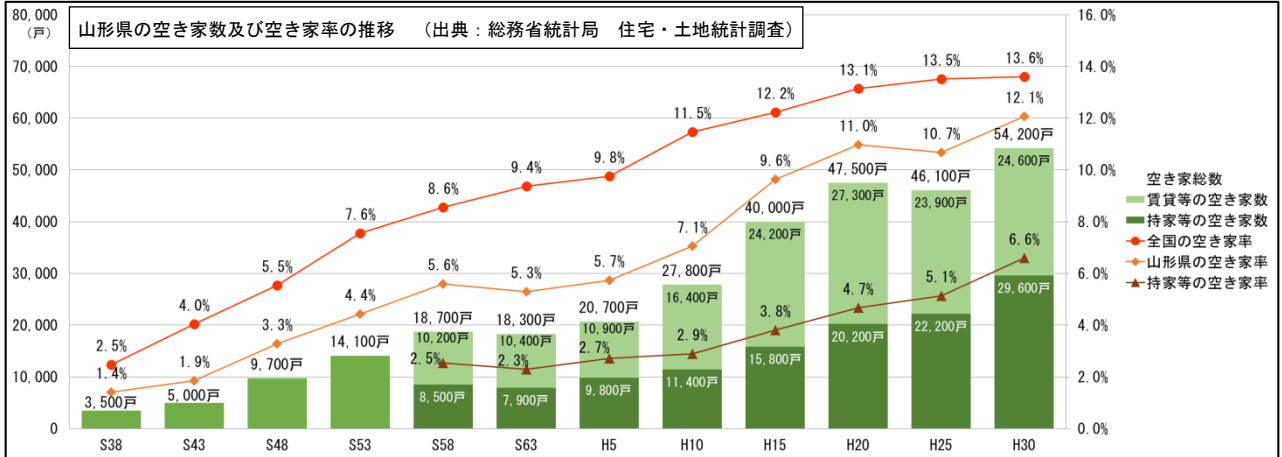


※タテッカーナ：山形弁の「家を建てっかなあ」をもじった愛称

4 空き家対策

本県の空き家率は全国平均を下回っているものの、人口減少の進展に伴い空き家数は今後ますます増加することが予想される。

県土整備部では、空き家対策をまちづくり政策・住宅政策上の重要な課題と位置付け、下記の取組みを行っている。



(1) 老朽危険空き家対策 (市町村の取組み支援)

年度	実施内容
H24年度	○「空き家対策に係る対応指針」策定 (「空き家管理モデル条例」策定)
H26年度	○「やまがたの空き家対策の手引き」策定 ○「まちの再生支援事業」の創設
H27年度	○「株式会社ゼンリンとの連携協定」の締結
H28年度	○「空家等対策計画のモデル計画」策定 ○「空き家大辞典」作成
H29年度	○「特定空家等に関する判断の手引き」策定
H30年度	○「空き家大辞典第2版」作成

(2) 空き家の利活用対策

年度	実施内容
H27年度	○空き家利活用相談窓口の設置 ○山形県住宅リフォーム総合支援事業の拡充 ○中古住宅診断補助制度の創設
H28年度	○住替え支援制度の構築に向けた検討
H29年度	○山形の家づくり利子補給制度の拡充 ○総合的な空き家対策モデル事業の実施 ○県、芸工大、公社と上山市による「地域づくり連携協定」締結
H30年度	[総合的な空き家対策支援事業 (鮭川村：村営空き家活用定住促進住宅)] ○総合的な空き家対策モデル事業の実施 ○「総合的な空き家対策推進マニュアル」策定
R1年度	○総合的な空き家対策支援事業の実施 (遊佐町、鮭川村) ○県、芸工大、公社と遊佐町・鮭川村による「地域づくり連携協定」締結 ○「山形県空き家利活用促進セミナー」開催 ○県、山形市、山形大、芸工大、公社による「準学生寮供給に関する連携協定」締結

[総合的な空き家対策支援事業 (鮭川村：村営空き家活用定住促進住宅)]



(3) 空き家再生等推進事業・空き家対策総合支援事業

①事業概要

空家等対策計画に基づいて実施する、不良住宅、特定空家等の除却、空家住宅等の活用を行い、地域の活性化や地域コミュニティの維持・再生や、住環境の整備改善を図る。
(補助率 国1/2)

②対象施設

・空き家再生等推進事業

計画区域内に存する本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物もしくは不良住宅

・空き家対策総合支援事業

計画区域内に存する空き家対策特措法に基づく空家等、特定空家等及び不良住宅
※いずれの事業も空き家特措法に基づく空家等対策計画の策定が必要

③事業実施地区

市町村	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
	実施件数	実施件数	実施件数	実施件数	実施件数	実施件数	要望件数
山形市	1戸	3戸	0戸	1戸	2戸	2戸	5戸
上山市	5戸	3戸	9戸	8戸	10戸	8戸	15戸
天童市	—	—	—	—	3戸	3戸	5戸
山辺町	—	—	—	—	—	—	2戸
中山町	—	—	—	—	—	—	2戸
寒河江	—	—	1戸	0戸	3戸	4戸	10戸
朝日町	—	—	—	—	—	※1戸	※3戸
村山市	—	—	—	—	3戸	11戸	※14戸
尾花沢	—	—	—	—	—	2戸	3戸
米沢市	1戸	3戸	3戸	3戸	3戸	5戸	※17戸
南陽市	—	—	—	2戸	5戸	8戸	7戸
高畠町	—	—	—	—	—	—	3戸
長井市	—	—	—	—	6戸	3戸	3戸
川西町	—	—	0戸	—	1戸	0戸	3戸
飯豊町	3戸	10	4戸	5戸	1戸	※5戸	※11戸
鶴岡市	1戸	1戸	1戸	1戸	5戸	※3戸	※10戸
酒田市	2戸	3戸	—	—	—	—	—
三川町	—	0戸	0戸	0戸	1戸	0戸	5戸
庄内町	—	—	—	2戸	2戸	1戸	2戸
合計	13戸	23戸	18戸	22戸	45戸	56戸 ※6戸	119戸 ※71戸

令和2年度は交付申請済み戸数

※は空き家対策総合支援事業による除却戸数。

5 住宅・建築物安全ストック形成事業

(1) 住宅・建築物耐震改修等事業

地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業を行う地方公共団体に対し、国が必要な助成を行うものである。

①住宅

- ・耐震診断

令和2年度は32市町村で住宅への耐震診断への支援を実施する。

- ・住宅リフォーム総合支援事業（耐震改修分）

地震発生時における住宅の被害軽減を図るため、住宅の耐震改修工事を行う者に補助金を交付する。

県：耐震改修工事費に要する費用の25%（上限40万円）

市町村：27市町村で追加補助を実施（20万円～80万円）

住宅の耐震改修等事業の実績 (戸)

年度 区分	H28	H29	H30	H31/R1
耐震診断	137	97	78	70
耐震改修	21	22	21	14

②建築物（建築物耐震化促進事業）

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の改正により、耐震診断が義務化された大規模な民間建築物^{*1}の所有者に対する耐震診断^{*2}及び耐震補強設計^{*3}への支援に続き、耐震改修工事等に対して市との協調補助を実施する。令和2年度は実施予定がないが、国の補助制度が令和4年度まで延長されたため未着手の所有者に対して働きかけていく。

※1 耐震診断が義務化された大規模な民間建築物

多数の県民が利用する階数3階以上かつ延べ面積5,000㎡以上のホテル・旅館、百貨店、駐車場、結婚式場等

※2 耐震診断については、平成26・27年度に国・県・市町村が協調して補助を行い、対象となる建築物の耐震診断は完了。

※3 耐震補強設計については、平成28・29年度に国・県・市町村が協調して補助を行ったが、対象となる建築物のうち実施未定が5施設あり。

建築物耐震化促進事業の実績（対象施設：18施設） (施設)

	耐震診断	耐震補強設計	耐震改修工事等
平成26年度	6	-	-
平成27年度	6	-	-
平成28年度	-	6	-
平成29年度	-	2	3
平成30年度	-	-	3

注1) 耐震診断済み6施設（支援を受けずに実施したもの）

注2) 耐震補強設計・耐震改修工事等不要 5施設（耐震性あり2施設、改修済み1施設及び再開発2施設）

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業（土砂災害等危険住宅移転促進事業）

県民の生命の安全を確保することを目的として、「建築基準法」第39条に基づき地方公共団体が指定する災害危険区域及び同法第40条に基づき地方公共団体が指定するがけ地区域、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第9条に基づき知事が指定する土砂災害特別警戒区域において、危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する。

がけ地近接等危険住宅移転促進事業の実績 (件)

	除却	建物	土地
昭和49年～平成17年度	1,030	955	399
平成18年度～令和元年度	40	18	9
令和2年度(予定)	8	4	4

※平成18～29年度は土砂災害特別警戒区域のみを対象とした土砂災害等危険住宅移転促進事業の実績

『がけ地近接等危険住宅移転事業(S49～H17、H30～)』対象区域

建築基準法第39条による「災害危険区域」、同法第40条による「がけ地区域」

『土砂災害等危険住宅移転事業(H18～H29)』対象区域

土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」

6 やまがた健康住宅

住宅内のヒートショックによる事故や各種疾患防止のため、国で定める基準を上回る断熱性能を有する住宅の普及を図ること、住宅における冷暖房負荷を更に低減させるため住宅の高断熱高气密化を促進することを目的とし、山形の厳しい気候風土においても快適で健康に過ごせる「やまがた健康住宅」の認証制度を平成30年4月1日に創設するとともに、山形の家づくり支援事業等での支援制度を実施している。

(1) やまがた健康住宅認証制度

- ・対象住宅：新築住宅、全体改修を行う既存住宅
- ・認証基準：

等級	外皮平均熱貫流率(UA値)			相当隙間面積(C値)
	3地域	4地域	5地域	
I(☆☆☆)	0.24 W/m ² K 以下	0.28 W/m ² K 以下	0.28 W/m ² K 以下	2 cm ³ /m ² 以下 [推奨 1 cm ³ /m ² 以下]
II(☆☆)	0.28 W/m ² K 以下	0.34 W/m ² K 以下	0.34 W/m ² K 以下	
III(☆)	0.38 W/m ² K 以下	0.46 W/m ² K 以下	0.48 W/m ² K 以下	
【参考】 国の基準	0.56 W/m ² K 以下	0.75 W/m ² K 以下	0.87 W/m ² K 以下	-(基準なし)

- ・認定等実績 (件)

	新築			全体改修	
	設計適合証	検査済証	認定証	設計適合証	認定証
H30	29	18	13	0	0
R1	48	42	45	0	0

(2) その他

- ・「ヒートショック対策推奨基準」(部分的な断熱改修、局所暖房器設置等)を位置づけ
- ・新築工事、改修工事に対する支援制度に「やまがた健康住宅」への支援メニューを創設

	山形の家づくり利子補給制度	住宅リフォーム総合支援事業
	寒さ対策・断熱化型 (やまがた健康住宅)	寒さ対策・断熱化 (ヒートショック対策)
H30	21件	1,598件
R1	35件	1,721件

7 被災建築物応急危険度判定

大規模な地震により被災した建築物の余震等による建築物の倒壊、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全を図るために行うもの。県が認定した判定士が建築物の被害を調査し、余震等による二次災害の発生の程度を判定し、判定ステッカーにより住民に周知するための表示を行う。

平成7年の阪神・淡路大震災の際に初めて本格的に行われ、その有効性が認識された。その後の多くの地震においても活用されている。

①山形県被災建築物応急危険度判定士 認定者数 (令和2年3月末現在)

	行政判定士	民間判定士	計
村山総合支庁管内	93	506	599
最上総合支庁管内	8	60	68
置賜総合支庁管内	33	131	164
庄内総合支庁管内	48	215	263
計	182	912	1,094

②近年の派遣実績

	延べ人数(人)	調査件数(件)	実施期間
平成23年東日本大震災	72	2,634	H23.4.15～H23.4.22
平成28年熊本地震	30	128	H28.4.26～H28.4.28

8 宅地建物取引業指導の概要

宅地及び建物の取引の公正を確保するため、宅地建物取引業者の免許交付及び指導監督を行っている。

○山形県内の宅地建物取引業者数

H27	H28	H29	H30	R1
748業者	744業者	744業者	739業者	736業者

○山形県における宅地建物取引主任者資格試験結果

年度	受付申込者数	受験者数	合格者数	合格率
H27	1,007名	831名	115名	13.8%
H28	1,002名	812名	134名	16.5%
H29	1,010名	820名	107名	13.0%
H30	1,075名	864名	126名	14.6%
R1	1,094名	876名	143名	16.3%

9 建築行政の概要

(1) 建築基準法

国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準に従って確認、検査、指導等を行っている。

平成11年の改正建築基準法施行を受け、平成13年6月に民間の確認検査機関「(株)山形県建築サポートセンター」が山形市内に設立され、現在、県内全域を対象に「3階以下かつ500平方メートル以下」の建築物及びこれらの建築物に設置される建築設備・工作物の建築確認・検査を行っている。

また、階数、規模が一定程度以上の建築物（特殊建築物等）又は昇降機、建築設備については、建築基準法に基づき特定行政庁（県又は山形市）への定期的な報告が義務づけられており、報告内容の確認と是正指導を行っている。

① 認・許可件数

	H27	H28	H29	H30	R1
確 認	932件	924件	878件	776件	655件
許 認 可	22件	18件	20件	19件	14件

※建築確認申請受付件数は山形県受付分のみであり、工作物、建築設備、計画変更を含み、建築基準法第18条の規定による計画通知を含まない。

②建築審査会への付議件数

	H27	H28	H29	H30	R1
付議件数	0	1	1	3	1
同 意	0	1	1	3	1
不 同 意	0	0	0	0	0

③定期報告・検査の報告件数

		指定件数	報告すべき件数	報告件数	報告率(%)
特殊建築物等	H27	1,689	513	405	78.9
	H28	2,269	776	613	79.0
	H29	1,742	542	530	97.8
	H30	1,775	505	387	76.6
	R1	1788	618	539	87.2
昇降機等	H27	2,370	2,358	2,217	94.0
	H28	3,726	3,705	3,549	95.8
	H29	2,458	2,435	2,154	88.5
	H30	2,505	2,473	2,272	91.9
	R1	2,437	2,265	2,076	91.7
建築設備	H27	1,485	1,485	1,267	85.3
	H28	545	545	334	61.3
	H29	336	248	183	73.8
	H30	390	300	211	70.3
	R1	355	219	176	80.4
設備 防火	H30	762	759	614	80.9
	R1	738	728	654	89.8

※防火設備は30年度から報告対象に追加

(2) 建築士法

建築士・建築士事務所の業務の適正を図るため、建築士免許・建築士事務所の登録及び指導、監督並びに二級・木造建築士試験等を行っている。

なお、建築士法の規定に基づき、建築士登録関係業務については一般社団法人山形県建築士会が、建築士事務所登録関係業務については一般社団法人山形県建築士事務所協会が、それぞれ県に代わり当該業務を行っている。また、二級建築士・木造建築士試験業務については、公益財団法人 建築技術教育普及センター（東京都）が県に代わって試験業務を行っている。

①建築士・建築士事務所登録件数

		H27	H28	H29	H30	R1
建築士 (名)	一級	2,021	2,022	2,045	2,076	2,017
	二級	9,895	9,952	9,989	10,030	10,051
	木造	180	181	181	181	181
	計	12,096	12,155	12,215	12,287	12,249
建築士 事務所 (所)	一級	708	701	693	693	666
	二級	488	478	469	467	442
	木造	3	1	1	1	1
	計	1,199	1,180	1,163	1,161	1,109

※各年度末現在（令和元年度の一級建築士登録件数は4月末現在）

②二級建築士試験合格者数

	H27	H28	H29	H30	R1
総受験者数	179	167	128	174	152
合格者数	23	57	41	43	23
合格率	12.9%	34.1%	32.0%	24.7%	15.1%

③木造建築士試験合格者数

	H27	H28	H29	H30	R1
総受験者数	1	1	0	1	0
合格者数	1	1	0	0	0
合格率	100%	100%	—	0%	—

(3) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）

省エネ法では、建築物に係るエネルギーの使用の合理化を図る必要のある規模の建築物を「特定建築物」と位置づけ、新築、増改築及び大規模修繕の際に省エネ措置の内容を行政庁に届け出ることを義務付け、3年ごとに省エネ措置に関する維持保全状況を報告しなければならない。ただし、届出制度は内容を一部変更し、平成29年度からは建築物省エネ法に引き継がれ、定期報告制度は平成28年度末をもって廃止された。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）

社会経済情勢の変化に伴い建築物におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることから、建築物のエネルギー消費性能の向上を図るため、一定規模以上の建築物（2,000㎡以上の非住宅建築物）のエネルギー消費性能基準への適合義務の創設、エネルギー消費性能向上計画の認定制度等の創設等の措置を定めるものである。

適合義務は平成29年4月1日に、認定制度は平成28年4月1日に施行されている。

○適合義務・届出のあった件数（山形県受付分のみ）

		H29		H30		R1	
		適合判定件数	届出件数	適合判定件数	届出件数	適合判定件数	届出件数
住 宅	床面積2000㎡以上		0		3		2
	床面積300㎡以上2000㎡未満		80		66		73
住 宅	床面積2000㎡以上	0	3	0	4	0	1
以 外	床面積300㎡以上2000㎡未満		144		124		126

○認定制度認定件数（山形県認定分のみ）

	H28	H29	H30	R1
性能向上計画認定件数	2	7	10	11
基準適合認定件数	0	0	0	0

(5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）

市町村による低炭素まちづくり計画の作成や低炭素建築物の普及の促進のための措置等を講ずることにより、都市の低炭素化の促進を図ることを目的とした法律であり、低炭素建築物新築等計画の認定を受けた住宅には、所得税等の軽減や容積率の緩和等の優遇措置が適用される。（認定開始年度：平成25年度）

県の認定件数は、平成26年度0件、平成27年度9件、平成28年度4件、平成29年度4件、平成30年度2件、令和元年度0件となっている。

(6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定等を定めた法律である。

長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅には、住宅ローン減税の控除額割増や固定資産税等の軽減等の優遇措置が適用される。（認定開始年度：平成21年度）

○認定件数（山形県認定分のみ）（単位：戸）

	H27	H28	H29	H30	R1
認定戸数	306	270	265	330	260

(7) 高齢者等の移動の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）

新バリアフリー法は、公共交通機関、道路・公園などの公共施設及び建築物の一体的な整備を進める措置等を講ずることにより、高齢者等の移動・施設利用の利便性向上、安全性の向上を図ることを目的にしている。

建築主、建築物の所有者又は管理者は、特定建築物（学校、病院、劇場等、多数の者が利用する建築物）について、建築物の廊下、階段、出入口、便所、客室、駐車場等のバリアフリー化に努めなければならないこととされている。また、特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する施設）は特にバリアフリー化が必要なものと位置づけられており、延べ面積2,000㎡以上のもはバリアフリー化が義務づけられている。（建築確認申請時にバリアフリー基準に適合していることを審査する。）

なお、「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」では、特別特定施設のうち特別支援学校、病院・診療所、老人福祉センター等についてはバリアフリー化適合義務の対象面積を「延べ面積1,000㎡以上」に引き下げている。

また、特定建築物については建築等及び維持保全の計画について所管行政庁の認定を受けると、認定特定建築物の建築主は、建築物などに認定を受けている旨の表示を付することができる。

○認定件数（山形県認定分のみ）

	H27	H28	H29	H30	R1
認定件数	0	0	0	0	0

(8) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」で定められた10年間の瑕疵担保責任の履行を実現するための資力確保を義務化する新たな法律として、平成21年10月1日全面施行された。

施行日以降に引き渡される新築住宅の売主又は請負人には、「保険への加入」又は「保証金の供託」が義務付けられ、売主等は年に2回の基準日（3月31日、9月30日）ごとに、保険や供託の状況について、建設業法及び宅地建物取引業法を所管する県又は国に届け出なければならない。

○届出の戸数（知事免許分）

	H27.3	H27.9	H28.3	H28.9	H29.3	H29.9	H30.3	H30.9	H31.3	R1.9
建設業者	977	825	1,125	832	1,261	776	1,099	684	1,241	836
宅建業者	67	65	71	76	72	87	67	94	70	94

※保証金供託による実績なし

10 建築関係統計調査の概要

建築物の着工動態を明らかにし、住宅対策の参考や関係機関が経済動向を探るための利用など、建築及び住宅に関する基礎資料として各種統計表を公表している。

(1) 建築着工統計

区分		年度				
		H27	H28	H29	H30	R1
工事届(件)		5,577	5,644	5,465	5,290	5,438
除却届(件)		694	670	898	878	1,126
補正調査(件)		85	87	106	102	94
全建築物床面積(千㎡)		1,049	1,184	1,118	1,155	1,004
新設住宅床面積(千㎡)		571	577	573	611	556
新設住宅(戸)		5,414	5,517	5,968	6,207	5,697
利用別内訳	持家	2,991	3,035	3,005	3,211	2,804
	貸家	1,787	1,808	2,152	2,114	1,894
	給与住宅	15	30	49	14	25
	分譲住宅	621	644	762	868	974

(2) 住宅における工事別対比表

【床面積：㎡】

区分		年度		H27		H28		H29		H30		R1	
		戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積	戸数	床面積		
新設	戸数	5,414	82%	5,517	82%	5,968	82%	6,207	81%	5,697	81%		
	床面積	571,493	92%	576,603	92%	573,463	92%	610,989	90%	555,822	91%		
その他	戸数	1,225	18%	1,179	18%	1,276	18%	1,439	19%	1,365	19%		
	床面積	48,464	8%	51,344	8%	49,942	8%	64,779	10%	54,476	9%		

1.1 公共賃貸住宅供給事業

県または市町村が供給する賃貸住宅は、公営住宅と高齢者向け優良賃貸住宅及び特定公共賃貸住宅等がある。

(1) 公営住宅

公営住宅は、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、住宅に困窮している低所得者に対して入居者の所得状況に応じた低廉な家賃で供給されている。入居の収入基準は、「1か月の認定所得が158,000円以下」となっているが、障がい者のいる世帯や高齢者のいる世帯については、「214,000円以下」と緩和している。

本県の管理戸数は、令和2年3月31日現在、県営、市町村営の合計で、10,169戸になっており、住宅事情の緩和と住民の福祉向上に大きな役割を果たしている。

(2) 高齢者向け優良賃貸住宅

高齢者向け優良賃貸住宅は、高齢者単身・夫婦世帯向けのバリアフリー化された住宅である。市町村が事業主体となり、建設費及び家賃の一部を補助し、民間資力を活用して高齢者が暮らしやすい優良な住宅を供給するものである。

令和2年3月31日までに山形市(21戸)、米沢市(45戸)、庄内町(7戸)、河北町(15戸)が事業を行っている。

(3) 特定公共賃貸住宅等（特定公共賃貸住宅・地域優良賃貸住宅(公共供給型)）

特定公共賃貸住宅等は、地方公共団体が供給する中堅勤労者向けの良質な賃貸住宅である。

入居の収入基準は、1か月の認定所得が158,000円以上487,000円未満の範囲で地方公共団体が設定することとなっている。

公営住宅の入居階層と連続した広範囲の階層からなる公的賃貸住宅への居住ニーズに応えるとともに、地方定住促進、更には持家との格差の大きい賃貸住宅の居住水準の改善に寄与することが期待されている。

令和2年3月31日現在、9市町で計109戸を管理している。

○事業主体別・構造別公営住宅戸数（管理ベース）

令和2年3月31日現在

管内	市町村名	市 町 村 営 住 宅								県 営 住 宅								合 計								高優賃	特公賃	地優賃
		計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐	中耐	高層	計	木造	簡平	簡二	低耐	準中耐	中耐	高層			
村山	山形市	1,826						1,392	434	822	32			16		682	92	2,648	32	0	0	16	0	2,074	526	21		
	上山市	150		16	86			48		174					54	120		324	0	16	86	0	54	168	0		8	
	天童市	290		16				274		279				40		239		569	0	16	0	40	0	513	0			
	山辺町	62			12			50		40			6			34		102	0	0	18	0	0	84	0			
	中山町	30		12				18		64						64		94	0	12	0	0	0	82	0			
	寒河江市	194	16	26				152		68						68		262	16	26	0	0	0	220	0			
	河北町	53	3					50		36						36		89	3	0	0	0	0	86	0	15		
	西川町	27	27							0								27	27	0	0	0	0	0	0	0	6	
	朝日町	39	27					12		0								39	27	0	0	0	0	12	0		8	10
	大江町	34	34							24						24		58	34	0	0	0	0	24	0		28	
	村山市	94	24					70		36						36		130	24	0	0	0	0	106	0			
	東根市	235	70	29	48			88		56						56		291	70	29	48	0	0	144	0			
	尾花沢市	141	19					122		16						16		157	19	0	0	0	0	138	0		6	
大石田町	48						48		24						24		72	0	0	0	0	0	72	0		18		
小計	3,223	220	99	146	0	0	2,324	434	1,639	32	0	6	56	54	1,399	92	4,862	252	99	152	56	54	3,723	526	36	48	36	
最上	新庄市	362						362		136						136		498	0	0	0	0	0	498	0			
	金山町	77	29					48		0							77	29	0	0	0	0	48	0				
	最上町	93	61					32		0							93	61	0	0	0	0	32	0				
	舟形町	57	9					48		0							57	9	0	0	0	0	48	0				
	真室川町	72	16	20				36		0							72	16	20	0	0	0	36	0				
	大蔵村	0								0							0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	鮭川村	15	15							0							15	15	0	0	0	0	0	0	0			
	戸沢村	49	37					12		0							49	37	0	0	0	0	12	0				
小計	725	167	20	0	0	0	538	0	136	0	0	0	0	0	136	0	861	167	20	0	0	0	674	0				
置賜	米沢市	646		106				540		434				16		418		1,080	0	106	0	16	0	958	0	45		
	南陽市	106		58				48		76				10		66		182	0	58	0	10	0	114	0			
	高畠町	74	18	12		9		35		64						64		138	18	12	0	9	0	99	0	6		
	川西町	44	22	4				18		18						18		62	22	4	0	0	0	36	0			
	長井市	188	2	48				138		76	12					64		264	14	48	0	0	0	202	0			
	小国町	77	5	24				48		48						48		125	5	24	0	0	48	48	0			
	白鷹町	35	23					12		52	10					42		87	33	0	0	0	0	54	0			
飯豊町	16	16							12						12		28	16	0	0	0	0	12	0				
小計	1,186	86	252	0	9	48	791	0	780	22	0	0	26	0	732	0	1,966	108	252	0	35	48	1,523	0	45	6		
庄内	鶴岡市	811	79		18			714		268	16					252		1,079	95	0	18	0	0	966	0	11		
	酒田市	774	65		83	6		620		402						336	66	1,176	65	0	83	6	0	956	66	3		
	三川町	28	12					16		0								28	12	0	0	0	0	16	0			
	庄内町	121	29					92		34						34		155	29	0	0	0	0	126	0	7	13	
	遊佐町	26	10					16		16						16		42	10	0	0	0	0	32	0			
小計	1,760	195	0	101	6	0	1,458	0	720	16	0	0	0	0	638	66	2,480	211	0	101	6	0	2,096	66	7	27	0	
合 計	6,894	668	371	247	15	48	5,111	434	3,275	70	0	6	82	54	2,905	158	10,169	738	371	253	97	102	8,016	592	88	81	36	
比率 %	100.0	9.7	5.4	3.6	0.2	0.7	74.1	6.3	100.0	2.1	0.0	0.2	2.5	1.6	88.7	4.8	100.0	7.3	3.6	2.5	1.0	1.0	78.8	5.8				

1 2 新たな住宅セーフティネット制度の概要

「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部を改正する法律が平成29年10月に施行され、空き家・空き室を高齢者や障がい者、子育て世帯といった住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として県・中核市に登録できる制度がスタートした。

登録した住宅については、国土交通省が開設する専用ホームページに掲載されるほか、一定の条件のもと改修費補助や家賃低廉化補助などが受けられる。

本県では、令和2年3月31日現在で18棟、343戸の住宅が登録されている。

(1) セーフティネット住宅登録戸数（令和2年3月31日現在）

市町村	建物(棟)数	登録戸数
山形市	5棟	145戸
米沢市	3棟	95戸
鶴岡市	5棟	36戸
南陽市	4棟	61戸
大石田町	1棟	6戸
合計	18棟	343戸

(2) セーフティネット住宅供給促進事業

セーフティネット住宅として登録した住宅については、10年間住宅確保要配慮者専用に賃貸することを条件に、国及び地方自治体による改修費補助を受けることができる。

本県では、平成30年度からセーフティネット住宅供給促進事業を実施しており、セーフティネット住宅の改修に対して補助金を支出する市町村に対し、国交付金に係る地方負担分の半分を補助している。

令和元年度は、6市町（山形市・鶴岡市・寒河江市・南陽市・舟形町・白鷹町）で補助制度を整備し、このうち3市（山形市・鶴岡市・南陽市）に対し5件（28戸）分の補助を行った。

※家賃低廉化補助については、県補助を行わず、国及び市町村による補助としている。令和元年度は、4市町（山形市・鶴岡市・南陽市・白鷹町）で補助制度を整備し、このうち2市（鶴岡市・南陽市）が延べ22戸の補助を行った。

(3) セーフティネット住宅供給促進事業による準学生寮の整備

(2) のセーフティネット住宅供給促進事業を活用し、山形大学・東北芸術工科大学・県・市・山形県すまい・まちづくり公社の5者が連携し、山形市の中心市街地において空き家・空きテナントを学生寮に整備し、空き家等の発生抑制と中心市街地活性化及び学生の県内定着を図る取組みを行っている。

1 3 高齢者居住の安定確保の概要

高齢者向けの賃貸住宅制度は、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律が平成23年10月に施行されたことにより、「サービス付き高齢者向け住宅」に一本化された。

サービス付き高齢者向け住宅は、必要最低限の生活サービス（生活相談サービス、安否確認サービス）を必須とし、食事提供や清掃等の家事援助等を必要に応じて追加された住宅であり、知事の登録を受ける必要がある。

本県では、令和2年3月31日現在で1,477戸が登録を受けている。

サービス付き高齢者向け住宅市町村別登録件数（戸数）

令和2年3月31日

管内	市町村名	H23		H24		H25		H26		H27		H28		H29		H30		R1		合計	
		件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数	件数	戸数
村山	山形市	6	109	10	185	2	75			1	31	3	69			3	71	1	17	26	557
	上山市			2	29															2	29
	天童市			1	37	1	13					1	36			-1	-13			2	73
	山辺町																			0	0
	中山町																			0	0
	寒河江市	1	27	1	32															2	59
	河北町			1	20															1	20
	西川町												1	11						1	11
	朝日町																			0	0
	大江町																			0	0
	村山市																			0	0
	東根市										1	5								1	5
	尾花沢市																			0	0
	大石田町										1	12								1	12
小計	7	136	15	303	3	88	0	0	3	48	5	116	0	0	2	58	1	17	36	766	
最上	新庄市	1	37	1	26					1	50						-17			3	96
	金山町																			0	0
	最上町																			0	0
	舟形町																			0	0
	真室川町																			0	0
	大蔵村																			0	0
	鮭川村																			0	0
	戸沢村																			0	0
小計	1	37	1	26	0	0	0	0	1	50	0	0	0	0	0	0	-17	0	0	3	96
置賜	米沢市					2	54	1	29			1	38							4	121
	南陽市																			0	0
	高畠町																			0	0
	川西町																			0	0
	長井市																			0	0
	小国町																			0	0
	白鷹町																			0	0
	飯豊町																			0	0
小計	0	0	0	0	2	54	1	29	0	0	1	38	0	0	0	0	0	0	4	121	
庄内	鶴岡市	2	70	3	68					1	25	2	44							8	207
	酒田市	1	20	4	79	2	57	1	20	2	30	1	12			-1	-20	1	70	11	268
	三川町									1	19									1	19
	庄内町																			0	0
	遊佐町																			0	0
小計	3	90	7	147	2	57	1	20	4	74	3	56	0	0	-1	-20	1	70	20	494	
合計	11	263	23	476	7	199	2	49	8	172	9	210	0	0	1	21	2	87	63	1477	

1.4 市街地再開発事業・優良建築物等整備事業

(1) 事業概要

①市街地再開発事業

都市再開発法に基づき市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、権利変換手法等により行われる、建築物、敷地、公共施設等の整備事業。(補助率 国費1/3 地方公共団体1/3)

②優良建築物等整備事業

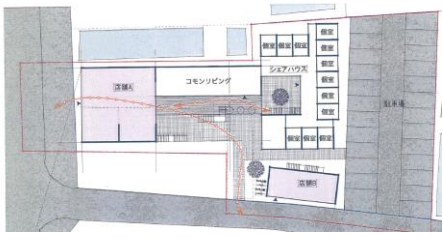
都市再開発法に基づかない任意の再開発事業として、良好な市街地住宅の整備や空地等の整備を図るもの。市街地の再開発を目的とする「優良再開発型」、市街地住宅の供給を目的とする「市街地住宅供給型」、既存の建築物ストックを現在の居住ニーズに合ったストックに再生することを目的とする「既存ストック再生型」の3つのタイプがある。

(2) 近年の実施地区

- ・山形市十日町一丁目地区優良建築物等整備事業 平成15年度～平成17年度
- ・酒田市中町三丁目地区第一種市街地再開発事業 平成14年度～平成18年度
- ・山形市七日町第6ブロック地区優良建築物等整備事業 平成22年度～平成24年度
- ・鶴岡市本町一丁目地区優良建築物等整備事業 平成28年度

(3) 今年度の実施予定地区

地区名	完成予想図	事業概要
七日町第5ブロック 南地区 (山形市)		○事業期間 平成28年度～令和2年度 ○地区面積 0.4ha ○主な用途 店舗, マンション, 駐車場 等 ○R2事業概要 本体工事
酒田駅前地区 (酒田市)		○事業期間 平成28年度～令和3年度 ○地区面積 1.4ha ○主な用途 店舗, ホテル, マンション, 図書館, 駐車場 等 ○R2事業概要 本体工事、既存解体
酒田中町二丁目 地区 (酒田市)		○事業期間 平成28年度～令和2年度 ○地区面積 0.4ha ○主な用途 店舗, オフィス, 銀行, 駐車場 等 ○R2事業概要 既存解体、本体工事着手 等

地区名	完成予想図	事業概要
本町一丁目3街区 (鶴岡市)		<ul style="list-style-type: none"> ○事業期間 平成30年度～令和2年度 ○地区面積 0.2ha ○主な用途 住宅・店舗 等 ○R2事業概要 実施設計 本体工事着手等

※完成予想図はイメージであり、実際とは異なる場合があります。

15 街なみ環境整備事業

(1) 事業概要

「街なみ環境整備事業」は住宅が密集し、かつ生活道路等が未整備の地区において、ゆとりと潤いのある住宅地区形成のため、住環境の整備・改善を図る事業。

(2) 対象事業 通路や小公園、集会所等の地区施設の整備、門・塀等の外観修景整備

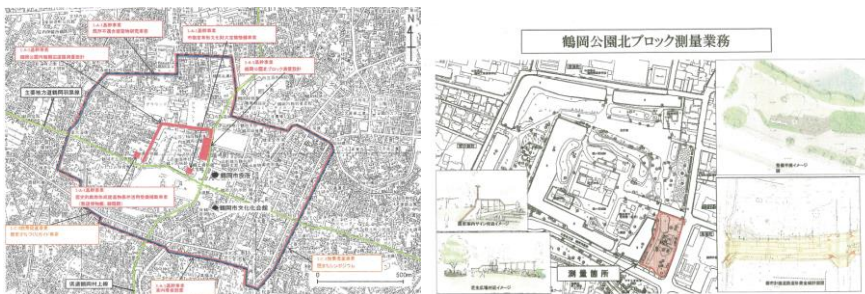
(3) 近年の実施地区

- ・金山町金山区域地区 平成16年度～平成 24年度

(4) 令和2年度事業実施地区

	鶴岡市鶴岡公園とその周辺地区	鶴岡市羽黒手向地区	鶴岡市羽黒松ヶ丘地区	山形市山寺地区	山形市蔵王地区
地区面積	120ha	538ha	293ha	235ha	24ha
整備計画年度	H26～R4	H26～R4	H26～R4	R2～R11	R2～R11
令和2年度事業費(国費)	14,509千円 (7,254千円)	22,115千円 (9,040千円)	5,300千円 (1,900千円)	8,578千円 (4,289千円)	4,716千円 (2,358千円)
事業内容	案内板整備等	案内板整備等	活動支援等	住宅、外構の修景	住宅、外構の修景

【事業イメージ(鶴岡市鶴岡公園とその周辺地区)】



【事業イメージ(山形市山寺地区)】



16 山形県住宅供給公社の概要

住宅供給公社は、昭和40年11月に設立され、住宅を必要とする勤労者に対し、住宅の積立分譲等の方法により、居住環境の良好な住宅団地の開発、供給等を行ってきた。

平成28年度に「公社等に関する指導指針」（H28.3月改定）に基づき、事業の意義、経営健全性、費用対効果の視点から公社のあり方を検証した結果、令和4年の廃止予定を見直し、地方創生に貢献する新たな役割を担う組織として、愛称を「山形県すまい・まちづくり公社」と定め、再生することとした。

(1) 機構

設立団体	本 所	支 所
山 形 県	山形市緑町一丁目 9番30号	山形市、天童市、米沢市、酒田市、鶴岡市、新庄市、 上山市、村山市、南陽市の市役所及び河北町、山辺町、 中山町の役場

(2) 組織(令和2年4月1日)

理事長(1)―専務理事(1)―常務理事(1)

【副知事】 【常勤】 【常勤】

上記役員以外に、非常勤の理事(5)と監事(2)

○総務企画課（7）
○まちづくり推進課（7）
○定住促進課（3）
○販売課（4）

(3) 出資額

26,000千円	}	山形県	13,000千円	山形市	3,000千円	天童市	3,000千円
		米沢市	1,000千円	酒田市	1,000千円	鶴岡市	1,000千円
		村山市	500千円	東根市	500千円	上山市	500千円
		新庄市	500千円	南陽市	500千円	庄内町	500千円
		河北町	500千円	山辺町	500千円		

(4) 令和元年度事業実績

① 分譲事業

i) 助成・管理	公社タウン蔵王みはらしの丘等の助成・管理費	13,703千円
ii) 販売	宅地分譲	50区画

② 地域づくり支援事業

i)	まちの再生支援事業（老朽空き家解体跡地2箇所の販売）	2,293千円
ii)	空き家買取り再販モデル事業 （空き家のリノベーション・販売、新規空き家の取得）	12,356千円
iii)	空き家利活用推進事業（子育て世帯向け賃貸住宅整備の技術支援）	168千円
iv)	空き家相談窓口事業（空き家無料相談会等の開催）	197千円

V) 市町村施設の整備支援	
・立替施行（2市町の施設整備の発注から引渡しを代行）	423,189千円
・技術支援（南陽市の施設状況調査に係る技術支援）	1,382千円
vi) 市町村営住宅の管理支援（朝日町営住宅の管理）	5,986千円
vii) 定住促進に向けた宅地開発（中山町、川西町要請による宅地開発に係る基本調査）	3,297千円

③資産の有効活用（定期借地等）

i) 業務用地等	22箇所
ii) 居住用地	25箇所

(5) 今後の事業

人口減少の進展に伴う空き家の増加や子育て支援といった課題に直面する市町村を公社の技術力等により支援し、地域活性化を図るため次の事業を実施していく。

- ①市町村からの住宅施策等に関する相談の受付け
- ②定住促進のための「子育て施設」、「若者向け住宅」又は「市町村営住宅」の整備への支援
- ③市町村の公営住宅管理業務への支援
- ④まちの再生を図るための支援(老朽空き家の解体と跡地の販売、空き家買取り再販 等)
- ⑤準学生寮の管理運営

17 すまい情報センター・県営住宅の指定管理者の概要

(1) 業務内容

- ①住宅に関する総合相談
 - (i) 住宅の設計、建設工法等の相談
 - (ii) 住宅の維持管理、リフォームの相談
 - (iii) 工事契約等に係るトラブル等の相談

②住宅宅地情報

- (i) 県及び市町村営住宅の入居者募集情報
- (ii) 土地開発公社等の公的分譲宅地情報
- (iii) 民間の賃貸住宅の入居者募集情報

③県営住宅の公募・管理業務

(2) 運営方法

- ①指定管理者（株式会社西王不動産）により運営

②配置人員	職員総計	21人	(内、住宅相談担当1人)
	内、最上事務所常駐	2人	
	置賜事務所常駐	5人	
	庄内事務所常駐	4人	

(3) 開館時間及び休館日

開館時間は、午前10時から午後6時まで（年末年始及び毎週月曜日休館）
（住宅に関する総合相談は、午前10時から午後4時30分まで。）

第15章 営繕

1 年度別営繕工事・業務委託(依頼部局別)

単位：千円

□ 依頼部局	平成30年度(実績)		令和元年度(実績)		令和2年度(予定)	
	(件数) 契約額	%	(件数) 契約額	%	(件数) 予算額	%
総務部	(7) 531,615	(6.1%) 7.0%	(5) 697,575	(4.2%) 5.8%	(3) 260,406	(3.2%) 6.3%
子育て若者応援部	(0) 0	(0.0%) 0.0%	(0) 0	(0.0%) 0.0%	(1) 78,642	(1.1%) 1.9%
環境エネルギー部	(3) 23,323	(2.6%) 0.3%	(1) 9,983	(0.8%) 0.1%	(0) 0	(0.0%) 0.0%
健康福祉部	(3) 86,735	(2.6%) 1.1%	(4) 117,835	(3.3%) 1.0%	(2) 6,765	(2.1%) .2%
産業労働部	(6) 121,048	(5.2%) 1.6%	(5) 133,947	(4.2%) 1.1%	(8) 348,302	(8.4%) 8.4%
観光文化スポーツ部	(17) 3,672,551	(14.8%) 48.1%	(15) 7,575,639	(12.5%) 62.8%	(4) 311,329	(4.2%) 7.5%
農林水産部	(17) 620,998	(14.8%) 8.1%	(9) 1,333,418	(7.5%) 11.1%	(6) 409,439	(6.3%) 9.9%
県土整備部	(4) 100,771	(3.5%) 1.3%	(13) 214,075	(10.8%) 1.8%	(2) 348,956	(2.1%) 8.5%
教育庁	(45) 2,034,761	(39.1%) 26.7%	(53) 1,598,122	(44.2%) 13.2%	(54) 1,764,633	(56.8%) 42.7%
病院事業局	(5) 353,995	(4.3%) 4.6%	(10) 270,829	(8.3%) 2.2%	(12) 482,806	(12.6%) 11.7%
総合支庁	(8) 86,172	(7.0%) 1.1%	(5) 113,420	(4.2%) .9%	(3) 117,851	(3.2%) 2.9%
計	(115) 7,631,969	(100.0%) 100.0%	(120) 12,064,843	(100.0%) 100.0%	(95) 4,129,129	(100.0%) 100.0%
対前年度比(件数)	(125.0%)	/	(104.3%)	/	(79.2%)	/
(金額)	153.4%	/	158.1%	/	34.2%	/

※ 主管部局発注で技術協力(積算・監理等)の依頼分を含む

※ 債務負担工事は、各年度割の工事額を計上し、契約件数は各年度にそれぞれ計上

2 令和元年度の営繕工実施状況(総合支庁別)

契約額の単位：千円

□ 総合支庁	工事		業務委託		合計	
	(件数) 契約額	%	(件数) 契約額	%	(件数) 契約額	%
営繕室	(21) 8,353,616	(28.0%) 71.1%	(8) 178,027	(17.8%) 57.7%	(29) 8,531,643	(24.2%) 70.7%
村山総合支庁	(29) 2,693,995	(38.7%) 22.9%	(16) 65,601	(35.6%) 21.3%	(45) 2,759,596	(37.5%) 22.9%
最上総合支庁	(3) 123,693	(4.0%) 1.1%	(4) 8,186	(8.9%) 2.7%	(7) 131,879	(5.8%) 1.1%
置賜総合支庁	(4) 163,909	(5.3%) 1.4%	(4) 17,339	(8.9%) 5.6%	(8) 181,248	(6.7%) 1.5%
庄内総合支庁	(18) 421,168	(24.0%) 3.6%	(13) 39,309	(28.9%) 12.7%	(31) 460,477	(25.8%) 3.8%
合計	(75) 11,756,381	(100.0%) 100.0%	(45) 308,462	(100.0%) 100.0%	(120) 12,064,843	(100.0%) 100.0%

※ 営繕室には、病院事業局への技術協力(積算・監理等)を含む

令和2年度の主な営繕工事の概要

■ 主な工事

(1) 平成28年度からの継続事業

- 山形県総合文化芸術館新築工事 (H28～R2)
雁木及び雁木内店舗工事 (R1.9～R2.9)
鉄骨造平屋建て 建築面積：777.28 m²

(2) 平成29年度からの継続事業 (明許繰越)

- 山形県農業総合研究センター園芸試験場改築整備 (H29～R2)
既設施設(本館、旧寒河江普及所、バ^ン材育種棟)解体工事 (R2)

(3) 平成30年度からの継続事業

- 新庄病院改築整備 (H30～R5)
改築整備基本及び実施設計業務委託 (H30.9～R2.6)
改築整備工事 (H2～R4)
構造：鉄筋コンクリート6階建て 延床面積：約27,000 m²

(4) 令和元年度からの継続事業

- 庄内総合高等学校改築整備工事 (R1～R3)
特別教室棟改築工事 (R2～R3)
構造：鉄筋コンクリート2階建て 延床面積：約3,000 m²

(5) 令和2年度からの新規事業

- 農林業専門職大学新築工事
新築工事基本及び実施設計業務委託 (R2～R3)

■ 工事・設計業務箇所図



4 県有施設の維持保全推進事業

(1) 県有施設の維持保全推進会議

既存県有施設の長期的な活用と施設利用者の安全性の確保を目的として、平成14年度から県有施設の管理業務に携わる担当課と県土整備部営繕担当部署等で「県有施設維持保全推進会議」（事務局 建築住宅課営繕室）を構成し、計画的な維持保全のあり方について定期的な検討を実施している。

また、平成17年度施行の改正建築基準法により、県有施設へも特殊建築物の定期点検が義務付けられたことから、維持保全定期調査に加え、定期点検を総合的に実施している。

(2) 県有施設の維持保全定期調査

県有施設の定期調査、点検は本庁及び総合支庁の営繕担当職員により実施している。

法的に定期点検が義務付けられた学校、児童福祉施設等の特殊建築物等の定期点検は、建築物は3年毎、建築設備は毎年実施している。

また、一定規模以上の事務所の維持保全定期調査は3年毎に実施している。

結果については、施設管理者へ報告と必要な指導を行い、日常の維持保全や修繕計画の作成等に活用を図るとともに、調査結果をデータベース化することにより、県有施設全体の長期維持保全に寄与することを目的としている

R元 定期点検等公所別件数(建築物)

単位(施設数)

	集会場	博物館	学校	体育館	自動車車庫 格納庫	スポーツ 練習場等	事務所	合計	定期調査 対象施設 (特殊建築物 以外の 一般事務所)	総計
村山総合支庁	0	2	15	1	0	0	3	21	0	21
最上総合支庁	0	1	7	0	0	0	1	9	0	9
置賜総合支庁	0	2	8	0	0	0	2	12	4	16
庄内総合支庁	0	1	12	0	0	1	1	15	4	19
営繕室	1	2	1	2	2	4	1	13	10	23
総数	1	8	43	3	2	5	8	70	18	88

*他に建築設備のみの点検施設として127施設がある。

R2 定期点検等公所別件数(建築物)

単位(施設数)

	病院	共同住宅	学校	体育館	児童福祉 施設等	スポーツ 練習場等	自動車車庫 格納庫	合計	定期調査 対象施設 (特殊建築物 以外の 一般事務所)	総計
村山総合支庁	0	0	6	0	5	0	8	19	0	19
最上総合支庁	0	1	1	0	1	0	2	5	2	7
置賜総合支庁	0	0	2	0	2	0	6	10	0	10
庄内総合支庁	0	0	5	0	3	0	4	12	2	14
営繕室	6	0	1	1	0	1	0	9	7	16
総数	6	1	15	1	11	1	20	55	11	66

*他に建築設備のみの点検施設として130施設がある。